

平成 27 年度

包括外部監査結果報告書

テーマ

農林水産局（農林水産事務所等を含む）の
財務に関する事務の執行及び事業の管理について

平成 27 年度

広島県包括外部監査人

和 泉 年 昭

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）.....	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由.....	1
4. 監査対象機関.....	1
5. 監査対象期間.....	1
6. 監査要点.....	1
7. 主な監査手続.....	2
8. 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者の資格及び氏名.....	2
9. 包括外部監査の実施期間.....	2
10. 監査場所.....	2
11. 利害関係.....	2
第2 農林水産局の事業の概要	4
1. 広島県における農林水産業の状況.....	4
（1）農業の状況.....	5
（2）林業の状況.....	14
（3）水産業の状況.....	17
2. 農林水産業費の推移.....	21
3. 農林水産局の組織.....	23
4. 農林水産業を取り巻く問題に対する広島県の取組み.....	28
（1）2020 広島県農林水産業チャレンジプラン.....	28
（2）チャレンジプランの推進体制.....	28
（3）チャレンジプランで掲げられている目標.....	29
第3 全般的事項に関する意見	38
1. 農林水産局全体に関する意見.....	38
（1）補助金、委託料の確認作業について.....	38
（2）補助金交付金の交付先.....	38
2. チャレンジプラン及びアクションプログラムに関する課題及び意見.....	39
（1）農業編における数値目標.....	39
（2）林業編における数値目標.....	42
（3）水産業編における数値目標.....	45
（4）農林地の公益的機能の維持発揮の取組における数値目標.....	47
（5）農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保のための取組における数値目標.....	47
（6）アクションプログラムについて.....	48
（7）チャレンジプランの達成状況の開示.....	48
第4 各事業に関する指摘及び意見	50
1. 監査の対象とした事業一覧.....	50
2. 生産から販売までが一体となった持続的な農業の確立に関する事業.....	53
（1）農地中間管理事業.....	53
（2）農地集積加速化支援事業.....	63
（3）新規就農者育成交付金事業.....	65
（4）担い手経営発展チャレンジ事業.....	69
（5）重点品目産地拡大推進事業.....	71
（6）6次産業化総合支援事業.....	73

(7) ひろしまフードフェスティバル開催事業.....	77
(8) 農業制度資金利子補給等事業.....	79
3. 県産材の安定供給と利用拡大による持続的な林業の確立に関する事業.....	83
(1) ひろしま林業ビジネスモデル実践プロジェクト.....	83
4. 生産から販売までが一体となった持続的な水産業の確立に関する事業.....	88
(1) 栽培漁業センター運営費(管理委託).....	88
(2) 漁業取締費.....	89
5. 「県民の安全で安心できる食生活の実現」に関する事業.....	93
(1) 食の安全・安心確保対策事業.....	93
6. 「持続的な農業生産活動による農地の効率的な利用と保全」に関する事業.....	96
(1) 中山間地域等直接支払事業.....	96
(2) 農業・農村多面的機能支払事業.....	104
(3) 集落で取り組む鳥獣被害対策確立事業.....	106
(4) 農村整備事業受託工事費.....	109
(5) 三川ダム管理費.....	112
7. 「多様な森林の整備と保全」に関する事業.....	114
(1) 県営林事業費特別会計.....	114
(2) 緑化センター管理費.....	116
(3) ひろしまの森づくり事業.....	118
8. 農業技術大学校.....	126
(1) 概要.....	126
(2) 新規就農者の確保・育成に向けての取組.....	127
(3) 指導内容の開示方法.....	132
(4) ハウス施設新設の工事費.....	133
(5) 固定資産台帳の整備.....	134
(6) リース資産.....	134
(7) 事業費区分の再考.....	135
9. 公共工事.....	136
(1) 公共工事を行っている主要な事業.....	136
(2) 農林水産局における公共工事の特徴.....	139
(3) 設計・契約変更に係る検討課題.....	139
(4) 工事請負契約に係る設計・契約変更に係るルール of 現状.....	139
(5) 設計・契約変更に係るルール of 運用状況.....	141
(6) 個別の工事の検証まとめ.....	161
(7) 2月補正予算を財源とした契約変更の取扱い.....	162
(8) 補正予算を財源とした工事の管理方法について.....	163
(9) 漁業経営構造改善事業.....	164
10. 貸付金.....	169
(1) 木材産業等高度化推進資金事業.....	169
(2) 就農支援資金貸付金.....	171
(3) 農業共済基金出資金貸付金.....	173
(4) 沿岸漁業改善資金.....	176
(5) 農業改良資金.....	177

第5 総括意見.....	179
--------------	-----

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

農林水産局（農林水産事務所等を含む）の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

現在、農林水産業を取り巻く環境は大きく変化している最中にあり、減反政策の平成30年での廃止、農業協同組合法の改正、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の大筋合意など、報道で大きく取り上げられる機会も増え、国民全体の関心を集めている。

農林水産業は、全国的にも所得の減少、担い手不足の深刻化、高齢化の進展、農山漁村の活力の低下等、厳しい状況に直面していることが広く認識されている産業であり、広島県においても、地域を支える主要な産業として自立できる農林水産業を目指し、重点的な取組の1つとして、様々な取組が行われているところである。

広島県の農林水産業の従事者は、総農家数56,613戸（平成27年度 全国15位）、林家数44,867戸（平成22年 全国2位）、漁業就業者数4,772人（平成20年 全国18位）という状況であり、平成26年度における農林水産局所管の歳出予算も280億円と、農林水産業は重要な産業であるといえる。

特に、平成22年には「2020広島県農林水産業チャレンジプラン」を策定し、「産業として自立できる農林水産業の確立」を最も重要な目標として、10年後（平成32年）の目指す姿を描いて取組を進め、更にその3年経過後の平成26年11月には「チャレンジプラン」の進捗状況を検証するとともに、目標をより着実に実現していくための具体的な取組を進める「アクションプログラム」を策定、公表している。

広島県独自の取組み、単独で実施する事業が比較的多いことから、節目となる平成26年度の状況を確認し、農林水産業の事務事業の執行及び管理について検討することは意義が大きいと判断し、特定の事件として選定した。

4. 監査対象機関

農林水産局及び農林水産局に属する事務所等

5. 監査対象期間

原則として、平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日）を対象とし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とする。

6. 監査要点

- (1) 農林水産局（農林水産局事務所等を含む）における財務事務の執行及び事業の管理が関係法令及び内部規則に従って実施されているか

(2) 農林水産局(農林水産局事務所等を含む)における財務事務の執行及び事業の管理が経済性、有効性及び効率性の観点から適切に実施されているか

(3) 事業の見直し、モニタリングは十分に行われているか

(4) 備品、設備、債権などの財産の保全、管理状況は適切か

7. 主な監査手続

農林水産局(農林水産事務所等を含む)の所管する各事業の概要について、責任者及び担当者への質問、説明資料の閲覧により確認した。

各事業の業務の執行状況について、法令、条例、要綱、契約書、実績報告書等の関係書類の閲覧、分析、担当課・担当者への質問、意見聴取、現地調査、その他監査人が必要と判断した手続を実施した。

8. 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者の資格及び氏名

包括外部監査人 公認会計士 和泉 年昭

補助者	弁護士	水谷 耕平
	税理士	朝長 慎弥
	公認会計士	竹本 辰三
	公認会計士	井上 芳紀
	公認会計士	黒田 篤史

9. 包括外部監査の実施期間

平成27年7月1日から平成28年3月31日まで

10. 監査場所

県庁外部監査人室のほか、以下の関係部署について現場視察を実施した。

関係部署	日時
広島県立農業技術大学校	平成27年10月9日
呉豊島漁業協同組合	平成27年11月11日
広島県栽培漁協センター	平成27年11月24日
漁業取締船「しおかぜ」	平成27年12月9日

11. 利害関係

選定した特定の事件について、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(語句の説明)

「指摘」：一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合、
或いは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当
する事項を記載している。

「意見」：一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つもの
として専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

(注) 本報告書の記載金額は、端数処理の関係で合計欄の金額と内訳の合計額が一
致しない場合がある。

第2 農林水産局の事業の概要

1. 広島県における農林水産業の状況

広島県は、東西に130 km、南北に120 kmに広がり、総面積847,938haで中国・四国地方で最も広く、全国面積の2.2%（全国10位）を有している。総面積847,938haのうち、農地は56,500ha（7%）、林野が618,912ha（73%）を占めており、全国平均（65%）と比較しても林野の占める割合が大きいことが特長としてあげられる。

瀬戸内海の島々や沿岸地域では、生産量全国1位のレモンをはじめ、みかんなどの各種かんきつ類が栽培され、県北・中央部地域では、米を主体に日本なし、ぶどう等の落葉果樹が栽培されている。

広島市、福山市では、広島菜、ほうれん草、わけぎなどの葉物の栽培が盛んに行われており、県北部地域では和牛や鶏卵の生産が行われている。

また、瀬戸内海において漁業も盛んで、屈曲に富んだ海岸線は、142に及ぶ島嶼を含め約1,129kmに及ぶ。海域は狭隘であるが好漁場に恵まれており、多種多様な海面漁業が営まれている。広島湾の複雑な地形と栄養分の豊かな太田川の影響を受けて発展したかき養殖はその歴史も古く、収穫量は全国1位である。内水面については、太田川や江の川をはじめとする6水系でのアユ漁等と、ニシキゴイやマス類の養殖等が営まれている。

全国的に生産順位の高い農林水産物

区分	調査対象年	単位	実数		本県の順位	
			広島県	全国	シェア (%)	順位
秋植えばれいしょ	平成26	t	2,090	46,700	4.5	4
わけぎ	平成24	〃	877	1,395	62.9	1
くわい	〃	〃	230	333	69.1	1
みかん	平成26	〃	27,600	874,700	3.2	8
はっさく	平成24	〃	5,567	34,618	16.1	2
いよかん	〃	〃	255	43,198	0.6	6
ネーブルオレンジ	〃	〃	2,201	6,598	33.4	1
不知火（デコポン）	〃	〃	3,402	43,942	7.7	4
清見	〃	〃	870	15,910	5.5	3
イチジク	〃	〃	758	14,568	5.2	6
レモン	〃	〃	4,946	8,681	57.0	1
鶏卵	平成26	〃	133,337	2,501,921	5.3	4
かき（殻付き）	平成25	〃	106,111	164,139	64.6	1

（出典：広島県農林水産局「広島県農林水産業の動き」）

(1) 農業の状況

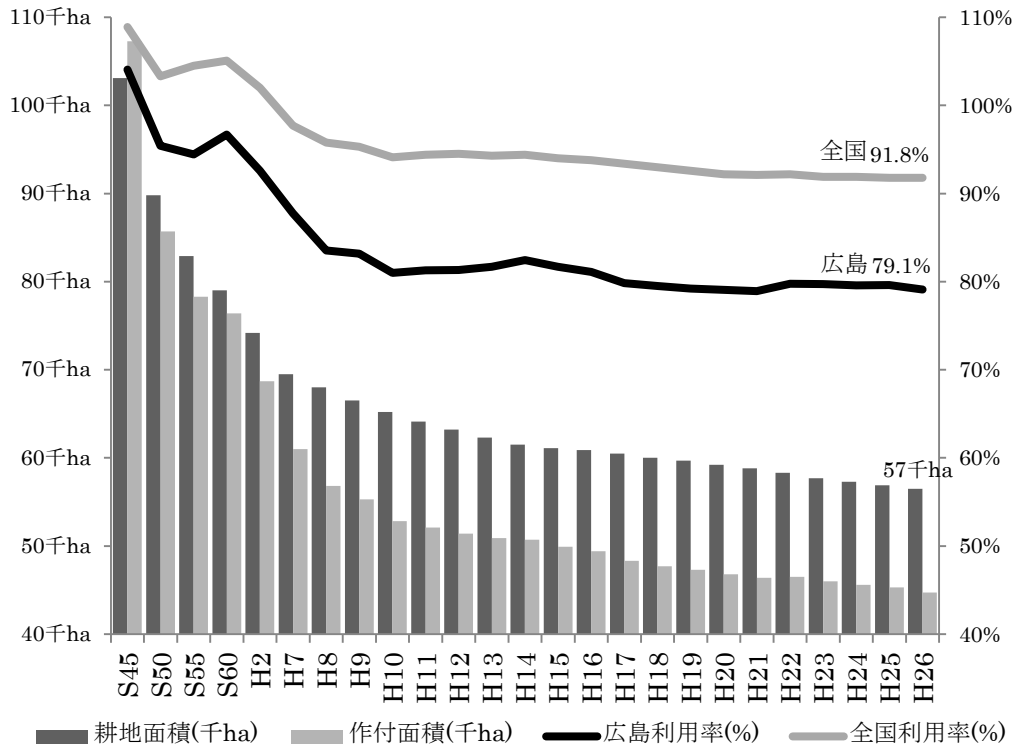
ア. 耕地面積について

耕地面積は、平成 26 年で 56,500ha (全国 27 位) で、このうち、41,900ha が田、14,600ha が畑で構成されている。

過去からの推移について、日本全体で見ると昭和 36 年を最高にその後年々減少に推移しているが、広島県においても同様の推移を示しており、毎年減少していることがわかる。平成 25 年から 26 年にかけても、田畑の拡張は、開墾による 3ha に対して、かい廃 (田又は畑が他の地目に転換し作物の栽培が困難となった状態) は、宅地への転用、耕作放棄などにより 382ha 減少している。

更に、耕地利用率 (耕地面積に対する作付け (栽培) 延べ面積の割合) を見ると、79.1% (全国 44 位) で耕作放棄地が多いことがわかる。

広島県の耕作面積及び利用率



※利用率 = 作付面積 / 耕地面積 × 100

(農林水産省「耕地及び耕作面積統計」を基に作成)

イ. 農業産出額、生産農業所得 * について

農業産出額は、平成 26 年で 1,086 億円 (全国 28 位) で、主要な農畜産

* 農業総産出額 = Σ (品目別生産数量 × 品目別農家庭先販売価格)

生産農業所得とは、農業総産出額から物的経費 (減価償却費及び間接費を含む) を控除し、経常補助金を加算した農業純生産 (付加価値額) である。具体的には、次の方法で推計する

生産農業所得 = 農業産出額 × 所得率 + 経常補助金等

所得率は、次のとおり算出する

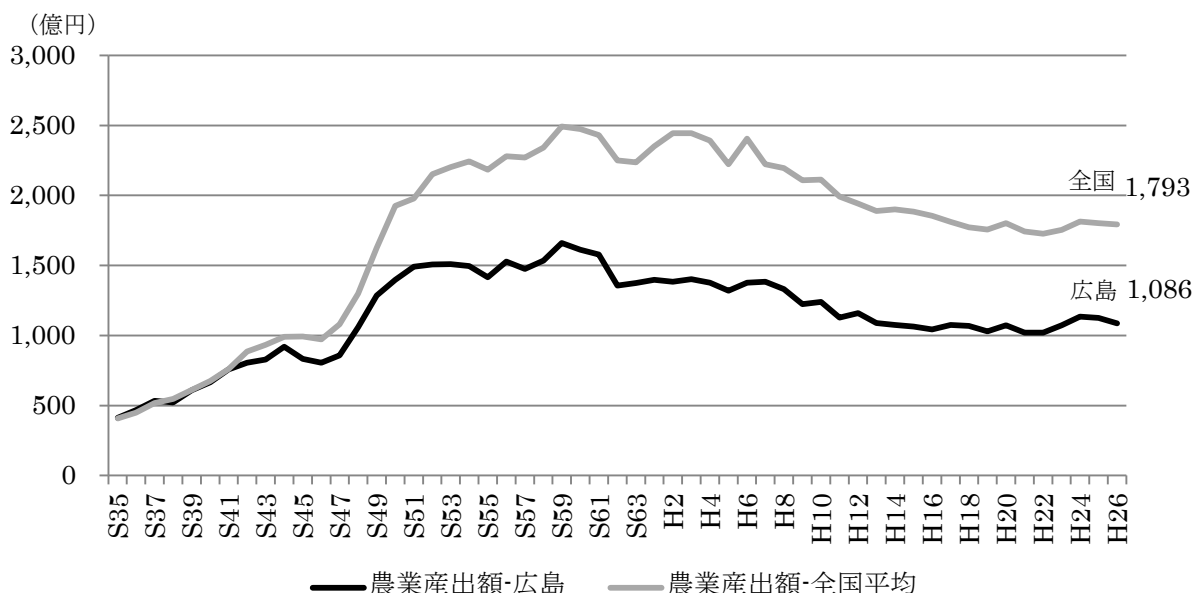
所得率 = (農業粗収益 - 経常補助金等 - 物的経費) / (農業粗収益 - 経常補助金等)

(出典: 農林水産省 HP「生産農業所得統計の概要」)

物としては、鶏卵が 270 億円(24.9%)と最も高く、米が 203 億円(18.7%)、野菜 182 億円(16.8%)、果実 142 億円(13.1%)という状況である。過去からの推移について、日本全体で見ると昭和 59 年から継続的に減少しており、広島県においても同様に減少が続いている。

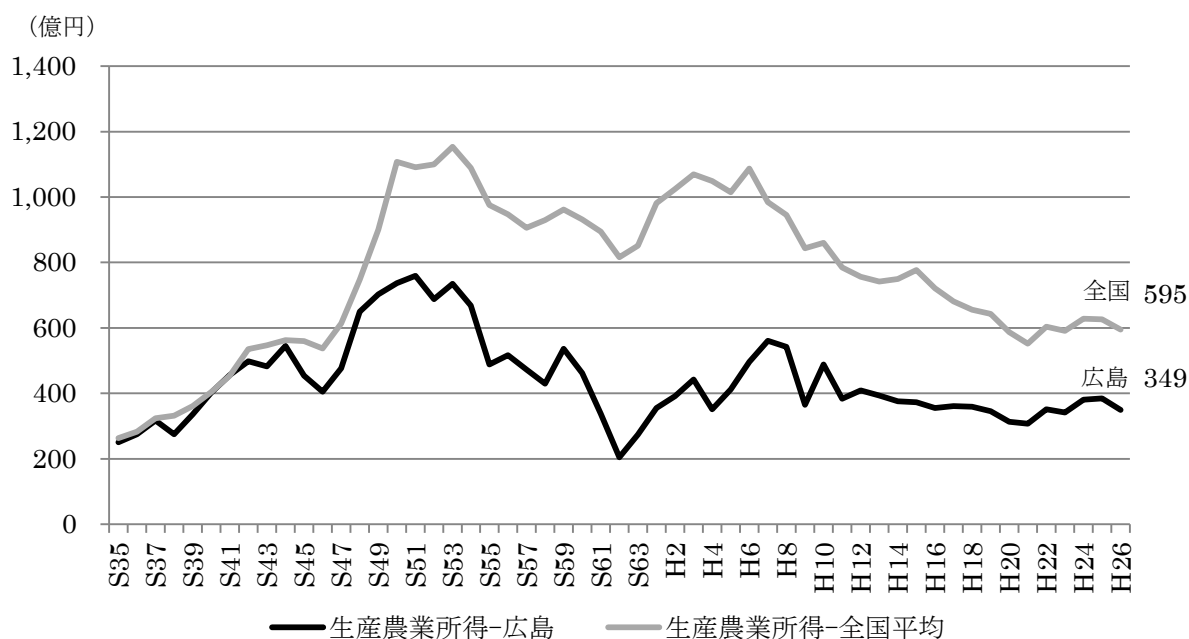
また、生産農業所得は平成 26 年で 349 億円(全国 29 位)で、全国平均の 595 億円を大きく下回る状況が続いている。

農業産出額の推移（広島県、全国平均）



(農林水産省「生産農業所得統計」を基に作成)

生産農業所得の推移（広島県、全国平均）

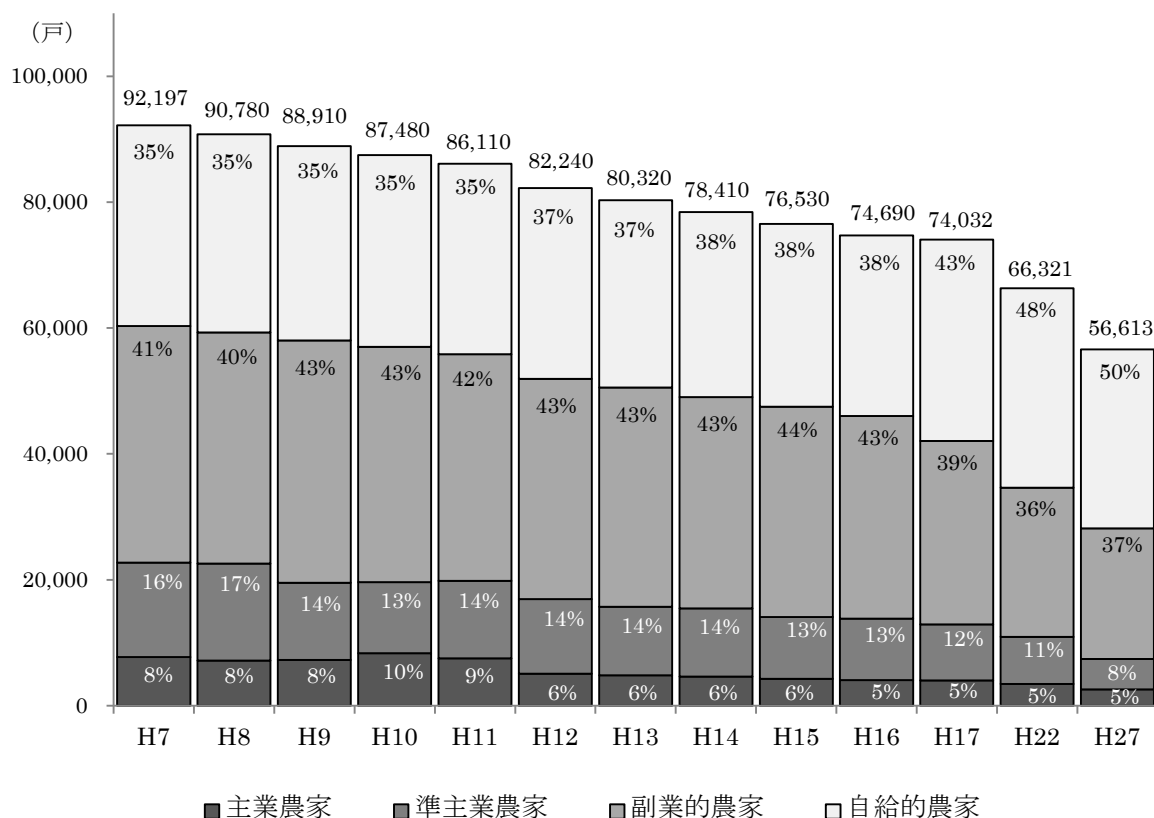


(農林水産省「生産農業所得統計」を基に作成)

ウ．農家人口について

総農家数は、平成 27 年時点^{*}で 56,613 戸（全国で 15 位）あるが、その 8 割以上が自給的農家及び副業的農家である。また、総農家数は減少し続けており、25 年前（平成 2 年）の 102,936 戸と比べると、ほぼ半数になっている。また耕地面積は 56,500ha（全国で 27 位）、農家 1 戸当たりの平均耕地面積は 0.98ha と全国平均（2.08ha）を大きく下回っている。

広島県内の農家数の推移



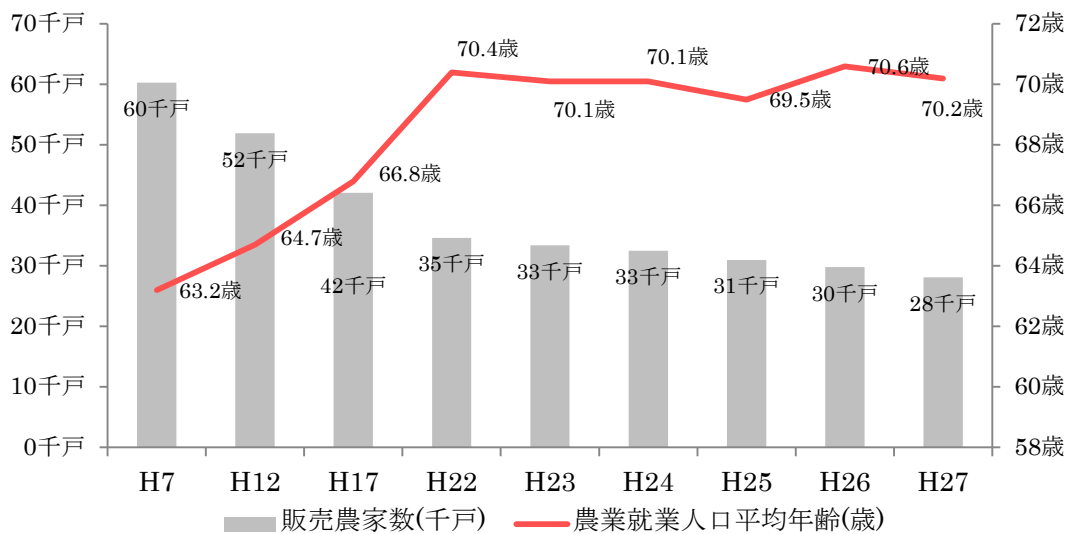
主業農家：農業所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
 準主業農家：農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
 副業的農家：65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家
 自給的農家：経営耕地面積が30ha未満かつ農産物販売額が年間50万円未満の農家

（農林水産省「世界農林業センサス」「農業構造動態調査」を基に作成）

更に、販売農家数（経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家）について、平成 7 年に比べて平成 27 年^{*}の販売農家数は 32,149 戸（53%）減少の 28,145 戸になっており、農業就業人口（16 歳以上で年間に自家農業従事日数が他に従事している従事日数よりも多い者の人数）の平均年齢は 7 歳増加の 70.2 歳という状況にあり、農業生産に携わる人材が減少するとともに、高齢化していることがわかる。

^{*} 平成 27 年数値は、概数値であるため、後日公表される確定値と異なる可能性がある。

広島県の販売農家数と平均年齢の推移



販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家
 販売農家数 = 主農業家数 + 準主農業家数 + 副業的農業家数

(農林水産省「世界農林業センサス」、「農業構造動態調査」を基に作成)

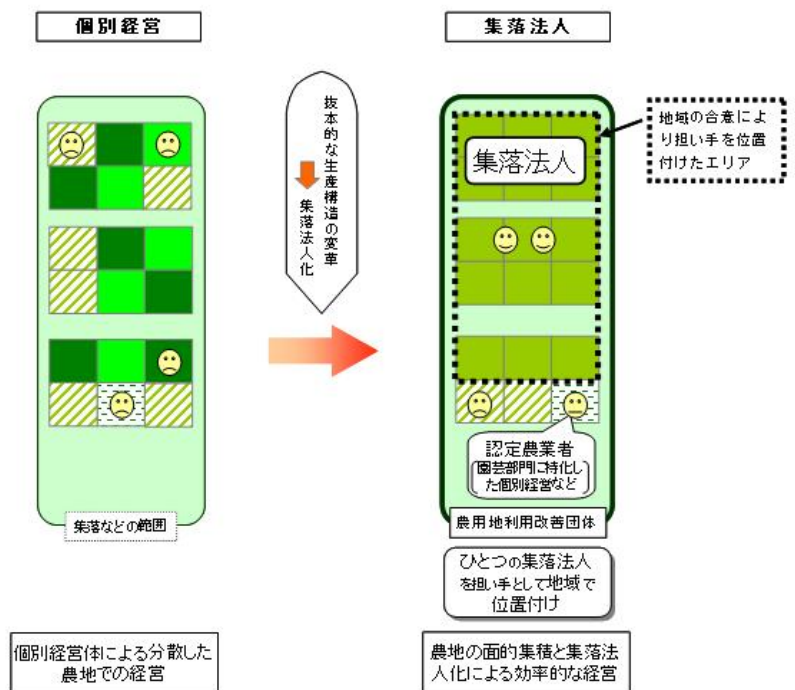
エ. 集落法人について

集落法人とは、集落（1～数集落）の農地の所有と利用を分離し、相当面積を1つに利用集積することで効率的・持続的な農業経営を行う法人のことをいう。

小規模で分散した農地による非効率的な個別完結型な経営を見直し、法人による農地の一体的管理に転換したうえ、機械・施設装備の投資額の削減や労働時間の縮減などの低コスト化により、飛躍的な収益性の改善を目指すものである。

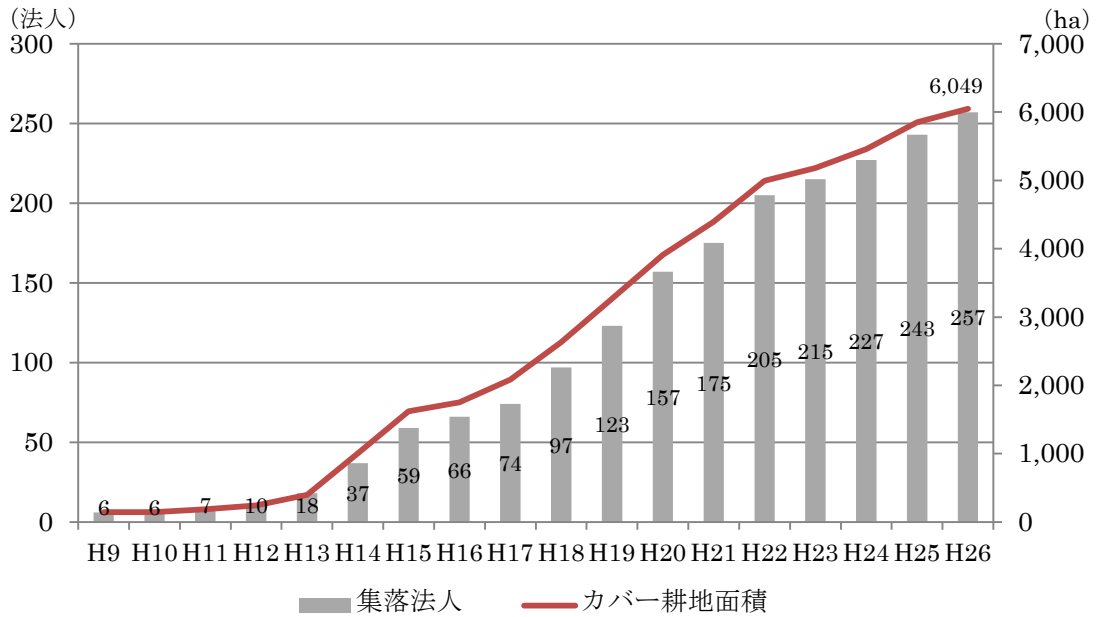
広島県においては、小規模零細な農業者中心の農業構造を改善する方法の1つとして、平成12年より積極的に集落法人の設立を働き

かけ、市町や農業協同組合等の関係機関とともに推進体制を構築し、経営計画の作成、作物の生産に必要な技術支援等のフォローアップを行っており、平成26年度末時点でその数は257法人あり、全国1位である。



(出典：広島県 HP「集落法人とは」)

集落法人、カバー耕地面積の推移



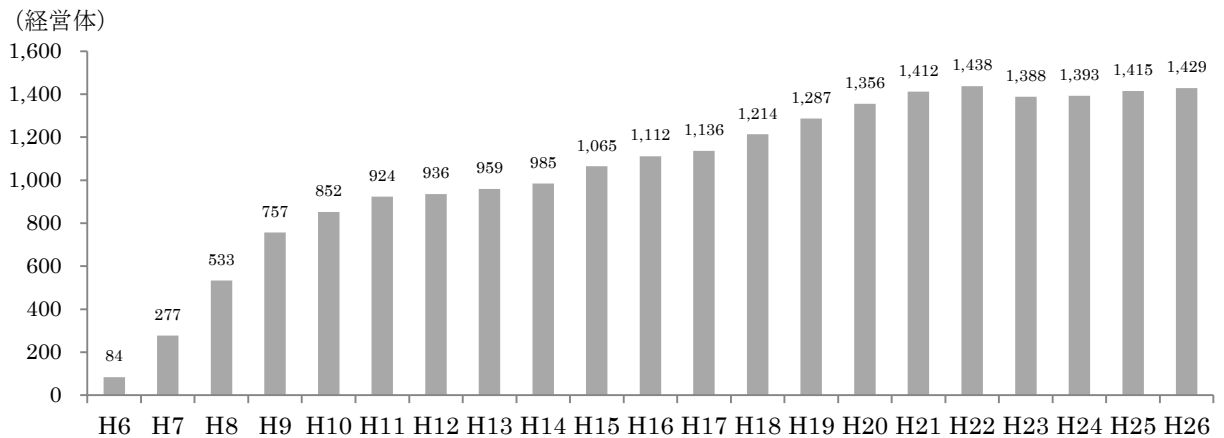
(広島県農林水産局「広島県農林水産業の動き」を基に作成)

オ. 認定農業者制度について

認定農業者制度は、農業従事者の減少が加速化していく状況において、しっかりした農業の担い手を確保するために、平成3年から開始された、自ら経営改善に取り組むやる気と能力のある農業者が、いわば「農業経営のスペシャリスト」を目指す計画である「農業経営改善計画」を作成し、その計画を市町村が認定する制度である。

広島県における認定農業者数は、平成26年3月末時点で1,429人(全国41位)という状況である。

認定農業者数の推移(累計)



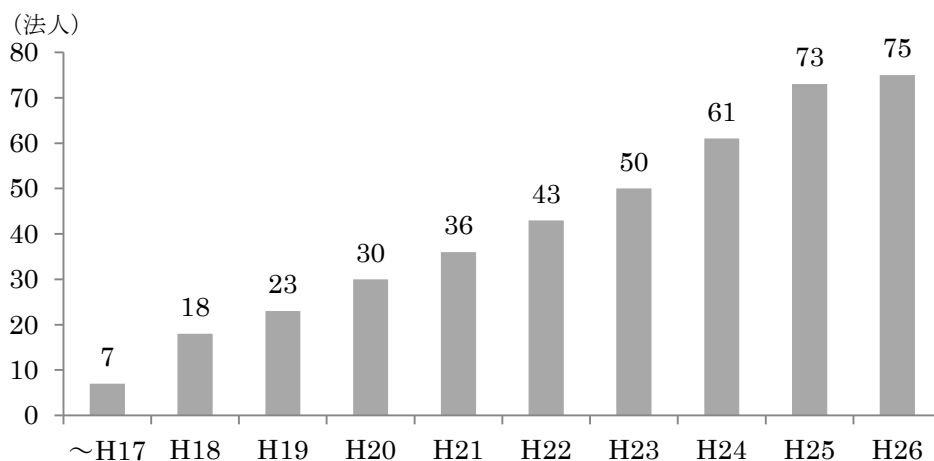
(農林水産省「認定農業者数」を基に作成)

カ．農業参入企業について

これまで一般企業が農業に参入するためには、農業生産法人を設立して資本参入する方法しかなかったが、平成21年の農地法の改正により役員の名1名以上が農業に常時従事すれば農地の賃貸借を受けることが可能となり、参入しやすくなった。

広島県においても、平成18年度より農業参入支援に特化した専門のグループを設置し、農業へ参入する企業の支援を行っており平成26年度末時点において75の企業が農業に参入している。

農業参入企業数の推移（累計）



(広島県農林水産局就農支援課調べ)

農業への企業参入状況

平成26年9月時点

No.	市町名	業種	栽培作物	No.	市町名	業種	栽培作物
1	世羅町	食品製造業	大豆,麦,野菜	41	三原市	建設業	自然薯,むかご
2	世羅町	建築工事業	きく	42	安芸高田市	労働者派遣業	白ねぎ,ブロッコリー
3	世羅町	建設業	トマト	43	江田島市	外航海運業	オリーブ
4	庄原市	建設業	ねぎ	44	世羅町	建設業	ほうれんそう,マルチリーフ,トマト
5	江田島市	建設業	トマト	45	世羅町	建設業	アスパラガス,ジャンボニンニク
6	江田島市・庄原市	建設業	いちご	(46)	北広島町	労働者派遣業	広島菜,キャベツ
7	世羅町	機械製造業	サラダ菜	47	東広島市	小売業(医薬品)	トマト,パプリカ
(8)	世羅町	建設業	ブルーベリー	48	東広島市	小売業(食料品)	キャベツ
9	神石高原町	建設業	露地野菜,水稲	49	神石高原町	建設業	水稲,繁殖牛
10	神石高原町	建設業	トルコギキョウ	50	神石高原町	建設業	トマト
11	神石高原町	建設業	うめ(加工用)	51	神石高原町	小売業(食料品)	トマト,ピーマン,ほうれんそう
12	北広島町	食品製造業	赤しそ,広島菜	52	竹原市	社会福祉事業	こまつな
13	北広島町	食品製造業	りんご,ぶどう	53	安芸高田市	建設業	キャベツ,広島菜,ほうれんそう
(14)	福山市	建設業	紫落花生	54	東広島市	不動産業	ばれいしょ
15	安芸高田市	建設業	水稲,しいたけ	55	庄原市	食品製造業	こんにゃく
16	庄原市	情報サービス業	露地野菜	56	安芸太田町	建設業	だいこん,ばれいしょ,にんじん,ブロッコリー
17	東広島市	小売業(自動車)	白ねぎ・青ねぎ	57	北広島町	建設業	いちご,トマト外
18	庄原市	建設業	いちご	58	神石高原町	建設業	養豚(肥育)
19	世羅町	食品製造業	大豆(有機),麦類	59	東広島市	飲食サービス業	レタス,アスパラガス外
20	三次市	酒類製造業	ぶどう(ワイン用)	60	福山市	協同組合	キャベツ,こまつな,ベリー類 外
21	三原市	医薬品製造業	生薬原料,ハーブ	61	庄原市	建設業	水稲,広島菜 外
22	庄原市	飲食サービス業	露地野菜	62	世羅町	製造業(船舶)	水耕レタス
23	庄原市	卸売業	いちご	63	福山市	不動産業	もも,くわい外
24	呉市	食品製造業	ねぎ	64	福山市	建設業	れんこん外
25	東広島市	食品製造業	ばれいしょ	65	福山市	建設業	アスパラガス
26	庄原市	建設業	いちご	66	福山市	建設業	しいたけ外
27	尾道市	建設業	ジャンボニンニク	67	福山市	繊維工業	ばら(加工)
28	世羅町・福山市	食品製造業	だいこん,にんじん	68	神石高原町	小売業(食料品)	こんにゃく, 花き
29	世羅町	建設業	ぶどう	69	廿日市市	建設業	軟弱野菜, だいこん
30	三次市	獣医学	肉用牛(繁殖/肥育)	70	廿日市市	産業廃棄物処理業	
31	福山市	食品製造業	こまつな,ねぎ	71	江田島市	建設業	オリーブ
32	三原市	運輸業	ほうれんそう	72	江田島市	建設業	オリーブ
33	北広島町	運輸業	水稲,野菜	73	熊野町	不動産業	ほうれんそう, きゅうり
34	福山市	肥料製造業	紫落花生,もち麦	74	神石高原町	建設業	水稲, 野菜
(35)	福山市	建設業	くわい,いぐさ	75	福山市	製造業	い草
36	北広島町	医療業	ベビーリーフ,ほうれんそう	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 農業生産法人 (41) ・ 一般法人 (34) </div>			
37	北広島町	協同組合	ほうれんそう,こまつな,にんじん				
38	世羅町	機械製造業	キャベツ,ほうれんそう	参入企業の業態 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px; background-color: #0056b3; color: white; text-align: center; line-height: 20px;">1</div> 食品関係企業 (17) </div>			
39	世羅町	運輸業	ぶどう,アスパラガス,トマト	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px; background-color: #ffc000; color: white; text-align: center; line-height: 20px;">2</div> 建設業 (32) </div>			
40	広島市	協同組合	ほうれんそう,きゅうり	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px; background-color: #ccc; color: black; text-align: center; line-height: 20px;">3</div> その他 (26) </div>			

(農林水産局就農支援課調べ)

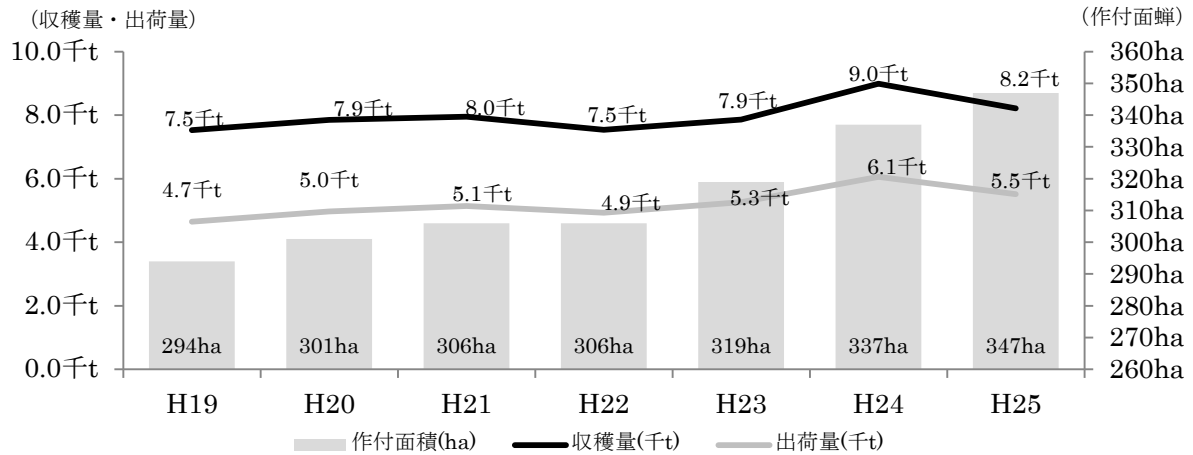
キ. 重点品目について

広島県では、需要と収益性が高く、既存産地及び技術等の蓄積の強みのある品目を重点品目として選定し、年間を通じて安定供給ができる体制の整備に取り組んでいる。以下の品目が重点品目として選定されており、中でも特に、キャベツ、アスパラガス、レモンについては積極的な支援を行っている。

重点品目		品目ごとの戦略的推進方向
野菜	キャベツ	機械化一貫体系による大規模栽培が可能で、標高差を活かした産地間連携によるお好み焼き等業務用出荷を拡大する。
	トマト	標高差を活かした産地間連携により、量販店等への周年供給体制を確立するとともに県内外への出荷を拡大する。
	青ネギ	新規生産者育成による生産量拡大により周年供給体制を強化し、県外の量販店等への出荷を拡大する。
	ほうれんそう	標高差を活かした産地間連携により、県内外の量販店等への出荷を拡大する。また、機械化一貫体系による加工業務用出荷に取り組む。
	わけぎ	生産量全国一位で広島県の特産品としてのメリットを追求し、県外の量販店等への出荷を拡大する。
	アスパラガス	施設化による長期安定供給体制の確立と産地間連携により、県内外の量販店等への出荷を拡大する。
果樹	レモン	日本一の生産量と技術の蓄積の強みを活かし、周年安定供給の確立と業務需要の拡大を図り、かんきつ経営の柱の1つとなるように推進する。
	いしじ	本県発祥で、糖度が高く、酸味が少ない消費者ニーズに適した品種特性を活かし、12～1月の主要品目として、ブランド化を推進する。
	はるか	食味の良さや食べ方提案により、需要が拡大している。3～5月の品目として生産拡大を推進し、アジア等への輸出品目としても取り組む。
	ぶどう	集落法人等の経営高度化品目として推進し、既存産地と連携して6月～11月まで広島県産ぶどうを県内消費者に提供できる期間を拡大する。
	いちじく	設備費が比較的安価で、面積当りの収益性が高く、新規に取り組むやすいため、県内外の需要に対応した生産を拡大する。
花き	きく	今後も需要の増加が見込めるため、業務用にも対応できる産地の生産を拡大する。

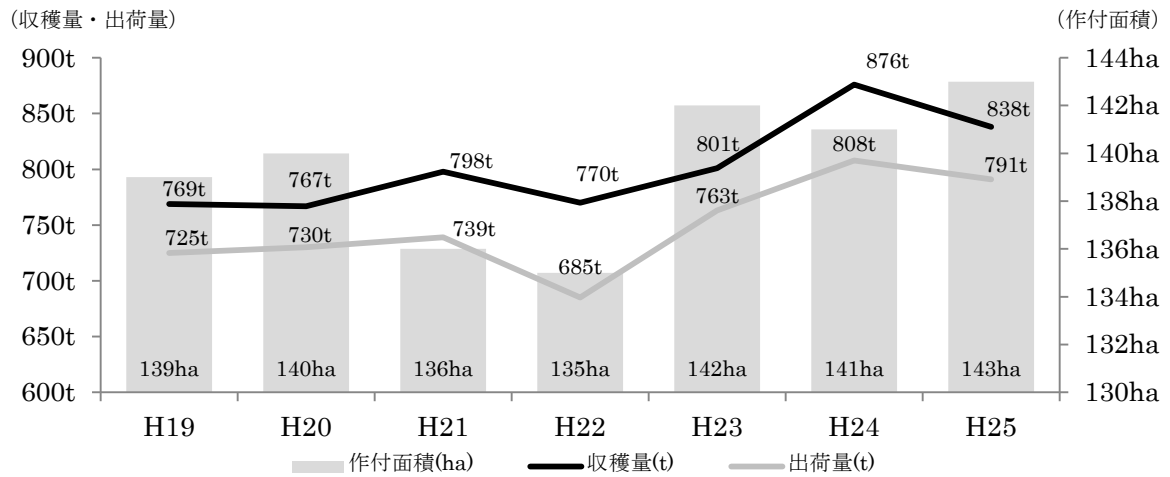
(出典：「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」29 頁)

広島県のキャベツの作付面積、収穫量、出荷量の推移



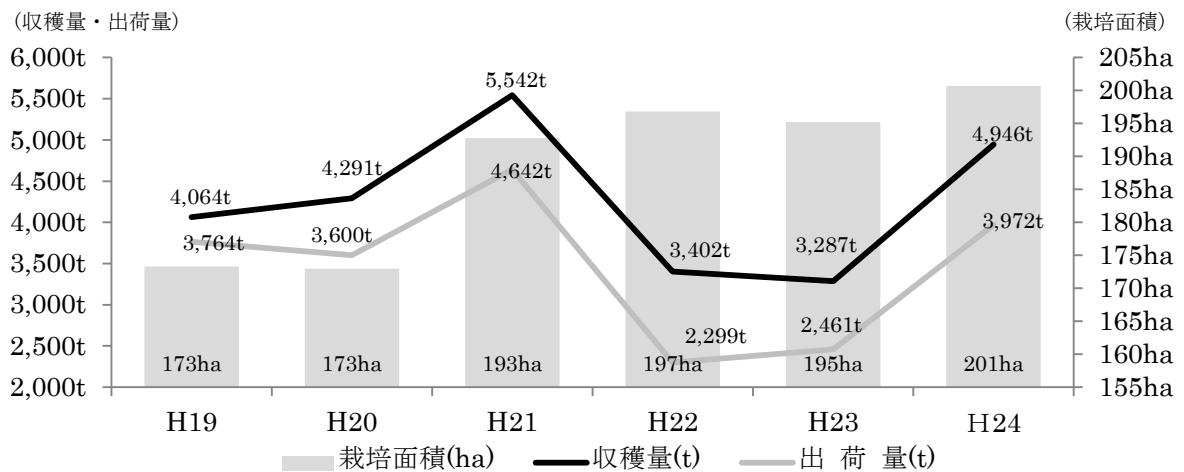
(中国四国農政局「広島農林水産統計年報」を基に作成)

広島県のアスパラガスの作付面積、収穫量、出荷量の推移



(中国四国農政局「広島農林水産統計年報」を基に作成)

広島県のレモンの作付面積、収穫量、出荷量の推移



(農林水産省「特産果樹生産動態等調査」を基に作成)

(2) 林業の状況

ア. 林業の主要指標及び全国順位について

平成22年2月1日現在の林野面積は610,631ha(全国10位)で、全国の2.5%を占めており、形態別に見ると、国有林が47,518ha(全国20位)、民有林が563,113ha(全国7位)という状況にある。

広島県森林・林業の主要指標及び全国順位

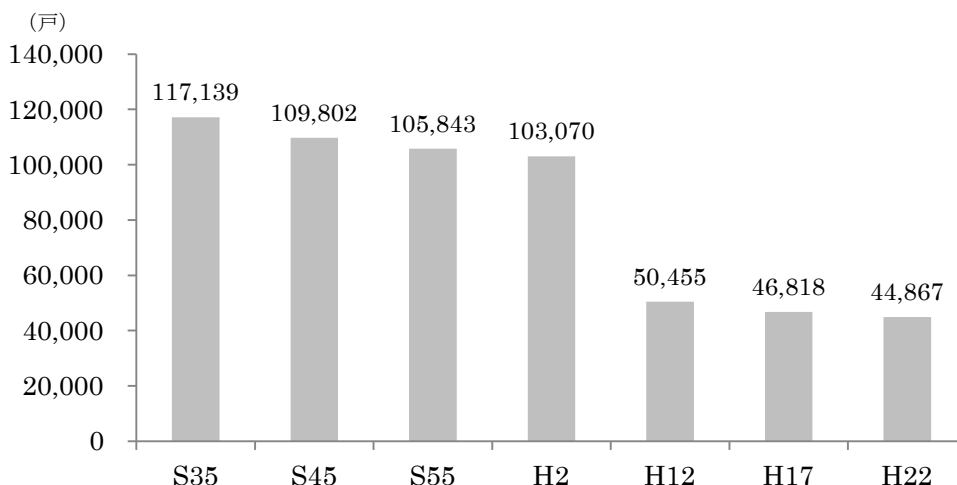
区分	調査対象年	単位	実数		本県の順位	
			広島県	全国	シェア(%)	順位
森林面積	平成22	ha	610,631	24,461,631	2.5	10
国有林	"	"	47,518	7,081,493	0.7	20
民有林	"	"	563,113	17,380,138	3.2	7
うち保有林	平成24	"	212,593	5,184,985	4.1	4
森林蓄積総数	平成17	千m ³	87,379	4,027,017	2.2	18
林家数	平成22	戸	44,867	906,805	4.9	2
森林組合数	平成24	数	16	660	2.4	17
森林組合員数	"	人	76,543	1,496,066	5.1	3
一組合平均組合員数	"	"	4,784	2,267	-	7
一組合平均所有森林面積	"	ha	25,106	16,504	-	7
林業産出額	平成25	百万円	7,360	420,850	1.7	18
(木材生産量)	"	"	3,310	212,970	1.6	20
木材(素材)生産量	平成25	千m ³	298	19,646	1.5	20
木材(素材)需要量	"	千m ³	2,178	26,029	8.4	2
外材(素材)入荷量	"	千m ³	1,891	6,383	29.6	1

(出典：広島県農林水産局「広島県農林水産業の動き」)

イ. 林家数について

林家数は44,867戸で全国2位であるが、継続的に減少している*。

広島県の林家数の推移



(農林水産省「農林業センサス」を基に作成)

* 林家の定義について、平成2年の農林業センサスまでは、保有山林面積が10a以上の世帯としていたが、平成12年からは保有山林面積が1ha以上の世帯と定義づけている。

ウ. 林業算出額及び生産林業所得について

林業産出額について見ていくと、平成 26 年時点で 78 億 1 千万円（全国 21 位）で、内訳は木材生産が 45%、栽培きのこ類生産が 55% という状況である。

過去からの推移で見ると、日本全体では平成元年から継続的に減少しており、広島県においても平成 5 年から同様に減少傾向にある。

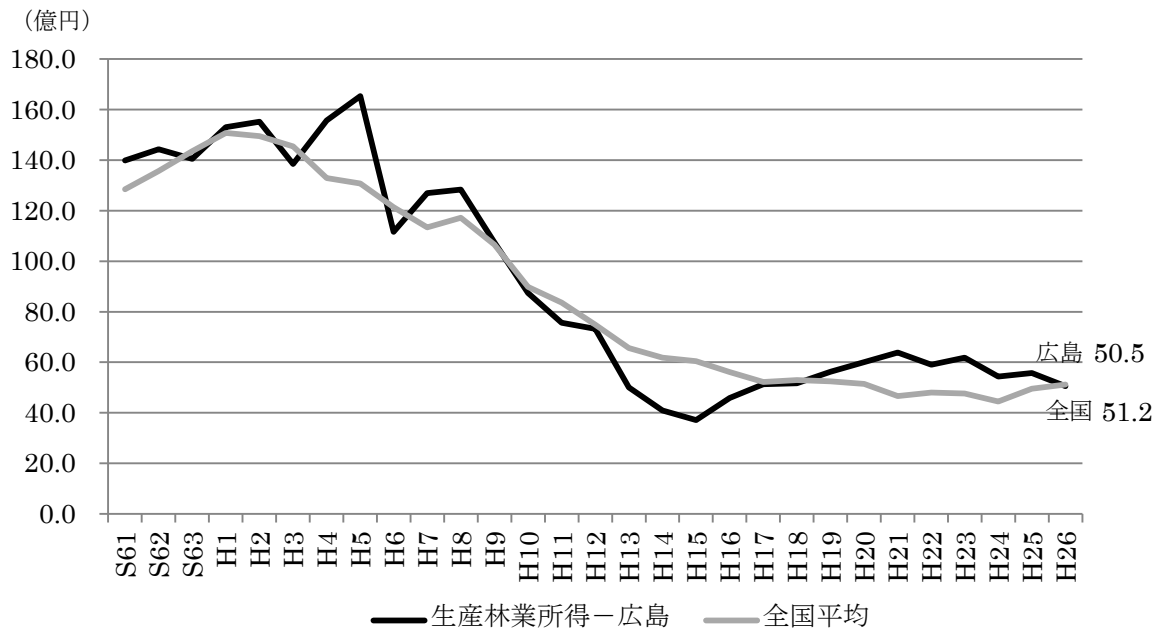
生産林業所得は平成 26 年時点で 50 億 5 千万円（全国 14 位）であり、全国平均（51 億 2 千万円）を上回っているが、過去からの推移で見ると、林業産出額と同様に平成 5 年から減少傾向にある。

林業産出額の推移（広島県、全国平均）



(農林水産省「生産林業所得統計」を基に作成)

生産林業所得の推移（広島県、全国平均）



(農林水産省「生産林業所得統計」を基に作成)

エ. 木材需給について

木材需給量は、平成 26 年で 2,004 千 m³ であり、需要量の内訳は県内需要量 1,940 千 m³ (全国 2 位)、県外移出量 64 千 m³、供給量の内訳は県内素材生産量が 297 千 m³、県外国産材が 51 千 m³、外材が 1,656 千 m³ である。

外材 (素材) 入荷量は全国 1 位であり、木材加工産業は盛んであるが、木材供給量の外材依存率 82.6% (1,656 千 m³ / 2,004 千 m³) を全国平均値 (22.2%) と比べると外材への依存率が大きい。

広島県の木材需給の推移

(単位：千 m³)

年次	需要量	用途別県内需要量					県外移出量	供給量	県内素材生産量	県内輸移入量		外材依存率
		計	製材用	合板用	チップ用	その他				国産材	外材	
S60	2,752	2,650	2,024	240	367	19	102	2,752	665	94	1,993	72.4%
H2	3,243	3,109	2,540	211	346	12	134	3,243	592	92	2,559	78.9%
H7	2,744	2,645	2,334	88	214	9	99	2,744	425	57	2,262	82.4%
H10	2,442	2,351	2,061	31	245	14	91	2,442	419	64	1,959	80.2%
H11	2,555	2,471	2,229	16	222	4	84	2,555	358	70	2,127	83.2%
H12	2,810	2,725	2,511	3	206	5	85	2,810	336	67	2,407	85.7%
H13	2,598	2,532	2,315	1	216	0	66	2,598	315	62	2,221	85.5%
H14	2,733	2,671	2,457	1	213	0	62	2,733	297	61	2,375	86.9%
H15	2,856	2,814	2,623	1	190	0	42	2,856	246	64	2,546	89.1%
H16	2,962	2,916	2,745	1	170	0	46	2,962	221	73	2,668	90.1%
H17	2,705	2,662	2,533	1	128	0	43	2,705	188	71	2,446	90.4%
H18	2,974	2,935	2,796	1	138	0	39	2,974	199	66	2,709	91.1%
H19	2,768	2,722	2,569	0	153	0	46	2,768	218	66	2,484	89.7%
H20	2,355	2,314	2,045	0	269	0	41	2,355	259	133	1,963	83.4%
H21	1,820	1,777	1,512	0	265	0	43	1,820	304	78	1,438	79.0%
H22	1,809	1,769	1,615	0	154	0	40	1,809	204	66	1,539	85.1%
H23	1,852	1,813	1,637	0	176	0	39	1,852	269	59	1,524	82.3%
H24	1,878	1,818	1,657	0	161	0	60	1,878	270	50	1,558	83.0%
H25	2,241	2,178		0		0	63	2,241	298	52	1,891	84.4%
H26	2,004	1,940	1,790	0	150	0	64	2,004	297	51	1,656	82.6%

(農林水産省「木材統計」を基に作成)

(3) 水産業の状況

ア. 全国における広島県水産業の地位

平成 24 年の漁業生産量 13 万 7 千トン是全国の 2.8%、漁業生産額 265 億円は全国の 2.0%となっている。

漁業生産量の大半をかき養殖が占めること、また、海面漁業ではかたくちいわしを除き、少量多種の魚介類が漁獲されることが特徴である。地域別では、西部の広島湾等ではかき養殖、中部では多種類の海面漁業、東部ではのり養殖、小型定置網漁業等が主に営まれている。

海面漁業の漁獲物は、直接消費地市場や仲買人へ出荷されることが多く、養殖かきは産地仲買業者を通じて全国の市場や量販店等へ出荷されることが多い。

多獲されるかたくちいわしを利用した煮干し（ちりめん、いりこ）や、養殖かきの冷凍・乾燥等の加工も盛んである。

全国における広島県水産業の地位（平成 24 年）

上段：海面漁業・養殖業
下段：内水面漁業・養殖業

	広島県 (A)	全国 (B)	(A) / (B) (%)
漁業生産量 (千 t)	137	4,797	2.8
	0.1	67	0.2
漁業生産額 (億円)	265	13,285	2.0
	...	891	...

(農林水産省「海面漁業生産統計調査」, 「内水面漁業生産統計調査」を基に作成)

イ. 漁業経営体の状況

平成 25 年の海面漁業経営体数 2,538 経営体のうち 1,277 経営体が 3 トン(漁船トン数)未満階層の零細漁業経営体である。海面養殖業は 379 経営体で、かき養殖が 312 経営体の 82.3%を占めている。

いずれの階層の経営体も減少傾向にあり、平成 3 年から平成 25 年に経営体総数で 2,234 経営体 (46.8%) 減少している。

漁業経営体の推移

(単位：経営体)

	H3	H8	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H20	H25
漁業経営体数	4,772	3,822	3,629	3,536	3,323	3,217	3,122	3,068	2,943	2,538
海面漁業	4,063	3,220	3,125	3,053	2,865	2,739	2,653	2,607	2,510	2,159
漁船非使用	344	159	217	226	118	106	95	110	76	70
3 トン未満	1,994	1,537	1,619	1,556	1,463	1,414	1,382	1,370	1,347	1,207
3 ~ 5 トン	1,132	987	894	841	832	795	766	734	713	565
5 ~ 10 トン	299	265	190	223	266	234	232	231	245	174
10 トン以上	92	76	65	70	71	66	64	59	65	65
定置・地びき網	202	196	140	137	115	124	114	103	64	78
海面養殖業	709	602	504	483	458	478	469	461	433	379
かき類養殖業	507	461	422	405	376	401	397	394	353	312
のり類養殖業	111	59	38	36	37	34	30	28	17	21
その他	91	82	44	42	45	43	42	39	63	46

(農林水産省「漁業センサス」、中国四国農政局「広島農林水産統計年報」を基に作成)

ウ. 漁業協同組合員の状況

平成 24 年度の広島県内の漁業協同組合（沿海出資組合）組合員数は 8,120 人で平成 15 年に比べ 1,565 人（16.2%）減少している。

漁業協同組合員数の推移

（単位：人）

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
漁業協同組合員数	9,685	9,508	9,376	9,189	9,062	8,829	8,660	8,412	8,248	8,120
正組合員数	4,899	4,843	4,719	4,618	4,486	4,177	3,988	3,755	3,643	3,537
准組合員数	4,786	4,665	4,657	4,571	4,576	4,652	4,672	4,657	4,605	4,583

（農林水産局団体検査課調べ）

エ. 漁業生産量

平成 25 年の漁業生産量は 129,618 トンである。このうち海面漁業の漁獲量が 18,874 トンで、前年より 37 トン増加している。

海面養殖業の収穫量は 110,644 トンで、前年に比べ 7,235 トン減少している。

漁業生産量の推移

（単位：t）

	H10	H15	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
合 計	111,017	139,821	130,337	118,963	127,954	126,890	128,941	136,844	129,618
海面漁業	18,184	23,175	18,613	18,317	18,021	15,046	16,905	18,837	18,874
海面養殖業*	91,975	116,110	111,492	100,352	109,714	111,623	111,844	117,879	110,644
うち、かき類養殖	87,210	109,782	106,907	96,761	105,882	107,320	107,383	114,104	106,111
うち、のり類養殖	3,019	4,684	3,318	2,333	2,803	3,167	3,567	3,003	3,895
内水面漁業	743	454	154	222	148	146	124	56	33
内水面養殖業	115	82	78	72	71	75	68	72	67

※表中の海面養殖業生産量には種苗養殖を含まない。

（出典：農林水産省「海面漁業生産統計調査」、 「内水面漁業生産統計調査」）

オ. 漁業生産額

平成 25 年の漁業生産額は 234 億 1,500 万円で、前年に比べ 30 億 4,000 万円（11.5%）減少している。海面漁業の生産額は 71 億 8,300 万円で、前年に比べ 12 億 9,100 万円（15.2%）減少している。

海面養殖業の生産額は 162 億 3,200 万円で、前年に比べ 17 億 4,900 万円（9.7%）減少している。

漁業生産額の推移

（単位：百万円）

	H5	H10	H15	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
合 計	37,736	27,888	29,681	26,990	24,955	22,490	24,125	25,196	26,455	23,415
海面漁業	13,589	12,487	10,429	11,170	10,474	8,091	7,077	7,798	8,474	7,183
海面養殖業	24,146	15,401	19,252	15,820	14,481	14,399	17,048	17,398	17,981	16,232
うち、かき類養殖	19,665	11,781	16,426	14,024	12,963	12,899	15,344	15,884	16,591	14,919
うち、のり類養殖	1,286	663	1,164	600	390	540	656	693	705	635

（出典：農林水産省「海面漁業生産統計調査」、 「内水面漁業生産統計調査」）

カ．魚種別漁業生産量、生産額

平成 25 年の海面漁業生産量 18,874 トンのうち、かたくちいわしが 53.6% を占め、次いでしらす、たい類、たちうお、えび類の順となっている。生産額においては、かたくちいわしが 24.5% を占め、次にしらす、えび類の順となっている。

海面漁業生産量及び生産額（平成 25 年）

魚 種	生 産 量		生 産 額	
かたくちいわし	10,122 t	53.6%	1,762 百万円	24.5%
しらす	3,040 t	16.1%	1,096 百万円	15.3%
たい類	772 t	4.1%	402 百万円	5.6%
たちうお	712 t	3.8%	470 百万円	6.5%
えび類	411 t	2.2%	550 百万円	7.7%
その他	3,817 t	20.2%	2,903 百万円	40.4%
計	18,874 t	100.0%	7,183 百万円	100.0%

（出典：農林水産省「海面漁業生産統計調査」）

キ．漁業種類別漁業生産量

平成 25 年の船びき網（二そういわし船びき網）漁業が生産量の 71.8% を占めている。次いで小型底びき網漁業が生産量の 8.6%、その他の刺網が 4.0% を占めている。

漁業種類別漁業生産量（平成 25 年）

漁 業 種 類	生 産 量	
船 び き 網	13,550 t	71.8%
小 型 底 び き 網	1,625 t	8.6%
そ の 他 の 刺 網	747 t	4.0%
中 ・ 小 型 ま き 網	170 t	0.9%
ひ き 縄 釣	553 t	2.9%
そ の 他	2,229 t	11.8%
計	18,874 t	100.0%

（出典：農林水産省「海面漁業生産統計調査」）

ク．海面養殖業

平成 25 年の海面養殖業生産量 110,644 トンのうちかき類が 95.9% を占め、次いでのり類、まだいの順となっている。

生産額においてもかき類が 91.9% を占めている。

海面養殖業生産量及び生産額（平成 25 年）

魚 種	生 産 量		生 産 額	
かき類（殻付き）	106,111 t	95.9%	14,919 百万円	91.9%
のり類（生重量）	3,895 t	3.5%	635 百万円	3.9%
まだい	290 t	0.3%	263 百万円	1.6%
ぶり類	266 t	0.2%	206 百万円	1.3%
その他	82 t	0.1%	209 百万円	1.3%
計	110,644 t	100.0%	16,232 百万円	100.0%

（出典：農林水産省「海面漁業生産統計調査」）

ケ．内水面漁業

平成 25 年の内水面漁業生産量 33 トンのうち、あゆが 60.6%を占め、しじみが続いている。養殖では、ます類が中心となっている。

内水面漁業生産量（平成 25 年）

魚 種		生 産 量	
漁業	あゆ	20 t	60.6%
	しじみ	3 t	9.1%
	その他	10 t	30.3%
	小 計	33 t	100.0%
養殖業	にじます	25 t	37.3%
	あゆ	2 t	3.0%
	その他ます類	34 t	50.7%
	その他	6 t	9.0%
	小 計	67 t	100.0%
合 計		100 t	

（出典：農林水産省「内水面漁業生産統計調査」）

2. 農林水産業費の推移

農林水産業に関する一般会計予算（当初予算）の内訳、推移は次のとおりである。

(単位：千円)

第6款 農林水産業費	目名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1項 農業費	1 農業総務費	3,543,559	3,271,060	3,318,601	3,089,321	3,095,464
	2 中山間地域対策費	4,053,090	2,131,353	2,208,796	2,224,605	2,245,156
	3 農業経営強化対策費	671,636	716,837	967,653	1,010,675	1,167,000
	4 高付加価値型農業推進費	158,822	246,780	371,274	389,019	617,784
	5 農村金融対策費	82,992	74,934	67,927	58,643	39,615
	6 農業技術指導費	75,694	70,950	68,308	67,039	70,268
	7 農業技術大学校費	240,401	244,335	256,319	262,212	278,846
	計	8,826,194	6,756,249	7,258,878	7,101,514	7,514,133
第2項 畜産業費	1 畜産総務費	753,156	766,363	749,852	718,548	687,181
	2 畜産振興費	753,487	128,036	42,595	364,390	83,021
	3 家畜保健衛生費	62,229	64,444	59,514	88,382	490,569
	計	1,568,872	958,843	851,961	1,171,320	1,260,771
第3項 水産業費	1 水産業総務費	519,407	558,513	527,739	510,820	441,278
	2 水産業振興費	236,995	509,081	223,132	190,413	337,320
	3 漁業調整委員会費	37,722	33,773	33,960	34,116	34,177
	4 漁港管理費	98,704	88,291	89,242	985,862	947,066
	5 漁港建設費	1,823,786	1,627,596	1,881,329	1,071,504	983,096
	計	2,716,614	2,817,254	2,755,402	2,792,715	2,742,937
第4項 農地費	1 農地総務費	1,210,539	1,103,328	1,168,634	1,249,103	1,561,893
	2 農村整備事業費	5,550,955	5,908,698	5,706,764	3,399,815	4,106,451
	3 農地等保全管理事業費	784,234	693,719	695,825	585,727	1,182,837
	計	7,545,728	7,705,745	7,571,223	5,234,645	6,851,181
第5項 林業費	1 林業総務費	2,012,540	2,006,850	1,981,489	1,903,382	1,898,353
	2 林業振興指導費	685,825	701,603	597,850	549,696	529,765
	3 森林整備費	6,024,680	5,931,017	6,193,629	5,714,115	4,554,121
	4 治山費	2,549,741	2,392,294	2,452,055	2,162,769	2,209,210
	計	11,272,786	11,031,764	11,225,023	10,329,962	9,191,449
合計		31,930,194	29,269,855	29,662,487	26,630,156	27,560,471

第11款 災害復旧費	目名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1項 農林水産施設 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	2,576,642	3,323,860	2,592,586	2,451,328	2,549,303

内訳として、森林整備費、農地整備事業費、治山費といった公共工事関係の費用が高い割合を占めており、職員給与が主な内容である農業総務費、次いで中山間地域対策費の金額が大きいことがわかる。

推移における主な変動内容としては、農業総務費は、中期財政健全化計画の一環として、広島県全体で人件費の見直しが行われたことで継続的に減少、中山間地域対策費は、平成23年度から基金制度から交付金制度への変更により基金造成が廃止されたことにより減少、畜産総務費は、平成22年度、25年度において施設整備に係る事業費が計上されたことによる増加、家畜保健衛生費は、平成26年度において鳥インフルエンザ対策施設の整備に係る事業費が計上されたことにより増加、災害復旧費は、平成23年度について、庄原市での豪雨災害による被害発生により増加があげられる。

また、農林水産業に関する特別会計（当初予算）の内訳、推移は次のとおりである。

【農林水産振興資金特別会計】

(単位：千円)

目名		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1款 農業改良資金	1 業務管理費	142,643	47,311	48,154	25,519	11,813
	2 貸付金	-	-	-	-	-
	計	142,643	47,311	48,154	25,519	11,813
第2款 林業・木材産業改善資金	1 業務管理費	262,902	2,345	2,178	1,751	1,725
	2 貸付金	-	-	-	-	-
	計	262,902	2,345	2,178	1,751	1,725
第3款 木材産業等高度化推進資金	1 業務管理費	361,887	-	-	-	-
	2 貸付金	-	-	-	-	-
	計	361,887	-	-	-	-
第4款 沿岸漁業改善資金	1 業務管理費	189,922	7,907	6,348	5,381	6,161
	2 貸付金	-	-	-	-	-
	計	189,922	7,907	6,348	5,381	6,161
合計		957,354	57,563	56,680	32,651	19,699

【県営林事業費特別会計】

(単位：千円)

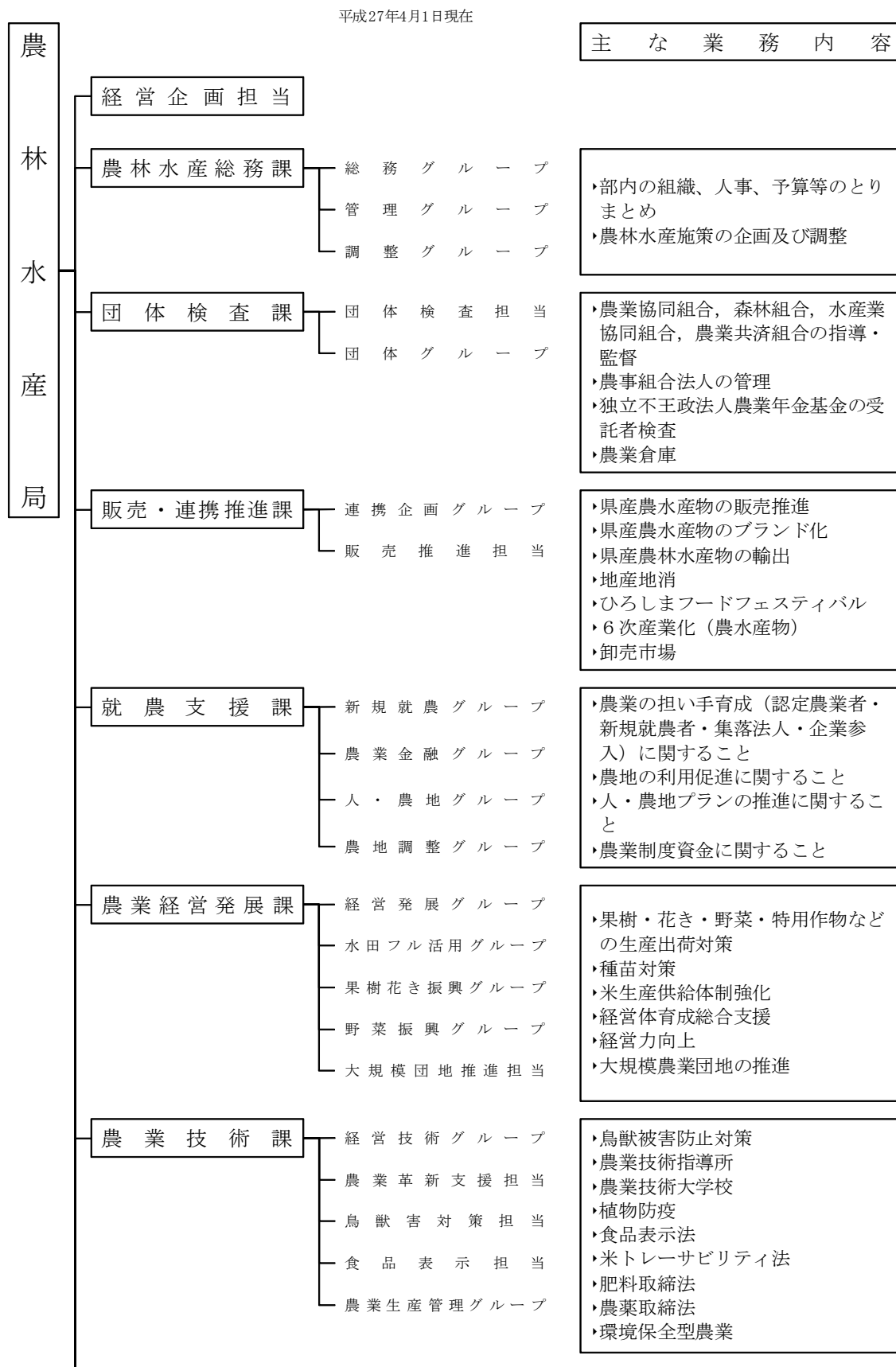
目名		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1款 県営林事業費	1 経営事業費	57,377	17,834	10,771	8,444	652,296
	2 管理事業費	123,996	126,602	139,451	148,354	147,907
	計	181,373	144,436	150,222	156,798	800,203
合計		181,373	144,436	150,222	156,798	800,203

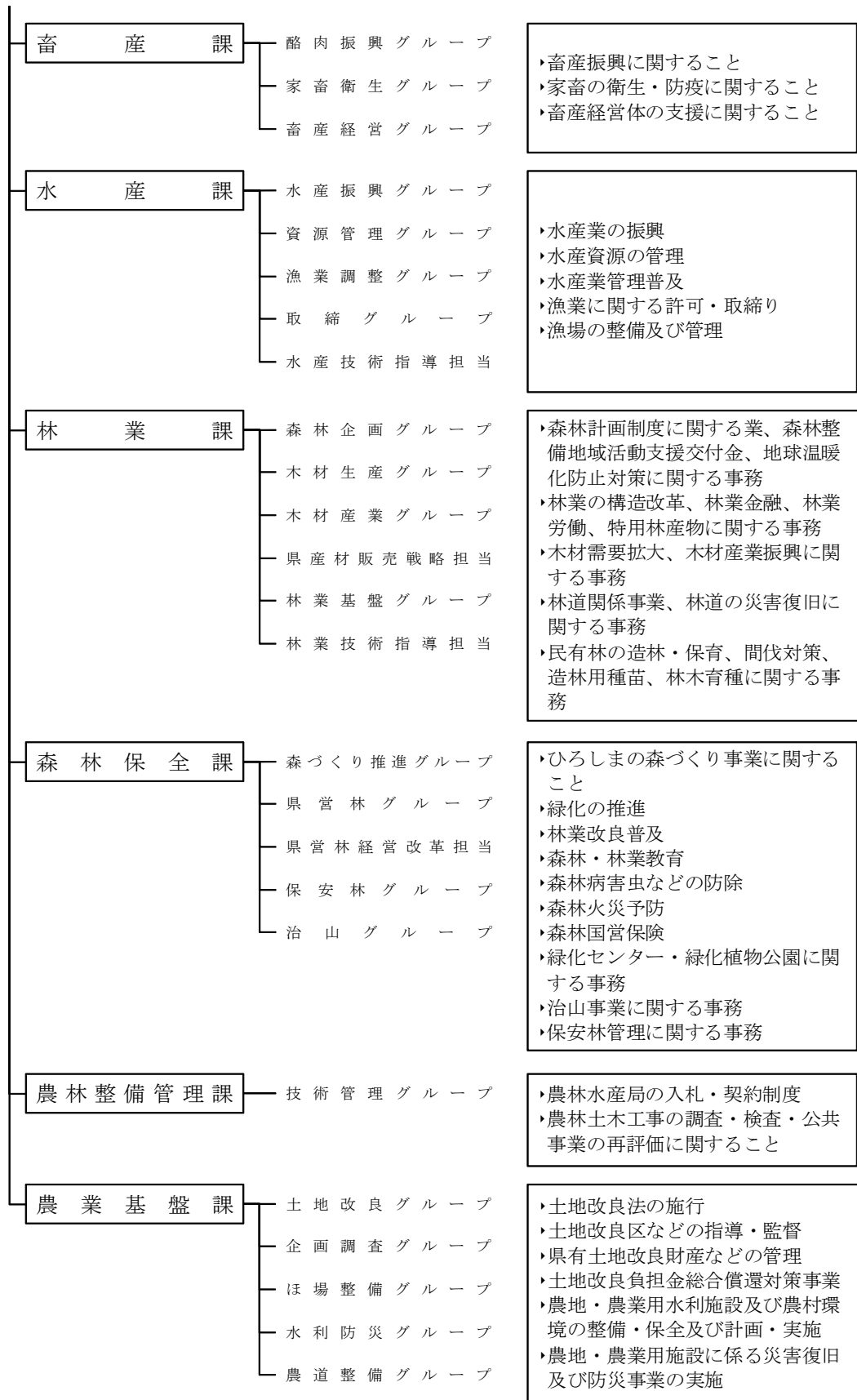
農林水産振興特別会計は、農林水産業従事者を支援するための貸付業務が主な内容であるが、制度変更、廃止等により大きく減少している。

県営林事業費特別会計について、平成26年度に大きく増加しているが、これは農林振興センターが民事再生手続に基づき、分収造林事業地を県営林として管理するための経費が増加したことによるものである（詳細については114頁参照）。

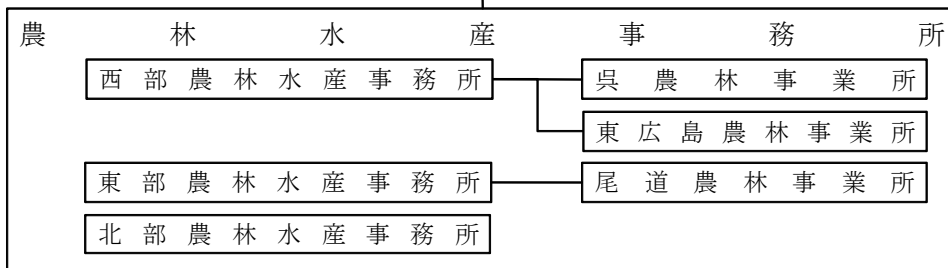
3. 農林水産局の組織

農林水産局の組織体制及び各課の業務内容は、次のとおりである。





農 林 水 産 総 務 課



農 村 振 興 課

主な業務内容

1. 所の総合調整及び他所との連絡調整に関すること
2. 農林水産局関係の管内地方機関及び農林水産行政の総合調整に関すること
3. 農業の構造改革の推進に関すること
4. 農業の担い手の経営発展に関すること
5. 企業の農業分野への参入促進にかんすること
6. 土地利用対策の連絡調整並びに土地取引及び土地利用の規制に関すること
7. 農業経営基盤の強化の促進に関すること
8. 担い手への農地集積の推進に関すること
9. 農山漁村における人権問題対策の推進に関すること
10. 新規就農対策に関すること
11. 食の安全・安心に関すること(厚生環境事務所及び保健所の所掌に属するものを除く)
12. 販売戦略に基づく農作物の流通改善及び生産体制の構築に関すること
13. 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に関すること(米穀の流通の監視に係るものを除く)
14. 加工食料品及び生鮮食料品の流通及び消費に関すること
15. 地産地消の推進に関すること
16. 環境保全型農業の推進に関すること
17. 有害鳥獣の被害対策に関すること
18. 前各号のほか、農業の指導及び奨励に関すること並びに他課の所掌に属しないこと

水 産 (第 二) 課

主な業務内容

1. 水産業の構造改革の推進に関すること
2. 販売戦略に基づく水産物の流通改善及び生産体制の構築に関すること
3. 水産基盤整備事業の推進に関すること(建設事務所の所掌に属するものを除く)
4. 漁業経営構造改善事業の推進に関すること
5. 漁業法に関すること
6. 漁船登録及び小型漁船の総トン数の測度に関すること
7. 遊漁船業の適正化に関すること
8. 保護水面の管理に関すること(西部農林水産事務所水産第二課に限る)
9. 前各号のほか、水産業の指導及び奨励に関すること

林 務 (第 一 ・ 第 二 ・ 第 三) 課

主な業務内容

1. 林業の構造改革の推進に関すること
2. 森林整備地域地域活動支援事業の推進に関すること
3. 販売戦略に基づく県産材の流通改善及び生産体制の構築に関すること
4. 民有林の造林事業に関すること
5. 森林病虫害等の防除に関すること(農林水産事務所に限る)
6. 森林火災予防の指導に関すること
7. 林道事業に関すること(団体営林道事業は農林水産事務所に限る)
8. 治山事業に関すること(団体営治山事業は農林水産事務所に限る)
9. 森林に係る地すべり防止区域の管理及び工事にすること
10. 民有林の開発規制に関すること(西部農林水産事務所及び東広島農林事業所に限る)
11. 保安林及び保安施設地区に関すること
12. 広島県土砂の適正処理に関する条例に関すること(西部農林水産事務所及び東広島農林事業所に限る)
13. 自然保護に関すること
14. 自然環境保全地域等の指定及び保全管理に関すること
15. 広島県みどりと景観の基金に属する財産の管理に関すること
16. 自然公園及び長距離自然歩道に関すること
17. 宮島公園に関すること(西部農林水産事務所に限る)
18. もみのき森林公園に関すること(西部農林水産事務所に限る)
19. 県民の浜に関すること(呉農林水産事業所に限る)
20. 中央森林公園に関すること(尾道農林水産事業所に限る)
21. 県民の森に関すること(北部農林水産事務所に限る)
22. 鳥獣保護及び狩猟に関すること
23. 前各号のほか、林業の指導及び奨励に関すること

農 村 整 備 (第 一 ・ 第 二) 課

主な業務内容

1. 土地改良法に関すること
2. 土地改良事業等関係共用土地物件の取得に関すること
3. 団体営土地改良事業等に関すること(農林水産事務所に限る)
4. 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること
5. 農業基盤の資源保全に関すること(農林水産事務所に限る)
6. 中山間地域等直接支払事業の推進に関すること(農林水産事務所に限る)
7. 土地改良事業等に関する調査及び計画に関すること
8. 土地改良事業等に関する団体の育成並びに指導及び監督に関すること
9. 県営土地改良事業等に関すること
10. 農地に係る海岸の保全に関すること(西部・東部農林水産事務所及び呉・東広島・尾道事業所に限る)
11. 県営事業に関する調査及び計画に関すること(農林水産事務所に限る)
12. 農地に係る地すべりの防止に関すること
13. 前各号のほか、農業農村整備事業に関すること

農 業 技 術 課

農 業 技 術 指 導 所
 西 部 農 業 技 術 指 導 所
 東 部 農 業 技 術 指 導 所
 北 部 農 業 技 術 指 導 所

主な業務内容

1. 農業の担い手の育成及び経営・技術の高度化の普及指導に関すること
2. 農畜産物の生産及び流通に係る新技術の導入並びに農畜産業に係る経営・技術の高度化の普及指導に関すること
3. 試験研究機関等との連携及び調整に関すること
4. 農業情報の収集、加工及び提供並びに農業技術の普及及び研修に関すること
5. 前各号のほか、普及指導活動に関する調査研究並びに農業経営の改善に関する科学的技術及び知識の総合的な普及指導に関すること

病 害 虫 防 除 所
 西 部 病 害 虫 防 除 所
 東 部 病 害 虫 防 除 所
 北 部 病 害 虫 防 除 所

主な業務内容

1. 植物の検疫に関すること
2. 植物防疫法による防除(以下「防除」という)の企画に関すること
3. 市町、農業者等が行う防除の指導及び協力に関すること
4. 病害虫の発生予察事業に関すること
5. 防除用薬剤及び器具の保管並びに防除用器具の修理に関すること
6. 農薬取締りに関すること
7. 前各号のほか、防除に関すること

農 業 技 術 大 学 校

主な業務内容

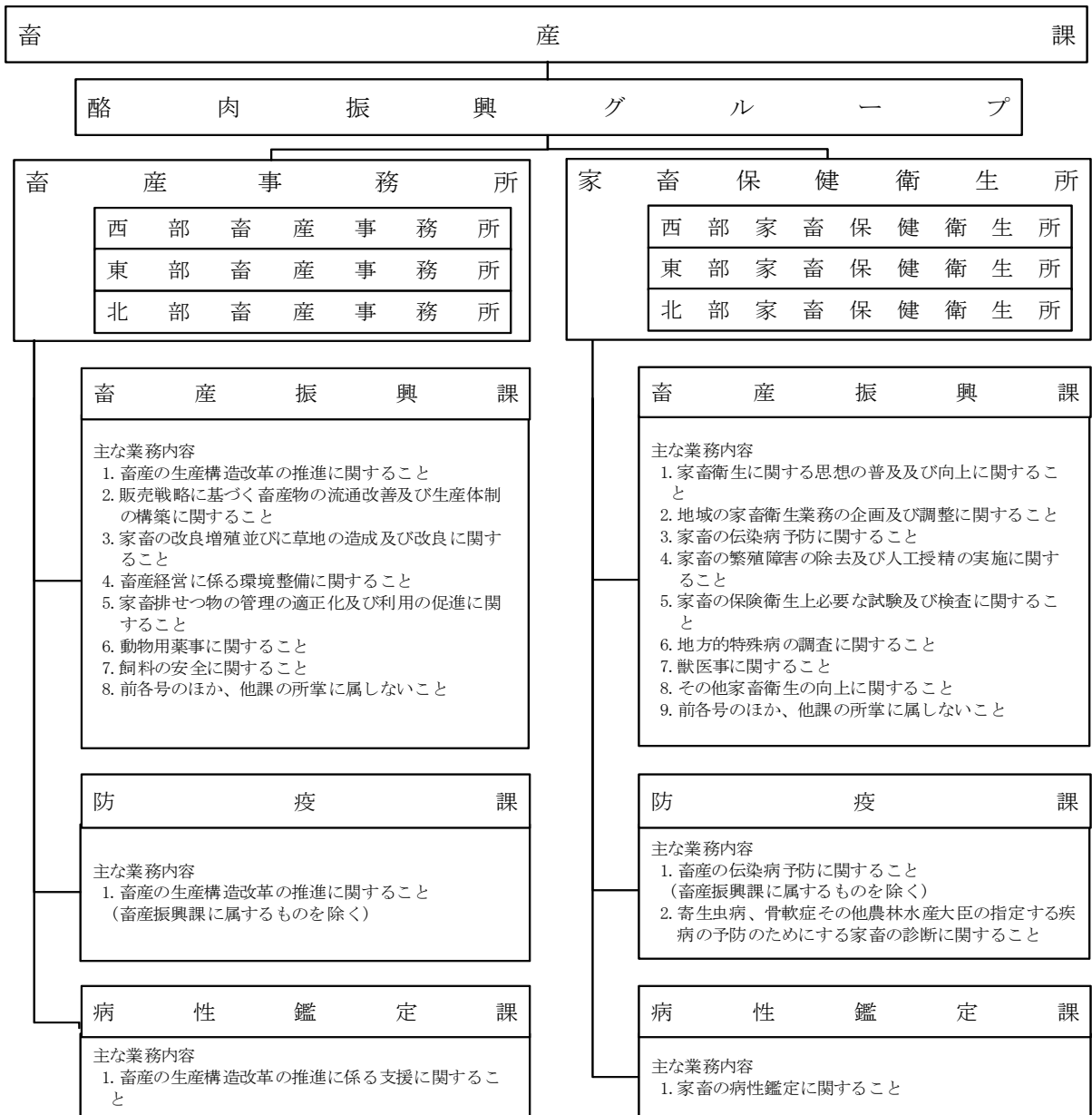
1. 農業後継者たる青少年及び農業者等に対し、農業に関する実践的な教育及び研修を行うこと

水 産 課

栽 培 漁 業 セ ン タ ー
 主な業務内容
 1. 栽培漁業に係る魚介類の種苗の生産及び配布を行うこと
 2. 栽培漁業に関する技術の開発及び普及指導を行うこと
 3. その他栽培漁業の振興を図るために必要な業務を行うこと

森 林 保 全 課

緑 化 セ ン タ ー
 広 島 緑 化 植 物 公 園
 主な業務内容
 1. 緑化に関する情報及び資料の提供を行うこと
 2. 緑化に関する相談に応じること
 3. 緑化に関する講習会を開催すること
 4. 緑化技術に関する調査、研究及び指導を行うこと
 5. その他緑化の推進を図るために必要な業務を行うこと



4. 農林水産業を取り巻く問題に対する広島県の取組み

(1) 2020 広島県農林水産業チャレンジプラン

農山漁村の過疎化の進行、農林水産業者の減少と高齢化、耕作放棄地の増大などの深刻な状況から脱却するために、広島県では、平成 22 年（2010 年）12 月において、「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」を策定し、10 年後（2020 年）の目指す姿を描いた上で、平成 23 年度（2011 年）を初年度として、平成 27 年度（2015 年）を目標年度とする 5 か年計画を取り組んでいる。

プランの基本姿勢として、農山漁村地域の産業の核となる農林水産業の実現のために、「産業として自立できる農林水産業の確立」を最重点施策と位置付け、そのほか「農林水産物の販売力の強化」、「県民の安全で安心できる食生活の実現」、「農林地の公益的機能の発揮」、「農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保」という目標を掲げ、農林水産業者、団体、事業者、市町と連携して、本プランの推進に取り組んでいるところである。

更に、チャレンジプランの公表から 3 年が経過した時点で検証を行い、目標をより着実に実現していくための具体的な取組を進めるために平成 26 年 11 月に「アクションプログラム」を策定、公表している。

(2) チャレンジプランの推進体制

チャレンジプランでは、農林水産業に関する様々な課題について、農林水産業者のみならず、団体・事業者、県・市町、そして消費者である県民一人ひとりが身近なところから考え、行動するとともに、それぞれがその役割を認識し、意欲的に取り組むことの重要性を説明し、以下のような役割分担を提示している。

県民の役割

農林水産業は、食料としての消費をはじめ、地域に暮らす幅広い県民（消費者）に支えられています。県民は、保全など農林水産業により与えられる幅広い効果・機能への理解を深めることにより、本プラン実現への応援団となることが期待されます。

農林水産業者の役割

本県農林水産業を担うのは、一人ひとりの農林水産業者です。

農林水産業者一人ひとりが、市場動向や消費者のニーズを的確に把握し、創意工夫を凝らして主体的に取り組む、経営改善等に挑戦することにより、本プラン実現の中心的役割を果たしていくことが期待されます。

団体・事業者の役割

地域の農林水産業者や県民と密接な関係をもつ農林水産関係の団体・事業者は、農林水産業者の新たな挑戦を側面から支援したり、地域の力を結集させたり、また、消費者との架け橋になったりと、本プラン実現の地域マネージャーとなることが期待されます。

市町の役割

市町は、県民や農林水産業者にとって最も身近な行政機関として、地域の特性を活かしながら産業の振興を図り、魅力ある地域づくりのためのビジョンを明確にすることが求められています。

市町は、現状を見据え、課題を整理するとともに、関係機関、関係団体・事業者との連働連携を図りながら、地域の担い手や地域資源を的確に把握

し、活用することで、地域の特色ある振興を図っていく、本プラン実現の地域プロデューサーの役割が期待されます。

県の役割

県は、県民・関係者への情報提供と重点的・効果的な施策の展開を、関係団体・事業者や市町と協働連携のうで推進し、プランの進行管理を行うことにより、本プランのめざす姿実現のための総合プロデューサーとしての役割を担うとともに、経営や生産技術の開発・普及に努めていきます。

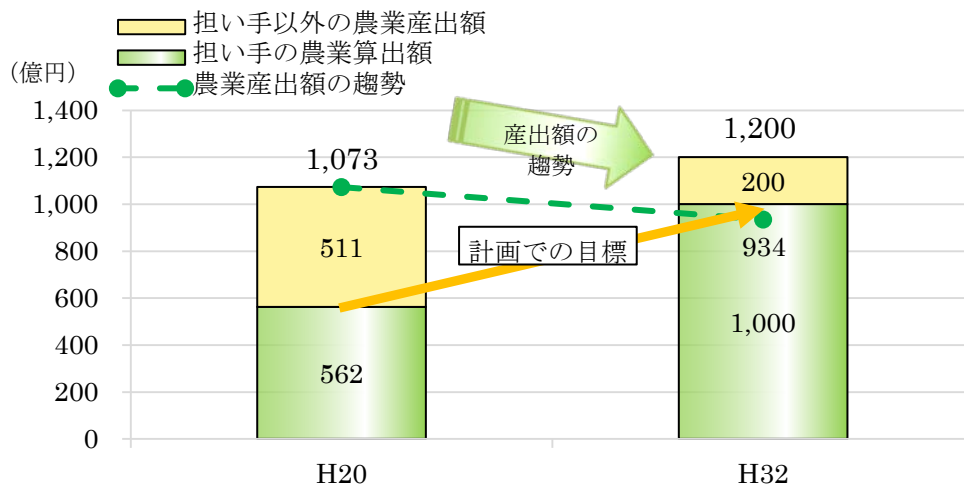
(出典：「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」 3 頁)

(3) チャレンジプランで掲げられている目標

ア. 農業

農業産出額を平成 32 年度までに 1,200 億円(うち経営力の高い担い手の生産額 1,000 億円)にすることを、具体的な数値目標として掲げている。

当該目標を達成するためには、県内の農業の担い手が、自立した収益性の高い経営体として成り立っていく必要があり、①地域の核となる経営力の高い担い手の育成、②「作ったものを売る」から「売れるものを作る」生産体制の確立、③「産地の実需者」「産地と産地」が連携する仕組づくりを行い、生産から販売までが一体となった持続的な農業の確立させることを目指す。



(出典：「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」 16 頁)

①地域の核となる経営力の高い担い手の育成

施策の展開方向として、経営力の高い担い手(1人当たり所得500万円以上の者で構成する経営体)を育成し、地域内での常時雇用や臨時雇用の創出により、地域の活力の向上を目指すこと、集落法人等については段階的・計画的に、より高度な経営へ発展させるとともに、沿岸島しょ部の園芸地帯においても農地集積を進めて担い手の育成を推進すること、経営の高度化のための人材育成を重点的に実施することを提示しており、平成32年度までに以下のような数値目標を掲げている。

項目	現 状		目 標	
			(H27)	(H32)
集落法人数	H21	175 法人	300 法人	345 法人
農業参入企業	H21	37 法人	95 法人	170 法人
認定農業者数（一般法人）	H21	124 法人	160 法人	190 法人
認定農業者数（個別経営）	H21	1,105 戸	1,158 戸	1,200 戸
新規就農者数	H21	170 人	200 人	200 人

（出典：「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」20 頁）

集落法人については、発展別に分類を行い、平成 32 年度の 345 法人の内訳については、以下のように設定している。

区分 (販売額 経営面積 常時従事者数)	経営内容	H32 (目標)
ビジネス拡大型集落法人 (12千万円以上, 40ha, 3人以上)	・産地・しくみの核となる集落法人 ・農業生産活動に加え、流通、販売の垂直方向への経営展開を実現	50法人
経営発展型集落法人 (8千万円, 35ha, 2~3人)	・水稲依存体質からの脱却 ・農業生産活動において自立した経営 ・産地を支える大規模栽培経営	125法人
地域貢献型集落法人 (2.5~5千万円, 25~30ha, 0~1人)	・地域保全を主目的として活動 ・経営資源のほとんどは集落内調達 ・一部高収益作物等を導入	170法人
合計		345法人

（出典：「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」17 頁）

② 「作ったものを売る」から「売れるものを作る」生産体制の確立

施策の展開方向として、加工・業務用に取り組む新たな産地の育成や既存産地の改革により、園芸作物の生産量を拡大し、需要に応える生産体制の確立を目指しており、平成 32 年度までに以下のような数値目標を掲げている。

項目	現 状		目 標	
			(H27)	(H32)
野菜産出額	H20	177 億円	230 億円	300 億円
うち、担い手の産出額		56 億円	145 億円	260 億円
果樹産出額	H20	128 億円	140 億円	160 億円
うち、担い手の産出額		26 億円	60 億円	100 億円
花き産出額	H20	31 億円	32 億円	34 億円
うち、担い手の産出額		21 億円	25 億円	31 億円

（出典：「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」27 頁）

③ 「産地と実需者」「産地と産地」が連携する仕組づくり

施策の展開方向として、中間事業者（農業協同組合、卸売市場、流通業者等）のコーディネートによる産地と実需者（飲食業者、食品製造業者、小売業者）との連携やリレー出荷などの産地連携を図り、バリューチェーンの構築を目指すとともに、経営力の高い担い手を中心となり、低コスト化や販売力強化のための地域内ネットワークの構築を目指しており、平成 32 年度までに以下のような数値目標を掲げている。

項目	現 状		目 標	
			(H27)	(H32)
バリューチェーンの構築による 主要品目の産出額の増加	H20	82 億円	115 億円	160 億円

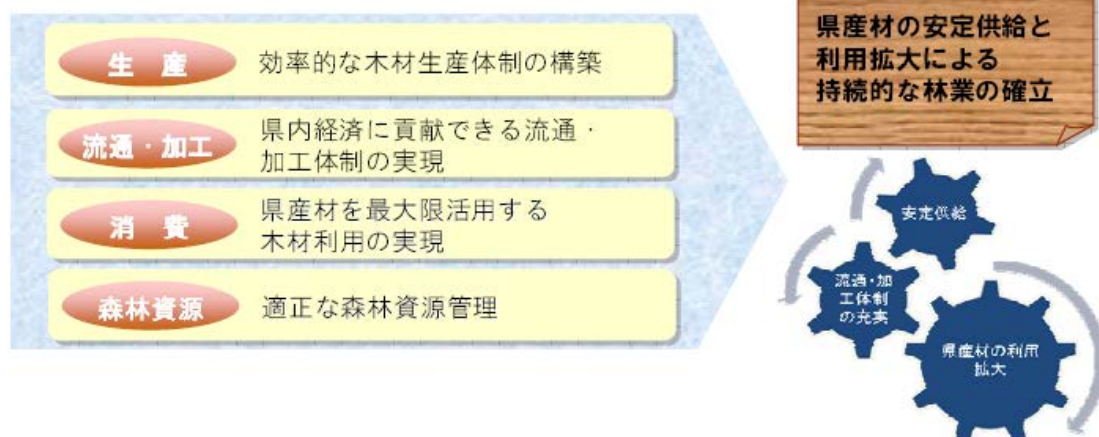
(出典：「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」38 頁)

イ. 林業

日本の森林(2,510万ha)のうち、約1,000万haは戦後を中心として造成されたスギ・ヒノキ等の人工林であり、これらの人工林は、植林や保育による資源の造成期から間伐や主伐による資源の利用期にある。しかし、このような県内のスギ・ヒノキ人工林の蓄積資源量に比べると、これまでの素材生産量は不十分であった。

そこで、県産スギ・ヒノキの素材生産量を平成32年度までに40万m³/年にすることを、具体的な数値目標として掲げ、林業が農山村地域の基幹的産業として地域の雇用や活性化に寄与できるように、①効率的な木材生産体制の構築、②県内経済に貢献できる流通・加工体制の実現、③県産材を最大限活用する木材利用の実現、④適正な森林資源管理を行い、県産材の安定供給と利用拡大による持続的な林業の確立を図る。

【重点施策の展開方向】



(出典：「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」50 頁)

① 効率的な木材生産体制の構築

これまで設定してきた低コスト林業団地に施業の集約化を進め、事業量の安定的確保と一層の生産の効率化により、林業事業体の経営を強化するとともに、森林所有者への利益還元ができる効率的な生産体制を実現させる。また、このために必要な森林施業プランナーなどの人材を育成する。

② 県内経済に貢献できる流通・加工体制の実現

木材市場や木材集出荷施設に丸太を安定供給できる仕組や、県内の製材工場が県産材製品を安定的に出荷できる仕組を確立させることにより、消費者が県産材を利用しやすい環境を整備する。

③ 県産材を最大限活用する木材利用の実現

業界の動きを踏まえた販売戦略の上で、木造住宅や公共建築物等での県産材の利用を推進するとともに、未利用の木質資源の有効利用や付加価値の高い新製品の開発等により、県産材を最大限に活用する仕組みを構築する。

④ 適正な森林資源管理

適正な資源管理の下で次世代の木材を育てるため、県、市町が計画を策定し、これらの計画に即した森林施業が行われる仕組みづくりを推進する。また、低コストで植林して育てる施業技術を開発し、「伐って・植えて・育てる」木材の循環利用の仕組みづくりを行い、森林資源の適正な管理を推進する。

主な数値目標として、以下の事項を掲げている。

項目	現 状		目 標	
			(H27)	(H32)
県産材（スギ・ヒノキ）素材生産量（万 m ³ /年）	H21	6.9	30	40
森林施業プランナーの人数（人・累計）	H21	9	60	63
県産材の製材品出荷量（万 m ³ /年）	H21	3.8	16	22
公共建築物等への木材利用拡大（千 m ³ /年）	H21	3	10	20
県内での県産材製材品販売量のシェア（%）	H21	8	27	46

（出典：「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」52 頁、57 頁、60 頁）

ウ. 水産業

水産業の経営体が自立した収益性の高い経営体となるように、①経営力の高い担い手の育成、②水産資源の持続的な利用体制の構築、③販売戦略を踏まえた生産・流通・販売体制の実現により、生産から販売までが一体となった持続的な水産業の確立を図る。

漁業生産額を平成 32 年度までに 290 億円にすることを、具体的な数値目標として掲げている。

【現 状】					【目 標】				
	生産額(億円)		経営体数			生産額(億円)		経営体数	
		担い手		担い手数			担い手		担い手数
海面漁業	105	50	2,510	122	海面漁業	110	69	1,942	312
中小海面漁業	70	15	2,468	80	中小海面漁業	75	34	1,900	270
養殖漁業	165	161	433	335	養殖漁業	180	175	360	315
かき類養殖	150	148	353	302	かき類養殖	165	163	310	290
計	270	211	2,943	457	計	290	244	2,302	627

重点施策
の実施

※経営類型別の生産額は算定値

資料：農林水産省『2008年漁業センサス』、『漁業生産額統計』

（出典：「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」76 頁）

① 経営力の高い担い手の育成

経営力の高い漁業者の育成、特に担い手の割合の少ない中小海面漁業について、次世代を担う漁業経営体の育成・確保に努める。また、漁業者への支援体制の充実に向け、漁業合併等による漁協機能の強化を推進する。

② 水産資源の持続的な利用体制の構築

放流効果の高い地元定着型魚種を中心とした種苗の放流、藻場等の育成環境の保全整備、漁業者による資源管理の強化を一体的に取り組むことで、水産資源を効率的かつ持続的に利用することが可能な体制の構築を図る。

③ 販売戦略を踏まえた生産・流通・販売体制の実現

漁協や漁業者グループによる市場への計画出荷、朝市、直接販売、加工品の開発など、生産から販売までの取組を推進し、漁業所得の向上を図る。

主な数値目標として、以下の事項を掲げている。

項目	現 状		目 標	
			(H27)	(H32)
漁業経営体数	H20	2,943	2,515	2,302
うち担い手数	H20	457	530	627
うち中小海面漁業の担い手数	H20	80	190	270
担い手グループ数	H20	2	12	30
漁業生産額（億円）	H19	270	280	290
うち中小海面漁業生産額（億円）	H19	70	73	75
うち養殖業生産額（億円）	H19	165	172	180
新規就農者数（人/年）	H21	45	65	65
海面漁業生産量（カタクチイワシを除く）	H18	8,495	8,351	8,521
うち中小海面漁業生産額（億円）	H18	1,525	1,575	1,681
かき養殖生産額（億円）	H19	150	157	165
藻場・干潟の造成改良面積（ha）	H18-H22	7.4	8.5	17.0
ブランド化・加工販売など戦略的販売の取組件数	H21	1	3	6

（出典：「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」78 頁、81 頁、85 頁）

エ. 販売戦略

産地（生産者）が、消費者や実需者のニーズを的確に把握し、それに応える農林水産物の供給体制を構築していくために、産地（生産者）の販売強化に向けて、産地（生産者）の意識改革と需要に対応した生産体制の構築を図るとともに、バリューチェーンにおける生産から販売までの連携など、産地（生産者）と流通業者や実需者等との連携を強化して、生産から販売までが一体となった「農林水産物の販売力強化」の取組を推進する。

オ. 食の安全・安心

安全・安心を提供する生産体制の強化、消費者と生産者を結ぶ安全・安心対策の推進及び消費者の理解促進等、農林水産物の生産から消費に至る安全・安心対策を推進し、県民の安全で安心できる食生活の実現を図る。

県産農産物を意識して購入している人の割合を平成 32 年度までに 70% 以上にすることを具体的な数値目標として掲げている。

カ. 農林地の公益的機能

耕作放棄地の発生を防止し、農地や農業用施設を社会資本として維持・活用を図るため、地域の協定等に基づく共同活動を資本として、野生鳥獣による被害の防止、中山間地域等における農業生産条件の不利の補正並びに農地及び農業用施設の適切な維持・管理を行うとともに、担い手育成施策と連携しながら、農業生産体制の整備を図る。

平成 32 年度までに達成すべき具体的な数値目標として、次の事項を掲げている。

項目	現 状		目 標	
			(H27)	(H32)
中山間地域等直接支払制度の取組面積	H21	20,000ha	22,000ha	24,000ha
ストックマネジメント計画の策定 (農振農用地を有する 20 市町の台帳整理 計画策定)	H22	0 市町	20 市町	20 市町
農地・水保全管理支払制度の取組面積	H22	4,177ha	12,000ha	20,000ha
耕作放棄地復旧面積	H22	16.2ha	350ha	700ha

(出典：「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」108 頁)

キ．農山漁村地域の暮らしの安全・安心

防災面で、老朽ため池の整備、地すべり防止対策、海岸保全施設の整備や、治山施設の整備などに取組み、農林水産業を支える地域の安全・安心の確保を目指す。

生活環境面で、農業・漁礁集落排水施設及び営農飲雑用水施設の整備と併せて、既存施設の適切な管理と、適宜適切な補修・改修・更新を支援し、農林水産業を支える地域の生活環境の改善を目指す。

平成 32 年度までに達成すべき具体的な数値目標として、次の事項を掲げている。

項目	現 状		目 標	
			(H27)	(H32)
土地改良施設定期診断箇所数（箇所/年）	H21	93	80	80
農地・水保全管理支払制度の取組面積（ha）	H22	4,177	12,000	20,000
老朽ため池の改修箇所数（箇所）	H21	691	1,290	1,790
農地海岸保全施設の整備延長（km）	H21	54	56	58
漁港海岸保全施設の整備延長（km）	H21	58	62	65

（出典：「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」119 頁、121 頁）

『2020広島県農林水産業チャレンジプラン』の施策体系



	施策の展開方向	具体的な施策
農業	担い手の育成 地域の核となる 経営力の高い担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○農地の集積 ○生産基盤の整備（農地の整備） ○人材の確保 ○資金の支援 ○経営力の強化
	産地 「作ったものを売る」から 「売れるものを作る」生産体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 【畜産】 ○加工・業務用に対応できる新たな産地育成 ○既存産地の改革 【園芸】 ○広域生産地の再構築 ○既存経営体の体質強化 ○農地の有効利用による耕畜連携の推進
	しくみ 「産地と実需者」「産地と産地」が 連携する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○中間事業者等による産地と実需者や産地間の連携の促進 ○経営力の高い担い手を中心とした地域内連携の促進 ○産物の信頼性確保 ○流通体制の高度化 ○農商工連携の推進
林業	生産 効率的な木材生産体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○計画的な林業の推進 ○林業事業者の育成強化 ○林業労働力の確保・育成 ○効率的な木材生産システムの構築とその基盤整備
	流通・加工 県内経済に貢献できる 流通・加工体制の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○川上から川下までのマッチング機能を備えた 商流・物流による安定取引の構築 ○全国的に競争力のある加工体制の活用
	消費 県産材を最大限活用する 木材利用の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○公共建築物等への利用拡大 ○木造住宅への利用拡大 ○県産材のカスケード（多段階）利用 ○企業と連携した新製品開発や新たな需要の拡大
	森林資源 適正な森林資源管理	<ul style="list-style-type: none"> ○適正な森林資源管理の推進 ○資源の循環利用につながる施業技術の開発 ○県営林等の役割の充実に強化
水産業	担い手 経営力の高い担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○担い手育成と経営力の強化 ○合併による漁場機能の強化 ○漁業生産基盤の整備
	水産資源 水産資源の 持続的な利用体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○漁場環境の保全整備 ○漁業者主体の資源増大対策の推進 ○広域連携を踏まえた栽培漁業・資源管理の推進 ○漁業秩序の維持 ○森・川・海の連携による漁場環境の維持
	流通改善 販売戦略を踏まえた 生産・流通・販売体制の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○水産物の流通体制の改善・構築 ○水産物のブランド化の推進
販売戦略	マーケティング マーケティング力強化の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○専門家等の知識とネットワークを活用した体制づくり ○経営力の高い農林水産経営体の育成
	生産 ニーズに応える農林水産物の供給	<ul style="list-style-type: none"> ○プロダクトアウトからマーケットインへ ○販売競争力のある農林水産物の生産
	流通 効率的で有利な流通の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○実需者・消費者等のニーズに対応した流通形態の構築 ○海外市場をターゲットとした販路の開拓
	ブランディング ブランディングによる 有利に販売するための土壌づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○戦略的な広報の実施 ○県農林水産物の高付加価値化と消費の促進
農林水産物の 安全安心	生産・流通・消費 農林水産物の生産から消費に至る 安全・安心対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心を提供する生産体制の強化 ○消費者と生産者を結ぶ安全・安心対策の推進 ○消費者の理解促進
農林水産物の 生産基盤の 整備	農地保全 持続的な農業生産活動による 農地の効率的な利用と保全	<ul style="list-style-type: none"> ○中山間地域等直接支払制度の活用 ○鳥獣被害防止対策 ○ストックマネジメント計画の策定推進、既存施設の維持管理体制強化 ○地域ぐるみの共同活動による資源保全管理対策の活用 ○耕作放棄地再生利用の推進
	計画策定 人工林 里山林 多様な森林の整備と保全	<ul style="list-style-type: none"> ○森林資源保全活用の計画策定の推進 ○森林経営計画（仮称）に基づく人工林の適正な管理 ○地域資源保全活用プラン（仮称）に基づく里山林整備
農山漁村 地域	防災 農林水産施設及び農山漁村地域の 減災対策、災害の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○既存施設の維持管理体制の強化 ○農地・水・環境保全向上対策の活用 ○老朽化し危険度の高いため池の補修・改修の実施 ○保全が必要な農地・漁港海岸の整備 ○農林地地すべり防止対策の推進と、防止施設の適切な管理 ○山地災害危険地区の防災対策
	生活環境 生活雑排水の適正な処理による 水質保全対策と営農雑用水の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> ○広島県汚水適正処理構想に基づく整備 ○施設の適切な維持管理と適宜適切な補修・改修・更新

（出典：「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」 6 頁、7 頁）

第3 全般的事項に関する意見

1. 農林水産局全体に関する意見

農林水産局の各事業を監査した結果、全体を通して、あるいは各事業に共通する事項として、以下の内容があげられる。

(1) 補助金、委託料の確認作業について

広島県においては、過去に発生した虚偽の報告書により補助金を受給する詐欺行為の発生を受けて、このような事態を未然に防止するために、平成25年10月24日付で総務局長から各局長宛に「補助金の適正な執行について（通知）」が公表され、職務の執行に際しての注意喚起を呼びかけるとともに、各局の補助金の特性に応じた審査等マニュアル（チェックリスト）を平成25年度の完了検査、平成26年度の補助金執行に活用できるように作成する指示が出されており、農林水産局においてもチェックリストが整備されている。

委託契約事務においても、同様にチェックシートが作成され平成25年11月1日以降に執行伺いを起案する委託契約から活用するように、農林水産総務課から農林水産局内に通知が行われている。

しかし、平成26年度の補助金、委託契約の執行状況について監査した過程で、チェックリストを使用していない事業が散見された。

結果的に大きな誤りは発見されなかったが、誤り、事故を未然に防ぎ作業の品質を一定水準以上に維持する上で効果的な手段であることから、積極的に活用されるように、事業ごとに実態に応じたチェック項目に改善、更新を継続させていくべきであると考えられる。

(2) 補助金交付金の交付先

農林水産局関連の事業で取り扱う補助金交付金は多数あるが、最終的に金員が誰にわたるのか十分に情報収集できる体制を構築すべきである。農林水産局の予算の多くは土木建築業者に支払われているものであり、予算のうち、どれだけが農林水産業者の所得に関連するものであるかは、新規就農者の確保、耕作放棄地の抑制に大きく相互関連するものと考えられる。現状では、県ないし市町において集落に交付された資金はどれだけになるかについて把握しているが、その後、共同取組として土木建築業者に支払われたのか、農業者に配分されているのか十分に情報入手されていない交付金が見受けられる。

また、公共工事以外の事業においても、施設整備費として土木建築業者に支払われているものがいくつか見受けられる。

インフラ整備も事業として重要であるが、設備投資とその効果を正確に測定していくための下地作りを進めていくべきである。加えて、一戸の農業者が生計を立てていくために最終支払先に対して、どれだけの配分がされているのか正確に把握していくモニタリング体制が必要と考える。

2. チャレンジプラン及びアクションプログラムに関する課題及び意見

(1) 農業編における数値目標

ア. 農業産出額

チャレンジプラン及びアクションプログラムにおいて、農業産出額を平成 32 年度までに 1,200 億円（うち経営力の高い担い手の算出額を 1,000 億円）にすることを数値目標としているが、平成 26 年の実績を見ると 1,086 億円と 9 割超の進捗率を達成している。

項目	①H26 (実績)	②H32 (目標)	進捗率 (=①/②)
農業産出額	1,086 億円	1,200 億円	90.5%
うち、担い手	不明	1,000 億円	
担い手の占める割合	不明	83.3%	

イ. 地域の核となる経営力の高い担い手の育成

経営力の高い集落法人数の平成 26 年度の目標に対する実績を見ると、以下のとおりであり、各目標値に対して、すべての項目が未達成となっている。特に集落法人数のうち、ビジネス拡大型及び経営発展型については目標値を大きく割り込み、著しく低いものとなっている。

また、将来の担い手候補である新規就農者の確保は喫緊の課題として広島県においても認識し、数値目標は年間の新規就農者数 200 人として示されているが、平成 26 年度の実績値は 160 人で目標値を下回るものとなっている。

項目	H26 (目標)	①H26 (実績)	②H32 (目標)	進捗率 (=①/②)
集落法人数	83 法人	50 法人	345 法人	14.5%
ビジネス拡大型	7	3	50	6.0%
経営発展型	30	5	125	4.0%
地域貢献型（経営発展移行型）	46	42	170	24.7%
農業参入企業	83 法人	75 法人	170 法人	44.1%
認定農業者数				
一般法人	154 法人	148 法人	190 法人	77.9%
個別経営	1,149 経営体	1,010 経営体	1,200 経営体	84.2%
新規就農者数	200 人	160 人	200 人	80.0%

① 経営力の高い担い手に関する販売金額基準の一貫性

チャレンジプランにおいては、担い手を、集落法人、農業参入企業、認定農業者（一般法人、個別）と位置付け、1 人当たり所得 500 万円以上の者で構成する経営体を「経営力の高い担い手」としていたが、その後のアクションプログラムにおいては、「経営力の高い担い手」を農産物の販売金額規模が 4,000 万円以上の組織経営体、1,000 万円以上の個別経営体として取扱っている。

(意見)

数値目標に関して、ベースとなるチャレンジプランとの整合性を見たとき、どのような理由で尺度が変更されたのか、アクションプログラムにおいては十分に説明がされておらず、大変わかりにくいものとなっている。

重要なテクニカルタームの定義、指標などは、達成度を図っていくため、厳格に取り扱うべきものである。新たな尺度を設けた、ないし定義を変更した（新

たな視点を追加した) のであれば、その旨及び意図するところを明確に示して混同のなきようにするなど、テクニカルタームの用い方には読み手の立場に立って、細心の注意を払うべきである。

<平成22年>

組織経営	計	～2,000万円	2,000～	4,000～	8,000～	1億円～
経営体数	583	386	60	34	37	66
割合(%)	100	66.3	10.3	5.8	6.3	11.3
産出額計	40,700	2,300	2,040	1,850	3,774	30,736
割合(%)	100	5.7	5.0	4.5	9.3	75.5

個別経営	計	～700	700～	1,000～	2,000～	4,000～	8,000～	1億円～
経営体数	35,738	34,776	379	313	112	102	43	13
割合(%)	100	97.2	1.1	0.9	0.3	0.3	0.1	0.1
産出額計	60,500	32,024	4,381	6,000	3,808	5,549	4,386	4,352
割合(%)	100	53.0	7.2	9.9	6.3	9.2	7.2	7.2

<平成32年>

組織経営	計	～2,000万円	2,000～	4,000～	8,000～	1億円～
経営体数	803	326	150	134	112	81
割合(%)	100	40.6	18.7	16.7	13.9	10.1
産出額計	64,600	2,570	5,250	7,500	11,760	37,520
割合(%)	100	4.0	8.1	11.6	18.2	58.1

個別経営	計	～700	700～	1,000～	2,000～	4,000～	8,000～	1億円～
経営体数	25,395	24,200	452	460	130	97	43	13
割合(%)	100	95.2	1.8	1.8	0.5	0.4	0.2	0.1
産出額計	55,400	21,920	5,380	9,120	4,550	5,430	4,520	4,480
割合(%)	100	39.5	9.7	16.5	8.2	9.8	8.2	8.1

2010年農林業センサスを基にアクションプログラムによる施策効果を考慮した推計値

(出典:「アクションプログラム」9頁)

②新規就農者数について

新規就農者の確保・育成に関するアクションプログラムの記載について見ると、従前から行ってきた取組みについて図などを用いてより詳細に示したものが主だった内容であり、チャレンジプラン策定の段階から代わり映えしないものになっている。

(意見)

アクションプログラムにおいては、計画値に対して実績はどうであったか、目標未達であれば、打開するための具体的な対応策はどういったものにするのかを記載していくべきと考える。

ウ．重点品目の需要に応える生産体制の確立に関する数値目標の進捗について「作ったものを売る」から「売れるものを作る」生産体制を確立に向けての数値目標に対する平成 26 年度の実績、進捗率は次のとおりであり、野菜の進捗について遅れが見られるが、果樹、花きについては計画の達成が見込まれる状況にある。

項目	①H26 (実績)	H27 (目標)	②H32 (目標)	進捗率 (=①/②)
野菜産出額	193 億円	230 億円	300 億円	64.3%
うち、担い手の産出額	不明	145 億円	260 億円	
果樹産出額	138 億円	140 億円	160 億円	86.3%
うち、担い手の産出額	不明	60 億円	100 億円	
花き産出額	32 億円	32 億円	34 億円	94.1%
うち、担い手の産出額	不明	25 億円	31 億円	

①担い手の産出額の実績の把握について

数値目標のうち、担い手による農業産出額、野菜、果樹、花きの産出額について、平成 26 年度の実績を把握していない状況である。

この点について担当者に確認したところ、チャレンジプラン策定当初は各市町に依頼して実績数値の集計を行っていたが、数値の信頼性にばらつきがあることから、農林水産省が 5 年毎に調査、公表する統計指標から実績を把握する方法に変更しているということがわかった。

アクションプログラムからは、重点品目の 1 つであるキャベツ、アスパラガス、レモンについて、具体的な数値目標を提示して、当該目標の達成に専念することを通じて、野菜、果樹、花きの産出額、最終的には農業産出額の目標達成を目指しているとの回答であった。

(意見)

5 年毎に公表される統計指標を待っていたのでは、目標を達成するための対応が後手に回ることが懸念される。毎年調査、集計している重点品目の担い手の栽培面積などを利用して推定値を算出して、進捗管理を行うといった対応が必要であると考えます。

②アクションプログラムから提示された重点品目の数値目標について

野菜及び果樹については、アクションプログラムから、キャベツ、アスパラガス、レモンについて、栽培面積、販売量、販売額、単位面積当たり販売額について、具体的な数値目標を提示しているが、平成 26 年度実績と比較した場合、キャベツ及びアスパラガスについては、大きく進捗を下回っている状況が見られる。

品目	項目	①H26 (実績)	H27 (目標)	②H32 (目標)	進捗率 (=①/②)
キャベツ	栽培面積	133 ha	200 ha	405 ha	32.8%
	販売量	2,943 t	9,410 t	22,400 t	13.1%
	販売額	1.8 億円	7.0 億円	16.0 億円	11.3%
	単位当たり販売額	14 万円/10a	35 万円/10a	40 万円/10a	35.0%
アスパラガス	栽培面積	81 ha	106 ha	106 ha	76.7%
	販売量	449 t	739 t	1,013 t	44.3%
	販売額	4.5 億円	7.0 億円	10.0 億円	45.0%
	単位当たり販売額	55 万円/10a	66 万円/10a	94 万円/10a	58.5%
レモン	栽培面積	200 ha	234 ha	300 ha	66.7%
	販売量	6,260 t	6,305 t	10,000 t	62.6%
	販売額	18.0 億円	18.8 億円	21.9 億円	82.2%

(意見)

目標の進捗状況、達成の可能性について担当者に状況を確認したところ、平成27年度からは、キャベツについては大規模農場の稼働が開始するので生産量の大幅な増加が見込まれるということではあるが、目標を達成するためには、現状の実績を4～10倍にしなければならない状況にあることから、実現可能性、進捗管理について十分な検討が必要であると考えます。

エ. 「産地と実需者」「産地と産地」が連携する仕組づくりに関する数値目標の進捗について

「産地と実需者」「産地と産地」が連携する仕組づくりに関する数値目標として、バリューチェーンの構築による主要品目の産出額を平成27年度までに115億円、32年度までに160億円増加させることを掲げたことは前述(30頁)のとおりであるが、当該事項はアクションプログラムの段階で、「生産者と消費者・多様な事業者の連携」という項目に整理され、この数値目標は使用されなくなっている。それに代わる新たな数値目標はない。

(意見)

状況の変化に合わせて戦略、目標を変えていく必要はあるが、その場合においても進捗状況、目標を変更することにした経緯を公表すべしであると考えます。

(2) 林業編における数値目標

ア. 広島県の林業におけるアクションプログラム策定の目的

平成23年度から上記チャレンジプランに基づく施策を進めてきたが、製材工場等のニーズに合っていない木材生産であることや、製材工場等では、必要な量・規格を満たす原木調達が困難なことから、加工能力を活かした生産ができず、木材加工コストの削減が不十分なままとなっていた。その結果、外材等と比較し、価格面や安定供給面で競争力が弱くなっており、製材品における県産材のシェアが低い状況となっていた。

これらの現状を踏まえ、平成26年11月においてチャレンジプランの目標をより着実に実現することを目的として、販売、流通、加工、生産、資源循環を一体的に捉えた具体的な課題を設定し、各段階で課題解決に取り組むことで、「競争力のある県産材の供給体制の構築」を推進し、県産材製品のシェア拡大を図るため、広島県の林業におけるアクションプログラムが策定されている。

イ. 「素材生産量」の達成状況

チャレンジプランの生産段階での数値目標は前述(32頁)のとおりであるが、アクションプログラムでは、数値目標が次のとおり掲げられており、この中でも、チャレンジプランで設定された県産材素材生産量の数値目標は踏襲されている。

目標項目		現状(H25)	H27	H28	H29
目標数値	木材安定供給協定による取引量 (素材生産量に対する構成比)	58,568m ³ (27%)	80,000m ³ (27%)	100,000m ³ (31%)	120,000m ³ (36%)
	県産材(スギ、ヒノキ)素材生産量	216,521m ³	300,000m ³	319,000m ³	338,000m ³
	年間5千m ³ 以上生産の事業体	6社	9社	12社	14社
	森林経営計画作成面積	7,069ha	20,000ha	28,000ha	36,000ha

(出典:「アクションプログラム」65頁)

チャレンジプログラムの数値目標に対する平成26年度の実績、進捗率は次のとおりである。

項目	①H26 (実績)	H27 (目標)	②H32 (目標)	進捗率 (=①/②)
県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量	25万m ³ /年	30万m ³ /年	40万m ³ /年	62.5%
森林施業プランナーの人数	54人・累計	60人・累計	63人・累計	85.7%
県産材の製材品出荷量	6.6万m ³ /年	16万m ³ /年	22万m ³ /年	30.0%
公共建築物等への木材利用拡大	3千m ³ /年	10千m ³ /年	20千m ³ /年	15.0%

(意見)

アクションプログラムは、上記のようにチャレンジプランの3年間の実施を踏まえて策定されていると謳われているが、直近年度における県産材素材生産量は、計画値である平成25年度230,000m³/年、平成26年度270,000m³/年に対して、実績値は、平成25年度が216,521m³/年、平成26年度が250,000m³/年と、計画値を下回っている状況となっている。その中で、平成27年度の目標数値は300,000m³/年であるから、その実現には一層の政策努力が必要である。

上記のとおり、アクションプログラムは、チャレンジプランの目的である生産、流通、加工、消費を通じた県産材の安定供給体制を実効的に構築するための計画であり、素材生産量は、これらの資源循環を一体的に進めていくための基本的な指標である。

従って、アクションプログラムの実現に向けては、これらの実現値の現状とその課題を踏まえ、今後の解決策を具体化した上で、十分な進行管理を行っていくべきである。

ウ. 「県産材製材品販売量のシェア」の達成状況

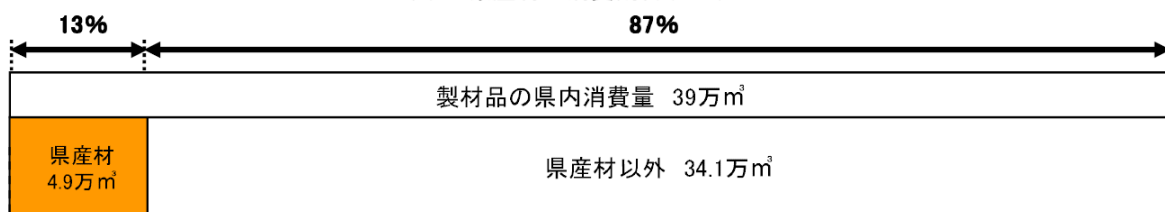
県産材製材品販売量のシェア(広島県の製材品消費量全体に占める県産材製材品の割合)の数値目標に対する平成26年度の実績、進捗率は次のとおりである。

項目	①H26 (実績)	H27 (目標)	②H32 (目標)	進捗率 (=①/②)
県内での県産材製材品販売量シェア	15%	27%	46%	32.6%

これを見ると、広島県の目指す県産材製材品の販売シェアは、公共建築物等への木材利用の拡大等、県産材の利用を推進していくなどして、平成 21 年度の段階で 8 % にすぎないものを、平成 27 年度には 27%、平成 32 年度には 46% と、大幅にシェアを拡大することを目指す計画内容となっている。

これに対し、アクションプログラムでは、供給される県産材の競争力が弱いという現状、例えば、平成 24 年度の県産材製品材のシェアが 13%（下表参照）と製品シェアが低迷していることを踏まえ、目標数値を実現するための施策を実施し、「競争力のある県産材の供給体制の構築」を目指すとしている。

図2 県産材の消費割合(H24)



(アクションプログラム 57 頁)

(意見)

平成 24 年度の県産材製品材販売シェアが 13% と低迷していることはアクションプログラムも認めるところであるが、平成 26 年度の実績値も 15% であり、当初の平成 27 年度の目標である 27% には大きく及ばない状況である。

この点、アクションプログラムの内容と担当者から聴取したところによると、広島県は、林業事業体と製材工場等との間で「木材の安定取引に関する協定書」を締結させ、この協定に基づく取引量について、上記の数値目標のとおり、平成 25 年度の実績が 58,568 m³ であるところを、平成 27 年度で 80,000 m³、平成 28 年度で 100,000 m³、平成 29 年度で 120,000 m³、平成 32 年度で 180,000 m³ と製材工場等への安定供給を増やすことにより、県産材の生産、流通、加工、販売、消費を一体的に強化していくことを目指している。

もっとも、これらの木材安定供給協定による「取引量」を増加させることと、それが県産材製材品の販売量のシェアをどの程度増加させていくかということとの関係は、アクションプログラムからは明らかでない。上記のとおり、「取引量」に密接に関連するはずの素材生産量が目標に届いていない現状を踏まえると、「取引量」を増やすことで数値目標に達することができるという関係が成り立つのかという点は吟味しなければならない。そもそも、アクションプログラムは、製品シェアが低迷していることを課題として策定されているのであるから、「取引量」を増やすことに比例してシェアを確保できるという、「取引量」とシェアとの相関関係については、今後も十分なモニタリングを実施することにより、数値目標達成のための進行管理を行っていくべきである。

(3) 水産業編における数値目標

ア. 経営力の高い担い手の育成

経営力の高い担い手の育成に向けての数値目標に対する平成 26 年度の実績、進捗率は次のとおりである。

項目	①H26 (実績)	H27 (目標)	②H32 (目標)	進捗率 (=①/②)
漁業経営体数	2,538 経営体	2,515 経営体	2,302 経営体	110.3%
うち、担い手数	475 経営体	530 経営体	627 経営体	75.8%
担い手グループ数	21 グループ	12 グループ	33 グループ	63.6%
漁業生産額	234 億円	280 億円	290 億円	80.7%
うち、中小海面漁業生産額	72 億円	73 億円	75 億円	96.0%
うち、養殖業生産額	162 億円	172 億円	180 億円	90.0%
新規就業者数	29 人/年	65 人/年	65 人/年	44.6%

担い手数は対平成 27 年目標、対平成 32 年目標についても未達成の状況にある。原因としては、新規就業者の受け皿となる担い手グループの販売活動の規模が小さく、漁業所得 500 万円以上の担い手の育成までには至らないとのことであった。

(意見)

広島県では、経営体の漁業所得が 500 万円以上となることを目指し、担い手グループの販売活動を強化させるため、流通・販売基盤の整備を支援としている。しかし、漁業にあっては、熟練度によって漁獲高の差が顕著に出るため、所得 500 万円以上となるまでには相当の期間を要し、その間に離職する担い手もいる。特に、若い新規就業者が孤立しないようにグループの輪に参画し、技術や情報を共有できる環境の整備がまず第一に必要である。また、所得を増加させるためにもソナーや魚群探知機といった漁獲高を向上させる設備に対しても補助を検討することが必要と考える。

イ. 水産資源の持続的な利用体制の構築

水産資源の持続的な利用体制の構築に向けての数値目標に対する平成 26 年度の実績は次のとおりである。

項目	①H26 (実績)	H27 (目標)	②H32 (目標)	進捗率 (=①/②)
海面漁業生産量 (カタクテイワシを除く)	5,104 t	8,351 t	8,521 t	59.9%
うち、栽培放流対象魚種の生産量	1,539 t	1,575 t	1,681 t	91.6%
かき養殖生産額	163 億円	157 億円	170 億円	95.9%
藻場・干潟の造成改良面積	12.4 ha	8.5 ha	17.0 ha	72.9%

海面漁業生産量の進捗は平成 32 年度目標に対して 59.9%と若干の遅れはあるが、それ以外の項目については、高い進捗率となっている。

(意見)

広島県としては、放流効果の高い地先定着型魚種を中心とした種苗の放流、藻場等の育成環境の保全整備、漁業者による資源管理の強化を一体的に取り組むことで、水産資源を効率的かつ持続的に利用することが可能な体制の構築を図るとある。広島県栽培漁業センターではこれを受けて、ガザミ、メバル、キジハタ等の地先定着型魚種を中心とした種苗の集中放流を来年度から行うとし、

センターとしてもこれまで以上に種苗の効率的な栽培を行うとしている。しかし、同センターには来年度から老朽化に対する施設整備として多額の予算が想定されることから、費用対効果を測定する手段も構築する必要がある。

ウ．販売戦略を踏まえた生産・流通・販売体制の実現

販売戦略を踏まえた生産・流通・販売体制の実現に向けての数値目標に対する平成 26 年度の実績は次のとおりである。

項目	①H26 (実績)	H27 (目標)	②H32 (目標)	進捗率 (=①/②)
ブランド化・加工販売など戦略的販売の取組件数	3 件	3 件	6 件	50.0%

ブランド化・加工販売など戦略的販売の取組件数は、平成 26 年度の時点で平成 27 年度目標を達成しており、平成 32 年度目標については 50%まで進捗が進んでいる。

(意見)

広島かきの生産量は日本一であり、現在でも広島県産のかきは全国的にみても相当程度ブランド力は持っている。アクションプログラムによると、家庭での消費量の減少、量販店での取扱量が減少傾向にある中、オイスターバーや高級外食産業などの品質の高いかきを関東圏に安定供給することでブランド力の向上を図るとある。特に本県のみで生産されている 3 倍体かきは、高品質で夏場にも出荷できる特徴があり需要が伸びているとのことである。地元に住んでいる者として感じることであるが、まだ多くの方が、かきは冬の食材であるとの思いこみがあると思われる。また広島県を訪れる観光客で、広島へ来たので本場のかきを食べよう思っている人の数は、広島で多くの方が連想すると思われる、お好み焼き、つけ麺などに比して非常に少ないと思われる。関東圏への安定供給と並行して、生がきを食する習慣のある欧米からの観光客が多い広島県内においても複数のオイスターバー等の出店を促す施策がとられるべきと考える。更に夏に強い 3 倍体かきの認知を広め、一年を通した需要喚起が必要と考える。



組合に併設されている荷さばき施設



関西に出荷する際の専用トラック



当日の朝に採れた太刀魚

(4) 農林地の公益的機能の維持発揮の取組における数値目標

農林地の公益的機能の維持発揮の取組における数値目標に対する平成26年度の実績は次のとおりである。

項目	①H26 (実績)	H27 (目標)	②H32 (目標)	進捗率 (=①/②)
中山間地域等直接支払制度の取組面積	21,817 ha	22,000 ha	24,000 ha	90.9%
ストックマネジメント計画の策定 (農振農用地を有する20市町の台帳整理・計画策定)	6 市町	20 市町	20 市町	30.0%
多面的機能支払制度の取組面積 (旧 農地・水保全管理支払制度の取組面積)	16,405 ha	12,000 ha	20,000 ha	82.0%
耕作放棄地復旧面積	485.7 ha	350 ha	700 ha	69.4%

中山間地域等直接支払制度の取組面積、多面的機能支払制度の取組面積、耕作放棄地の復旧面積について、平成27年度での目標数値を達成できている状況にある。

(5) 農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保のための取組における数値目標

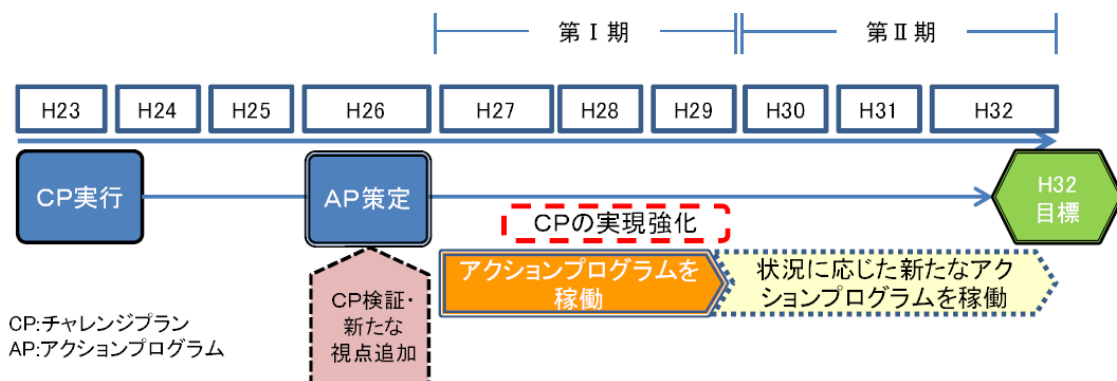
農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保のための取組における数値目標に対する平成26年度の実績は次のとおりである。

項目	①H26 (実績)	H27 (目標)	②H32 (目標)	進捗率 (=①/②)
土地改良施設定期診断箇所数	80 箇所/年	80 箇所/年	80 箇所/年	100.0%
多面的機能支払制度の取組面積 (旧 農地・水保全管理支払制度の取組面積)	16,405 ha	12,000 ha	20,000 ha	82.0%
老朽ため池の改修箇所数	1,228 箇所	1,290 箇所	1,790 箇所	68.6%
農地海岸保全施設の整備延長	56 km	56 km	58 km	96.6%
漁港海岸保全施設の整備延長	60 km	62 km	65 km	92.3%

土地改良施設定期診断箇所数、多面的機能支払制度の取組面積、農地海岸保全施設の整備延長については、平成27年度時点の目標数値を達成できている状況であり、その他の項目も目標進捗について大きく遅れが生じている事項は見られなかった。

(6) アクションプログラムについて

平成 26 年 11 月においてチャレンジプランの目標をより着実に実現していくために、具体的な取組みを進めるアクションプログラムを策定している。基本的な考え方の 1 つとして、年度別の達成すべき状態(数値目標)を設定し、それに応じた具体的な取組内容を記載した 3 年間のロードマップ(工程表)を作成し、PDCA サイクルにより検証するとともに改善をしていくものとしている。



(出典:「アクションプログラム」2頁)

しかし、実際のアクションプログラムの記載では、チャレンジプラン策定からアクションプログラム策定までの期間の達成度について言及した部分がなく、特に数値比較においては、アクションプログラム策定当時(平成 25 年度)と将来の目標(平成 27 年度～平成 29 年度、平成 32 年度)との比較、チャレンジプラン策定当時(平成 22 年度)と将来の目標(平成 32 年度)との比較が行われているが、チャレンジプラン策定当時の計画値とアクションプログラム策定当時の実績値の数値比較ができるものが十分に示されていない。

(意見)

アクションプログラムは 3 年間のチャレンジプランの実行による Do、Check を基に Action として策定されているもので、項目ごとに課題は記載されているが、どういう PDCA の Check のもとにアクションプログラムとして出現してきたのか、わかりにくい項目が散見される。

アクションプログラムを策定している側はその過程を当然に理解しているが、推進体制における県以外の当事者には、経緯が理解できないため、精緻なアクションプログラムを策定しても「笛吹けど踊らず」となってしまう恐れがある。PDCA の Check となる状況・分析を明確に示したうえで、Action となるアクションプログラムとわかりやすく結びつけて説明していくことをもって、推進体制の当事者との連携を図れるような工夫が必要である。

繰り返しになるが、チャレンジプランは全員参加型の取組として、広島県は「本プランの目指す姿実現のための総合プロデューサーとしての役割を担う」としている。そうであれば、常に参加メンバーに対してわかりやすい情報提供を心がけるべきであり、迅速に課題共有がなされる体制を整備すべきである。

(7) チャレンジプランの達成状況の開示

チャレンジプランに対する事業年度ごとの目標値に対する実績及び達成度は、広島県内部において「ワーク」という区分ごとに取りまとめられて、「主要施策の経過に関する説明書(ひろしま未来チャレンジビジョン実施状況報告書)」として、

議会に提出される。議会に報告されたのちに同書は県庁図書館に備置されて、公衆の縦覧に供されるものとなる。

チャレンジプランが開示されているホームページには年度ごとの実績状況は掲載されるものとなっていないが、より分かりやすくホームページなどを通じて開示していくべきではないかと担当者に質問したところ、広島県の代表者である県議会議員に報告したうえで、県民への閲覧に供するという開示の仕組みにより対応しているとの回答であった。

(意見)

チャレンジプランの3頁において、「本プランを推進し、めざす姿を実現させるためには、農林水産業に関する様々な課題について、農林水産業者のみならず、団体・事業者、県・市町、そして消費者である県民一人ひとりが身近なところから考え、行動するとともに、それぞれがその役割を認識し、意欲的に取り組むことが大切です。」としている。

そのうえで、各種の目標数値を設定して、広島県の役割として「県民・関係者への情報提供と重点的・効果的な施策の展開を、関係団体・事業者や市町と協議連携のうえで推進し、プランの進行管理を行うことにより、本プランの目指す姿実現のための総合プロデューサーとしての役割を担う」としている。

こういったチャレンジプランをより有効に機能させていくためには、目標数値を示しているチャレンジプランを掲載している広島県のホームページに、併記するなどわかりやすいかたちで実績値及び達成率を各年度においてタイムリーに開示して、県民一人ひとりの農林水産業が抱える喫緊の課題に関する議論を活性化していくべきである。

達成率が芳しくない項目が出てくるなかで施策の見直しを求められるものも出てくるなどの困難はあるものとは思われるが、ITインフラが行き渡っている昨今において、現状の開示の仕組みをもって良しとするのみでなく、農林水産業者、団体・事業者、県・市町、消費者である県民一人ひとりと、農林水産業が抱えている課題を効率的・効果的なかたちで共有していける情報インフラを積極的に構築していくべきである。

第4 各事業に関する指摘及び意見

1. 監査の対象とした事業一覧

平成26年度に実施された事業のうち、当初予算額が10,000千円以上の事業を監査の対象とし、手続を実施した。選定した事業は以下のとおりである。

また、公共工事に関する事業については、平成26年度までに完成した工事を選定対象とし、手続を実施した。

事業名称	当初予算額 (千円)	指摘	意見	該当頁
1. 生産から販売までが一体となった持続的な農業の確立				
新規就農者育成交付金事業	297,474		2	65頁
農地集積加速化支援事業	295,250		2	63頁
農地中間管理事業	277,995	2	5	53頁
重点品目産地拡大推進事業	203,463		1	71頁
6次産業化総合支援事業	168,679	1	2	73頁
経営所得安定対策推進事業	154,891			
農業委員会等対策費	141,169			
担い手経営発展チャレンジ事業	133,370		1	69頁
広島レモンのブランド化によるかんきつ産地育成事業	45,229			
農業制度資金利子補給等事業	39,085	1	1	79頁
生産調整推進対策費	34,993			
総合調整費	33,031			
農業技術指導活動・研修費	31,739			
農業技術指導所運営費	30,499			
協同組合等検査指導費	18,662			
農業ビジネス経営力向上事業	16,802			
ひろしまフードフェスティバル開催事業	10,000		1	77頁
2. 県産材の安定供給と利用拡大による持続的な林業の確立				
木材産業等高度化推進資金事業	540,381			
ひろしま林業ビジネスモデル実践プロジェクト	19,314	3	1	83頁
林業技術改善普及費	5,944			
3. 生産から販売までが一体となった持続的な水産業の確立				
栽培漁業センター運営費（管理委託）	94,602		1	88頁
広島かき生産出荷体制強化事業	29,800			
取締船法定検査整備事業	27,498			
漁業金融対策費	25,423			
漁業調整委員会費（海区・内水面）	22,150			
漁業経営安定対策事業	18,442			
漁業取締費	14,150		1	89頁
給与費事業	10,396			
4. 県民の安全で安心できる食生活の実現				
鳥インフルエンザ対策施設整備事業	395,462			
家畜伝染病予防事業	59,371			
家畜保健衛生所管理運営費	31,770			
家畜人工授精事業	21,531			
食の安全・安心確保対策事業	13,959		1	93頁
5. 持続的な農業生産活動による農地の効率的な利用と保全				
中山間地域等直接支払事業	2,245,156	1	2	96頁

事業名称	当初予算額 (千円)	指 摘	意 見	該 当 頁
農業・農村多面的機能支払事業	365,912		1	104 頁
農地整備事業費負担金 (単県)	303,184			
農村整備事業受託工事費	161,372		1	109 頁
集落で取り組む鳥獣被害対策確立事業	159,937		1	106 頁
農業・農村多面的機能支払事業	33,996			
三川ダム管理費	19,276	1	1	112 頁
6. 多様な森林の整備と保全				
ひろしまの森づくり事業	1,666,660	2		118 頁
森林整備加速化・林業再生基金事業	575,228			
幹線林道整備事業費負担金	464,944			
県営林事業費特別会計繰出金	266,777	1		114 頁
緑化センター管理費	59,506		1	116 頁
(一財)広島県農林振興センター関連対策事業	46,458			
保安林整備管理費	33,753			
森林整備地域活動支援事業	27,595			
地域森林計画編成費	11,594			
7. 農業技術大学校				
給与費事業	145,837	3	6	126 頁
農業技術大学校教育費	41,849			
農業技術大学校管理運営費	38,220			
現業業務見直し対策事業 (農業技術大学校)	37,574			
農業技術大学校施設整備費	15,366			
8. 公共工事				
山地治山事業費	1,828,470	(全般的事項) 指摘：1 意見：3 (個別事項) 指摘：8 意見：8 136 頁以降		
現年発生災害農業施設復旧費	1,739,500			
広域営農団地農道整備事業費	799,707			
森林居住環境整備事業費 林道 県営	728,300			
県営ため池等整備事業費	699,090			
育成林整備事業費 造林	548,147			
基幹農道整備事業費	495,306			
県営ほ場整備事業費	464,431			
基盤整備促進事業費	421,343			
県営かんがい排水事業費	420,000			
現年発生災害林道復旧費	390,000			
幹線林道整備事業 県営	350,000			
ため池緊急整備事業	344,917			
過年発生災害農業施設復旧費	279,303			
海岸保全施設整備事業	262,500			
県営基幹水利施設補修事業費	261,450			
水源地域等保安林整備事業	144,280			
小規模崩壊地復旧事業費	133,229			
畑地帯総合整備事業費	127,338			
育成林整備事業費 林道 団体営	118,512			
育成林整備事業費 林道 県営	100,000			
機能回復整備事業費 造林	90,426			
団体営ため池等整備事業費	81,594			
地すべり対策事業費	73,500			
農業農村事業事前調査費 (補助・県営)	70,350			

事業名称	当初予算額 (千円)	指 摘	意 見	該当頁
漁業経営構造改善事業（団体営）	67,125			
海岸保全施設維持補修費	66,153			
団体営農村振興総合整備事業費	62,086			
漁場環境保全創造事業（公共，団体営）	54,169			
漁業経営構造改善事業（県営）	50,500			
農業集落排水事業費	50,480			
林道整備事業費	47,986			
治山施設機能強化事業費	47,428			
畜産環境総合整備事業 団体営	45,770			
かんがい排水事業費	39,456			
老朽ため池補強事業費	37,880			
農道整備事業費	36,684			
農業農村事業事前調査費（単県）	30,000			
過年発生災害林道復旧費	30,000			
その他	22,559			
離島振興対策治山事業費	22,050			
ほ場整備事業費	18,444			
漁場環境保全創造事業（公共，県営）	10,500			
農林整備総合維持修繕費	10,000			
公共施設災害復旧費	10,000			

また、農林水産局で管理している貸付金全件について監査の対象とし、手続を実施した。

制度	平成 26 年度末残高 (千円)	指 摘	意 見	該当頁
木材産業等高度化推進資金貸付金	360,000 千円	1	1	169 頁
就農支援資金貸付金	33,179 千円	1		171 頁
農業共済基金出資金貸付金	13,494 千円	1		173 頁
沿岸漁業改善資金	4,040 千円		1	176 頁
農業改良資金	8,733 千円		1	177 頁

2. 生産から販売までが一体となった持続的な農業の確立に関する事業

(1) 農地中間管理事業

ア. 予算及び決算額

(単位：千円)

事業区分	当初予算額	補正後予算	執行額
【基金積立】 国庫補助金及び基金果実の積立	100,791	546,693	532,154
【農地中間管理機構事業】 中間管理機構運営費	84,300		
【農地中間管理機構事業】 農地の条件整備経費	5,000		
【農地中間管理機構事業】 借地料及び農地管理経費	5,000		
【農地情報整備事業】 農地基本台帳の電子化	48,538		
【農地情報整備事業】 耕作放棄地所有者への意思確認等	31,600		
【推進事務費】 事業を推進するための経費	2,766		
合計	277,995		

(当初予算の節別内訳)

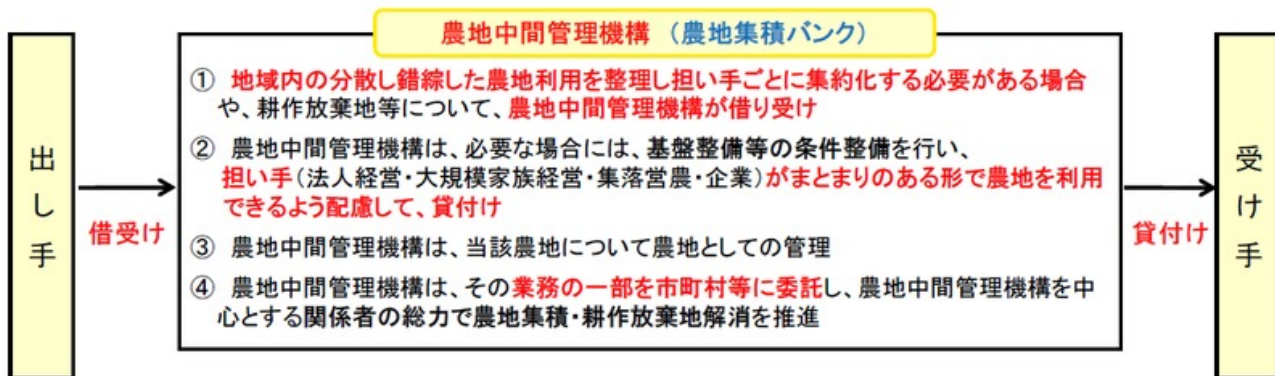
(単位：千円)

歳出		歳入（財源）	
共済費	363	国庫支出金	188,199
賃金	1,272	財産収入	451
旅費	717	繰入金	87,845
需用費	221	一般財源	1,500
役務費	70		
使用料及び賃借料	123		
負担金、補助及び交付金	174,438		
積立金	100,791		
合計	277,995	合計	277,995

イ. 背景及び課題

農地を集積する仕組として、農地利用集積円滑化団体では市町エリア内での取組に止まっていることや、農地保有合理化法人では、買い取りした農地に受け手が見つからなければ不良債権化する恐れがあることなどから集積については消極的であり、こうした仕組での集積の進捗が遅かったため、農地集積及び集約化等を加速化させ、農業経営の規模拡大や農業への新規参入を促進させ、生産性の高い担い手を育成するため、平成26年度より始まった、農地中間管理機構を利用する農地の貸し借りの新しい仕組を農地中間管理事業という。

農地中間管理機構による農地集積の仕組は以下のとおりである。農地中間管理機構は、農地中間管理事業を公平かつ適正に行うことができる法人で、都道府県知事が指定することで都道府県に1つ設置されるが、広島県では「一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団」を指定し設置された。



（出典：農林水産省 HP「農地中間管理機構の概要」）

農地中間管理機構の活用により、貸付希望者（農地の出し手）と借受希望者（農地の受け手）、更には地域全体に、以下のメリットが発生する。

- ① 貸付希望者
 - ・ 契約期間が終了すれば農地が自然に返還される。
 - ・ 機構が借地料を支払うため、安心・確実に手間がかからない。
 - ・ 機構に預けている間は農地の管理が不要。
 - ・ 機構に預ければ「特例付加年金」を受給できる。
 - ・ 要件を満たせば、機構集積協力金のうち経営転換協力金、耕作者集積協力金の交付を受けることができる。
- ② 借受希望者
 - ・ 個々の所有者と交渉する必要がなく、契約更新や賃借料の支払いも一度に行われる。
 - ・ 窓口が明らかになり、企業や新規就農者も農地を借りやすくなる。
 - ・ 規模拡大とともに面的にまとまった農地を借りることが可能となり、作付や作業の効率化等生産性の向上につながる。
- ③ 地域全体
 - ・ 各地域の人・農地プランの作成・見直しの話し合いの中で、地域でまとめて機構に農地を貸付け、地域内の農地利用の再編成を進めることができる。
 - ・ 大規模な農地集積により、産地の育成・強化につながる。
 - ・ 要件を満たせば、機構集積協力金のうち、地域集積協力金の交付を受けることができる。

ウ．広島県の農地集積の現状と農地中間管理事業の位置付け

広島県の農業の課題として、平成 22 年 12 月に公表されたチャレンジプランにおいては、農業生産の大部分を担い手が担う生産構造を目指し、「地域の核となる経営力の高い担い手の育成」を掲げて、農地の集積、生産基盤の整備（農地の整備）、人材の確保、資金の支援、経営力の強化等の取組を進めてきた。

担い手		目標 育成数	経営モデルの目安		
			販売額	経営面積	常時 従事者数
集落法人	ビジネス拡大型	50	12千万円以上	40ha	3人以上
	経営発展型	125	8千万円	35ha	2～3人
	地域貢献型	170	2.5～5千万円	25～30ha	0～1人
農業参入企業		170(55)※	10千万円以上	10ha	4人以上
認定農業者(一般法人)		190	3千万円以上	3ha	2人以上
認定農業者(個別経営)		1200	1千万円以上	1ha	1人以上

平成32年度目標
○担い手
1,850経営体
20,000ha
↑
現状(H21)
1,437経営体
6,100ha

※ (55) は農業参入企業が集落法人に位置付けられたタイプで内数

(出典：「2020広島県農林水産業チャレンジプラン」17頁)

その方向性は、平成26年11月に公表されたアクションプログラムにおいても変わることなく、広島県農業の課題を「担い手への農地集積率が低い」「広島県農業を支える若い農業者が少ない」の2点とし、特に前者について農地中間管理事業を中心的施策と位置付けている。

項目	年	農地面積計	担い手	担い手への 農地集積率	兼業農家等
農地面積	H25	56,900ha	10,909ha	19%	45,991ha
	H29	55,420ha	16,900ha	30%	38,520ha
	H32	54,160ha	22,000ha	41%	32,160ha

(出典：「アクションプログラム」7頁)

エ. 平成26年度事業実績

① 借受希望農地関係

平成26年度は、263経営体から2,076haの借受希望面積があった。

	第1回	第2回	第3回	第4回	受付後の 訂正依頼等	計
借受希望者数 (実経営体数)	97	49	80	40	-	263
借受希望 面積 (ha)	658	464	353	596	4.5	2,076
応募があった 市町数	8	8	15	10	-	17
募集期間	7/7～8/8	9/9～10/10	10/30～12/1	2/9～3/11		20
募集市町数	11	9	20	12		

(注) 端数処理のため計が合わない場合がある。面積は小数点第一位を四捨五入
複数回に分けて複数市町への応募があるため、借受希望者数の計は行わない。
(「平成26年度広島県農地中間管理事業の事業評価意見書の関連資料」より)

②貸付希望農地関係

平成 26 年度は、1,003 の貸付希望者から 519ha の貸付希望面積があった。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
貸付希望者	0	14	85	552	648	779	849	926	972	1,003
貸付希望面積 (ha)	0	9	53	254	323	396	435	472	503	519
農地中間管理権 取得面積 (ha)	0	0	0	0.3	34	75	320	376	397	407
差引 (ha)	-	9	53	254	289	322	116	96	106	112

(出典：「平成26年度広島県農地中間管理事業の事業評価意見書の関連資料」)

③マッチング関係

平成 26 年度は、10 市町 74 経営体との農用地利用配分計画が認可され、380.3ha の農用地が借受者に転貸された。

<機構から担い手に利用権設定されたもの>

		集落法人	農業参入 企業	認定 農業者	新規 就農者	その他	計
経営 体 数 (実 数)	熊野町		1				1
	安芸高田市	11		9		2	22
	北広島町	6		8		2	16
	東広島市	4		1		1	6
	府中市	1			1		2
	神石高原町			1			1
	三原市	4					4
	世羅町	11		4			15
	三次市	1		1			2
	庄原市	4		1			5
	計	42	1	25	1	5	74

		集落法人	農業参入 企業	認定 農業者	新規 就農者	その他	計
面 積 (ha)	熊野町		0.3				0.3
	安芸高田市	36		12.3		1.3	49.5
	北広島町	31.4		12		1.1	44.6
	東広島市	103.4		1.4		1.1	105.9
	府中市	22.3			0.2		22.5
	神石高原町			4.6			4.6
	三原市	59.6					59.6
	世羅町	30.9		4.7			35.6
	三次市	3.8		7.2			11
	庄原市	45.6		1.1			46.7
	計	333	0.3	43.3	0.2	3.5	380.3

(出典：「平成 26 年度広島県農地中間管理事業の事業評価意見書の関連資料」)

オ. 平成 26 年度事業実績の評価

広島県では、概ね 10 年後平成 35 年度に担い手が利用する農地面積を 26,174ha、集積率を 46%とする目標を立てている(「広島県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」より)。そのうち、集積の 8 割を機構によって行うという前提のもとに、事業が軌道に乗るまでは年間集積目標を小さめに、軌道に乗った後は目標を大きめに設定している。特に初年度であった平成 26 年度は、年度途中から事業を開始したこともあり、機構では広島県との協議によって初年度の事業計画を 600ha と定めたが、マッチング実績は 380.3ha にとどまった。

広島県農地中間管理事業評価委員会による「平成 26 年度 広島県農地中間管理事業の評価意見書」においては、平成 26 年度の年間集積目標面積 600ha を妥当な目標であったと判断しており、マッチング実績 380.3ha は事業初年度とし

て一定の評価を与えている。また、年間集積目標に対する機構の寄与度が全国5位の14%であったことも評価している。ただし、目標の600haとかい離がある点については、要因について分析検討する必要があるとの意見があったとしている。

	担い手への集積面積 (ha) 【26年3月末】	集積率	集積率 RANK	農地面積 (ha) 【26年3月末】
全国	2,208,258	48.7%		4,534,411
北海道	997,852	86.7%	1	1,150,925
青森	67,661	43.4%	12	155,901
岩手	69,415	45.7%	10	151,893
宮城	60,892	47.0%	8	129,557
秋田	88,394	59.0%	3	149,820
山形	61,143	50.0%	7	122,286
福島	35,517	24.6%	29	144,378
茨城	40,803	23.6%	32	172,894
栃木	50,698	40.4%	16	125,490
群馬	21,194	28.9%	26	73,336
埼玉	16,876	21.7%	34	77,770
千葉	25,386	19.9%	37	127,568
東京	1,542	20.8%	35	7,413
神奈川	3,890	19.4%	39	20,052
山梨	3,843	15.7%	45	24,478
長野	32,795	29.7%	23	110,421
静岡	26,520	38.3%	18	69,243
新潟	90,096	52.1%	4	172,929
富山	29,989	50.7%	6	59,150
石川	18,193	42.6%	13	42,707
福井	20,680	50.8%	5	40,709
岐阜	17,286	30.1%	22	57,429
愛知	24,391	31.3%	21	77,927
三重	17,812	29.2%	25	61,000
滋賀	24,307	45.9%	9	52,956
京都	5,083	16.1%	44	31,571
大阪	1,197	8.8%	47	13,602
兵庫	14,311	18.9%	40	75,720
奈良	2,715	12.2%	46	22,254
和歌山	7,825	22.6%	33	34,624
鳥取	7,255	20.8%	35	34,880
島根	9,851	26.0%	28	37,888
岡山	12,532	18.6%	41	67,376
広島	10,586	18.6%	41	56,914
山口	11,655	23.7%	31	49,177
徳島	5,197	17.0%	43	30,571
香川	8,427	26.8%	27	31,444
愛媛	12,827	24.6%	29	52,142
高知	5,571	19.6%	38	28,423
福岡	35,010	41.1%	15	85,182
佐賀	36,398	67.8%	2	53,684
長崎	18,313	36.4%	19	50,310
熊本	48,101	41.5%	14	115,906
大分	18,850	33.0%	20	57,121
宮崎	30,846	45.0%	11	68,547
鹿児島	47,121	38.6%	17	122,075
沖縄	11,414	29.4%	24	38,823

	担い手への集積面積 (ha) 【27年3月末】	集積率	集積率 RANK	農地面積 (ha) 【27年3月末】
全国	2,271,193	50.3%		4,515,294
北海道	1,005,096	87.6%	1	1,147,370
青森	74,328	48.0%	9	154,850
岩手	72,564	47.9%	10	151,491
宮城	63,398	48.8%	8	129,914
秋田	90,671	60.6%	3	149,622
山形	65,502	53.6%	6	122,205
福島	38,822	26.9%	29	144,320
茨城	42,271	24.5%	32	172,535
栃木	54,097	43.3%	16	124,935
群馬	21,901	30.2%	24	72,520
埼玉	18,617	24.2%	33	76,930
千葉	25,322	19.9%	39	127,246
東京	1,542	21.2%	37	7,274
神奈川	3,845	19.5%	41	19,718
山梨	4,189	17.1%	44	24,497
長野	35,219	32.0%	21	110,059
静岡	27,021	39.4%	17	68,581
新潟	93,133	54.0%	4	172,469
富山	31,570	53.5%	7	59,009
石川	19,364	45.7%	13	42,372
福井	21,854	53.8%	5	40,621
岐阜	17,551	30.7%	23	57,169
愛知	24,574	31.7%	22	77,521
三重	18,243	30.1%	25	60,608
滋賀	24,896	47.2%	11	52,746
京都	5,217	16.7%	45	31,240
大阪	1,185	8.8%	47	13,466
兵庫	14,729	19.5%	41	75,533
奈良	2,855	13.0%	46	21,962
和歌山	8,076	23.6%	34	34,220
鳥取	7,586	21.8%	36	34,798
島根	10,390	27.6%	28	37,645
岡山	13,210	19.8%	40	66,717
広島	10,834	19.2%	43	56,427
山口	12,020	24.6%	31	48,862
徳島	6,779	22.3%	35	30,399
香川	9,074	29.1%	27	31,182
愛媛	13,204	25.8%	30	51,178
高知	5,936	21.0%	38	28,267
福岡	37,876	44.6%	14	84,924
佐賀	36,896	69.1%	2	53,395
長崎	18,640	37.4%	19	49,840
熊本	51,155	44.5%	15	114,955
大分	19,250	33.8%	20	56,953
宮崎	31,204	45.8%	12	68,131
鹿児島	47,842	39.4%	17	121,426
沖縄	11,650	30.1%	25	38,704

(出典：「農地中間管理機構の実績等に関する資料 I 担い手の農地の集積面積と農地中間管理機構の活動実績等の状況」平成27年5月農林水産省より)

(意見)

平成 27 年 5 月に農林水産省から公表された「農地中間管理機構の実績等に関する資料」において、各都道府県別に担い手への農地の集積面積と農地中間管理機構の活動実績等の状況が数値化されているが、広島県の担い手への集積面積は平成 26 年 3 月末に 47 都道府県の 41 位だったものが、平成 27 年 3 月末では 43 位に下落している。もちろん各県ごとに事情も異なり、単純に比較することはできないものと思われるが、もともとの集積度が低い県の中でも、平成 26 年度は出遅れた感が否めない。事業開始初年度ということで小さめの集積面積目標としながら、実績がそれを大幅に下回ってしまったことについては、今後のさらなる努力と対応が必要であると考えます。

カ. 平成 26 年度事業活動の問題点について

平成 26 年度末で借受希望面積の累計が 2,076ha であるのに対し、貸付希望面積の累計は 519ha でそのうち 407ha については、マッチングされた 380.3ha も含めてすでに転貸先が決まっている（農地中間管理権取得済）ため、貸付希望面積の残余は 112ha に過ぎず、圧倒的な供給不足の状態にある。

平成 27 年度以降の円滑な事業推進に向けて、供給不足の解消のためには農地の貸し手の掘り起こしが喫緊の課題であるが、平成 26 年度の事業の運営を評価するにあたって、以下のような問題点があったと考える。

① 地域駐在コーディネータの不足

機構では関係市町からの推薦により、地域の人・農地・農業に精通し、農地集積に対し意欲を持って調整、取りまとめ能力を有する者を地域駐在コーディネータとして各地域に設置している。コーディネータは、関係市町と連携し、以下のような活動を行う。

- ・ 事業の周知・農地流動化の機運の醸成
- ・ 重点区域の掘り起こし支援
- ・ 重点区域における話し合いへの参加
- ・ 農地中間管理権を持った農地の管理状況等の調査
- ・ 財団が行う研修等への参加

機構では、コーディネータ配置の重要性を認識していたにもかかわらず、事業開始の時期が 7 月と遅かったのと、市町での人選が難航し推薦が得られなかったことから、初年度は 4 地域に 4 人を配置するにとどまった。

(意見)

地域コーディネータの制度は、機構自身が創意工夫した点として挙げているように、人・農地プランの話し合いの場等に積極的に参加し、経験とノウハウを生かした助言を行うことで、地域と機構とをつなぎ、農地中間管理事業による農地の集積を円滑に進める役割を担っている。事業開始初年度でもあり、人材を揃えることが困難だったことは理解するが、結果としてコーディネータが不足し、農地の貸し手の掘り起こしが十分に進まなかったことは問題だと思われる。

② 市町との連携について

市町との連携については、「農地集積・集約化対策事業実施要綱」の第 16 「関係機関との連携」で、都道府県及び事業実施主体は、本事業を実施するにあたり、関係機関と密接に連携し、本事業を地域の実情に即して効果的に推進するよう努めてください。」とされ、「一般財団法人広島県森林整備・農

業振興財団「農地中間管理事業実施規程」の第17条第1項において、「振興財団は、人・農地プランの作成主体であり、農地行政の基本単位である市町及び関係団体と連携を密にして、情報共有を図りつつ業務を推進するものとする。」、第2項において「振興財団は、同意を得た市町等に対して業務を委託することができる。」とされているが、平成26年度の機構と市町との連携については、事業活動の中長期的な視点に立った上で、事業に対して理解を得た上で委任を行うとしており、業務委託ではなく協力依頼にとどまっている。

(意見)

実施規程にも記載されているとおり、市町及び関係団体は、人・農地プランの作成主体であり、農地行政の基本単位であるため、密接な連携による事業目的の効果的な推進が必要であると考えます。平成26年度の市町等との連携関係については、事業に対して理解を得た上での委任を目指して、単なる協力依頼としているが、事業の速やかな推進のためには、責任の所在を明確にした業務委託による連携関係が妥当と考えます。

③ 振興財団が中間管理権を取得した農用地の借地料について

事業を実施するために直接的に必要な農用地等の借地料については、「農地集積・集約化対策事業実施要綱」の(別表2)「1借受農地等管理事業費」において、国庫補助の対象とされているにもかかわらず、「一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団「農地中間管理事業実施規程」の第12条第4項において「振興財団が中間管理権を取得した農用地等の借地料は、農用地等の貸し手に対する賃貸借契約が締結されるまでの間は無料とする。なお、中途解約により返還された場合も同様とする。」と規定されており、借受農地の滞留による機構の借地料負担のリスクを回避する仕組みとなっている。

(意見)

農地中間管理事業は開始初年度であり、事業の見通しが不明確な状況で、借受農地の滞留による借地料負担のリスクを回避する仕組みを導入したことには一定の合理性が認められる。しかし、平成26年度の事業実績において、マッチング実績は当初の目標を大幅に下回り、特に大幅な貸し手の不足が発生している現状において、貸し手との賃貸借契約の締結にかかわらず一定期間を区切って賃借料を支払うことによって、貸し手の積極的な掘り起こしを行うことも再考されたい。

④ 事業の周知・広報について

平成27年5月に農林水産省より公表された「農地中間管理機構を軌道に乗るための方策について」において、農地の所有者が農地の貸付けに踏み切れない理由として、農地の貸し手への周知が十分でないことが挙げられており、広島県の農地中間管理機構においても以下に示されるような周知のための諸活動が行われている。

5 活動状況

(1) 評価委員会

	開催年月日	場 所	内 容
第1回	26年6月30日	財団会議室	農地中間管理事業の制度、事業計画、スケジュール説明
第2回	26年11月6日	県庄原庁舎 会議室 庄原市現地	借受・貸付希望及びマッチング状況、地域駐在コーディネータの 委嘱状況、次年度の委託業務、事業の活用案説明、意見交換、 (農)下川西の現地調査

(注) 26年度事業実績の評価は平成27年6月に予定

(2) 会議等の開催及び関係機関への職員派遣

	回 数	対 象 者
① 事業説明会・研修会	134	農業者 (75), 市町・JA等 (22), 農業委員会 (37)
② 推進会議	81	農業者 (4), 市町・JA等 (67), 農業委員会 (10)
③ 個別打合せ	122	市町・JA等 (122)
計	337	

(3) 地域駐在コーディネータの設置、派遣

東広島市、庄原市、安芸太田町、神石高原町に各1名、計4名設置し、地域に精通するコーディネータによって農地中間管理事業の啓発を行いました。

活 動 内 容	回 数
① 事業の周知・農地流動化の機運の醸成	26
② 重点区域の掘り起こし支援	11
③ 重点区域における話し合いへの参加	14
④ 農地中間管理権を持った農地の管理状況等の調査	0
⑤ 財団が行う研修等への参加	23
計	74

(平成27年度第1回農地中間管理事業評価委員会 資料5「広島県における農地中間管理事業の平成26年度事業実績並びに平成27年度事業実施方針について」6頁)

(意見)

平成26年度の体制において、会議等の開催及び職員の派遣、地域駐在コーディネータによる啓発活動、市町等の広報誌への事業内容の掲載など、周知・広報に係る活動実績をあげているものの、特に農地の貸し手となるべき零細農業者、高齢者等の事業の内容の理解は、まだまだ十分でないと考えます。

機構の人員体制や、市町等との連携関係を見直すことにより、事業内容のより一層の周知・広報が必要と考えます。

⑤機構の役員について

農地中間管理機構の役員については、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第4条第1項第2号に「役員のお半数が、経営に関し実践的な能力を有する者であると認められること。」と定められている。

平成27年5月に農林水産省より公表された「農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策について」において、農地中間管理機構の役職員の体制について、「機構の役員は、県庁OBや農業協同組合関係者が多数を占めている実

態にあり、旧農地保有合理化法人と比べて意識改革が不十分」としている。

広島県農地中間管理機構の役員も、指定先である一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団の役員がそのまま就任している。

【指摘】

広島県では、事業開始初年度は農地中間管理機構の役員に民間経営者や農業経営者を加えておらず、一方で評価委員会に広く民間からの参加を得ることで、機構運営への民間の経営ノウハウの活用に努めているとし、役員体制については今後の検討課題としている。

しかし、役員の過半数に「実践的な経営の能力」を求めた法の定めや、「農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策について」における問題提起を考えると、早急に企業経営者、あるいは農業法人経営者といった「実践的な経営の能力」を有する人材を役員に登用し、民間ノウハウの活用により積極的に地域農業の将来をデザインしていくことが必要と考える。

キ. 事業報告の開示について

「エ.平成 26 年度事業実績」は、広島県農地中間管理機構ホームページの事業資料の項目に開示されている以下の資料から引用したものである。

「平成 26 年度 広島県農地中間管理事業の事業報告書」

「平成 26 年度 広島県農地中間管理事業の事業評価意見書」

「平成 26 年度 広島県農地中間管理事業の事業評価意見書の関連資料」

他県の農地中間管理機構では、平成 26 年度の事業報告の開示が行われていないものも多く、広島県農地中間管理機構のように所定の事業報告書にとどまらず、より詳細な関連資料まで開示している姿勢は大いに評価できる。ただし、当初開示されていた事業報告書には以下の指摘の誤りがあった。

【指摘】

広島県農地中間管理機構のホームページに開示されている「平成 26 年度 広島県農地中間管理事業の事業報告書」は広島県に提出されたものと同じものであるが、「5 経費等の状況（平成 26 年度事業分）」の表中の数字が、下表の（当初開示されていたもの）のとおり、すべて 0 となっており、適切なものではなかった。事業報告書の記載内容は事業の評価に必要なものであり、県での適切なチェックが望まれる。

(当初開示されていたもの)

5 経費等の状況(平成26年度事業分)

賃料支払	0
賃料収入	0
差引賃料支払	0
管理・保全費支払	0
条件整備費支払 (土地改良区への支払)	0
運営費支払	0
業務委託支払	0
合計	0
単年度借入面積1ha当たりの単価	0
累計借入面積1ha当たりの単価	0
条件整備費借入	0
新規借入	-
返済	-
借入残額	-

(差し替え後)

5 経費等の状況(平成26年度事業分)

単位:円

賃料支払	0
賃料収入	0
差引賃料支払	0
管理・保全費支払	0
条件整備費支払 (土地改良区への支払)	0
運営費支払	61,376,000
業務委託支払	0
合計	61,376,000
単年度借入面積1ha当たりの単価	148,430(150,801)
累計借入面積1ha当たりの単価	148,430(150,801)
条件整備費借入	0
新規借入	-
返済	-
借入残額	-

(2) 農地集積加速化支援事業

ア. 予算及び決算額

(単位：千円)

事業区分	当初予算額	補正後予算	執行額
機構集積協力金 地域集積協力金 経営転換協力金 耕作者集積協力金	253,849	192,839	175,323
法人設立支援 法人化支援 法人経営支援	9,600		
人・農地プラン作成支援	31,801		
合計	295,250		

(当初予算の節別内訳)

(単位：千円)

歳出		歳入（財源）	
報酬	2,292	国庫支出金	41,043
共済費	727	繰入金	253,849
報償費	33	諸収入	358
旅費	157		
需用費	15		
役務費	12		
委託費	2,500		
使用料及び賃借料	57		
負担金、補助及び交付金	289,457		
合計	295,250	合計	295,250

イ. 概要

集落での話し合いに基づき、地域の核となる経営力の高い担い手を定め、その担い手への農地集積を促進する。

集落単位の中心的経営体を位置づけ、その者への農地集積計画を定めた「人・農地プラン」に基づき、農地集積に協力する農地提供者に対し機構集積協力金を交付する。

また、農業経営の法人化等に対する支援や、市町への「人・農地プラン」作成支援を実施する。

ウ. 農地集積加速化支援事業の主な内容

① 機構集積協力金

農地中間管理機構に対し農地を貸付けた地域及び個人を支援することにより、機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速することを目的とした協力金を交付する。

地域集積協力金

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸付けた地域に対し、協力金を交付する。

経営転換協力金

機構に農地を貸付けることにより、経営転換又はリタイヤした農業者及び農地の相続人に対し、協力金を交付する。

耕作者集積協力金

機構が借り受け若しくは所有している農地若しくは借受希望者が耕作する農地の隣接農地を機構に貸付けた当該隣接農地の所有者又は当該隣接

農地を機構に貸付けた時点において当該隣接農地を耕作していた農業者及び2筆以上の隣接する農地を機構に貸付けた当該農地の所有者又は当該隣接農地を機構に貸付けた時点において当該隣接農地を耕作していた農業者に対し、協力金を交付する。

② 法人設立支援

法人化支援

法人設立又は法人同士が統合して新たに法人設立した場合に40万円を助成する。

法人経営支援

法人経営に必要な労務・財務管理等の知識を習得するための活動を支援する。

③ 「人・農地プラン」作成支援

「人・農地プラン」作成のために要する経費等を支援する。

エ. 機構集積協力金について

機構集積協力金の交付は「農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱」に基づいて行われるが、支給対象者への協力金の支払いは年度途中では行われず、各市町での年度の交付申請期限を待って、3月末日までに支払われる。

(意見)

農地の貸し手の掘り起こしは農地集積に係る事業の根幹をなしているにもかかわらず、その協力者に対して速やかな協力金の交付が行われていない。農地中間管理事業2年目となる平成27年度以降は、年度早期の契約も考えられ、契約時期によっては協力金の支給まで1年近くなるケースも想定される。特に初年度は交付対象者からの早期交付の要望はなかったようであるが、要望があった場合には、速やかに協力金が交付できるよう、柔軟な対応が望まれる。

オ. 「人・農地プラン」作成について

集落単位の中心的経営体を位置づけ、その者への農地集積計画を定めた「人・農地プラン」の作成は担い手への農地集積を目的とする諸事業の前提となり、特に農地中間管理機構が十分機能するためには、「人・農地プラン」が大切とされている。

農林水産省から平成27年5月に公表された「農地中間管理機構の実績等に関する資料」の「8.人・農地プランの作成・見直し状況」において、広島県では平成27年3月末の時点において、作成予定地域数278のうち92%にあたる255地域が作成済みであり、特に平成26年度の新規作成は23%にあたる65地域と、全国的にも高い割合となっており、評価できる。

しかし、平成26年1月に農林水産省から公表された「人・農地プランの今後の進め方について」においても、「人・農地プラン」の1年程度の期間での定期的な見直しが求められているにもかかわらず、平成26年度中に見直しを行った地域は28地域にとどまり、平成26年3月末までに作成済みだった地域の15% (28/190) と、全国でも最下位の数字にとどまっている。

ただし、見直し地域数に関しては、継続的な見直しのための話し合い等を行った結果として、見直し不要としたものは含まれていないと考えられ、データ上の数値は低いですが、一概に見直しが行われていないとはいえない。

(意見)

平成 26 年度の 1 年間で、「人・農地プラン」の新規作成が進み、作成済地域の割合は全国平均値を上回ることになった。一方で、「人・農地プラン」がすでに作成されている地域での見直しについては、一概には言えないものの、あまり活発には行われていない現状がうかがえる。

農地中間管理機構が十分に機能するには「人・農地プラン」が大切との認識を持ち、すでに作成された地域についても「人・農地プラン」の継続的な話し合いと見直しが必要と考える。

(3) 新規就農者育成交付金事業

ア. 事業の概要

農業技術大学校または先進農業法人等において研修を受ける就農希望者及び地域の中心となる経営体として位置付けられた新規就農者に給付金を給付することで、研修期間中及び就農直後の所得を確保し、就農意欲の喚起と新規就農者の定着を図る事業である。

準備型	農業技術大学校及び先進農業法人等で研修を受ける者に対し、給付金を給付することで就農前研修期間中の所得を確保する。
経営開始型	人・農地プランで地域の中心となる経営体として位置付けられたまたは位置付けられると見込まれる自営就農者に対し、給付金を給付することで就農直後の所得を確保する。

イ. 予算及び執行額

(単位：千円)

事業区分	当初予算額	補正後予算	執行額
準備型	70,500	305,529	289,897
経営開始型	223,500		
市町活動費	2,000		
県事務費	1,474		
合計	297,474		

(当初予算の節別内訳)

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
共済費	103	諸収入	297,474
賃金	636		
報償費	130		
旅費	150		
需用費	221		
役務費	130		
使用料及び賃借料	104		
負担金、補助及び交付金	296,000		
合計	297,474	合計	297,474

ウ. 給付金の利用状況と現況について

平成 26 年度における給付対象者(過去に給付を受けた者で現在も確認を要する者を含む)は以下のとおり。

(準備型)

- ・研修中の給付対象者 42 人 (うち新規採択者 32 人)
- ・研修修了者で確認を要する者 30 人

(経営準備型)

- ・給付対象者 107 人 (うち新規採択者 32 人)
- ・給付終了者で報告を要する者 4 人

エ. 給付金の停止・返還について

「新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱(別記1)青年就農給付金事業」の「第5 青年就農給付金の給付要件等1 準備型(3)」及び「同2 経営開始型(3)」においては、給付金の停止要件、「同1 準備型(4)」及び「同2 経営開始型(4)」においては給付金の返還要件を定めており、主な要件は以下のとおりである。

(準備型)

- ・適切な研修を行っていなかった場合。
- ・研修終了後1年以内に原則45歳未満で就農をしなかった場合。
- ・給付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、独立・自営就農又は雇用就農又は親元への就農を継続しない場合。
- ・親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者にならなかった場合。

(経営開始型)

- ・給付金を除いた本人の前年の所得が一定の金額を超えた場合。
- ・青年就農計画等を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町が判断した場合。
- ・農地の過半を親族から貸借している場合において、親族から貸借している農地を給付期間中に所有権移転しなかった場合。

広島県では過去及び現在の給付対象者について、継続的に研修状況、就農状況の報告を受け、確認を行っており、返還等の必要性について適時に検討している。

過去、準備型について、一部返還(1件)、休止(2件)、全額返還(2件)があったが、すべて合理的な理由によるものであり、返還分については速やかに返還を受けている。

オ. 事業の有効性について

特に準備型の給付金について、過去に1年内の就農ができないとして返還された例は1件のみである。また、平成26年度の修了者17人についても、終了後3ヵ月時点の平成27年7月の報告で未就農者は4人だけであり、給付対象者のほとんどが就農するという流れが確立されている。

広島県の農業大学校修了者の就農率が60%前後、全国42の道府県立農業大学校の修了者の就農率が55%程度であることを考えると、当該事業の給付金が「本気で」就農しようとしている者を対象としていることがうかがえる。

表 2-1-2 道府県農業大学校数等
(平成 25 (2013) 年度)

(単位：校、人、%)

道府県農業大学校	
学校数	42
卒業生数	1,767
就農率	55.6
うち自営就農	17.4
うち雇用就農	26.5

(出典：農林水産省「平成 26 年度 食料・農業・農村白書」)

(意見)

過去の給付金の対象者の就農率はほぼ 100% に近く、新規就農という目標を達成・継続しており、事業の有効性は高いと考える。

基幹的農業従事者の高齢化はチャレンジプランでも課題として取り上げられており、アクションプログラムにおいても「新規就農者の確保・育成」を重点的な取組みとしているが、以下の表のとおり、新規就農者育成交付金事業に係る給付実績は他県と比較して決して多いとはいえない。

より一層の制度の周知と、その前段階としての新規就農希望者の確保が必要と考える。

平成 26 年度青年就農給付金事業給付実績

(単位：人)

	準備型	経営開始型	計		準備型	経営開始型	計
全 国	2,410	10,090	12,500	三 重 県	31	114	145
北 海 道	196	503	699	滋 賀 県	16	64	80
青 森 県	68	513	581	京 都 府	61	123	184
岩 手 県	35	304	339	大 阪 府	16	48	64
宮 城 県	30	93	123	兵 庫 県	21	134	155
秋 田 県	30	233	263	奈 良 県	33	92	125
山 形 県	102	377	479	和 歌 山 県	22	249	271
福 島 県	34	144	178	鳥 取 県	15	131	146
茨 城 県	53	310	363	島 根 県	55	113	168
栃 木 県	62	184	246	岡 山 県	36	155	191
群 馬 県	21	125	146	広 島 県	42	107	149
埼 玉 県	41	96	137	山 口 県	47	148	195
千 葉 県	32	165	197	徳 島 県	10	209	219
東 京 都	0	19	19	香 川 県	25	137	162
神 奈 川 県	20	55	75	愛 媛 県	53	255	308
山 梨 県	64	182	246	高 知 県	36	264	300
長 野 県	99	404	503	福 岡 県	70	458	528
静 岡 県	70	230	300	佐 賀 県	26	197	223
新 潟 県	103	162	265	長 崎 県	54	262	316
富 山 県	9	42	51	熊 本 県	70	725	795
石 川 県	8	106	114	大 分 県	52	177	229
福 井 県	22	38	60	宮 崎 県	83	307	390
岐 阜 県	37	147	184	鹿 児 島 県	108	553	661
愛 知 県	52	247	299	沖 縄 県	39	389	428

※準備型には全国型研修機関によるものが 201 人おり、都道府県合計と全国は一致しない。

(「平成 26 年度の青年就農給付金事業の給付実績について」農林水産省より)

カ. 新規就農希望者への情報提供の体制

新規就農希望者の立場に立ってみると、将来担い手となるために、こういった作物が好ましいのか、農業に関する技術の習得はどうすればいいのか、農地の確保をどうしていけばいいのか、所得設計をどう立てていけばいいかなど様々な希望と不安を抱いているということは容易に想像できる。では、どこに対して、どう踏み出していけばいいかということになるが、窓口は多いほうがよく、各窓口が連携して一元的な情報提供を行う体制を整えておけば、新規就農希望者は、どこに行っても同じ情報提供を受けることができる。

ただし、新規就農希望者がたらいまわしになることが最も避けるべきことであり、県、市町、農業協同組合において情報インフラの整備が前提である。

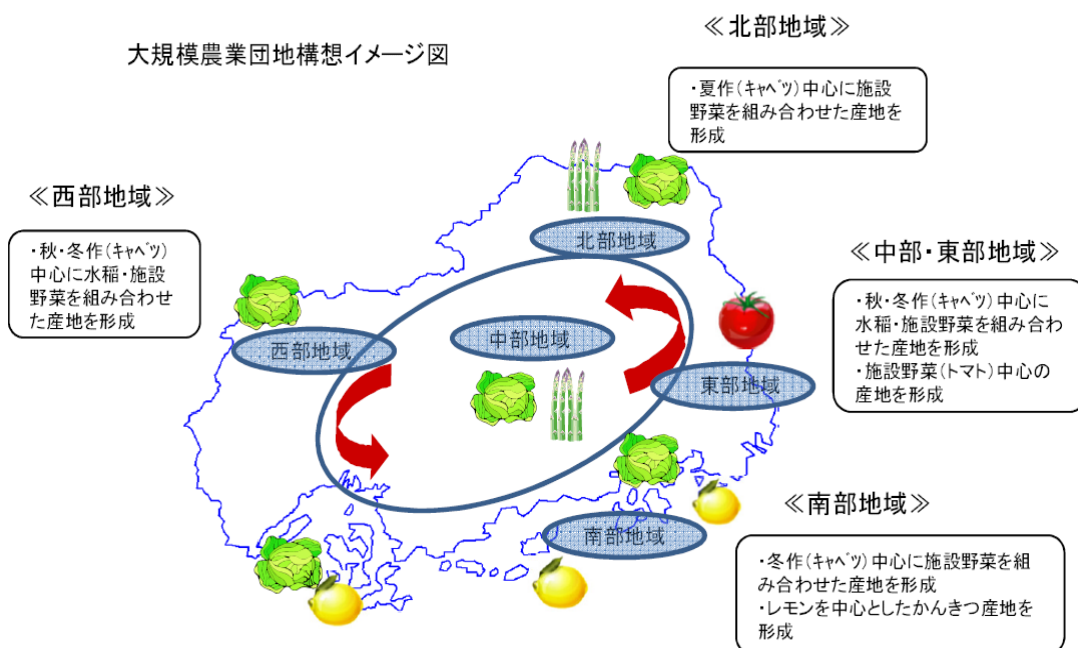
(意見)

農林水産局が提供している事業のほとんどは、農林漁業者を対象としたものであり、すでに地域、農業協同組合、市町、県との関係が構築されているため、手とり足とりといった情報提供は必要ない。新規就農者（希望者含む）に向けて、よりわかりやすく丁寧な姿勢での情報提供がなされるべきであるが、十分といえるものになっていない。

また、広島県では就農への入り口として就農相談窓口を設けているが、まず相談者に対して就農相談受付票に栽培品目を記載させるものとして明確な目的意識を持っていることなどといった類のハードルを設けていて、ここを訪問して情報を入手するという機能は十分に果たされているか疑問である。

まずは明確な意識をもって、相談に来てというのであれば、明確な意識を持つだけの一貫した情報提供を広島県側から行い、ここを見ればいいですよといえるような必要十分な情報提供体制を構築するべきである。

栽培品目の一例を考察してみると、広島県では、レモンの大規模農業団地形成に向けて動いている。若い就農希望者にもレモン等の産地形成の一翼を担ってもらふ必然性があるのであれば、そのスケジュール・規模を明確に示していくことは、レモン栽培に関心のある新規就農希望者には有用であるといえるのではないか。



(出典:「アクションプログラム」12頁)

アクションプログラムには大規模農業団地構想イメージ図を示したうえで、「個々の経営体が小規模経営であるため、土地生産性や労働生産性が低いなど収益構造が脆弱で経営の継続性が低いことから持続可能な産地形成や経営体の育成につながりませんでした」とされている。一見すると、大規模農業団地を形成するためには少数の担い手に農地を集積することを目指し、喫緊ではレモンなどの品目に多くの新規参入者（就農者）は不要とも読み取れるが、広島県としてこういった方向性をもっているのかわかりにくいものとなっている。

どの作物を手掛けていくかはこれから農業を志向していく人にとって大変重要な課題であるため、新規就農希望者の視点に立って、様々な方法で情報提供を行っていくべきである。

加えて、若者の就農意欲を掻き立てるよう、若者の目線でよりわかりやすく、将来のビジョンが描いていけるようなキャリア形成プランをホームページなどで提示していくことが望まれる。

(4) 担い手経営発展チャレンジ事業

ア. 予算及び執行額

(単位：千円)

事業区分	当初予算額	補正後予算	執行額
集落法人経営発展チャレンジタイプ	66,367	108,586	83,812
農業参入企業チャレンジタイプ	23,090		
認定農業者経営発展チャレンジタイプ	33,718		
ソフト支援	5,565		
県事務費	4,630		
合計	133,370		

(当初予算の節別内訳)

(単位：千円)

歳出	歳入（財源）
報酬 87	国庫支出金 31,303
報償費 2,626	一般財源 102,067
旅費 3,108	
需用費 1,844	
役務費 213	
委託費 1,050	
使用料及び賃借料 1,267	
負担金、補助及び交付金 123,175	
合計 133,370	合計 133,370

イ. 事業の概要

産業として自立できる農林水産業の確立に向けて、地域営農の核となる経営力の高い担い手を育成することを目的として、経営発展を目指す集落法人、農業参入企業、認定農業者を対象に以下のような支援を行う事業である。

集落法人経営発展チャレンジタイプ	経営発展型集落法人（販売額8千万円以上）、経営発展移行型集落法人（販売額4千万円以上）へのステップアップに要する経費（機械、施設等及び販売力強化の取組）に対する補助
農業参入企業チャレンジタイプ	企業の農業参入に必要な機械・施設等の整備に対する補助

認定農業者経営 発展チャレンジ タイプ	認定農業者の経営発展に必要な機械・施設等の整備 に対する助成
ソフト支援	経営発展にチャレンジする担い手に対し、個別課題 の解決のための専門家の派遣による指導助言や、事 業実施経営体の発展事例の波及による経営力強化 のためのソフト支援

集落法人経営発展チャレンジタイプ及び農業参入企業チャレンジタイプによる補助の希望者は、広島県の定める様式に従って事業計画書を策定し、市町の審査を経て、農林水産事務所（事業所）長、農林事業所長又は畜産事務所長へ提出し、承認を受けることが求められる。

更に、計画達成状況について、事業実施の翌年度から5年間、事業年度終了後3か月以内に、市町を経由して農林水産事務所（事業所）長、農林事業所長又は畜産事務所長に報告する必要がある。

ウ．実施主体の財務状況について

実施主体から提出された計画達成状況についての報告及び決算報告書を通査したところ、売上総損益段階で損失を計上している先も数件存在している状況が見受けられた。

（意見）

計画進捗については相当の注意を以って監視をする必要があると考える。当該事業は平成26年度から開始された事業であり、現時点においては、断定的な判断をする段階ではないが、継続的に損失が計上される状況にあっては経営の継続を断念する事態も十分に考えられる。

当該事業に係る補助金については事業計画が未達でも返還を要求するのではなく、経営改善に向けての指導を継続的に行う方針であるならば、少しでも早く安定的な利益が計上できる体制になるように今の段階から積極的に関与すべきであると考えます。

(5) 重点品目産地拡大推進事業

ア. 予算及び決算額

(単位：千円)

事業区分	当初予算額	補正後予算	執行額
【重点品目産地発展支援事業】 プロジェクト産地発展支援事業	161,850	117,545	78,927
【重点品目産地発展支援事業】 アスパラガス増収モデル事業	10,175		
【キャベツ産地拡大推進事業】 再生産費用助成事業	29,375		
【キャベツ産地拡大推進事業】 周年供給体制構築助成事業	2,063		
合計	203,463		

(当初予算の節別内訳)

(単位：千円)

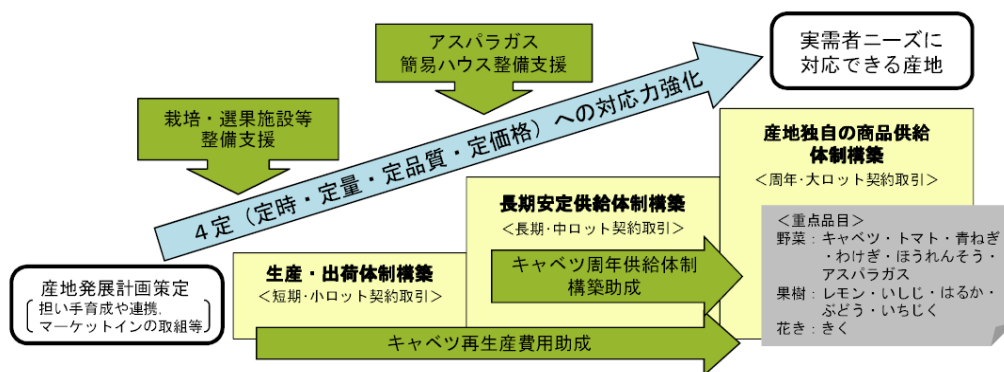
歳出	歳入（財源）
報酬 45	国庫支出金 118,527
報償費 215	一般財源 84,936
旅費 922	
需用費 413	
使用料及び賃借料 226	
負担金、補助及び交付金 201,642	
合計 203,463	合計 203,463

イ. 事業の概要

実需者のニーズ（4定：定時、定量、定品質、定価格）に対応できる重点品目の供給体制の構築に向けて、担い手の育成と産地の拡大を促進すること、またキャベツの規模拡大を阻害するリスク軽減を図るとともに夏作の出荷拡大を促進し、契約取引量及び取引期間を拡大することを目的として、次のような事業を行っている。

重点品目 産地発展 支援事業	プロジェクト産地発展支援事業 地域プロジェクト産地及び県域推進型産地において、3千万円以上の販売額増加計画を策定し、担い手が連携して販売取引や生産拡大する取組を支援 【補助対象】 【事業実施主体】認定農業者、生産者団体等 【補助率】国 1/2 県 1/3 市町 1/6
	アスパラガス増収モデル事業 アスパラガス露地圃場に新たに簡易ハウスを建設する場合に、資材費の一部を助成 【補助対象】簡易ハウス及びこれらの付帯施設 【事業実施主体】認定農業者、リース事業者 【補助率】県 1/3 市町 1/6

キャベツ 産地拡大 推進事業	再生産費用助成事業 新たにキャベツ経営を始める、規模を拡大する生産者に対し、出荷量及び売上実績が一定の基準を下回った場合に、生産費用の一部を助成 【助成額】売上目標の8割から売上実績を控除した金額を補助（上限額25万円/10a）
	周年供給体制構築助成事業 広島県産のキャベツの夏場の出荷量が不足することから、夏作キャベツの生産者に対して労働力負担を考慮し、出荷実績に応じて助成 【助成額】出荷実績に応じて1トン当たり1万円を補助



ウ. アスパラガス増収モデル事業の当初予算額と執行額の乖離

アスパラガス増収モデル事業は、当初予算額 10,175 千円に対して執行額は 2,489 千円で大きく乖離が生じている。これは、予算策定時においては簡易ハウスの建設需要が6件程度確認できたことから予算を策定したが、同様の補助事業を市町、農業協同組合も開始したため、当該補助事業の申請が1件にとどまったことによるものである。

(意見)

より市町等との情報共有を図り、効果的な予算配分を行う必要があると考える。

(6) 6次産業化総合支援事業

ア. 予算及び決算額

(単位：千円)

事業区分	当初予算額	補正後予算	執行額
広島県産応援登録制度実施事業	4,500	42,118	41,690
バリューチェーン構築支援事業	16,000		
6次産業化支援事業	145,741		
事務費	2,438		
合計	168,679		

(当初予算の節別内訳)

(単位：千円)

歳出		歳入（財源）	
報酬	87	国庫支出金	144,530
報償費	389	一般財源	24,149
旅費	1,348		
需用費	549		
委託費	33,370		
使用料及び賃借料	406		
負担金、補助及び交付金	132,530		
合計	168,679	合計	168,679

イ. 事業の概要

農林漁業の6次産業化とは、「一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す」取組をいう。

広島県では、6次産業化の考えに基づいて、県産農林水産物の登録制度創設や首都圏等での販路開拓を推進するとともに、2次・3次事業者との連携による農林水産物のブランド化・高付加価値化を促進し、販売力の強化を通じた担い手の所得向上を図っている。

① 広島県産応援登録制度実施事業

生産者・団体からの申請に基づいて、量販店やコンビニ等実需者によって組織された審査会で自らが販売できる商品を基準に審査した農林水産物について、広島県による登録を行う。登録情報についてはホームページ等で情報発信することによって、県産農水産物を周知させるとともに、ファンづくりを促す。また、さらなる実需者の募集による販路拡大につなげる。

② バリューチェーン構築支援事業

広島県産応援登録制度により登録された農林水産物等について、コーディネータの設置、生産者と実需者との交流会の開催、実需者への販路開拓等の支援を行う。また、登録された農林水産物等の首都圏における販路開拓及び輸送支援を行う。

③ 6次産業化支援事業

人材育成研修会・相談会の開催、プランナーの登録・派遣、総合化計画策定支援など6次産業化の支援体制を整備する。

また、ネットワーク型6次産業化推進・整備事業として、農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者、農業協同組合、市町等が参画する6次産業化ネットワークの構築や新商品開発・販路開拓の参画を支援し（推進事業）、6次産業化ネットワークの取組に必要な加工施設・機械等の整備を支援

する（整備事業）。

ウ．広島県産応援登録制度のホームページについて

広島県産応援登録制度に基づいて、登録情報を発信するためのホームページが作成され、量販店やコンビニなどの実需者や全国の消費者に登録商品の紹介を行っているが、以下のような点で有効に活用されていないと考える。

① ホームページへの誘導が不十分

外部からのリンクが少なく、広島県産応援登録制度を知らない人が当該ホームページにたどりつくのが困難である。特に広島県ホームページトップには「カンパイ！広島県」「瀬戸内ブランド」「広島移住サポートメディア HIRO BIRO」「ひろしま観光ナビ」「広島ブランドショップ tau」など、広島県事業に係るバナーが設置されている中で、「広島県産応援登録制度」については設置されていない。

② 登録商品の取扱い店の情報が不十分

消費者の一番の興味は、登録されている商品がどこで売られているかというところにあると思われるが、各登録商品の「取扱い店」として紹介されているものが極めて少なく、平成 27 年 11 月末時点で登録されている 181 品目のうち、28 品目について、8 つの取扱い店が延べ 39 品目を紹介しているに過ぎない。

③ サブコンテンツの更新がほとんど行われていない

ホームページのメインコンテンツである登録商品については、追加登録の都度、速やかに反映されているが、「食が紡ぐストーリー」「イベント・フェア情報」などのサブコンテンツについては、ほとんど内容が更新されていない。

④ ホームページを有効活用する体制が整っていない

ホームページの運用委託先から定期的にアクセス数、閲覧ページ数などの報告を受けているが、具体的にその情報を評価し、ホームページを有効活用するための方策を考えるための体制が整っていない。

（意見）

ホームページ開設初年度で、閲覧数はこれから伸びていくものと考えられるが、新規の閲覧者を取り込む意識が低いように思われる。広島県が推進する事業として、広島県ホームページのトップにバナーを設置するのはもちろんのこと、関係各所にバナーの設置をお願いするなど、積極的に広島県産応援登録制度ホームページに閲覧者を呼び込む必要がある。

また、ホームページの内容に関しても、特に「取扱い店」の情報を充実させるために、登録者に対する積極的なはたらきかけが望まれるとともに、その他のコンテンツに関しても、定期的な更新によるリピーター獲得が必要である。

これらホームページの有効活用と情報の発信機能の促進について、現状を評価し、改善を行うための体制整備が必要と考える。

エ．委託契約の提案書と業務実績の不一致について

「広島県産応援登録制度情報発信システム構築・運用保守業務」の委託契約において、提案書の「コンテンツについて」では、更新頻度は月 1 ～ 2 件を予

定とされているが、対象の一部である「食が紡ぐストーリー」は第1回のみ掲載で、定期的な更新が行われていない。



(出典：広島県産応援登録制度 HP 平成 27 年 11 月末)

【指摘】

公募型プロポーザルの調達仕様書では、「コンテンツ更新については県の担当者との協議のうえ、提案の方法により行うこと。」とされており、受託者は提案書のとおり更新の義務を負うものとする。また、広島県もホームページの有効活用のために、コンテンツの更新を確認し、滞ってれば指導する必要がある。

また、コンテンツの更新状況は調達仕様書における検査項目には含まれていないものの、当初提案書から変更された部分があれば、その旨を指摘の上で、その変更を妥当と認めた合理的な理由についての記載は必要であったと考える。

オ. 6次産業化支援事業の進捗について

広島県内では、広島県からの委託を受けて、一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団が「広島6次産業化サポートセンター」として、6次産業化に取り組む農林漁業者等を対象に、幅広い分野の専門家（6次産業化プランナー）を派遣するなど、様々な支援活動を行っている。

特に6次産業化総合化計画策定支援においては、平成24年度までに21計画について「六次産業化・地産地消費」に基づく「総合化事業計画」の認定を受け、認定を受けた農林漁業者等は農業資金融資や一般より有利な事業補助など

のメリットを享受している。

広島県では、平成 26 年度末の総合化計画認定の成果目標を 35 計画としていたが、実績は、平成 25 年度に 4 計画、平成 26 年度に 3 計画を加えた 28 計画と目標を下回った。

また、ネットワーク型 6 次産業化推進・整備事業に係る交付金の対象も、推進事業の 2 案件にとどまった。

他都道府県との比較でみると、認定件数では農業県とされているところが比較的上位を占めているのに対し、組織経営体数に対する認定件数の割合では、和歌山県、大阪府、奈良県、神奈川県といった第二次産業、第三次産業が発展し、市場が近接している府県が上位に位置している。広島県は、第二次産業、第三次産業、市場の条件では相対的に恵まれていると思われるが、組織経営体数に対する認定件数の割合でも下位に位置している。

総合化事業計画の認定件数と組織経営体に対する割合

	認定件数	組織経営体	組織経営体 に対する 認定件数 の割合		認定件数	組織経営体	組織経営体 に対する 認定件数 の割合
全 国	2,127	32,956	0.065	三 重	51	545	0.094
北 海 道	120	2,442	0.049	滋 賀	67	849	0.079
青 森	64	881	0.073	京 都	50	468	0.107
岩 手	48	1,331	0.036	大 阪	42	104	0.404
宮 城	67	1,255	0.053	兵 庫	100	964	0.104
秋 田	51	1,016	0.050	奈 良	43	159	0.270
山 形	61	946	0.064	和 歌 山	62	147	0.422
福 島	40	757	0.053	鳥 取	20	461	0.043
茨 城	50	629	0.079	島 根	13	636	0.020
栃 木	39	604	0.065	岡 山	49	546	0.090
群 馬	41	542	0.076	広 島	33	764	0.043
埼 玉	17	453	0.038	山 口	23	496	0.046
千 葉	35	737	0.047	徳 島	30	243	0.123
東 京	9	69	0.130	香 川	20	308	0.065
神 奈 川	28	178	0.157	愛 媛	31	412	0.075
新 潟	33	1,551	0.021	高 知	26	257	0.101
富 山	30	947	0.032	福 岡	62	1,151	0.054
石 川	24	523	0.046	佐 賀	18	998	0.018
福 井	18	688	0.026	長 崎	35	383	0.091
山 梨	20	283	0.071	熊 本	76	1,039	0.073
長 野	91	1,216	0.075	大 分	31	840	0.037
岐 阜	58	762	0.076	宮 崎	82	692	0.118
静 岡	28	528	0.053	鹿 児 島	64	1,242	0.052
愛 知	73	534	0.137	沖 縄	54	380	0.142

(認定件数について、農林水産省「六次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定の概要(累計：平成 27 年 12 月 10 日現在)」より引用、組織経営体について、農林水産省「2015 年農林業センサス」より引用)

(意見)

もちろん、6 次産業化は農林漁業者が主体的な意志を持って一定のリスクを負うことによって、はじめて県の支援体制が生きてくるものであるため、総合化事業計画の認定件数が伸びていない原因を県だけに求めるのは間違いである。

現在、県の 6 次産業化の働きかけは、農林漁業者を中心に行われており、総合化計画も農林漁業者を主体としたものが多数であるが、「作ったものを売る」から「売れるものを作る」考え方からすると、第二次産業、第三次産業への働きかけを強め、需要サイドからの提案を実現可能な計画に落とし込んで農林漁業者をマッチングしていくアプローチがもっとあってもいいのではないかと考える。

以上は、6次産業化支援の1つの施策に係ることであるが、広島県として他県に先行して6次産業化支援進めていくべきであるか、それとも他県の状況を見極めながら慎重に推進していくなどの方針を明確にして、漫然と予算が費やされることがないように投資・効果を常に監視していくべきである。

(7) ひろしまフードフェスティバル開催事業

ア. 予算及び決算額

(単位：千円)

事業区分	当初予算額	補正後予算	執行額
フードフェスティバル開催支援	10,000	10,000	10,000

(当初予算の節別内訳)

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
負担金、補助及び交付金	10,000	一般財源	10,000
合計	10,000	合計	10,000

イ. 概要

ひろしまフードフェスティバルは「地産地消」をメインテーマに、生産者と消費者、都市と農村の幅広い人々の交流を図るとともに、地域特産物や農山漁村の魅力情報を発信することによって、新しい食文化の創造及び県内産業の活性化を図るイベントである。広島県でも、これらのテーマに賛同し、関係団体との連携によるイベントの開催を支援するため、イベント開催に要する経費として、補助金の支給を行っている。

ウ. ひろしまフードフェスティバルについて

① 目的

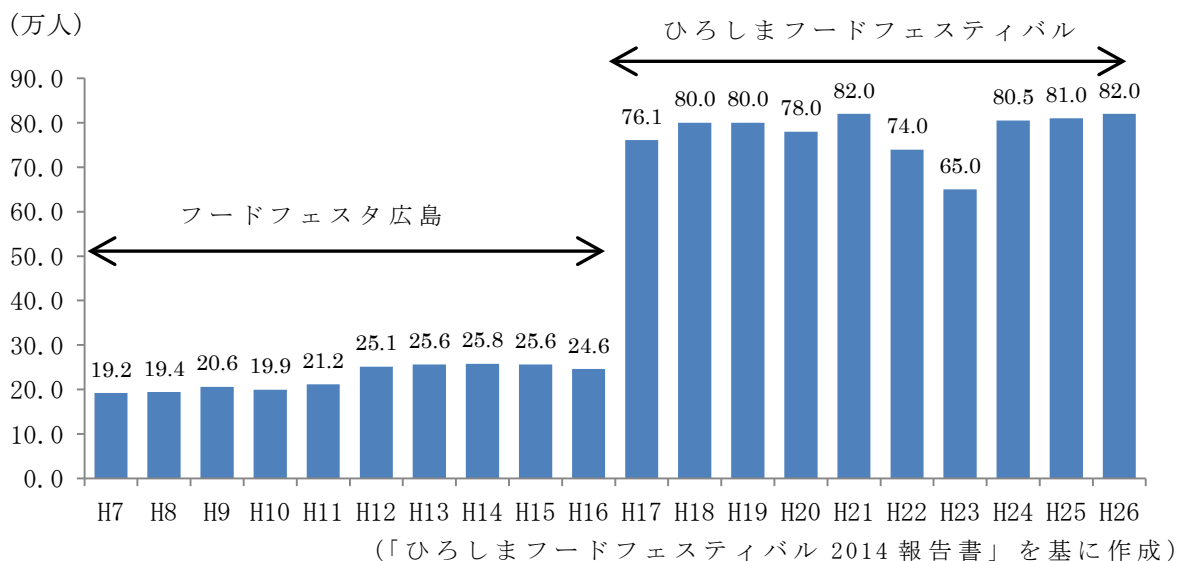
「食」をキーワードに、全国に広島県の魅力を情報発信するとともに、県内外や都市と農山漁村などの幅広い人々との交流を図り、地域の自然環境を生かした食文化の継承と新しい食文化の創造並びに県内産業の活性化を目的とする。

② イベント規模について

広島最大の食の祭典として、「ひろしまフードフェスティバル」の前身となる「フードフェスタ広島」が平成7年から平成16年まで、広島県立総合体育館において毎年2月に開催されており、当時から2日間の開催で20~25万人の観客を集めていたが、平成17年より例年10月開催の「広島城秋祭り」と統合されて10月開催とし、場所を広島城とその周辺に移し、大幅に規模を拡大して「ひろしまフードフェスティバル」として新たにスタートした。

それ以後、雨天で客足が伸びなかった平成23年度(65万人)を除いて、常に80万人前後の観客を集め、10回目の開催となった平成26年度は、観客が過去最大の82万人となり、前述の事業の目的の達成に貢献している。

顧客人数の推移



エ. 組織運営

広島県は広島商工会議所、広島市、広島県農業協同組合中央会、(株)中国放送と並んで5つの幹事団体のうちの1つで、38の会員団体等から組織され、事業の基本的な事項の議決を行う「ひろしまフードフェスティバル実行委員会」の副会長を務め、また5つの幹事団体及び会長が指名する会員により組織され、事業の運営についての会務を執行する「ひろしまフードフェスティバル運営委員会」の会員を務める。

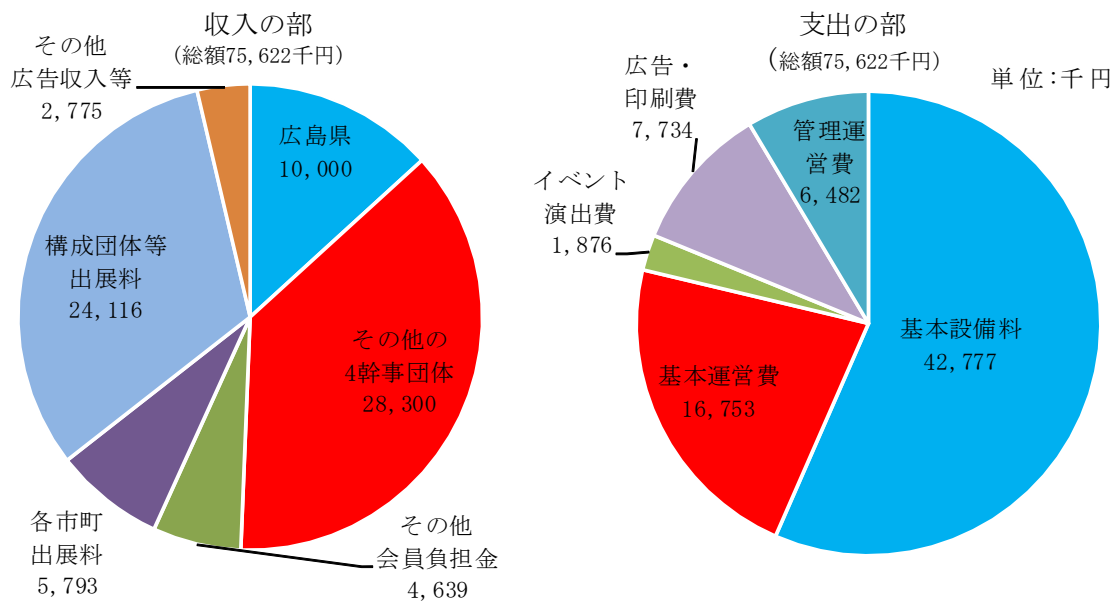
特に運営委員会においては、全体実施計画の立案・実行等や、会員が負担する負担金額の調整・決定、事務局からの議案についての協議・調整等を行っており、広島県はその会員として、フードフェスティバルの運営に影響を与えることができる立場にある。

(意見)

平成26年度はひろしまフードフェスティバルとしては10回目の開催となり、広島県最大の食の祭典としては完全に認知されているが、未だに収入の半分以上を5つの幹事団体が負担しており、広島県の負担割合は(株)中国放送に次ぐ13%となっている。幹事団体の負担割合は徐々に減少しているが、今後も出展料や広告収入などの自主財源の確保や、支出の見直しなどにより、過度に幹事団体に頼らない運営体制を確立するよう、進めるべきである。

また、広島県の予算を継続的に投じていくのであれば、広島産の農林水産物の販売に直接的及び間接的どれだけ貢献しているのか示す指標を策定していくなどの展開が望まれる。

ひろしまフードフェスティバル 2014 の収支



(ひろしまフードフェスティバル実行委員会「平成26年度収支決算」を基に作成)

(8) 農業制度資金利子補給等事業
ア. 予算及び決算額

(単位:千円)

事業区分	当初予算額	補正後予算	執行額
農業近代化資金 農業近代化資金融通法に基づく利子補給	10,536		
農業振興資金(新規就農者育成支援資金) 農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金に対する上乘せ利子補給	134		
農業振興資金(農業災害等特別対策資金) 農業災害に対する経営資金及び施設資金に対する利子補給	791		
農業振興資金(その他の農業振興資金) 新規貸付を行わない農業振興資金に対する利子補給	26,500	34,535	33,785
農業経営負担軽減支援資金 営農に必要な資金に係る負債の借換資金に対する利子補給	952		
農業経営改善促進資金 経営安定に資するための運転資金に対する利子補給	172		
合計	39,085		

(当初予算の節別内訳)

(単位:千円)

歳出 負担金、補助及び交付金	39,085	歳入(財源) 諸収入	95
		一般財源	38,990
合計	39,085	合計	39,085

イ. 背景及び課題

農業は、天候・災害等の自然条件や消費者の嗜好等の変化による影響を受けやすく、投資した資本の回収が不確実で、計画的な経営が難しいという特殊性があり、一般の民間金融にはなじまない性質を有している。一方で、個々の農業経営主体は零細であることが多く、個別融資案件の規模が小さいため融資コストは相対的に割高になるが、零細農家は資金力が乏しく、高い金利負担が困難な先が多い。そのため、農業振興の政策的な要請により農業制度に係る資金を低利で融資する制度を設け、農業事業者の資金調達を支援している。

これに対して広島県では、産業として自立できる農業の確立を図るために、集落法人及び農業参入企業等の担い手の資金調達に係る負担を軽減し、早期の経営安定化及び規模拡大等を支援する目的で独自に利子補給を行っている。

ウ. 利子補給の対象となる農業制度資金の主な内容

① 農業近代化資金

貸付対象者

- ・ 認定農業者や認定新規就農者、主業的農家、集落営農組織、農業を営む任意団体などの農業を営む者
- ・ 農協、農協連合会
- ・ 上の者又は地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体又は基礎財産の過半を拠出している法人

融資機関

- ・ 民間金融機関

資金使途

- ・ 担い手が農業経営の近代化を図るための機械・施設、運転資金等

② 農業振興資金

貸付対象者

- ・ 農業所得が総所得の過半を占める農業者で、農作物の損失額が平年農業総収入額の10%以上であることについて、市町長から認定を受けた者（被害農業者救済資金）
- ・ 農業近代化資金の対象となる農業者（認定農業者法人構成員を除く）で、市町長から農業施設の被害認定を受けた者（農業施設災害特別資金）

融資機関

- ・ 民間金融機関（農業近代化資金利子補給契約締結金融機関）

資金使途

- ・ 運転資金、既借入金の償還金、生活の安定に必要な資金、天災資金の限度額を超える額等（被害農業者救済資金）
- ・ 被害を受けた農業施設等の再取得に必要な施設資金、農機具等購入資金等（農業施設災害特別資金）

③ 農業経営負担軽減支援資金

貸付対象者

- ・ 農業を営む者で、借入金の元金・利息の支払いに現に支障を来たしている、または支障を来たす見込みがある者

融資機関

- ・ 民間金融機関

資金使途

- ・ 農業制度資金（貸付利率5.0%以上）又はこれ以外の農業資金から生じた

負債の整理に必要な資金

④ 農業経営改善促進資金

貸付対象者

- ・ 認定農業者

融資機関

- ・ 民間金融機関

資金用途

- ・ 認定農業者による雇用労賃等の短期運転資金

エ. 融資先の継続的なモニタリング・指導について

広島県によるこれら農業制度資金の利子補給の目的は、各々の資金用途に沿った目的の達成に必要な資金を農業者等が低利で借り入れできるよう支援することにある。従って、利子補給事業を行うに当たっては、貸付自体が適正に行われていることはもちろん、貸付金が目的通りに使用されたか、目的に沿った適切な経営が行われているかをモニタリング・指導する必要がある。

現状では、目的通りに使用したかについては、融資翌年の状況調査において融資対象物を写真あるいは実地確認によって確かめているが、その後の金融機関からの報告は、個別の融資に関する残高や償還額、補給すべき利子の額などに限られている。農業協同組合や市町で適切な営農指導が行われているとのことであるが、それに関して広島県では定期的な報告を受けておらず、融資5年目、10年目に農業協同組合による融資状況調査の報告で、経営状況や融資対象物の利用状況の報告を受けているにとどまっている。

(意見)

広島県では納税者の負担に基づき利子補給事業を行っており、融資対象物の確認を行った後も、目的に沿った適切な経営が行われているかどうか、継続的にモニタリング・指導する必要があると考えられる。

オ. 農業経営負担軽減支援資金の延滞先管理について

農業経営負担軽減支援資金の融資先で延滞が発生している先に対して、5カ年計画を入手しているが、毎年入手が予定されている経営状況の資料は販売実績の記載が主で、費用を含めた収支、更には家計や兼業状況も含めた返済能力の検討が行われておらず、5カ年計画の評価ができるような報告となっておらず、評価もされていない。また、平成25年度、平成26年度の2年間にわたって、毎年1回予定されていた、債務者本人を交えた営農検討会が行われておらず、経営状況の資料等の入手もされていなかった。

【指摘】

農業経営負担軽減支援資金の目的は、既往借入金の借換えなどに必要な資金に対して、その利息を県が軽減することによって、融資を受けた農業者が農業を継続できるよう支援することにある。従って、広島県農業経営負担軽減支援資金利子補給要綱第7条第1項で定める以下の場合には、利子補給は打ち切るものとされている。

- (1)借受者の経営改善計画の実行が困難と認められた場合
- (2)借受者の経営改善計画に不実記載が認められた場合
- (3)借受者が借入れを辞退した場合

(4)借受者がその借入金を目的以外の目的に使用した場合

(5)借受者が農業経営を中止した場合

上記のケースでは、これらの判断が必要な時期であるにもかかわらず、2年間にわたって必要な情報を入手しておらず、判断を先送りにしていた。

要綱で定める利子補給の打ち切り判断を行う責任は広島県にあるため、その判断を可能とするための資料は適時に入手し、速やかな判断を行う必要があると考える。

3. 県産材の安定供給と利用拡大による持続的な林業の確立に関する事業

(1) ひろしま林業ビジネスモデル実践プロジェクト

ア. 予算及び決算額

(単位：千円)

事業区分	当初予算額	補正後予算	執行額
木材生産モデル事業（林業事業体の共同生産計画及び標準低コスト作業システム作成支援）	10,500	18,314	18,249
木材流通効率化促進事業（木材流通コーディネート活動経費支援）	1,300		
県産材利用拡大推進事業（木造建築物に係る建築士の育成）	6,772		
県事務費（事業推進に係る事務費）	742		
合計	19,314		

(当初予算の節別内訳)

(単位：千円)

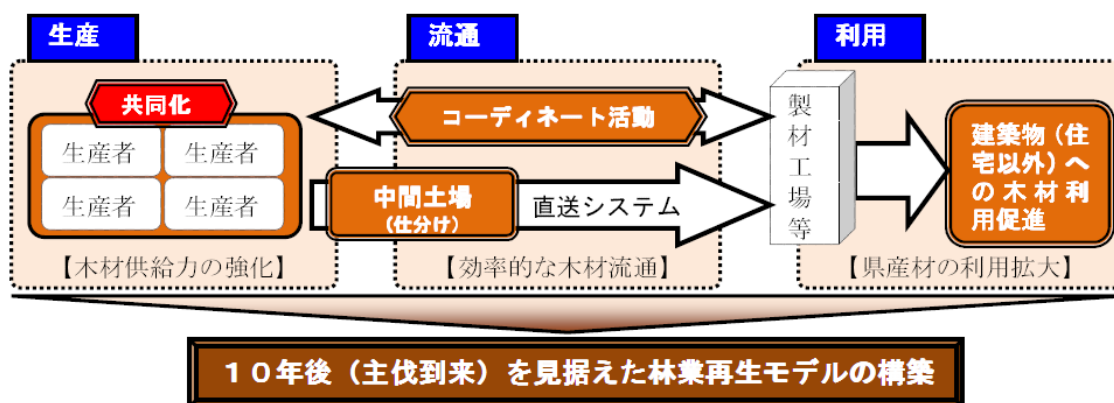
歳出		歳入（財源）	
報償費	44	諸収入	1,000
旅費	216	一般財源	18,314
需用費	309		
委託料	6,772		
使用料及び賃借料	173		
負担金、補助及び交付金	11,800		
合計	19,314	合計	19,314

イ. 事業の概要

本事業は、県内の森林資源につき10年後の主伐到来期を見据え、効率的な木材生産体制や需要ニーズに応じた安定供給体制の構築、県産材を最大限に活用する環境整備を図ることにより、持続的な林業を確立することを目的としている。

具体的な事業内容として、①計画的かつ効率的な木材生産体制を構築し、地理的条件に最適な生産を支援するため、作業システム作成に係る諸活動に対し補助金を交付する「木材生産モデル事業」、②大規模製材工場等への安定供給に向けての共同出荷体制を整備するため、事業主体によるソフトウェア導入費用の補助や、中間土場から製材工場等に直送するために使用する機械類導入費用の補助等を内容とする「木材流通効率化促進事業」、③木造の耐火構造等建築物に関する知識・スキルを有する建築士の育成を目指す講習の実施費用や、住宅以外の木造建築物の普及を図るため、建築物の木質化に要する費用の補助を内容とする「県産材利用拡大推進事業」を策定し、上記事業目的の達成を図っている。

これらの事業目的と各事業との関係は、次図のとおりである。



(出典：広島県「平成 26 年度施策及び事業案の概要」)

ウ．公共建築物等木材利用推進

① 事業内容

本事業は、上記の「県産材利用拡大推進事業」の 1 つであり、民間事業者が、県産材で内装木質化を行う場合に、その経費の一部に対し補助金を交付することによって、民間事業者が整備する住宅以外の建築物の木造・木質化を促進し、県産材の利用拡大を図ることを目的とする。

本事業による補助金交付の対象となる建築物は、国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホーム等の建築物（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）2 条 1 項 2 号）のほか、民間事業者が整備する住宅以外の建築物で木材利用の「PR 効果が高いと見込まれる施設」について、県産材で新たに内装木質化を行うものが対象となる（平成 26 年 9 月 12 日制定にかかる県産材消費拡大支援事業（公共建築物等木材利用推進）実施要領 4 条 1 項）。

なお、本事業の事業費は、「ひろしまの森づくり基金」から支出され、民間事業者等に補助金として支給されている。

平成 26 年度に本事業の補助金支出の対象となった例としては、居酒屋の床面、カウンター腰壁、パントリー腰壁、カフェの床張替等があった。

② 県産材 PR の実施確認体制

上記のとおり、本事業による補助金支給の対象は、民間建築物では、「PR 効果が高いと見込まれる施設」に限定されていることから、補助事業者は、補助金申請や工事完了の際の広島県への提出書類である実施申請書、事業計画書、事業実績書における注意書きで、「施設の利用者数や周知方法、木材利用の PR 効果などについて記載」することが求められている。

しかし、補助事業者から提出された書類を見ると、各対象建物での県産材を使用した旨の周知方法や、これによる PR 効果について一応の記載はなされているものの、広島県において、実際に当該周知方法が実施されてか否かは確認されていなかった。そのため、当該周知方法の実施は不明であり、補助金支給の根拠であるはずの「PR 効果」の存否自体が分からないという状況であった。

この点、担当者から聴取したところでは、今後、広島県として各補助事業者に対し、アンケート調査を実施するなどして、PR の実施を確認し、これがなされていない場合には指導を行う予定とのことであったが、その具体的方法は現時点でも確定していないことや、そもそも、建築物への工事完了時から PR 効果が発揮できているか検証できていないことに変わりはないこと

から、実効性には疑問が残る状況であった。

【指摘】

本事業による補助金支給の対象が、民間建築物では「PR効果が高いと見込まれる施設」に限定されている趣旨は、県産材使用の波及効果が存在する建築物への補助を通じて、県産材の利用拡大を図っている点にあることは言うまでもない。これが民間建築物への補助金支給の根拠であり、本事業の実効性を確保するための初歩のはずである。

従って、広島県は、要領に明記するなどして、補助金支給の対象とする工事完了時から、各補助事業者が計画していた周知方法を実施しているかを確認する体制及び方法を整えるべきである。

③周知方法の特定

各補助事業者が「施設の利用者数や周知方法、木材利用のPR効果などについて記載」した事業計画書や事業実績書を提出しなければならないことは上記のとおりである。

もっとも、実際に提出された書類を見ると、「県産材の使用は、お店の告知や外部情報にもいろいろ使用し、店舗の話題にもつなげたい。」、「店舗での紹介、当社他店舗でも紹介」という曖昧、漠然とした記載が散見され、これでは、県産材を周知する媒体や周知の具体的内容が分からなかった。

【指摘】

周知方法について曖昧な記載を許容すると、そもそも各事業者が申告した周知方法にPR効果があるか不明であるという問題に加えて、周知方法の事後的な確認、検証を行うことにも支障が生じることにも繋がりがねない。

従って、各補助事業者が申告する周知方法については、その媒体や内容を書類上具体的に特定させるべきである。

エ. 「ひろしま木造建築塾」の実施体制

①事業内容

広島県では、県産材を活用した中大規模建築物の木造・木質化を推進するため、木造設計に精通した建築士を育成することを目的とした「ひろしま木造建築塾」（以下、「建築塾」という）を開講し、広島県が、所定の講座を修了した受講者に対し、一定の木造設計の能力を持つ者として修了認定を行っている。地元紙にもその実施状況が大きく取り上げられており、県民の関心が高い事業と考えられる。

具体的な事業態様としては、広島県と建築塾を主宰するNPO法人サウンドウッズ（以下、「受託者」という）との間で業務委託契約が締結され、同契約に定める委託料限度額（平成26年度は6,771,600円）の範囲内で、広島県が受託者に対し委託料を支払うというものである。

平成26年度の受講者は20名であり、このうち、最終的に修了認定を受けた者は18名であった。

平成26年度に実施された建築塾の講義内容とスケジュールは、次のとおりである。

講座	日程	内容	
木材コーディネーター講座	平成 26 年 11 月 11 日	講義 A	公共施設木造木質化概論
		講義 B	広島県の森林林業と広島県産材の製造流通
	平成 26 年 11 月 12 日	講義 C	木材コーディネーターの事例
		演習 A	グループワーク説明
		演習 B 演習 C	グループワーク グループ発表・全体討議
	平成 26 年 11 月 13 日	講座 D	木を使った公共建築の計画に関わる建築士の役割
		設計監理講座オリエンテーション・演習課題発表	
木造木質化設計監理講座	平成 26 年 11 月 26 日	講義 1	地域の木材を使った構造計画
		演習 1	グループ講評
		演習 2	全体講評
	平成 26 年 12 月 17 日	講義 2	地域の木材で作る木の学校
		演習 3	グループ講評
		演習 4	全体講評
	平成 27 年 1 月 20 日	講義 3	木造建築の防耐火設計
		講義 4 演習 5	木造建築の耐久性計画・維持保全 全体講評
平成 27 年 2 月 19 日	設計提案講評第一部 設計提案講評第二部 全体講評		

これらの講義を開催するための主な支出については、受託者のスタッフ直接人件費が 4,007,500 円、スタッフ旅費交通費が 511,463 円、講師謝金・交通費 1,660,778 円が計上されていた。

②受講料の徴収対象者の範囲

上記業務委託契約では、委託業務の内容は、県産材利用拡大推進事業「ひろしま木造建築塾」業務委託仕様書（以下、「仕様書」という）に従うこととされ（同契約第 16 条）、平成 26 年度の仕様書では、建築塾の受講料は 1 人当たり 50,000 円とされている（仕様書第 2 項（3）ア）。

この受講料は、受託者が受講者から徴収し、最終的に、広島県から受託者に対し支払われる委託料に充当される形で精算されるものであり、平成 26 年度においては、合計 1,000,000 円（50,000 円×20 名）の受講料が徴収されていた。

もともと、平成 26 年度の建築塾では、修了認定を目標とした受講者は 20 名であるが、建築塾で実施される講座のうち、木材コーディネーター講座については、これら 20 名以外に、事業者間のネットワークを形成する機会を提供するため、生産業者、加工業者、流通業者等の実務者を 15 名参加させており、これらの参加者からは受講料が徴収されていなかった。

この点、業務委託契約または仕様書では、これらの実務者が参加した場合の受講料については何も定められていないので、受講料を無料にするという扱いには、法的な根拠は認められなかった。

【指摘】

本来の受講者以外の参加者についても、講座を受講することにより専門的知識・ノウハウを学ぶことができることから、受益者負担という観点からは、受講料を無料とする根拠は乏しいといえる。仮に、事業者間ネットワークの構築

という政策目的を実現するため、多数の実務者を建築塾に参加させるという政策意図を重視し、受講料を無料にするとしても、委託料の原資が税金である以上、その根拠は明確にしなければならない。

従って、いずれにしても、本来の受講者以外の参加者に関する受講料については、業務委託契約または仕様書で扱いを明記すべきである。

③アンケートの実施状況

仕様書では、講座効果の測定と運営改善等のため、「毎回の講座修了時」に、受講者に対しアンケート調査を実施し、分析を行うこととされている（仕様書第2項(4)ア）。

この点、受託者からの平成26年度の実績報告書を見ると、受託者において、木材コーディネーター講座及び木造木質化設計監理講座の終了時にそれぞれ1回ずつアンケート調査が実施されているが、各講義等の開催日毎にはアンケート調査は実施されていなかった。

これについて、広島県の担当者から聴取したところ、広島県としても、開催日毎にアンケート調査が実施されることを想定していたことから、平成27年度の建築塾においては、このような開催日毎のアンケート調査の実施に変更しているとのことであった。

(意見)

仕様書の「毎回の講座修了時」という記載内容が曖昧であることは否定しないが、各開催日で別の講師が担当していること、各開催日の間が1か月程度離れている日程もあること、途中で離脱した受講者の意見も参照すべきことを考えると、広島県は、受託者に対し、開催日毎のアンケート調査を実施させるべきである。

この点、すでに平成27年度から開催日毎の実施に改めたということであるので、今後も、このような実施頻度を続けていくべきである。

4. 生産から販売までが一体となった持続的な水産業の確立に関する事業

(1) 栽培漁業センター運営費(管理委託)

ア. 予算及び決算額

(単位：千円)

事業区分	当初予算額	補正後予算	執行額
栽培漁業センター運営費(管理委託)	94,602	94,602	94,525

(当初予算の節別内訳)

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
旅費	94	財産収入	1,688
需用費	54	一般財源	92,914
委託費	92,868		
使用料及び賃借料	84		
備品購入費	1,502		
合計	94,602	合計	94,602

イ. 事業の概要

指定管理者である広島県栽培漁業協会の管理・運営のもと放流種苗の大量生産を行い、県・市町・漁業団体が一体となって栽培漁業を推進することを目的とし、具体的には「広島県栽培漁業センター」施設の管理・運営に必要な管理委託費等の支出がその主な内容である。

栽培漁業という考え方は、高度成長期の海洋汚染や魚種の乱獲による水産資源の育成を目的として昭和50年代に各県に設置された経緯がある。ただ、施設は35年経過し老朽化が問題となっており、施設整備の事業が近年目立っている。

栽培漁業センターの理事長と今後の栽培漁業や施設の有り様について面談を行ったが、栽培漁業センターとしての役割は種苗の安定的な生産からより効率的な生産にシフトする必要があるとあり、指定管理者としての事業費が縮小される中で採卵、孵化を経て稚魚の出荷までの生存率を高める努力が必要であるとの認識であった。

(意見)

遊漁者に採捕されにくく、他の魚に捕食されにくく、放流効果が高いなどの理由により、重点放流魚種を選定した上で、種苗の集中放流を計画し、種苗放流事業が今後予定されている。事業実施にあたり投資に対する効果測定を適切に行い、事業成果を数値目標として設定できるように検討し、継続的に見直していくことが望まれる。

(参考)

広島県栽培漁業センター視察

日時：平成27年11月24日(火曜日)

場所：広島県竹原市高崎町宇西大乘新開 185-12



当施設は電源開発(株)火力事業部竹原火力発電所の石炭灰を埋め立てた跡地に建設され、昭和57年に完成運営されている。平成17年度より指定管理者制度を導入し、一般社団法人広島県栽培漁業協会が指定管理者となり運営している。



平成25年度から敷地の一部を行政財産から普通財産に分類換えし、賃貸借契約を締結の上で、ひろしま再生可能エネルギー推進有限責任事業組合に貸付けている(契約期間:H25.7.1~H46.4.30)。地代収入は年間で約1,600千円。



当施設の心臓部であるエネルギー棟であり、貯水槽、受電源設備、大型ブローア、自家発電設備が格納されている。老朽化が激しく、平成28年度以降の事業費で修繕する予定である。

(2) 漁業取締費

ア. 予算及び決算額

(単位：千円)

事業区分	当初予算額	補正後予算	執行額
漁業取締費(漁業取締船「しおかぜ」による漁業関係法令遵守指導、違反操作等のための活動経費及び漁業取締船「しおかぜ」等の維持管理費)	14,150	14,150	13,300

(当初予算の節別内訳)

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
職員手当等	700	一般財源	14,150
旅費	1,145		
需用費	9,883		
役務費	1,818		
委託費	536		
負担金、補助及び交付金	65		
公課費	3		
合計	14,150	合計	14,150

イ. 事業の概要

漁業取締船「しおかぜ」による漁業関係法令の遵守指導及び違反捜査等の活動経費並びに同船の係留棧橋及び船員詰所の維持管理費がその内容であり、漁業監督吏員の活動により漁業関係法令の遵守を指導・監視、司法警察職員の捜査活動により悪質違反者の検挙、撲滅に努めることで水産資源の保護及び県内漁業秩序の維持確立を図る。

(意見)

広島県の魚種を育成するためには、既述の栽培漁業センターによる種苗の栽培及び集中放流があるが、放流効果を高めるためには、稚魚の乱獲禁止を謳うだけでなく、違法操業を取り締まることも重要である。

近年、漁船の性能向上や通信機器の発達により、漁業違反は悪質・巧妙化しており、地元漁業者だけでは対応が困難な事例が増加している。特に、平成21年3月に新造された現在の取締船「しおかぜ」は県下一円の海域を巡視し漁業関係法令違反の取締り・指導を行い、漁業違反通報件数の減少傾向がみられるなど一定の成果が得られている。

ここ数年の違反通報件数及び指導件数並びに検挙数の推移

	H23	H24	H25	H26	H27※
違反通報件数(件)	23	28	22	26	19
指導件数(件)	40	28	9	26	20
検挙数(件)	1	1	0	5	3

※平成27年度は10月末現在の数値

(水産課取締グループ調べ)

ただ、上記データによれば平成26年度の検挙件数は5件と例年になく増加しており、悪質や違反や他県からの無許可操業が顕著となっている。また、平成27年度においても10月現在で3件と増加傾向がうかがえる。

平成26年度の検挙事例及び内容

検挙者	検挙場所	漁業種類	罪名
愛媛県漁業者	呉市川尻町沖(八木灘)	小型機船底びき網漁業	漁業法違反(無許可) 小型機船底びき網漁業取締規則違反(禁止漁具)
愛媛県漁業者	呉市川尻町沖(女猫の瀬戸)	小型機船底びき網漁業	漁業法違反(無許可)
愛媛県漁業者	呉市豊浜町地先(大崎下島南海岸)	潜水器漁業	漁業法違反(無許可) 水産資源保護法違反
愛媛県漁業者	呉市仁方町地先	小型機船底びき網漁業	漁業法違反(無許可) 小型機船底びき網漁業取締規則違反(禁止漁具)
愛媛県漁業者	呉市仁方町地先	小型機船底びき網漁業	漁業法違反(無許可) 小型機船底びき網漁業取締規則違反(禁止漁具)

(水産課取締グループ調べ)

他県板びき網漁業者による県内漁業者の被害

他県による年間被害額(被害金額)	46,389千円/年
他県による広島県海域での年間漁獲高(被害量)	48,840kg/年

(水産課取締グループ調べ)

しかし、事業費の節減から運行日数を年間 80 日程度としているため、過去も含めて十分な取締りが行えていたかは疑問である。特に、船体は最新鋭の高速機関や多機能型レーダーを装備しているため、建造費だけでも 2 億 2 千万円、法定整備だけで 3 年に 1 回で 2,700 万円程度の支出があり、資産の有効活用が行われているとは言い難い。ここで、他県の出港状況と比較すると以下のとおりである。

瀬戸内海における各県取締船の出港状況(平成 26 年度実績)

	広島県	山口県	大分県	愛媛県	香川県	徳島県	和歌山県	大阪府	兵庫県	岡山県
保有隻数(隻)	1	1	3	2	2	2	2	1	1	1
年間出港日数(日/年)	80	109	492	361	170	301	355	179	155	48

(水産課取締グループ調べ)

隣県の状況を見ても広島県については出港日数が際立って低いのが目立つ。

各種統計データから試算した「しおかぜ」の出港日数
(比較対象:上記 1 府 8 県)

	出港日数	漁業就業者数	海面面積	漁業生産額
広島県	80 日	4,003 人	1,333km ²	23,414 百万円
関係県の総計	2,250 日	36,566 人	23,203 km ²	255,928 百万円
広島県の比率		10.9%	5.7%	9.1%
試算出港日数		247 日	130 日	206 日

(水産課取締グループ調べ)

今回、同船の取締り活動に同行したが、上記試算データにもあるように最低 130 日の日数は確保すべきであり、現状の稼働日数を引き上げ、十分な取締りの姿勢を県内外に知らしめることこそ漁業違反の減少及び、県内漁業者の安全な操業に資するものと思われる。

(参考) 出港に係る経費について

① 燃料費

$$\begin{aligned} & \text{軽油単価} \times \text{1日当たりの消費量} \\ & \quad (= \text{1時間当たりの消費量} \times \text{エンジン2機} \times \text{航行時間}) \\ & = 89 \text{円} \times 1890 \times 2 \text{機} \times 3 \text{時間} = 100,926 \text{円 (A)} \end{aligned}$$

② 取締役グループの職員に支払われる旅費

- ・ 定けい港外において宿泊する日 4,220 円
 - ・ 定けい港外において宿泊する日以外の日 1,300 円
 - ・ 本庁から停泊場所までの交通費 460 円
- ※ただし、駐在職員1名に対する交通費の支給なし

ア. 宿泊を伴う航海(1泊2日)

$$\begin{aligned} & \text{1人当たりの経費(取締役グループ)} \\ & = 4,220 \text{円} + 1,300 \text{円} + 460 \text{円} = 5,980 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{1人当たりの経費(駐在職員)} \\ & = 4,220 \text{円} + 1,300 \text{円} = 5,520 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{一航海当たりの経費} \\ & = 5,980 \text{円} \times 4 \text{名} + 5,520 \text{円} \times 1 \text{名} = 29,440 \text{円 (B)} \end{aligned}$$

イ. 宿泊を伴わない航海(日帰り)

$$\begin{aligned} & \text{1人当たりの経費(取締役グループ)} \\ & = 1,300 \text{円} + 460 \text{円} = 1,760 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{1人当たりの経費(駐在職員)} \\ & = 1,300 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{一航海当たりの経費} \\ & = 1,760 \text{円} \times 4 \text{名} + 1,300 \text{円} \times 1 \text{名} = 8,340 \text{円 (C)} \end{aligned}$$

③ 費用合計

$$\begin{aligned} & \text{1泊2日2航海の場合の費用合計} \\ & = \text{燃料費 } 100,926 \text{円 (A)} \times 2 \text{航海} + \text{職員の旅費等 } 29,440 \text{円 (B)} \\ & = 231,292 \text{円 (1日当たり } 115,646 \text{円)} \end{aligned}$$

なお、日帰りの場合、計 109,266 円 (A+C) となる。

5. 「県民の安全で安心できる食生活の実現」に関する事業

(1) 食の安全・安心確保対策事業

ア. 予算及び執行額

(単位：千円)

事業区分	当初予算額	補正後予算	執行額
環境にやさしい農業推進事業	1,093	11,404	10,406
食品表示指導・監視事業	2,094		
農業生産資材総合対策事業	190		
卸売市場検査指導事業	169		
環境保全型農業直接支払対策事業	10,413		
合計	13,959		

(当初予算の節別内訳)

(単位：千円)

歳出		歳入（財源）	
旅費	1,341	使用料及び手数料	141
需用費	1,309	国庫支出金	713
役務費	419	一般財源	13,105
使用料及び賃借料	829		
負担金、補助及び交付金	10,061		
合計	13,959	合計	13,959

イ. 事業の概要

県民の安全で安心できる食生活の実現のために、農林水産物の生産から消費に至る総合的な食品の安全・安心確保対策を実施し、安全・安心な食品の供給と食品に対する消費者の信頼を確保することを目的として、①安全・安心を提供する生産体制の強化、②消費者と生産者を結ぶ安全・安心対策の推進、③消費者の理解促進を図る上で必要となる環境にやさしい農業の促進、農産物のリスク管理手法の導入支援、食品適正表示等の適正化の推進、検査体制の整備を実施する事業である。

具体的には、次の5つの活動を行っている。

環境にやさしい農業等推進事業	安心！広島ブランド認証、エコファーマー認定の推進 産地等でのまとまりを持って取組む GAP の導入推進
食品表示指導・監視事業	食品表示の巡回調査、講習会開催、検査等の実施
農業生産資材総合対策事業	肥料取締法に基づく肥料登録届出事務、立入検査指導等
卸売市場検査指導事業	卸売市場の立入検査、指導等
環境保全型農業直接支払対策事業	エコファーマーによる肥料・農薬低減と地球温暖化防止等に効果の高い取組

ウ. 食品表示指導・監視事業について

食品の偽装事件や事故米流通、放射能による食品汚染等を背景に、県民の食品偽造に対する不安は依然として続いていることから、JAS 法に基づく食品表

示、米トレーサビリティ法に基づく米穀の産地伝達及び取引記録作成等、食糧法に基づく用途限定米穀の流通等について、適正に行われるよう監視・指導を行い、食の安全・安心に対する県民の信頼回復を図る事業である。

実施内容としては、事案対策として食品表示 110 番に寄せられた情報等を基に疑義調査を行っている。

また予防対策として、小売店への表示パトロール、流通業者・加工業者等への原料原産地の根拠確認調査、科学的手法による真正性調査（DNA 等検査）、外食店・小売店を中心とした産地表示・記録保存の確認調査、農業協同組合・生産者等への産地伝達・記録保存の確認調査等を行っている。

更に啓発活動として、定期的に講習、研修会を開催している。

過去 5 年の調査実績としては次のとおりである。

	JAS 法		米トレーサビリティ法		食糧法	
	事案対策	予防対策	事案対策	予防対策	事案対策	予防対策
H22	24 件	545 件	【H23 から法律完全施行】		【H23 から法律完全施行】	
H23	29 件	386 件	4 件	320 件		
H24	9 件	318 件	5 件	440 件	1 件	3 件
H25	9 件	254 件	5 件	503 件	3 件	3 件
H26	9 件	188 件	3 件	255 件	0 件	13 件

各法律の内容

	JAS 法 〔農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律〕	米トレーサビリティ法 〔米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律〕	食糧法 〔主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律〕
目的	農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって消費者の選択に資し、消費者の利益保護に寄与する。	米穀等の取引の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、食品としての安全性を欠くものの流通を防止する。	米穀を出荷・販売する事業者の遵守事項を定めることにより、用途限定米穀等の適正な流通を確保する。
対象業者	小売業者、流通業者、製造業者等	米穀等の生産者、製造者、流通業者、小売業者、外食業者等	米穀等の生産者、出荷業者、とう精業者、小売業者等
対象品目	消費者へ販売される生鮮食品及び加工食品	米穀等（精米、玄米、もみ、米粉、米粉調整品、米菓生地、米飯類（冷凍、レトルト食品等も含む）、もち、だんご、米菓、清酒等）	加工用米（清酒用、加工米飯用、みそ用等）、新規需要米（飼料用、米粉用等）、食用不適米穀等
主な遵守事項	名称、原材料、産地等の表示	米、米加工品の産地情報伝達 取引等の記録の作成・保存	用途外使用の禁止、区分保管、販売時の包装等への用途の表示

エ．監視指導担当の人員状況について

食品表示の監視指導を担当する職員は、平成 25 年度までは各農林水産事務所 6 か所に専属で 1 名（西部は 2 名）、兼任で 1 名在籍しており、本庁在籍の 2 名で合わせて 15 名で業務を行っていたが、平成 26 年度からは本庁に集約され 6 名に減少している。

(意見)

1 箇所に集約されたことで、以前よりも組織的に連携して対応できるようになった利点はある一方で、人数が半分以下になり、移動時間も増加しており、調査件数について当初の目標は上回るものの、前年度より減少せざるを得ない状況になっている。

更に平成 28 年度からは JAS 法、米トレーサビリティ法、食糧法に加えて、農産物検査法に基づいた監視活動も作業範囲に追加されるため、担当者の負担は増加している。

食品表示に対する県民の関心の高さを考慮すると、効果的な指導・監視体制を維持、確保するための人員の確保に努める必要があると考える。

6. 「持続的な農業生産活動による農地の効率的な利用と保全」に関する事業

(1) 中山間地域等直接支払事業

ア. 予算及び執行額

(単位：千円)

事業区分	当初予算額	補正後予算	執行額
交付金事業（集落へ市町が交付するために要する経費への交付金）	2,224,076	2,217,620	2,217,123
推進事業（事業推進に係る県費事務費及び市町事務費補助）	21,080		
合計	2,245,156		

(当初予算の節別内訳)

(単位：千円)

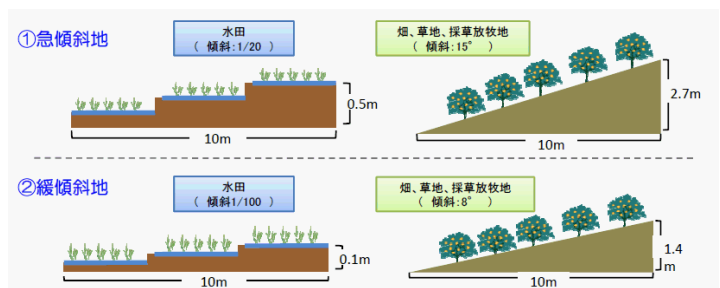
歳出		歳入（財源）	
報償費	216	国庫支出金	1,491,572
旅費	493	一般財源	753,584
需用費	226		
役務費	11		
使用料及び賃借料	45		
負担金、補助及び交付金	2,244,165		
合計	2,245,156	合計	2,245,156

イ. 事業の概要

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として平成12年度から実施されている。中山間地域における適正な農業活動の維持を通じ、農業の公益的機能の維持発揮を図るため、中山間地域の持つ農業生産条件の不利性を直接補正することを目的としており、耕作放棄地の防止等の活動、水路・農道等の管理活動、国土保全機能を高める活動等を行った集落又は認定農業者等に対して、地目、地形に応じて以下の金額を支給している。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500



広島県の事業の内訳としては、対象農用地に係る交付金を集落代表者に市町が交付するために要する経費への交付金事業と、事業推進に係る県費事務費及び市町事務費補助を行う推進事業がある。

(単位:ha)

都道府県	平成26年度			平成25年度		
	対象農用地 面積	交付面積	交付面積率	対象農用地 面積	交付面積	交付面積率
北海道	368,030	332,659	90.4%	367,204	333,168	90.7%
青森県	19,002	11,284	59.4%	19,000	11,275	59.3%
岩手県	26,020	22,927	88.1%	26,272	22,788	86.7%
宮城県	3,160	2,100	66.4%	3,162	2,098	66.4%
秋田県	12,047	10,697	88.8%	12,041	10,690	88.8%
山形県	8,833	8,300	94.0%	8,830	8,282	93.8%
福島県	20,636	15,677	76.0%	20,931	15,882	75.9%
東北	89,698	70,985	79.1%	90,235	71,015	78.7%
茨城県	1,097	661	60.3%	1,103	656	59.4%
栃木県	2,919	2,214	75.8%	2,919	2,213	75.8%
群馬県	3,524	1,587	45.0%	3,525	1,578	44.8%
埼玉県	642	400	62.4%	643	401	62.4%
千葉県	4,383	1,027	23.4%	4,383	1,017	23.2%
東京都	-	-	-	-	-	-
神奈川県	98	96	97.0%	101	98	97.1%
山梨県	5,523	4,099	74.2%	5,518	4,095	74.2%
長野県	12,443	9,926	79.8%	12,434	9,907	79.7%
静岡県	4,609	3,440	74.6%	4,607	3,448	74.8%
関東	35,238	23,451	66.6%	35,223	23,413	66.5%
新潟県	28,578	20,939	73.3%	29,244	20,858	71.3%
富山県	5,235	4,632	88.5%	5,233	4,625	88.4%
石川県	5,680	4,918	86.6%	5,672	4,907	86.5%
福井県	2,834	2,480	87.5%	2,778	2,477	89.2%
北陸	42,326	32,969	77.9%	42,927	32,867	76.6%
岐阜県	9,146	9,146	100.0%	9,108	9,108	100.0%
愛知県	3,413	2,195	64.3%	3,414	2,189	64.1%
三重県	1,697	1,697	100.0%	1,695	1,695	100.0%
東海	14,256	13,038	91.5%	14,216	12,992	91.4%
滋賀県	2,207	1,576	71.4%	2,196	1,570	71.5%
京都府	5,932	5,207	87.8%	5,941	5,204	87.6%
大阪府	-	-	-	-	-	-
兵庫県	7,195	5,191	72.2%	7,206	5,162	71.6%
奈良県	4,713	2,758	58.5%	4,713	2,758	58.5%
和歌山県	19,416	11,560	59.5%	19,409	11,564	59.6%
近畿	39,463	26,293	66.6%	39,465	26,259	66.5%
鳥取県	9,698	8,100	83.5%	9,682	8,081	83.5%
島根県	15,049	13,301	88.4%	15,092	13,284	88.0%
岡山県	16,561	12,390	74.8%	16,621	12,400	74.6%
広島県	34,767	21,765	62.6%	34,723	21,657	62.4%
山口県	19,662	12,760	64.9%	19,662	12,730	64.7%
徳島県	5,759	3,444	59.8%	5,756	3,444	59.8%
香川県	3,228	2,997	92.9%	3,211	2,979	92.8%
愛媛県	16,997	13,888	81.7%	16,954	13,912	82.1%
高知県	10,269	6,982	68.0%	10,189	6,957	68.3%
中国四国	131,990	95,626	72.4%	131,890	95,445	72.4%
福岡県	8,471	6,472	76.4%	8,405	6,454	76.8%
佐賀県	14,084	8,305	59.0%	14,105	8,300	58.8%
長崎県	12,693	9,939	78.3%	12,556	9,800	78.0%
熊本県	40,723	33,216	81.6%	40,685	33,123	81.4%
大分県	19,774	16,065	81.2%	19,661	15,866	80.7%
宮崎県	7,055	5,965	84.5%	7,067	5,921	83.8%
鹿児島県	9,445	7,752	82.1%	9,491	7,729	81.4%
九州	112,246	87,713	78.1%	111,970	87,194	77.9%
沖縄県	4,487	4,487	100.0%	4,491	4,491	100.0%
都府県	469,704	354,561	75.5%	470,428	353,677	75.2%
全国	837,734	687,220	82.0%	837,632	686,845	82.0%

(出典：農林水産省「平成26年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況」)

エ. 抽出検査の実施状況について

集落協定及び個別協定の実施状況の確認は市町村が行い(「中山間地域等直接支払交付金実施要領(以下、「実施要領」)第6.5)、都道府県知事は市町か

らの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともに、その結果について地方農政局長を経由して農村振興局長に報告することが主な役割であるが（「実施要領」第13.3）、都道府県知事においても毎年度対象協定の中から抽出して証拠書類についての検査を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うことが規定されている（「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」第11.4）。

広島県においては、市町ごとに、全協定の中から1割以上又は50協定を超える場合には最低6協定以上抽出して検査する方針で作業を行っている。抽出に際しては、昨年度に実施していない旧市町に属する協定を優先的に検査するようにして、なるべく広範囲から抽出されるような選定を行っている。

平成26年度における各市町に対する抽出検査の実施結果は、次のとおりである。

市町村名	協定数	抽出数	抽出検査に当たっての 課題や改善すべきと思われる点等	
			全体的な気付事項	個別の気付事項
広島市	45	4		
廿日市市	26	2		
安芸高田市	209	6	6	
安芸太田町	52	6	6	
北広島町	161	6	6	
呉市	15	1	1	1
江田島市	9	1		
竹原市	11	1	1	
東広島市	120	8		1
大崎上島町	13	1		1
福山市	4	2		
府中市	34	8		
神石高原町	110	18		3
三原市	106	15		1
尾道市	16	4		
世羅町	123	15		
三次市	276	16		9
庄原市	352	15		15
合計	1,682	129	20	31

検査においては農林水産省が規定するチェックリストに基づいて作業を行っているため、ある程度の作業の平準化は図られていると考えられる。具体的な気付事項の内容について確認したところ、支出の説明が不十分、根拠資料が不十分なものについてその整備を指示するといった書類上の不備に対する指導、合併前の市町によって扱いが異なる事項について処理を統一するように指示すること、といった内容がその多くを占めているが、1件集落からの報告書の記載で、地目が田になっている対象農用地にぶどうの植栽を行っている記載があることから、市町に追加確認をしたところ、交付金の要件を満たしていないことが判明し、過去に遡って返還する事案があった。

広島県の担当者による抽出検査が一定の効果が認められるが、一方で、市町による確認だけでは十分ではない状況にあると考えられる。

（意見）

検査を実施する集落の選定は、市町ごとに全協定の中から任意で抽出してい

る状況において、検査した結果、気付事項（指導事項）が発見された場合の対応についてまで、規定しておく必要があると考える。気付事項（指導事項）が検査を実施した集落だけの問題なのか、抽出されなかった他の集落にも存在する可能性のある問題なのかを検討して、抽出先を追加するなどの対応を図る必要があると考える。

また、抽出検査の結果を受けて、北部農林水産事務所は三次市、庄原市に対して、結果報告書を交付し、今回の指摘事項についての処理方針を書面で提出するよう指示を行っているが、指摘事項のある他の市町に対しては行われていない状況が見受けられた。各農林事務所でも手続、対応が大きく変わることはないように連携、情報の共有を図る必要があると考える。

オ．交付金の個人配分について

広島県のホームページにおいて、中山間地域等直接支払制度の概要について「中山間地域等直接支払制度とは、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年間以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して、交付金を交付する制度です。交付金の対象となるには、地域や実施する活動などについて一定の基準を満たすことが必要です。」としている。一見、農業者が受給できる交付金と思われるが、市町から集落代表者に交付されたのちに、個人への配分割合が低い又はまったく個人への配分が行われていない集落が多数見受けられる。

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（最終改正 平成26年4月1日）の第7-1で「(4)市町村は、条件不利地における農業者等への適切な格差是正のため、交付金の交付額のおおむね1/2以上を個人配分に充てることが原則であること、なお、交付金の使途は協定参加者の合意により決定されることから、これまでと同様に地域の状況に応じた交付金の活用が可能であることについて指導する。」としている

広島県の共同取組活動への配分は56.5%（平成26年度）であり、状況を次頁の他の都道府県との比較で見ると、中四国平均の50.3%、全国平均の53.0%よりも高いものとなっている。また、広島県において共同取組活動への配分が50%以上の集落数は1,171であり、集落協定数1,574に対する割合で見ると74.3%となっている。また、共同取組活動への配分が100%（すなわち個人への配分がない）の集落数は205（協定集落数に対する割合13%）であり、絶対数で見ても割合で見ても他都道府県比較で多いものとなっている。

次頁の表においても示されているように、平成25年度から平成26年度にかけて各都道府県の状況及び全国平均で見ても共同取組活動への配分割合は減少している傾向にあるものといえる。

都道府県別の共同取組活動への配分割合

都道府県	共同取組活動への配分割合		共同取組活動への配分割合別集落協定数						
	平成26年度	平成25年度	計	0%	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%
北海道	58.1%	58.3%	366	-	7	65	254	19	21
青森県	50.8%	51.2%	589	6	6	110	434	16	17
岩手県	48.3%	52.2%	1,155	7	75	262	711	36	64
宮城県	58.3%	59.0%	223	-	-	16	188	9	10
秋田県	45.4%	50.4%	623	19	69	160	355	2	18
山形県	60.2%	62.0%	518	7	10	66	315	64	56
福島県	52.9%	53.6%	1,234	4	41	186	851	14	138
東北	51.1%	53.7%	4,342	43	201	800	2,854	141	303
茨城県	56.2%	56.6%	123	1	2	21	86	3	10
栃木県	54.8%	54.9%	225	1	-	12	189	13	10
群馬県	53.7%	54.3%	226	1	14	41	141	2	27
埼玉県	58.7%	58.7%	74	-	13	13	25	2	21
千葉県	57.4%	57.6%	148	-	6	19	85	12	26
東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川県	100.0%	100.0%	14	-	-	-	-	-	14
山梨県	49.3%	48.0%	353	19	80	58	149	2	45
長野県	57.1%	57.6%	1,146	8	27	221	763	31	96
静岡県	70.9%	70.8%	367	10	10	30	169	6	142
関東	57.0%	57.1%	2,676	40	152	415	1,607	71	391
新潟県	48.0%	48.9%	949	7	59	242	566	13	62
富山県	64.5%	64.1%	327	1	6	31	185	34	70
石川県	61.6%	62.0%	494	5	13	40	321	24	91
福井県	57.7%	58.3%	298	6	13	26	189	12	52
北陸	53.1%	53.7%	2,068	19	91	339	1,261	83	275
岐阜県	58.8%	58.9%	895	6	22	122	497	34	214
愛知県	50.3%	51.3%	338	10	36	57	181	5	49
三重県	61.4%	62.3%	230	16	13	22	126	7	46
東海	58.0%	58.3%	1,463	32	71	201	804	46	309
滋賀県	69.5%	71.9%	137	3	2	17	42	14	59
京都府	69.9%	70.1%	510	1	10	49	204	37	209
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	45.9%	51.0%	570	134	42	51	246	18	79
奈良県	52.5%	53.8%	320	20	13	62	168	4	53
和歌山県	34.6%	35.3%	650	44	137	219	224	2	24
近畿	48.6%	50.5%	2,187	202	204	398	884	75	424
鳥取県	44.0%	47.3%	678	23	64	249	290	9	43
島根県	59.7%	59.8%	1,288	16	61	156	802	80	173
岡山県	44.3%	46.4%	1,383	47	118	415	737	25	41
広島県	56.5%	58.9%	1,574	20	80	303	882	84	205
山口県	56.4%	56.3%	849	-	11	91	634	40	73
徳島県	38.3%	39.2%	545	58	129	109	222	3	24
香川県	34.2%	39.2%	464	76	88	133	136	5	26
愛媛県	46.1%	48.0%	970	27	96	352	463	3	29
高知県	43.2%	43.8%	761	56	202	164	227	13	99
中国四国	50.3%	52.0%	8,512	323	849	1,972	4,393	262	713
福岡県	49.5%	51.4%	636	24	20	126	411	8	47
佐賀県	48.3%	49.6%	542	3	23	164	331	3	18
長崎県	49.3%	50.0%	991	25	70	324	514	14	44
熊本県	56.2%	56.4%	1,396	5	12	257	906	31	185
大分県	53.5%	54.4%	1,175	2	22	203	787	38	123
宮崎県	51.7%	52.6%	439	3	19	190	194	8	25
鹿児島県	59.2%	58.8%	767	-	4	85	517	29	132
九州	52.9%	53.6%	5,946	62	170	1,349	3,660	131	574
沖縄県	79.7%	79.7%	10	-	-	-	1	-	9
都府県	52.1%	53.5%	27,204	721	1,738	5,474	15,464	809	2,998
全国	53.0%	54.2%	27,570	721	1,745	5,539	15,718	828	3,019

(農林水産省HP「平成26年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況」)

(意見)

集落ぐるみで農地を維持していくという観点はあるが、最終的に耕作地を維持していくのは農業者個人であり、交付金の用途については、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用に基づき、効果的な配分となるよう、すなわち耕

作放棄地の発生を防止するという観点から、農業者のインセンティブが働くように制度の動向を受けて、適正に指導していくことが望まれる。

カ. 中山間地域等直接支払推進交付金における市町別の単価比較

中山間地域等直接支払推進交付金実施要領において、「都道府県は、第3（推進交付金の助成対象となる事業）に掲げる事業を実施するに当たっては、当該事業が相互に有機的な関連をもって効率的に行われるよう努めるものとする。また、都道府県は、第3の2（市町村が行う、推進等及び確認事務）に掲げる事業を実施する市町村に対し、事業の実施水準の整合性を保ちつつ、これらが効率的に実施されるように配慮するものとする。」（第8 その他 第1項）と規定している。

平成26年度の市町からの農村整備関係事業報告書（以下、実績報告書）の（別表）に掲げられている推進事務費、確認事務費及び交付事務費を一覧表にして比較して見ると、市町別に1件当たりの単価にかなりのばらつきがある。各地域農林事務所において、中山間地域等直接支払事業額の確定検査に係るチェックリスト等を用いて、確定検査を行っているが、当該チェックリストには推進事業費の妥当性に関する項目は見受けられなかった。

（単位：円、件）

市町名	推進事務費	確認事務	交付事務	合計	審査件数	1件当り費用
広島市	533,656	173,338	14,006	721,000	45	16,022
廿日市市	85,072	85,072	11,000	181,144	26	6,967
安芸高田市	802,000	848,000	229,000	1,879,000	209	8,990
安芸太田町	0	30,888	21,384	52,272	52	1,005
北広島町	574,145	2,278,517	504,009	3,356,671	161	20,849
呉市	0	210,251	0	210,251	15	14,017
江田島市	51,840	43,644	10,584	106,068	9	11,785
竹原市	122,164	77,836	0	200,000	11	18,182
東広島市	425,449	739,663	282,170	1,447,282	120	12,061
大崎上島町	0	136,080	0	136,080	13	10,468
福山市	0	0	0	0	-	-
府中市	0	698,352	101,648	800,000	34	23,529
神石高原町	1,641,600	80,000	78,400	1,800,000	110	16,364
三原市	170,783	2,036,935	0	2,207,718	106	20,828
尾道市	6,600	75,400	0	82,000	16	5,125
世羅町	0	626,000	0	626,000	123	5,089
三次市	940,800	1,176,000	1,785,142	3,901,942	276	14,137
庄原市	806,982	1,668,315	2,149,487	4,624,784	352	13,139
市町計	6,161,091	10,984,291	5,186,830	22,332,212	1,678	13,309

【指摘】

次頁に添付した別表は、市町からの実績報告書に添付されるものであり、この書式に従うと注に記載されているように件数を記載して、単価を算出するものとなっている。件数については確認事務、交付事務については実績報告書の3、4の項目に記載されているため単価は容易に算出でき、上記の第8の1が求めている効率性は別表を適切に記載することで検証できるようになっている。しかしながら、ほとんどの市町からの実績報告書の別表には、例えば「9件」と記載すべき事務量を「一式」として適切な記載を行っていないために結果的に適切な単価が記載されていないものとなっているが、広島県はこの点に関して十分な指導を行っていない。

3 確認計画（実績）

(1) 書類審査計画（実績）

	審査件数	備考
集落協定	9	
個別協定		
計	9	

(2) 現地確認計画（実績）

確認の時期	確認体制	備考
9月末	職員1班体制により各地域を確認	

注：1 確認の時期は、「〇月末」等と記入する。

2 確認体制は、「職員5班体制により各地域を分担して確認」等と記入する。

4 交付計画（実績）

支払計画（実績）

支払先	交付対象面積	交付額	備考
9件	26.5ha	2,992,823円	

この場合においては、上記の3(1)、4に記載されている「9件」を事業量の欄に記載すべき

(別表)

交付金実施計画（実績）概要

事業実施主体	事業名	事業の内容	事業量	単価	推進事業費	負担区分			備考
						中山間地域等直接支払推進交付金	都道府県費	市町費	
江田島市	市町村推進事業	推進事務	一式	51,840	51,840	50,000		1,840	
		確認事務	一式	43,644	43,644	40,000		3,644	
		交付事務	一式	10,584	10,584	10,000		584	
		計			106,068	100,000		6,068	

注：1 事業名は「市町推進事業」と記入する。

2 事業量には回数、件数、部数、人数等を記入する。

3 事業の内容は、推進事務、確認事務、交付事務に分け、事業費及び負担区分もそれぞれについて記入する。

(2) 農業・農村多面的機能支払事業

ア. 予算及び執行額

(単位：千円)

事業区分	当初予算額	補正後予算	執行額
農地維持支払 農地・水路等の保全管理	194,799	239,173	238,425
資源向上支払（共同活動） 農道・水路等の簡易補修 植栽による景観形成等	148,113		
資源向上支払（長寿命化） 農地・水路等の補修、更新	33,996		
県・市町推進費	23,000		
合計	399,908		

(当初予算の節別内訳)

(単位：千円)

歳出		歳入（財源）	
旅費	500	国庫支出金	23,000
需用費	226	一般財源	376,908
使用料及び賃借料	83		
負担金、補助及び交付金	399,099		
合計	399,908	合計	399,908

イ. 背景及び課題

農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受している。しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況にある。

ウ. 交付金の主な内容

① 農地維持支払

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援する。

事業実施主体：農業者等の組織する団体

補助率：定額

都府県の田：3,000円/10a等

② 資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動を支援する。

事業実施主体：農業者等の組織する団体

補助率：定額

都府県の田（地域資源の質的向上を図る共同活動）：2,400円/10a等

都府県の田（施設の長寿命化のための活動）：4,400円/10a等

交付単価		(国と地方公共団体の合計額)			
多面的機能支払		(単位：円/10a)			
都府県	①農地維持支払	②資源向上支払※1,2 (共同活動)	①と②に取り 組む場合	③資源向上支払 (長寿命化※3)	①、②及び③ に取り組む場 合※4
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑※5	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

※1：これまでの農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については、農地・水保全管理支払と同様75%単価が適用される。
 ※2：②の資源向上支払（共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要。
 ※3：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新。
 ※4：更に③の資源向上支払（長寿命化）に取り組む場合、単価は都府県・田の場合4,400円/10aが上乗せされる。①、②及び③を一緒に取り組む場合は、②の単価は、従来の農地・水保全管理支払と同様75%になり、都府県・田の場合、合計で9,200円/10aとなる。
 ※5：畑には樹園地を含む。

(出典：農林水産省HP「日本型直接支払制度」)

エ. 広島県における交付金の実施状況の評価体制

多面的機能支払交付金実施要綱 第3 実施体制 2 地方公共団体の役割
 (1)において「都道府県知事は、本交付金による地域の取組を効果的に推進するために、多面的機能支払の実施に関する基本方針を策定するとともに、都道府県、市町村のほか、地域の実情に応じ、農業者団体、非営利団体等から構成される推進体制を構築する。」としている。

これを受けて、広島県では「多面的機能支払の実施に関する基本方針」を策定しており、5(2)①において、「本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運用する。」と定めている。

第三者委員会である平成27年6月10日に開催された広島県農業関係施策会議の議事録を通査したところ、事務局から冒頭に交付金について、平成26年度、平成27年度の取組面積、交付額に対する公益的機能の評価額の割合を説明している。意見交換として、委員から、「活動が適正になされているかということは、どのようにモニターされているのか」と質問されている。これに対して事務局から「これは市町の職員が中心になって活動組織に出向き活動記録などを基に活動しているかどうか確認している。」と回答があった。ただし、議事録を見る限りでは市町における活動の確認状況の詳細報告がなされていない。

また、同会議において提出された資料を提出依頼して査閲したところ、多面的機能支払交付金に関する資料は以下のとおり(資料名には内容がつかみやすいような呼称を付した)であるが、農業者等の組織する団体(活動組織)における支出実績の報告が見受けられない。

- ①農林水産省作成の日本型直接支払制度の概要説明書
- ②アクションプログラムの関連箇所(平成27年度以降の対応方針を記載)
- ③農林水産省から出されている日本型直接支払の平成27年度予算の概要
- ④広島県農林水産局作成の農業・農村多面的機能支払事業の平成27年度予算概要資料
- ⑤平成26年度 多面的機能発揮促進事業 中国四国農政局長優秀賞受賞組織の概要
- ⑥広島県東広島市西条町『洗足池水利組合』の活動内容の紹介
- ⑦農業維持対象面積に対する協定面積のカバー率推移表(及びグラフ)
- ⑧資源向上支払の対象組織数及び交付面積の8年間の推移表
- ⑨市町ごとの共同活動組織数及び協定面積の8年間の推移表及び平成27年

度要望量

⑩日本型直接支払交付金の推進イメージ（棒グラフ）

⑪農林水産省から出されている平成 27 年度多面的機能支払交付金のあらまし

（意見）

当該交付金は日本型直接支払制度の一環と位置付けられているが、最終的に誰にどういったかたちで当該交付金が渡っているのかわかりにくいものとなっている。

広島県では「多面的機能支払の実施に関する基本方針」を策定して第三者委員会で実施状況を評価するとしているのであれば、上記の資料に加えて、果たして最終的に誰に交付金が行き渡っているか、どういう使われ方をしているのかという実績に関する情報提供を行ない、実施状況を評価していくことが望まれる。また、加えて、市町での活動の確認状況についても報告していくことが望まれる。

（3）集落で取り組む鳥獣被害対策確立事業

ア．予算及び決算額

（単位：千円）

事業区分	当初予算額	補正後予算	執行額
集落ぐるみで取り組む鳥獣被害対策の実施	12,778	142,917	141,918
指導者の育成	5,450		
推進体制の充実・強化	2,401		
鳥獣被害防止対策の実施支援【推進事業】	22,269		
鳥獣被害防止対策の実施支援【整備事業】	117,039		
合計	159,937		

（当初予算の節別内訳）

（単位：千円）

歳出		歳入（財源）	
報償費	1,504	国庫支出金	141,526
旅費	2,261	一般財源	18,411
需用費	2,887		
役務費	194		
委託料	3,994		
使用料及び賃借料	821		
負担金、補助及び交付金	148,276		
合計	159,937	合計	159,937

イ．事業の概要

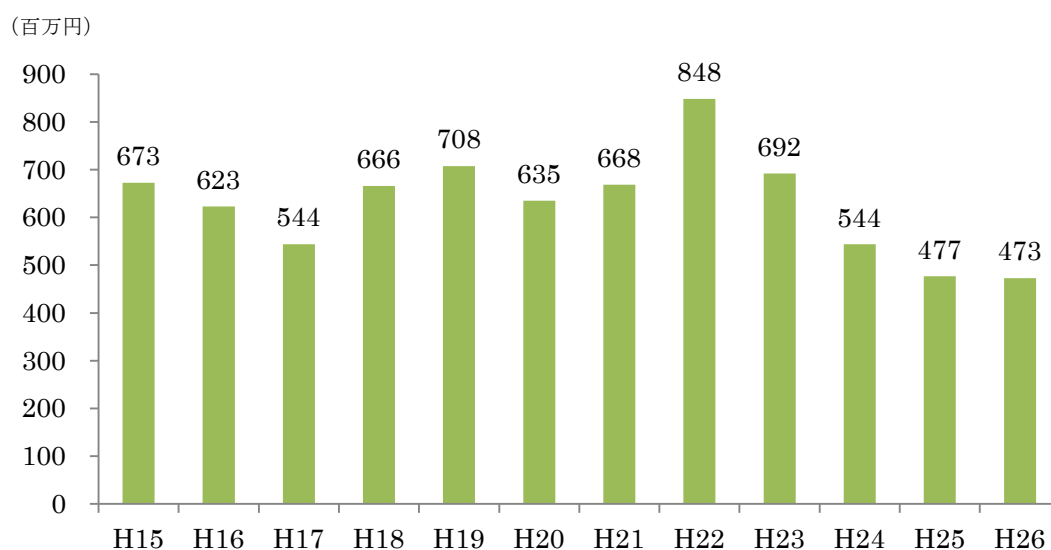
集落ぐるみの「環境改善」、「侵入防止」、「捕獲」の取組による総合的な鳥獣被害防止対策を推進するため、「鳥獣被害対策モデル集落」を設置して、有効性を実証するとともに、鳥獣被害対策を指導する指導者の確保、育成を図り、併せて集落点検に基づく捕獲罠の設置及び被害防止施設の整備を行うことを目的として、以下の事業を実施している。

集落ぐるみで取り組む鳥獣被害対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> モデル集落を県内に6か所設置し、集落ぐるみの取組が効果的に進むように、更に他集落へ効果が波及するような取組を進める。 <p>（事業主体）市町協議会</p>
---------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害対策スペシャリスト（外部専門家）による実地指導を行う。 （事業主体）広島県
指導者等の育成	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害対策の専門家であるスペシャリストを配置し、研修を行い、鳥獣害対策アドバイザー（市町・農業協同組合等）、集落リーダー（集落法人等）等を育成する。 （事業主体）広島県（一部委託）
推進体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> 広島県野生鳥獣被害対策会議（年2回）、地域野生鳥獣対策会議（年4回）、地域広域連携協議会（年4回）等を通じて、行政、農業団体等関係機関の連携・情報共有を図る。 （事業主体）広島県
鳥獣被害防止対策の実施支援	<ul style="list-style-type: none"> 推進事業として、箱なわ設置、緩衝帯設置、意識啓発研修会等の実施を支援する （事業主体）市町協議会 整備事業として、侵入防止柵の設置を進める （事業主体）市町協議会、市町等

広島県の捕獲頭数と被害額の推移を見ると、平成22年度をピークに減少傾向にはあり、一部取組の成果が見受けられる状況にはある。

広島県の鳥獣被害額の推移



(農林水産省「全国の野生鳥獣被害による農作物被害状況について」)

ウ. 研修実施後のアンケートの実施について

指導者等の育成のための取組みとして、平成 26 年度においては以下の研修を実施している。

鳥獣被害対策アドバイザー養成講座	実施主体：広島県 開催日：(南部) 7/1～3/9 (6回) (北部) 6/3～10/6 (4回)
鳥獣被害対策集落リーダー養成講座	実施主体：広島県 開催日：(西部) 7/29, 10/27 (東部) 会場①6/20, 7/3 会場②6/26, 7/25 (北部) 7/22, 8/1, 10/24, 11/5
射撃等訓練	実施主体：一般社団法人広島県猟友会 (委託契約) 開催時期：6/15～3/14 回数：13回 内容：射撃実習 (ライフル、スラグ、散弾) 参加人数：406人
捕獲隊リーダー研修	実施主体：一般社団法人広島県猟友会 (委託契約) 開催時期：10/12～3/15 回数：5回 内容：射撃実習 (散弾銃) 参加人数：94人
新規捕獲隊員育成研修	実施主体：一般社団法人広島県猟友会 (委託契約) 開催時期：9/7～11/2, 9/14～3/15 回数：29回 内容：射撃実習 (クレー射撃)、捕獲実習 参加人数：63人

(意見)

鳥獣被害対策アドバイザー養成講座及び鳥獣被害対策集落リーダー養成講座においては、受講者に対してアンケートを実施しているが、それ以外の講座については、特に実施していなかった。受講者の理解度とニーズを把握して、今後の取組に活用するためにも実施すべきであると考えます。

(4) 農村整備事業受託工事費



(広島県 HP より)

ア. 予算及び決算額

(単位：千円)

事業区分	当初予算額	補正後予算	執行額
農村整備事業受託工事費（三川ダム小水力発電導入）	161,372	403,430	105,903

※補正後予算と執行額の差額は平成 27 年度に繰越されている。

(当初予算の節別内訳)

(単位：千円)

歳出		歳入（財源）	
旅費	336	分担金及び負担金	161,372
需用費	557		
委託料	6,740		
使用料及び賃借料	51		
工事請負費	153,688		
合計	161,372	合計	161,372

イ. 事業概要

農業用水・上水道用水・工業用水を有する多目的ダムである三川ダムにおいて、小水力発電設備を建設導入による再生可能エネルギー活用及びダム維持管理費用の軽減を図るため、上水道用水・工業用水分の工事を受託し、施設管理者である広島県が小水力発電所の建設を実施するものとしている。

ウ. 事業計画概要書における収支計画

三川ダムにおける小水力発電導入にかかる事業計画概要書は平成 25 年 3 月 18 日開催の広島県農村整備事業等計画審査会における審査を経て策定されている。

事業計画概要書の第 5 章において、収支計画（20 年間）の概要が次のように示されている。

①計画の概要

項目	数値	備考
設計水量	1.60 m ³ /s	
有効落差	41.3 m	
最大出力	550 kW	
年間発電量	2,611 MWh	
年間売電価格	75,719 千円	29 円/kWh (税抜き)

※年間発電量 2,611MWh:原油換算 240KL/年、一般家庭約 620 世帯の年間電力使用量に相当。年間約 1,700t の CO₂ (※平成 23 年度中国電力(株)実排出係数により算定)削減効果が見込まれる。

②収支計画 (20 年間) の概要

(単位: 百万円)

発電事業収支【20 年間】			内訳		備考
収入	発電収入	1,514	75 百万円/年		2,611MWh /年 × 29 円/kWh × 20 年
支出	発電所建設費	619	実施設計費	27	H25
			建設費	592	H26、H27
	発電所維持管理費	390	維持管理費等	290	20 年間
			施設撤去費	100	20 年経過後
小計		1,009			
収益		505	/20 年 = 25 (単年収益)		

※県分 (29.4%) 福山市分 (64.72%) 府中市分 (5.88%)

※発電所建設費のうち県分については、国庫補助事業で実施予定

小水力発電施設完成予定の平成 28 年度以降 20 年間発電事業を実施した後、施設撤去費用を計上し、505 百万円の収益が見込まれるものと計画している。

発電収入は備考欄に記載のある算定式で計算されている。売電単価の 29 円/kWh は電力会社からの発電設備系統連携承諾日 (平成 25 年 11 月 6 日) と経済産業省による設備認定日 (平成 26 年 11 月 14 日) のうち、遅い時点における経済産業省公表単価で決定することとされており、単価については適正に見込んでいる。

ただし、年間発電量 2,611MWh は下記の算式で計算している。

$$\begin{array}{l} \text{最大出力} \\ 550\text{KW} \end{array} \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} \times \begin{array}{l} \text{魚切ダムの施設稼働率}^* \\ 0.542 \end{array} = 2,611\text{MWh}$$

エ. 計画と中間見通しの乖離

しかしながら、平成 25 年 11 月に電力会社から受領した発電設備系統連携承諾書において連系出力 (最大出力) は 460KW と記載されており、上記の想定から下方修正すべきものとなっている。また、その後、三川ダムでの独自の施設

*魚切ダムは、広島県広島市佐伯区五日市町大字上河内に多目的ダムとして建設したもので、洪水調節、既得取水の安定化、河川環境の保全、水道用水の供給並びに発電を目的とするなど、三川ダムと似ているため、事業計画策定において、広島県では発電量ひいては発電収入を計算においてこちらの施設稼働率を利用したということである。

稼働率は 0.53 と算定されている。よって、これらの数値をもって、本来下記の算式で発電収入を試算するべきであったと考えられる。

$$460\text{KW} \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} \times 0.53 \text{ (三川ダム見込施設稼働率)} = 2,136.688\text{MWh}$$

この前提で発電収入を試算すると下記のようになる。

$$2,135.688\text{MWh/年} \times 29 \text{ 円} \times 20 \text{ 年} = 1,239 \text{ 百万円 (四捨五入)}$$

こちらの発電収入をもって、上記の「②収支計画（20年間）の概要」を置き換えると 20 年間での収益は 505 百万円から 230 百万円に下方修正すべきものとなる。

上記のような試算値を農業基盤課に提示したところ、平成 26 年 3 月 3 日に試算値と同等の数値に基づき収益見込額を算定した情報を掲記して、県知事に三川ダム小水力発電施設の建設に着手する旨を報告しているという回答を受けた。

県知事に提出した報告書は事業の概要を簡潔に要約した 1 枚の報告書となっていて、事業計画概要書のように詳細が記載されているものではない。それゆえか、こちらの内容には収益見込額が、平成 25 年 3 月 18 日の広島県農村整備事業等計画審査会において審査された事業計画概要書から下方修正されている旨は記載されていない。また、収益見込（20 年間）については、事業計画概要書の算定方法により算出し直された額である 2 億 3 千万円に国庫補助金収入を加算して、約 3 億 2 千万円として報告している。

内部的には工事着手に至るまでに、このようなかたちで報告がなされているが、その間に事業計画概要書に関しては、変更・修正は行われていない。そのため、重要な指標数値となる収益（20 年間）に変更があったにもかかわらず、関係者の一部に対して内部説明が行われないうまま工事着手に至っている。

ただし、事業計画概要書の変更要件に関して現状規定されているものは、下記のとおりであり、収益状況については示されていない。

農山漁村地域整備交付金実施要領 別紙 8 第 3 3 (1)

事業計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とする。

ア 事業実施主体の変更

イ 事業計画区域の著しい変更

ウ 物価又は労賃の変動によるものを除く総事業費の 30% 以上の増減

(意見)

三川ダム小水力発電施設は売電収益をもって、ダム維持管理費用の軽減を図ることを目的に計画されているものである。すなわち、計画していた十分な収益が見込まれない場合は、将来的な諸々のリスクを加味して、事業の実施の可否が問われるものとなるべきである。このような計画の前提となる重要な指標数値の見直しが必要となった場合には、関係者に周知のうえ、事業の継続について適時に再検討されるべきである。

従って、当該事業をはじめとした諸々の事業において、現在規定されているような総事業費などの変更要件に加えて、事業がもたらすメリットなどに関する指標に変動があった場合についても、適時に事業計画を修正・見直しする仕組みを検討すべきである。

(5) 三川ダム管理費

ア. 予算及び決算額

(単位：千円)

事業区分	当初予算額	補正後予算	執行額
三川ダム管理費	19,276	19,276	18,908

(当初予算の節別内訳)

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
報酬	4,105	分担金及び負担金	12,899
共済費	1,217	諸収入	1,004
報償費	69	一般財源	5,373
旅費	576		
需用費	2,924		
役務費	582		
委託料	8,585		
使用料及び賃借料	505		
備品購入費	347		
負担金、補助及び交付金	366		
合計	19,276	合計	19,276

イ. 委託管理費

ダムは農林水産省、福山市、府中市の共有資産となっているが、管理協定書に基づき広島県が管理している。広島県においても取水放流設備点検業務を(株)豊国エンジニアリングに、管理設備点検業務を富士通ネットワークソリューションズ(株)に委託している(専門的な業務となるため)。

【指摘】

取水放流設備点検業務は平成26年度と平成27年度の複数年契約を行っているため、長期継続契約に該当する。長期継続契約は契約書及び入札公告において、次年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、広島県は解除することができる旨を記載しなければならないものと定めているが、公告している入札条件に当該記載が漏れている。

管理設備点検業務については平成26年度から平成28年度までの複数年契約になっているが、同様に入札時に公告している見積条件に上記の記載がなされていない。

委託に係る事務処理については、他部署において取扱っており、当該指摘内容については、関係当局と連携して注意をしていくべきものである。

ウ. 契約変更における協議記録の作成

管理設備点検業務は平成26年度において追加的に点検整備が必要になったため、委託変更契約を行い、業務委託料を6,804,000円から7,703,640円に変更している。

(意見)

変更契約締結に当たっては請負業者と発注者は書面で協議することがガイドラインにおいて求められている。

これは変更すべき内容、必要性等を明確にしたうえで、契約変更の合意、承認がされるが、協議した書面においては図面及び仕様書を「別紙のとおり」とし、協議理由を「点検整備費(修繕など)の追加」としているのみで、内容が

明確にわかるような記載になっていない。

【参考】ガイドラインより

9-1-2 [契約約款第24条] 請負代金額の変更

請負代金額の変更については、発注者・受注者協議。

協議開始日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め受注者に通知。

協議の開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知。

発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合、受注者は協議開始日を定め発注者に通知することができる。

受注者が増加費用を必要とした場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者・受注者協議。

9-3 [契約約款第30条] 契約金額の変更に代える設計図書の変更

請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別な理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。

設計図書の変更内容は、発注者・受注者協議して定める。

協議開始日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め受注者に通知。

協議の開始日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知。

発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始日を通知しない場合、受注者は協議開始日を定め発注者に通知することができる。

7. 「多様な森林の整備と保全」に関する事業

(1) 県営林事業費特別会計

ア. 予算及び決算額

(単位：千円)

事業区分	当初予算額	補正後予算	執行額
経営事業費（県営林木材生産事業）	499,572	892,723	866,751
経営事業費（職員給与費）	17,946		
経営事業費（県営林保育管理等事業）	134,776		
管理事業費（地方公共団体金融機構償還金）	133,236		
管理事業費（緑資源幹線林道賦課金）	5,698		
管理事業費（積立金）	2		
管理事業費（職員給与費）	8,973		
合計	800,203		

(当初予算の節別内訳)

(単位：千円)

歳出		歳入（財源）	
報酬	186	国庫負担金	183,394
給料	13,320	財産運用収入	1,403
職員手当等	8,671	財産売払収入	347,226
共済費	4,928	一般会計繰出金	266,777
旅費	869	繰越金	1
需用費	412	雑入	1,402
役務費	11,449		
委託料	616,414		
使用料及び賃借料	213		
負担金、補助及び交付金	5,698		
償還金、利子及び割引料	135,741		
積立金	2		
公課費	2,300		
合計	800,203	合計	800,203

イ. 事業の概要

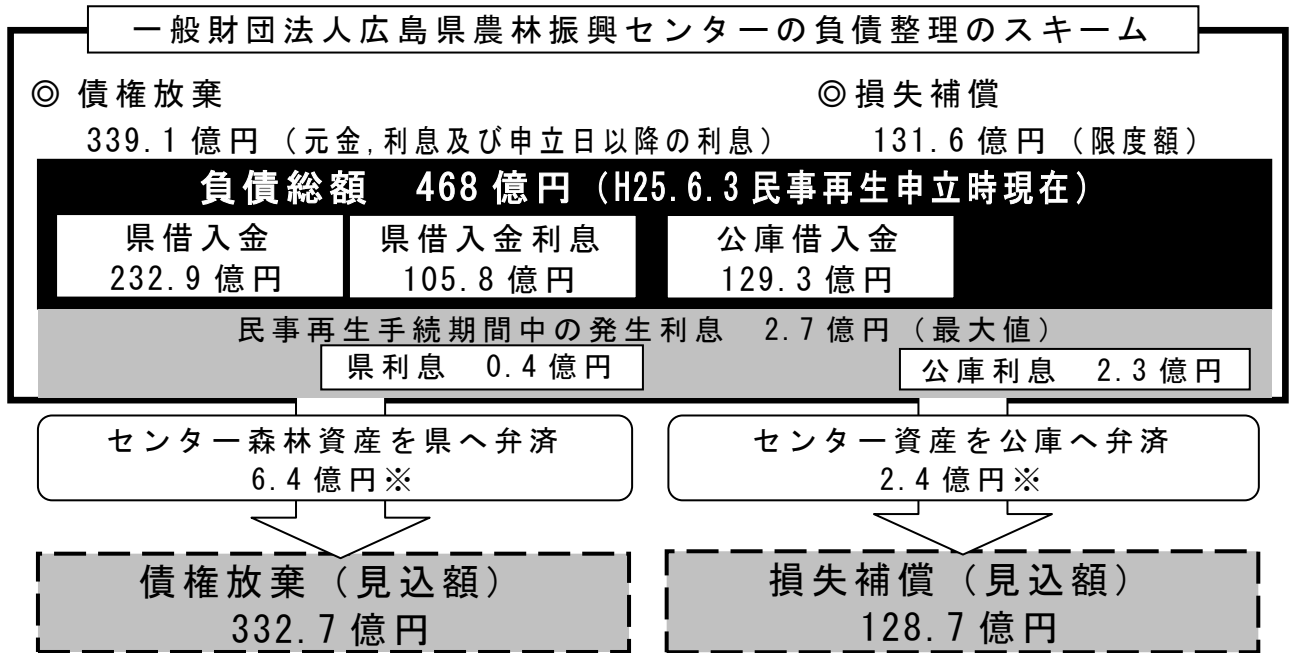
広島県では、昭和40年から、木材資源の確保、県土の保全及び山村地域における雇用の確保を目的として、財団法人広島県造林公社が設立され、公社造林事業として、土地所有者と分収林契約を締結し、植林や保育の経費を外部の借入金により賄い、将来の伐採収益により借入金を返済するというスキームで造林政策が推進されていた。

平成15年度には、同公社は財団法人広島県農林振興公社と統合され、財団法人広島県農林振興センター（平成25年度から一般財団法人に移行。以下「農林振興センター」という）が設立されたことから、同年度からは、農林振興センターにより上記造林事業の経営・管理が行われていた。しかし、木材価格の続落により累積債務が膨らみ、平成24年度に直近の木材価格をもとに長期収支見込を試算すると、農林振興センターでは、372億円もの借入金が返済できない見通しであることが判明する状況であった。

そのため、農林振興センターは、平成25年6月3日、広島地方裁判所に対し民事再生手続開始の申し立てを行い、同年10月24日付で認可決定を得た民事再生計画に基づき、広島県に対する債務は整理されるとともに、農林振興センターが所管していた造林事業も全て広島県に移管されることとなった。

上記民事再生計画による農林振興センターの負債整理及び造林事業の移管の仕組は、次図のとおりである。広島県は、農林振興センターに対する債権約332

億円を放棄する一方、農林振興センターの造林事業による森林資産約6億4千万円相当額の代物弁済を受ける内容となっており、これにより、造林事業が広島県に移管されている。



※ 最終的には再生計画において裁判所が認定。

（出典：県営林長期管理経営方針）

このような経緯を踏まえ、広島県では、県営林の管理経営に関する条例（平成25年広島県条例第46号）第3条1項により、県土の保全、県営林の公益的機能の発揮、木材の安定的な供給を目的とする「県営林長期管理経営方針」を策定し、この方針に従い、平成26年度から、従前から広島県が管理していた県営林と、同センターから引き継いだ造林を併せて管理経営を行うこととなっている。

実際の管理態様は、広島県と一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（以下「財団」という）との間で基本協定が締結され、これに基づき、広島県が同財団に対し、個別の業務委託契約を締結して県営林の管理、経営事業を委託し、その対価として委託料を支払うという内容である。本事業費は、このような委託料と管理経費を特別会計とし、長期間に渡る造林事業に必要な支出を行うものである。

ウ. 事業に関する支出内容の確認状況

広島県と財団との間の業務委託契約書では、同財団から提出された見積書記載の金額が委託料の限度額として特定されているが、最終的な委託料は、上記見積金額と財団による実支出額のいずれか低い方の金額と定められている（同契約書特約事項等第5条）。

この点、実支出額の確定については、年度末に実績報告書が提出されることとなっており（同契約特約事項等第4条）、この書面には、当該実績の裏付けとして、事業実績書、収支精算書、概算払精算書、検査調書の写しが添付されることとなっている。もっとも、支出の裏付けとなる証拠資料は添付されていないので、実際の確認方法としては、検査職員において、同財団事務所で関係書

類を確認した旨の検査調書を作成し、これをもって、支出の確認とする扱いとしている。

しかし、上記検査調書の中身を見ると、各事業費の支出について、「書類及び現地を確認したところ」などと極めて簡略な記載となっており、これでは、どのような書類を具体的に確認したのか不明であり、実支出額の裏付けの確認がどのように行われたか、検査調書からは分からなかった。

これについて、広島県担当者から聴取したところでは、実際に同財団事務所で会計資料や帳票類等を閲覧し、実支出を確認しているとのことであった。

【指摘】

広島県が事業費の実支出額を適正に確認したことを明らかにするため、広島県において適正な確認手続が取られているというのであれば、少なくとも、検査調書の記載内容として、担当者が閲覧、確認した関係書類はできる限り個別具体的に特定すべきである。

特に、本事業は、従前には巨額の損失を発生させた分収林事業に関する支出が主であり、その経営に関する県民の目は厳しいものと思われることから、本事業における収支の管理は、記録上も厳正になされるべきことは、広島県が重く認識しておくべき事項である。

(2) 緑化センター管理費

ア. 予算及び決算額

(単位：千円)

事業区分	当初予算額	補正後予算	執行額
緑化センター管理費	59,506	59,506	59,367

(当初予算の節別内訳)

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
旅費	9	一般財源	
需用費	8		59,506
委託料	56,975		
使用料及び賃借料	14		
工事請負費	2,500		
合計	59,506	合計	59,506

イ. 事業の概要

昭和55年9月に開園した「広島県緑化センター」と「広島県立広島緑化植物公園」の複合施設(以下、まとめて「緑化センター」という)は、平成17年度から指定管理者制度が導入されて指定管理者への5年間の業務委託が行われており、現在、3期目(平成23年度から平成27年度)の業務委託中である。

広島県と指定管理者との間では、広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園の管理に関する基本協定書(以下、「基本協定」という)、これに基づく年度別協定書が締結され、これらにより委託業務の内容が定められている。

本事業は、指定管理者が行う緑化センターの管理業務に対する管理費を支出するものである。



(平成 27 年 10 月撮影)

ウ．消耗品の管理状況

基本協定第 14 条 1 項によれば、広島県が指定管理者に支払う管理費用で指定管理者が購入した物品は、広島県の所有に属するものとされる。

ところで、広島県物品管理規則によれば、広島県の所有に属する動産で地方自治法 238 条 1 項所定の県有財産に属するもの以外の動産は、同規則上の「物品」とされ、同規則の適用を受ける（同規則第 2 条 1 号）。

この点、物品の分類は、同規則 3 条 1 項が定めているところ、取得価格が 10 万円以上のものは「備品」として広島県が一覧表を作成して管理されており、この点は、緑化センターで使用する備品についても適正な管理がなされていた。

他方、上記金額以下の消耗品に該当する物品については、同規則では、購入後直ちに消費する物品等の一部を除いて（同規則 44 条）、広島県の所有物として消耗品出納簿や消耗品使用簿による管理が求められている（同規則 42 条、43 条 1 項）。しかるに、広島県では、上記除外物品に該当するか否かを検討するまでもなく、同規則が求める上記管理方法が省略されていた。

ちなみに、平成 26 年度に指定管理者が購入した消耗品の総額は、合計 495,709 円であった。

（意見）

緑化センターの消耗品について、物品管理規則で定める管理方法を省略する根拠が不明である。現実的に、消耗品を完全に出納管理することは、円滑な指定管理業務を遂行する上で困難であるということであれば、あらかじめ規則等に定めるなどして、消耗品の管理方法を手当し、広島県物品管理規則との齟齬を解消すべきと考える。

(3) ひろしまの森づくり事業

ア. 予算及び決算額

(単位：千円)

事業区分	当初予算額	補正後予算	執行額
補助金事業	463,600	1,674,513	1,664,735
交付金事業	360,000		
県実施	18,049		
基金への積立	825,011		
合計	1,666,660		

(当初予算の節別内訳)

(単位：千円)

歳出		歳入（財源）	
共済費	309	財産収入	11
賃金	1,907	繰入金	841,501
旅費	229	諸収入	148
需用費	281	一般財源	825,000
役務費	126		
使用料及び賃借料	197		
負担金、補助及び交付金	838,600		
積立金	825,011		
合計	1,666,660	合計	1,666,660

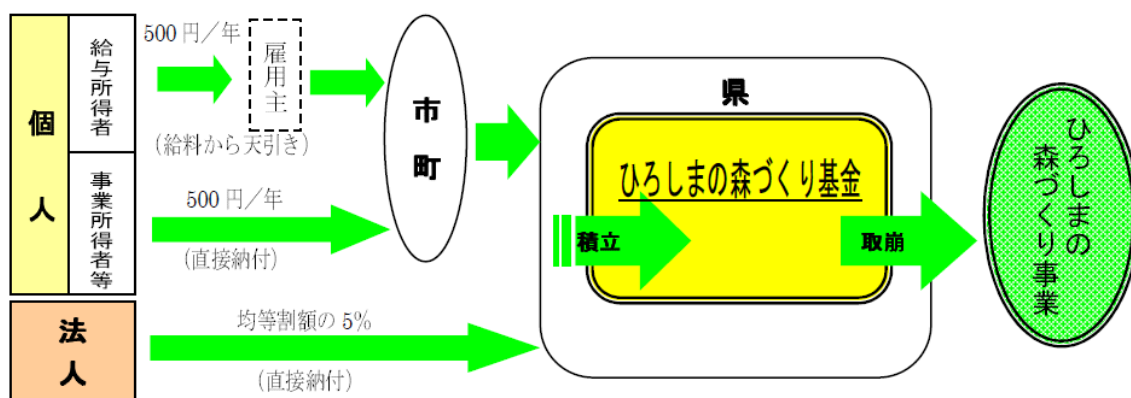
イ. 事業全体の概要

本事業は、県土の保全や水源かん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させ、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を進めるため、平成 19 年度から、「ひろしまの森づくり県民税」を財源として施策を行っている。

この県民税は、毎年度、「ひろしまの森づくり基金」に対し税収相当額が積み立てられ、この基金から必要となる額を取り崩して事業に充てるという管理が行われている（下表参照）。

上記県民税の根拠条例である「ひろしまの森づくり県民税条例」では、当初、平成 19 年度から平成 23 年度の 5 年間で課税期間とされていたが、その後、更に 5 年間延長され、平成 28 年度までの課税期間とされている。

【納税と運用管理の流れ】



(出典：広島県 HP)

本事業の区分は、下表のとおり、補助金事業（事業主体は市町等）、交付金事業（事業主体は市町）、県実施事業の 3 つに分かれており、人工林対策、里山林

対策、県民意識の醸成等の事業目的の達成を図るため、それぞれの事業につき個別のメニューが実施されている。

補助金事業及び交付金事業で実施される各メニューの詳細は本項目末尾の別表のとおりである。

(単位：千円)

区 分		事 業 内 容	事業主体	予算額
補助金事業	人工林対策	・手入れが十分されず放置され、緊急に整備を必要とする人工林の間伐等の実施	市町等	463,600
		・県産材を使用した住宅の新築に対する助成 ・公共建築物等の木質化に対する助成 (ひろしま林業ビジネスモデル実践プロジェクト) 等	民間企業等	
	里山林対策	・森林病害虫被害に対する防除対策の実施	市町	
交付金事業	里山林対策等	・手入れが不十分な里山林について、土砂災害防止、生物多様性の保全、鳥獣被害防止等を目的とした整備 ・住民団体やNPO等の自らの企画・立案・取組への支援 ・森林・林業体験活動の支援 ・県産材木製品の利用推進 等	市町等	250,000
	特認事業	・住民団体等による自主的・継続的な森林保全活動への支援 ・市町域を越えた広域交流による里山林整備 等	市町等	110,000
県実施事業	県民意識の醸成	・各種メディアを通じた広報 ・県民活動の活性化等による意識啓発 等	県	18,049
合 計				841,649

※ 基金積立を除く実質事業費

ウ．県産材木製品普及促進事業

① 事業の概要

交付金事業のうち県産材利用対策事業の1つである。事業主体は市町であり、交付金支給の対象となるのは、市町が「県産材を使用した木製品を導入する場合に要する経費」についてである。交付金を支給することにより、市町が公共施設に県産材を使用する木製品を導入することを促し、県産材の普及を図っている。

平成26年度に各市町が導入した県産材木製品の例としては、木製ベンチ、整理棚、生徒用の木製机・椅子、カウンター、折り畳みテーブル等があった。

② 県産材であることの確認状況

本事業は、県産材の木製品を導入する市町に当該木製品の費用を交付するものであるが、当該事業が完了したときは、各市町は、広島県に対し、①実施状況写真、②その他事業の実施状況が確認できる資料、③必要に応じて製品、施設等の概要がわかる資料（設計図書、カタログ、見積書等）を添付した実績報告書を提出することが求められている（ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱第8条1項、ひろしまの森づくり事業（交付金事業）実施要領第6）。

しかし、実際に各市町から提出されている添付資料を見ると、導入した木製品の材料が県産材であることを示す証明書、契約書、仕様書等が添付されているケースがある一方、これらの資料の添付がなく、広島県が受領する実績報告書及び添付資料からは、木製品の材料が県産材であることを確認できる資料がないケースも多く見受けられた。この結果、これらのケースでは、広島県において、県産材を使用した木製品であることを書面上確認できているとはいえない状況が存在していた。

【指摘】

本事業は、県産材の導入のための交付金支給であり、県産材の普及や需要の拡大を事業目的としているのであるから、木製品の材料が県産材であることは本事業の基礎である。従って、交付金を支給する広島県において、上記の実績報告書添付資料②または③に該当するものとして、各市町から県産材出荷証明書や産地証明書等の県産材を使用したことが確認できる資料を徴求すべきである。

エ. 県実施事業

① 事業内容

本事業は、県民に対する森林・林業の意識啓発・情報提供を行うことを目的とし、広報課と連携した各種メディアを通じた広報活動、県民活動の活発化等による意識啓発、事業実施に必要な県事務費のための必要な負担金の交付を行うものである。

平成26年度に実施された事業として、広告代理店から自由提案による企画コンペを実施し、メディア等を活用した各種広報活動の展開、県内で開催された森林関係イベント等の支援や県内各地のイベントに参加し、ひろしまの森づくり事業に関するPR活動の実施、県産材の利用促進を図るのぼり旗の設置、ホームページを活用した情報発信等が行われている。

		
街頭大型ビジョンでのPR	大型ショッピングモールでのPR	バス停等でのポスター掲示

(出典：広島県HP)

② 支出の特定状況

本事業の実施団体は、広島県に対し、負担金を申請する際に負担金交付申請書とともに事業計画書及び収支予算書（様式は任意）を提出し（ひろしまの森づくり事業負担金交付要綱第3条）、また、事業完了の際に、収支計算書及び概算払精算書を添付した実績報告書を提出しなければならない（同交付要綱第7条1項及び2項）。

このように、負担金の申請段階及び支出の完了段階において、実施団体における事業の収支状況を明らかにすることが求められているところである。

しかし、実際に広島県に提出された収支予算書または収支決算書を見ると、これらの書面には負担金交付額の総額15,000千円が記載されているだけであり、その具体的な内訳は記載されておらず、各支出項目はこれらの書面では分からなかった。

この点、広島県の担当者から事情を聴取したところ、実施団体から領収書等の帳票類を県庁に持参してもらい、担当者にて支出内容を確認しているので、広島県では、支出の内訳や内容は特定できており、その裏付けも確認し

ているとのことであった。

【指摘】

交付要綱が収支予算書や収支決算書の提出を求めている趣旨は、これらの書面によって広島県から実施団体に対し交付された負担金の支出を具体的に特定することにあるはずであるから、具体的な支出の内訳は、収支決算書等に明記するか、または、これが分かる資料を添付させるべきである。

別表

区分	事業名	事業内容	対象経費	補助（交付）率	
補助金	① 環境貢献林整備事業	手入れがなされず放置され、緊急に整備が必要な人工林について、森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐、被害木の伐倒整理等を行う。	市町が次の事業を行うのに要する経費及び次の事業を行うのに要する経費に対し市町が補助するのに要する経費 (1)人工林健全化 林内の下層植生を回復させるための伐採に要する経費 (2)針広混交林化 針広混交林等への天然更新を促す伐採に要する経費 (3)被害木の処理 被害木の伐倒及び整理に要する経費 (4)森林作業道の整備 森林管理のための森林作業道の開設及び補修に要する経費 (5)簡易な木製構造物の設置 土砂流出を防止するための簡易な木製構造物の設置に要する経費	定額 事業に要する経費と知事が別に定める標準経費のいずれか低い額から(1)及び(2)の実施面積に1万円を乗じた金額を減じた額	
			市町が行う森林の現況調査及び森林所有者の意向調査等に要する経費	定額	
	② 県産材消費拡大支援事業	支援 県産材住宅	県産材の利用拡大を図ることにより、森林所有者の森林整備への意欲を高め、健全な森林づくりを推進するため、県産材を使用した住宅の新築を支援する。	施主が行う県産材を使用した住宅の新築に要する経費	定額
		材利用推進 公共建築物等木	民間事業者等が整備する住宅以外の公共及び民間建築物への県産材の利用拡大を図るため、県産材を使用した建築物の木造・木質化を支援する。	民間事業者等が整備する住宅以外の公共及び民間建築物の木造・木質化に要する経費	定額
	業	③ 木質バイオマス等利用促進事業	未利用間伐材等の有効利用により、人工林の整備を促進するとともに低炭素循環型社会の構築に貢献するため、間伐材等のバイオマスエネルギーとしての利用を促進する。	発電及び燃焼に使用する木材チップ等の運搬に要する経費	定額
事業	④ 森林病害被害対策	森林病害虫のまん延を防止し、森林の公益的機能を維持するため、森林病害虫の防除対策を行う。	市町が次の事業を行うのに要する経費 (1)松くい虫防除 (2)カシノナガキクイムシ防除	1/2 以内	

区分	事業名	事業内容	対象経費	補助（交付）率
交付金	①里山林整備事業	手入れ不十分な農山村地域や都市近郊の里山林等について、生活環境及び自然景観の保全を図るため、土砂災害防止及び生物多様性の保全、鳥獣被害防止、自然とのふれあい等を目的とした森林整備を行う。	市町が次の事業を行うのに要する経費及び次の事業を行うのに要する経費に対し市町が補助するのに要する経費 (1)放置森林整備 手入れが不十分な森林の保全を図るための森林整備に要する経費 (2)松くい虫被害跡地等整備 松くい虫被害跡地及びナラ枯れ被害跡地において、里山の景観等の保全を図るための森林整備に要する経費 (3)竹林繁茂防止 拡大する竹林について、発生源対策や森林復旧のための整備に要する経費 (4)里山活用林整備 自然とふれあい、自然を体験できる身近な里山林について、景観保全及び野生生物生息環境の保全や利用促進を図るための整備に要する経費 (5)鳥獣被害防止バンプゾーン整備 有害鳥獣生息の場となっている里山林について、野生鳥獣による農作物被害を防止するための森林整備に要する経費	10/10 以内 （ただし、(1)の放置森林整備のうち人工林の交付率は、環境貢献林整備事業に準じる。）
	②里山保全活用支援事業	住民参加型の里山林の保全活用のための活動を促進するため、住民団体や NPO 等自らの企画・立案による取組みや企業による社会貢献活動を支援する。	市町が次の事業を行うのに要する経費及び次の事業を行うのに要する経費に対し市町が補助するのに要する経費 (1)里山林等の保全活用に関する住民団体や NPO、企業等の自らの企画・立案による取組みに要する経費	10/10 以内
	③森林・林業体験活動支援事業	森林・林業に対する理解と森づくりへの積極的な参加を図るため、森林の機能や林業について学ぶ森林・林業体験活動等を行う。	市町が次の事業を行うのに要する経費及び次の事業を行うのに要する経費に対し市町が補助するのに要する経費 (1)森林・林業体験活動や学習等の実施に要する経費	10/10 以内

区分	事業名	事業内容	対象経費	補助（交付）率
交付金	④ 県産材利用対策事業 及促進事業 県産材木製品普及	県産材の利用を推進するため、県産材を使用した木製品の公共施設への設置を行う。	市町が次の事業を行うのに要する経費及び次の事業を行うのに要する経費に対し市町が補助するのに要する経費 (1)県産材を使用した木製品を導入する場合に要する経費	10/10 以内
	推進事業 学校施設木質化	県産材の利用を推進するため、県産材を使用した学校等施設の木質化等を行う。	市町が次の事業を行うのに要する経費及び次の事業を行うのに要する経費に対し市町が補助するのに要する経費 (1)学校等施設の木質化や周辺施設の木質化に向けた整備等に要する経費	10/10 以内
	業 木質バイオマス普及支援事業	製材端材などを木質バイオマスエネルギーとして利用する施設等の普及を行う。	市町が次の事業を行うのに要する経費及び次の事業を行うのに要する経費に対し市町が補助するのに要する経費 (1)製材端材などを木質バイオマスエネルギーとして利用する木材乾燥施設、木質ペレット製造施設などの導入に要する経費 (2)木質バイオマスエネルギーの利用を推進するための普及啓発に要する経費	10/10 以内
⑤ 環境緑化支援事業	公共緑化	広く県民が利用する公共施設や公的空間（民有地であっても、外部から視認可能な位置にあり、一般県民の緑とのふれあいの機会の増進に資する場合を含む。）において、屋上緑化や壁面緑化及び敷地の緑化等を行う。	市町が次の事業を行うのに要する経費及び次の事業を行うのに要する経費に対し市町が補助するのに要する経費 (1)建築物の屋上緑化及び壁面緑化の工事に要する経費 (2)敷地内の緑化に要する経費 (3)道路や河川沿線の緑化に要する経費	10/10 以内
	緑化支援	住民団体等が行う緑化活動に対して支援を行う。	市町が次の事業を行うのに要する経費及び次の事業を行うのに要する経費に対し市町が補助するのに要する経費 (1)住民団体や NPO 等が行う緑化活動に要する経費 (2)地域住民が地域内全体で協働して行う地域緑化活動に要する経費	10/10 以内

区分	事業名	事業内容	対象経費	補助（交付）率	
交付金	⑥ 特認事業	地域資源保全活用事業	住民団体等が主体となつて、里山の保全や活用を目的とした計画（地域資源保全活用プラン）に基づき、継続的に行う森林整備等を支援する。	10/10 以内 （別に知事が認めた額以内）	
	事業	森林・林業体験活動支援	広域的な取組みを推進するため、市町域を超えて都市と山村の連携による森林の機能や林業について学ぶ森林・林業体験活動等に対して助成する。		市町が次の事業を行うのに要する経費及び次の事業を行うのに要する経費に対し市町が補助するのに要する経費 (1)住民団体等が作成する計画（地域資源保全活用プラン）に基づき行う森林整備等
	事業	県産材利用対策事業	県産材利用対策事業について、市町に対する交付金配分額（特認事業を除く。）では対応できない場合に助成する。		交付金事業の森林・林業体験活動支援事業に記載の対象経費のとおり
	その他	上記以外の事業で、特に必要と認められる事業	交付金事業の県産材利用対策事業に記載の対象経費のとおり		市町が次の事業を行うのに要する経費及び次の事業を行うのに要する経費に対し市町が補助するのに要する経費 (1)知事が特に必要と認めた事業で、その取組みに要する経費
	⑦ 事業推進費	市町が事業効果の検証と事業の透明性を確保するために設置する組織（協議会等）の運営や事業の推進等に要する経費			
⑧ 基金造成費	当該年度以降に実施を予定する交付金事業（ただし、特認事業を除く。）に充てることを目的として、市町が基金を造成する経費			10/10	

8. 農業技術大学校

(1) 概要

予算及び決算額

(単位：千円)

事業区分	当初予算額	補正後予算	執行額
農業技術大学校施設整備費	15,366	277,187	275,784
農業技術大学校管理運営費	38,220		
現業業務見直し対策事業	37,574		
農業技術大学校教育費	41,849		
給与事業費	145,837		
合計	278,846		

(当初予算の節別内訳)

(単位：千円)

歳出		歳入（財源）	
報酬	32,600	使用料及び手数料	8,434
給料	72,498	国庫支出金	10,500
職員手当等	46,646	財産収入	9,542
共済費	36,819	諸収入	12,994
賃金	613	一般財源	237,376
報償費	5,746		
旅費	2,522		
需用費	38,598		
役務費	2,591		
委託費	12,679		
使用料及び賃借料	12,531		
工事請負費	12,698		
備品購入費	2,048		
負担金、補助金及び交付金	154		
公課費	103		
合計	278,846	合計	278,846

県立農業技術大学校は、県内唯一の実践的な農業の担い手養成施設として運営している。

教育目標として「専門的な知識と技術、幅広い教養及び社会への適用力を、先端技術を取り入れた実践的な教育を通して養い、もって農業・農村社会に期待される中核的な担い手を育成する」と掲げていて、担い手の育成を目的としている。

また、農業技術大学校教育費の事業概要の説明において、「集落法人や農業参入企業への雇用就農者を増やすため、「大学校就農・就職促進会議」を定期開催し、農林水産局内での情報共有を積極的に行い、就農率の向上に努めている」としている。

教育課程

課程	専攻コース	修業年限	定員
園芸課程	野菜・花きコース	2年	40名／学年
	落葉果樹コース		
畜産課程	肉用牛コース		

[県立農業技術大学校本館建物]



[トマトの栽培]



[アスパラガスの栽培]



(2) 新規就農者の確保・育成に向けての取組

ア. 平成 26 年度における定員充足率及び卒業生の就農率の状況

平成 23 年度以前は定員 2 学年合わせて 100 名としていたが、定員が充足されず、平成 23 年度から定員 1 学年 40 名に変更している。平成 26 年 4 月 1 日現在で 2 学年合計の学生数は 59 名と減員後の定員に対する充足率においても 73.7%となっている。

平成 26 年度コース別学生数

平成 26 年 4 月 1 日現在
(単位：人)

課程	コース	定員	1 年	2 年	合計
園芸	野菜 花き	40 名程度/ 学年	24	(野菜専攻) 6	42
	(花き専攻) 12				
	落葉果樹		3	4	7
畜産	肉用牛		3	7	10
		計	30	29	59

入学者の男女別・県内県外別・充足率推移(入学時)

項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	10年平均
男性(人)	12	14	18	14	14	35	29	35	25	23	21.9
女性(人)	7	9	7	2	8	8	7	5	7	7	6.7
合計(人)	19	23	25	16	22	43	36	40	32	30	28.6
県内(人)	17	22	24	15	21	39	35	39	30	28	27
県外(人)	2	1	1	1	1	4	1	1	2	2	1.6
充足率(%)	38	46	50	32	44	86	90	100	80	75	64.1
女性比率(%)	36.8	39.1	28	12.5	36.4	18.6	19.4	12.5	21.9	23.3	23.4
農家出身数 [※]	4	14	13	7	11	21	18	16	18		12.2
農家比率(%) [※]	21.1	60.9	52	43.8	50	48.8	50	40	56.3	0	42.7

[※]親族に農業者をもつ者
 充足率(%)=入学者数/定員
 農家比率(%)=農家出身者数/入学者数
 ～定員50名 定員40名～

近年の入学者は、時系列で平成17年度から平成21年の入学者数と比較すると改善されてきているといえる。ただし、学生数は平成26年度4月1日現在で59名という状況において、費やされている予算は以下のとおりである。農業技術大学校費予算133,009千円(管理運営費38,220千円、教育費41,849千円、現業業務見直し対策事業費37,574千円、施設整備費15,336千円)、関係者の人件費である職員給与費145,837千円、合計すると278,846千円となる。平成26年4月1日現在の学生数でもって、1人当たりの育成に費やされる支出額は年間472万円となり、単純に在学年数の2年を乗じると945万円となる。(これに対して学生1人当たりから受け入れる授業料及び学生寮費(除く食事費用)は2年間で合計40万円であり、差し引きで905万円となる。ただ、平成26年度は施設整備費が多めになっているということであり、5年平均の事業費からの授業料等の差引額では約700万円となる。)

(意見)

育成のために1人当たり多額の予算が費やされている状況において、卒業生の就農率は平成26年度には6割を超えたが、平成25年度までは6割を下回る状況が続いている。チャレンジプランにおいて若い農業者の確保・育成を急務としていること、また農業技術大学校に入学する学生は当初から農業者になることを希望していたものと推測されることを鑑みると、引き続き、就農意欲を高めていくよう指導方法の継続的な工夫が望まれるのではないと思われる。

具体的な就農状況の人数で見ると、チャレンジプランで掲げている新規就農者数の目標値は200人とされている。これに対して、次の表の就農計の数値を見ると過去3年間では20人以下であり、農業技術大学校の卒業生からの新規就農者数の目標値に対する輩出は1割以下となっている。新規就農者の拡大に向けて、学生数の確保、就農率の向上は継続的な課題といえる。

平成 24 年度・平成 25 年度・平成 26 年度の就農及び就職状況

卒業年度		H24年度 (卒業)	H25年度 (卒業)	H26年度 (卒業)
就農・就職先				
卒業学生数(人)	(a)	30	35	28
農業関係内訳	農業自営	3	6	8
	農業法人等雇用就農	8	9	7
	研修(就農前提)	5	5	4
	就農計 (b)	16	20	19
	進学	-	-	-
	農業関連	8	7	4
	合計 (c)	24	27	23
一般企業等(人)		6	4	3
就農・就職未決定(人)		0	4	2
就農率 (%) (b/a)		53.3	57.1	67.9
農業関係従事者比率 (%) (c/a)		80	77.1	82.1
退学・留年		退学3、留年2	退学5、留年1	留年1

イ. 短期研修の実施状況

中国 5 県の農業大学校の短期研修の実施状況比較

広島県	農業機械士養成研修、大学校体験研修（下表参照）
岡山県	社会人就農研修
山口県	短期入門研修、作目基礎研修、集落営農法人研修、担い手養成研修（やまぐち就農支援塾と称して体験型の研修をホームページでPRしている）
島根県	しまねの農林業体験教員研修、島根県農業担い手育成研修、有機農業実践研修、野菜実践研修
鳥取県	先進農家実践研修、アグリチャレンジ研修、就農体験研修、農業機械研修、食農体験研修、国際農業交流研修

広島農業技術大学校が提供している研修の内容（現状）

		受講資格	日程	内容	定員	選考方法	受講料
農業機械士養成研修	大特1	18歳以上で普通自動車運転免許を有する方	6月23日 ～ 7月1日	農業機械（トラクタ）の日常点検，基本的な運転技術及び農作業安全に関する研修 大型特殊運転免許の取得も目指します（農耕用限定）。	1回あたり 13名	先着順	16,000円
	大特2		7月21日 ～ 7月29日				
	大特3		11月10日 ～ 11月18日				
	けん引1	10月13日 ～ 10月21日	農業機械（けん引）の基本的な運転技術に関する研修				
	けん引2	12月1日 ～ 12月9日		けん引免許の取得も目指します（農耕用限定）。			
大学校体験研修	生徒・児童・農業者 など	随時 (日程や内容 についてはご 相談くださ い。)	講義・実習・寮生活を体験し，農業に対する理解を深めるとともに，進路選択の参考にします。 中山間地域や集落法人などの課題解決のため，大学校の施設や講義を活用した研修を受講することができます。	-	希望者	-	

※農業機械士養成研修の運転免許試験受験には，受験料3,050円が必要です。

※宿泊，食事とも当校施設を利用できます。（別に料金が必要です。）

※研修日程（期間）中の土曜日，日曜日は休校です。

（出典：広島県 HP「県立農業技術大学校」）

農業技術課からの説明では、短期研修への取組と方向性は異なるが、広島県としては農業技術大学校以外の場所で集落法人集合研修（主として既存の農家向け）の開催、また農業技術大学校では社会人特別入試枠を設けているなどの取組を行っているということであった。

（意見）

中国地方の近隣県の農業大学校と比較してみると短期研修内容については、広島県は限定的といえる。この点からも現在のアクションプログラムで掲げている～経営力の高い担い手の育成と新規就農者の確保・育成～という目標に対して積極性に欠けるものと思われる。

前記のアでは、新規就農者数の目標値に対する農業技術大学校の卒業生の割合に言及したが、新規就農に至るルートは様々考えられるものであり、ニーズに合った知識・ノウハウ提供を短期間で、かつ機動的に行うためにも短期研修という手法は一定の効果はあるものとする。

また、新規就農希望者への研修は実践の場において行われるべきものであり、農業施設を保有している農業技術大学校の活用は、施設の稼働率の向上という面を含めて有効といえる。

ウ．国際農業交流センター建物の稼働状況

同建物は四川省の留学生プログラムのために平成5年4月に建設された延床面積 833 m²鉄筋コンクリート造りの2階建てであり、1階は研修室または会議室として、2階は主として宿泊施設として利用できるような構造となっている。しかしながら、留学生プログラムはすでに終了しており、現在では宿泊施設は農業技術指導所の新任者等研修のために年間15日、県内の高校生との合同での宿泊農業研修で延べ2日利用する程度であり、本来の目的としての稼働状況はかなり低いものとなっている（建物台帳においては農業交流センターという名称となっている）。

[国際農業交流センター建物]



(意見)

2年間の修学を前提とした在学学生に限らず、幅広いニーズに合わせた講座をより積極的に開設するなどにより、国際農業交流センターなどの施設の利用率をより一層高めて行くべきである。

参考例ではあるが、先のイ.(129頁)に取り上げた中国他県例の他に次の(参考)のような内容、期間での研修の提供例を取り上げてみた。提供内容を全国的に効果的にPRしていくことで、短期間での技能習得を望む新規就農希望者などへの県内のニーズに応えることはもとより、都市圏などの県外からもより多くの参加者・入学者を惹きつけることで、県内に定着するような経営力の高い担い手の育成を図るための重要な機能を果たしていくことができるのではないかと考える。

また、こういった短期研修受講者が、意欲的かつスピーディに就農していく姿勢を目の当たりにすることで、在学学生が就農への意欲を刺激していく、また、相互フィードバックにより反対に在学学生が研修参加者を先導していくような積極性に富んだ環境づくりを期待する。

(参考)

広島県では6次産業化総合支援事業を推進しているが、他県農業大学校においてもバリューチェーン構築に向けた取組、ネットワーク型6次産業の取組などもみられる。以下には短期研修として他県で実施されているもの、奈良県のように大学校そのものとして設立するものを参考例として取り上げた。

これから、各県において、研修内容に関して模索し続けていくものと思われるが、新規就農希望者を惹きつけていくためには有効な取組と考えられる。

新潟県農業大学校

説明	農業法人等と合同で研修の実施
研修名	法人若手リーダー研修事業
目的	経営の多角化等により経営革新に取り組む農業法人等の所得向上を図るため、農業法人等において6次産業化の取組の中核となる若手リーダーを対象に、農業ビジネス塾を開設し、経営体の継続的な発展を支援する。
内容	・講座制:講義、演習、グループディスカッション等 ・実施研修:他業種派遣研修、県内農業法人研修 訪問研修
対象者	農業法人等の若手リーダー 10名程度 (法人内で6次産業化に取り組む50歳未満の役員、理事等)

なら食と農の魅力創造国際大学校

説明	農業大学校において新規学部を新設
事業内容	奈良県農業大学校を改編し、平成28年度に「なら食と農の魅力創造国際大学校」(NARA Agriculture & Food International College [通称:NAFIC(ナフィック)])を桜井市に開設。 農業の担い手を養成する「アグリマネジメント学科」に加えて、農業に関する知識を持ち、世界に通用する優れた料理人の養成を目指す「フードクリエイティブ学科」を新設。ゆったりとおいしい料理を楽しめる宿泊付きのレストラン(オーベルジュ)を併設し、実践研修を行う。

コンセプト	<p>農場から食卓までのつながりを深め安心と信頼のある未来を築く人材の育成が大切であると考えます。</p> <p>なら食と農の魅力創造国際大学校では、これまでにない実学教育で、生産・調理・加工・流通などを担う次世代の「食」と「農」のトップランナーを育成します。</p>
-------	--

徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校

説明	農業大学校の学生による模擬会社の設立
設立目的	<p>農業大学校は農業に関する基礎から専門にわたる講義、実習及びプロジェクト学習等、農業に関する実践的な教育を行っています。</p> <p>このような農業大学校の教育の特色と機能を生かし、学生の“経営力”を向上させることにより、将来的に6次産業化を担う人材を育成する実践的な学習手法として、平成22年10月25日、模擬会社「徳島農大そらそうじゃ」を設立しました。社名の「そらそうじゃ」は“同意と共感”を表し、経営理念の根幹に位置づけています。また、経営理念と事業内容を次の通り定め、定款に記載しています。</p>
経営理念	<p>定款第2条</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、私達は、若い力で地域社会の人々と同意と共感しあいながら豊かさを求める会社を目指します。 一、新技術の改良・開発に取り組むことで、地域社会と農家の皆様に貢献します。 一、徳島の隠れた資源を活用することで、地域の活力を呼び起こします。 一、消費者と生産者が共につくる、新しいアグリビジネスを創造します。 一、徳島の農業の発展に寄与する人材となるよう、自らを高めます。
事業内容	<p>定款第3条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業大学校、各研究所で生産された農畜産物の販売及びその加工。 2 農業大学校、各研究所で開発された新技術や商品の流通企画、生産者等からの依頼による実証展示などの請負。 3 当社の主旨に賛同される生産者、組合、商工関係者からの生産物等を原材料とした商品開発加工。 4 農業大学校の生産施設や教育機能を活用した農作業・収穫体験サービス。 5 前各号に附帯する一切の業務。

(3) 指導内容の開示方法

およそ3年前まで温州みかん等かんきつ類圃場として、700平米の土地を借り受けしていたが、すでに持ち主に返還していて、柑橘類の教育施設はなく、また実習としても広島農業技術大学校においては行われていない。農業技術大学校においてヒアリングをしたところでは、広島県下では広島県果実農業協同組合が運営する広島県果樹農業振興対策センターにおいてレモンをはじめとした研修農園を整備しているということである。

(意見)

運営主体が異なるためか、ホームページ及び学校案内にはレモン等の柑橘類の実習などの扱いが明瞭に示されておらず、広島県が推奨するレモンの栽培に就農希望者が関心を持ったとしても一見してわかりにくいものとなっている。指導内容の開示及びリンクなどの参照方法を一考されたい。

(4) ハウス施設新設の工事費

平成26年度において、施設内のテニスコート上にビニールハウス施設を入札により、取得している。平成26年10月31日付の工事契約締結に関する伺い書の添付書類、2. 契約の相手方決定の理由において「一般競争入札の結果、入札参加者は1者で、これが予定価格を下回り、調査基準価格を上回ったため、落札候補者として決定した」とある。(同ハウスに関する建設工事請負契約書も平成26年10月31日付で契約している。)

しかしながら、平成26年12月11日付の建設工事変更請負契約書により、請負工事代金が10,860,000円(税抜)から11,754,168円(税抜)に増額になっている。この点に関して、平成26年12月2日付の「農業技術大学校ハウス施設新設工事に係る工事内容の変更及びこれに伴う設計金額の変更について」の伺い書に添付した工事内容変更通知書において変更理由として、「排液タンクにためる排液について、当初はこれをロータリータンクに入れ替え、芝生への散布を予定していたが、これについてより有効に活用することをめざし、露地圃場の灌液に利用する。このため、排液タンクから露地圃場のチューブへホースを接続し、灌液が行えるよう上記の工事を追加する。」と記載している。

契約からわずか1か月間での工事内容の変更であり、なぜ、当初の入札時に変更契約の給水設備設置を織り込まなかったのかという疑問が残る。

また、排液の有効利用の趣旨は理解しうるところであるが、広島県が工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドラインで示している設計変更及び契約変更の基本原則「工事の施工は、設計図書に基づいて施工すべきであるが、やむを得ず当初設計に差異を生じた場合に設計変更及び契約変更を行う。」としている「やむを得ず当初設計に差異が生じた」という範疇で考えることは難しいものと考えられる。

一連の契約について事後的に見ると、落札価格は10,860,000円(税抜)であったが、結果として変更後契約額は11,754,168円(税抜)であり、入札時予定価格11,287,000円を超えるものとなっている。

また、変更後設計金額は税込では12,694,501円であり、当該工事請負費の予算であった12,698,000円に近似値になっている。現地に視察に行ったところ、変更契約で追加された給水設備は有効に利用されていた。しかしながら、経費節減のため行政は様々な取組をしているなか、慎重に考えていく1例として取り上げるべきと考える。

【指摘】

公正な入札において経済性を追求しているものであり、落札により決定した価格が容易に変更されることは、当初から公正な入札を意図していたのかわからなくなるものである。必要な設備は当初より、設計として適切に見積もり、入念な計画を行うべきである。

また、同ガイドラインは当初の発注時点で予期しえなかった自然条件、施工条件が確認された場合の契約変更を主として意図しているものであり、上記のような追加的な工事を行う場合、契約変更としての取扱いについては、ガイドラインの基本原則に立ち返り慎重に判断する必要があるといえる。

(5) 固定資産台帳の整備

ア. 備品管理状況

備品については年に1回は台帳と現物との突合により現物実査を行っているということであった。しかしながら、台帳の明細を見ると、現在の農業大学校に移転（平成5年に現所在地の庄原市是松町に移転）以前の昭和の年代に取得した備品が少なからず掲載されており、移転以前に取得したと思われるものを任意に10件抽出して、往査日において現物の照合を行ったところ、現物が見当たらないものが散見された。

現物実査は各現場責任者からの報告に基づき実施しているということであったが、各備品と突合した証跡が残っていない。現場責任者立会いの下で上記のような現物の照合を行っても不明なものが散見される状況では、定期的に行われている台帳と現物の突合の実効性が疑わしいものと考えられる。

イ. 借受台帳（土地）の更新

往査日において、瀬戸田町のみかん園が借受台帳に記載されていて、利用状況をヒアリングしたところ、平成24年に解約済みということであった。解約と同時に台帳は更新されるべきであるが、適時に台帳の更新がなされていなかった。

【指摘】

固定資産台帳は今後、導入が予定されている統一基準に基づき財務書類を作成するために喫緊に整備が求められているものである。定期的な現物との突合などによる確認を組織的な対応として正確に実施していくべきである。また、契約の解約、現物の廃棄にあたっては、適時に各台帳に反映していくように業務フローを構築していくべきである。

(6) リース資産

ア. 再リース契約

現在、農業技術大学校でリース契約となっている明細を見たところ、下記の3件は明細上で取得日と借受日が異なるため、再リース契約と考えられる。

リース一覧にある乾式複写機は他部署において、一括して契約している。リース一覧においては区分掲記されているが、ファクシミリは乾式複写機に付随するファクシミリユニットとして大学校で契約手続を行っている。乾式複写機はカウンターなどの使用量に基づいて支払いをしているものであり、ファクシミリについても、乾式複写機に付加したものであるため、リース期間が満了したからといって、賃借料が減額されていないという説明を受けた。

リース一覧

備品番号	品名	取得金額	取得日	相手先名称	借受日	返却日	リース料
901251	冷蔵庫	918,000円	H20.5.1	芙蓉総合リース(株)	H27.5.1	H28.4.30	12,750円
1101238	乾式複写機	1,984,500円	H23.9.1	理研産業(株)	H26.9.1	H28.8.31	55,125円
1101397	ファクシミリ	151,200円	H23.9.1	理研産業(株)	H26.9.1	H28.8.31	4,200円

(意見)

リース契約期間が満了した時点において、一般的に購入した場合に支払うべき対価の総額はリース料として、当初リース期間に渡り支払済であり、再リー

スとした場合は、リース料は相当に減額して契約すべきものとなる。上記のケースのように期間満了後に減額されない取引については、リース契約明細に備考するなど、リース期間満了後に減額が漏れなくなされているか、また本当に減額されなくてよいものであるか容易に確認できる工夫も一考である。また、乾式複写機の複合機などについて製品特性及び契約形態は日進月歩であり、経済性を配慮したうえで、契約形態を常時検討していくことが望まれる。

イ. 再リース契約の手続

冷蔵庫の再リースにあたり、引き続き借り上げるための経費支出について伺い書は作成されているが、再リース契約に係る契約書が作成されていない。リース会社から送付されてきている〈リース期間満了に伴う契約手続のご案内〉において、「全物件について再リースされる場合御提出頂く書類はございません。リース期間満了日の翌日に下記再リース条件にて自動的に再リースされますので、後日お送りするご請求書あるいはお引落のご案内により、再リース料のお支払いをお願いします。全部または一部の物件について終了される場合2枚目の〈リース期間終了通知書〉を平成26年2月10日までにご返送ください」とあり、〈再リース契約手続完了通知書〉で「弊社からの「リース期間満了に伴う契約手続のご案内」に対しまして、リース終了のお申し出がございませんでしたので、本日、下記の内容にて再リースの手続きを完了させていただきました。」とした経緯をヒアリングした。

【指摘】

再リースといえども、賃借契約に基づき、経費支出を行っている以上、取引業者からの一方的な通知によるもののみでなく、その根拠となる契約書を作成すべきである。

(7) 事業費区分の再考

関連する職員給与以外に農業技術大学校費予算は管理運営費 38,220 千円、教育費 41,849 千円、現業業務見直し対策事業費 37,574 千円、施設整備費 15,366 千円と区分されているが、予算が細分化されることにより、使いづらくなるのみならず、農業技術大学校の運営にどれくらいかけられているか一見して分かりにくいものとなっている。特に現業業務見直し対策費は主として非常勤職員の人件費であり、内容としては前期と変わらないものであるが、継続して用いられている呼称であり、的確に状況を示しているものとなっていない。

(意見)

農業技術大学校が果たしている成果に対するコスト意識がより明確になるように農業技術大学校関連の事業費の取りまとめを再検討されたい。

9. 公共工事

(1) 公共工事を行っている主要な事業

事業名称	当初 予算額 (千円)	事業概要
山地治山事業費	1,828,470	荒廃山地の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防等により、山崩れ、土石流等の山地災害や洪水を防止、軽減し、これらの災害から人家、道路・学校等の公共施設、農地等を保護することを目的とした事業
現年発生災害農業施設復旧費	1,739,500	災害による被害を受けた農業施設の復旧を目的とした事業
広域営農団地農道整備事業費	799,707	広域営農団地における農道網の基幹となる農道の新設又は改良
森林居住環境整備事業費 林道 県営	728,300	木材搬出量の増加、木材市場へのアクセスを向上させるために林道を整備
県営ため池等整備事業費	699,090	下流への被害を防止するため、老朽化し危険となっているため池等を整備
育成林整備事業費 造林	548,147	水源かん養機能、山地災害防止機能の維持増進及び木材利など森林資源の循環利用を目的とした森林の造成
基幹農道整備事業費	495,306	基幹的な農道の整備を行うとともに、既設の農道の点検診断や更新整備、機能強化策を実施
県営ほ場整備事業費	464,431	ほ場の区画整理と合わせ、農道、用排水路、暗渠排水等を総合的に整備し、農地の集団化、大区画化を行うことで、営農の省力化、農地の高度利用を図る
基盤整備促進事業費	421,343	農業生産活動に取り組む上で支障となる農業生産基盤及び施設の課題解決に向けた条件整備を実施
県営かんがい排水事業費	420,000	合理的な水利用と管理の省力化を図るため、ダムやパイプライン、排水路等を整備
現年発生災害林道復旧費	390,000	災害による被害を受けた林道の復旧を目的とした事業
幹線林道整備事業 県営	350,000	旧緑資源幹線林道の整備については、事業承継を検討し、幹線林道整備を図る
ため池緊急整備事業	344,917	下流への被害を防止するため、老朽化し危険となっているため池等の整備（国庫補助の採択基準を満たさないもの）
過年発生災害農業施設復旧費	279,303	災害による被害を受けた農業施設の復旧を目的とした事業
海岸保全施設整備事業	262,500	津波、高潮、波浪等の被害から海岸を防護することを目的とし、沿岸域の農地を保全する施設整備を実施する事業
県営基幹水利施設補修事業費	261,450	基幹的な農業用排水施設の機能保全等を目的とした事業

事業名称	当初 予算額 (千円)	事業概要
水源地域等保安林整備事業	144,280	水源地域等の保安林整備を推進していくことを目的とした事業
小規模崩壊地復旧事業費	133,229	小規模崩壊地の復旧を早期に対応していくことを目的とした事業
畑地帯総合整備事業費	127,338	畑地帯における担い手の育成・強化を図るための、多様な営農形態に対し、基盤整備を総合的に行い、畑作物の振興と担い手経営の改善・安定を図る 農業用排水施設、農道、農地保全 等
育成林整備事業費 林道 団体営	118,512	水源かん養機能、山地災害防止機能の維持増進及び木材利など森林資源の循環利用を目的とした森林の造成
育成林整備事業費 林道 県営	100,000	水源かん養機能、山地災害防止機能の維持増進及び木材利など森林資源の循環利用を目的とした森林の造成
機能回復整備事業費 造林	90,426	森林機能の回復を目的とした森林の造成
団体営ため池等整備事業費	81,594	下流への被害を防止するため、老朽化し、危険となっているため池等を整備
地すべり対策事業費	73,500	地すべり防止区域において、地すべりを抑制・抑止する施設を整備
農業農村事業事前調査費（補助・県営）	70,350	農業生産性の向上及び農業構造の改善に資することを目的として実施される県営土地改良事業の円滑な実施を図るために必要な調査設計を実施
漁業経営構造改善事業（団体営）	67,125	かき殻一時堆積場を増設するとともに、持続可能なかき殻リサイクルシステムの再構築を図るための取組を支援することを目的とした事業
海岸保全施設維持補修費	66,153	県が管理する海岸保全施設のうち、農地海岸分について部分的な補修等を実施
団体営農村振興総合整備事業費	62,086	集落周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な集落基盤の整備を一体的に実施
漁場環境保全創造事業（公共，団体営）	54,169	効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るために行う事業
漁業経営構造改善事業（県営）	50,500	水産物の安定供給の確保、水産業の健全な発展のため、地域の自主性・裁量性を発揮しながら水産資源の持続的な利用・管理の推進、水産業経営の強化及び漁港機能の高度化を推進する事業
農業集落排水事業費	50,480	農業用用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設等の整備

事業名称	当初 予算額 (千円)	事業概要
林道整備事業費	47,986	林道の基盤整備のため、林道の開設、改良、舗装工事等を行う事業
治山施設機能強化事業費	47,428	土石流・がけ崩れ・地すべりなどの災害から県民の生命・財産を保全するため、防災施設を整備するとともに維持管理の強化を図る事業
畜産環境総合整備事業 団体営	45,770	畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化を促進するため、基本施設整備事業、利用施設整備事業及びストックマネジメント事業を行う事業
かんがい排水事業費	39,456	農業用排水施設の新設及び改良（国庫補助の採択基準を満たさないもの）
老朽ため池補強事業費	37,880	下流への被害を防止するため、老朽化し危険となっているため池等の整備（国庫補助の採択基準を満たさないもの）
農道整備事業費	36,684	農道、農道橋の新設、改良及び舗装（国庫補助の採択基準を満たさないもの）
農業農村事業事前調査費（単県）	30,000	農業生産性の向上及び農業構造の改善に資することを目的として実施される。県営土地改良事業の円滑な実施を図るために必要な調査設計のうち、国庫補助の採択基準を満たさないもの
過年発生災害林道復旧費	30,000	災害による被害を受けた林道の復旧を目的とした事業
その他	22,559	市町、土地改良区が管理する農業水利施設（ダム、頭首工、排水機場、樋門、水路等）の適切な維持管理を図るため、穂維持修繕工事費用及び管理費を補助
離島振興対策治山事業費	22,050	離島振興対策実施地域における荒廃山地の復旧整備又は荒廃危険山地の崩壊等の予防等により、これらの災害から人家、道路・学校等の公共施設、農地等を保護することを目的とした事業
ほ場整備事業費	18,444	農業参入企業の営農に必要な生産基盤の整備費の一部助成及び非補助資金を活用したほ場整備事業の償還助成
漁場環境保全創造事業（公共、県営）	10,500	効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るために行う事業
農林整備総合維持修繕費	10,000	緊急を要する修繕が発生した場合に備えた事業
公共施設災害復旧費	10,000	災害による被害を受けた公共施設の復旧を目的とした事業

上記のように農林水産局においては多種にわたる公共工事が行われている。一例として取り上げると、広域営農団地農道整備事業は、農業の振興を図る地域において、農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業を促進し、も

って農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するための、農道網の基幹となる農道の新設及び改良を事業の目的としている。

その他の事業についても、農林水産業の発展、農漁村環境の改善に資すること及び、災害防止等を主目的としていて、農林水産業に携わる関係者の便益を向上することを目的としている。

(2) 農林水産局における公共工事の特徴

農林水産局の管理する公共工事は農道・林道の造成及び治山・圃場整備に関する土木工事が主たる内容であり、取扱件数が多く、多額の予算が投じられている。

広島県は山間部が多いため、農道を敷設するに当たっても、山の一部を掘削する、橋梁を架けるなどの作業工程が比較的多く、地質などの自然条件・施工条件に大きく影響を受けるという特徴を有している。

(3) 設計・契約変更に係る検討課題

一般競争入札は、公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法であるが、長所として、機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性、経済性を最も確保することができる。一方、短所としては、契約担当者の事務上の負担が大きく、経費の増嵩をきたすとされている。

公共工事は競争入札を行うことを原則としているが、入札により決定した当初の契約価格が、設計・契約変更により変更されている場合、建設工事変更請負契約書の締結は競争入札を介さず、当初契約の受注者との間で行われるため、透明性、競争性等の長所を確保できていないものとなる。

この点に関して、広島県においては、設計・契約変更に係る一定のルールを設けて対応しているが、仕組及び運用状況が、検討課題となる。

(4) 工事請負契約に係る設計・契約変更に係るルールの現状

設計・契約変更の取扱いとして、平成 23 年 9 月に国土交通省から工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン（案）が出されている。

広島県においても平成 27 年 1 月には、同様の名称であるが、「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン（案）」（以下、「ガイドライン」）を策定して、施工業者にも周知させるためにホームページにおいて公開している。

ガイドラインの冒頭において、基本的事項として下記のように定めている。

1-1 設計・契約変更の基本事項

1-1-1 設計変更及び契約変更の基本原則

工事の施工は、設計図書に基づいて施工すべきであるが、やむを得ず当初設計に差異を生じた場合に設計変更及び契約変更を行う。

1-1-2 設計変更と契約変更

「設計変更」とは、工事の施工にあたり設計図書の内容の変更に係るもの。

「契約変更」とは、設計変更に伴う請負代金額の変更又は工期の変更の決定に基づく契約の変更を行うもの。

1-1-3 契約変更の範囲

設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。

一式工事については、受注者に設計図書において設計条件又は施工方法を明示したものに付き、当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほか、原則として契約変更の対象としない。

変更見込金額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。

* 公表しているガイドライン以外に、平成10年2月13日に各農林事務所長宛てに「設計変更に伴う契約変更基準」を出しており、こちらの別途契約の原則には下記のように、より詳細な金額基準が設けられている。

上記の1-1-3にある「現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの」についても別途契約の原則の注書として例を示して、周知を図っている。

ただ、下線を付した文言は下記の別途契約の原則の例外を認めているものであり、例外の取扱いについて厳格に運用されているかが課題となる（以下において個別に検討する）。

4 別途契約の原則

(1) 建設工事： 変更請負代金額が内規で規定した金額（ア）又は当初請負代金額に対して30%を超えて増加する建設工事は、追加建設工事（注-1）として別契約とすることを原則とする。

ただし、当初請負代金額の30%に相当する金額が内規で規定した金額（イ）以下であるときは、内規で規定した金額（イ）までは変更で増加できる。

(2) 業務委託： 変更委託料が、内規で規定した金額（ウ）又は当初委託料に対して30%を超えて増加する業務委託は、追加業務委託として別契約とすることを原則とする。

ただし、当初委託料30%に相当する金額が内規で規定した金額（エ）以下であるときは、内規で規定した金額（エ）まで増額できる。

(3) 現に執行中の建設業務と分離して執行することが著しく不適当な建設業務（注-2）については、設計変更で処理してもやむをえないものとする。

※（注-1）

「追加建設業務」とは、建設業務区間内で建設業務目的を追加して執行する場合とか、建設業務区間外に延長して建設業務を追加する等、本来別契約

とすることが適当であると判断する建設業務である。

【例－１】 道路工事で当初用地未解決のため暫定断面で契約したが、用地問題が解決したため完成断面に増工する場合は、当初数量契約以外のものが追加工事となる。

【例－２】 当初契約で工区延長を1,000mで契約したが、予算の都合、又は地元等の関係で1,100mに工区を延長して増工する場合は、100m分の工事量が追加工事となる。

※（注－２）

「現に執行中の建設業務と分離して執行することが著しく不適當な建設業務」とは、執行条件の変更・他事業との調整・緊急を要する事案等の要因により、当初契約の建設業務区間内で契約数量が増減する場合をいう。

【例－１】 当初、高さ（H）＝1.0mのよう壁を延長（L）＝100mで契約したが、現地の状況により、高さ（H）＝1.2m、延長（L）＝110mに変更する場合。

【例－２】 ボックスカルパート（1.5m×1.5m）を延長（L）＝20mで契約したが、現地の都合上、延長（L）＝25mに変更する場合。

【例－３】 土木工事で、当初契約の土質区分の内で数量が増減する場合。

【例－４】 当初、測量・設計委託業務を延長（L）＝100mで契約していたが、地権者の同意により、延長（L）＝140mに変更する場合。

【例－５】 地質・土質調査委託で、岩質・岩線等の変更により契約数量が増減する場合。

【例－６】 当初、設計業務を延長（L）＝100mで契約していたが、地権者から計画の修正の申し入れがあり、一部計画の変更が生じた場合。

※斜字の箇所は内規であるため、詳細金額の記載はしていない。

（５）設計・契約変更に係るルール の運用状況

建設工事はいったん始めると途中で中止することは相当な事情がないとできないため、当初の契約額が1億円であった工事が、変更契約を積み重ねることで最終的な変更契約額では2億円近くを費やしてしまっていたというケースも出てくる場合がある。性格は異なるが民間工事であれば、多額に及ぶ変更は事業採算上、そう簡単には許されるものではなく、責任者は相当な責任追及を受けるものとなる。

変更金額の大小はあるが、農林水産局の所管する公共工事において、次頁以降の一覧表に見られるように、頻繁に変更契約の締結が行われている。

事務手続としては、事業計画に基づき策定された設計図書、仕様書から条件変更すべき項目を当事者間での協議を行ったうえで、原則として農林水産事務所において変更理由書及び工事執行伺を作成、承認することにより、変更契約が行われている。

（意見）

国の赤字体質を変えていくべく、行財政改革を進めていかなければいけない状況は地方自治体である都道府県においても重要な課題であると思われる。性格及び規模は異なるものであるが、新国立競技場の建設工事が、当初の予算よりも大幅に上回るものとなったため、建設費を抑えるべく、当初の設計が白紙撤回されたことは記憶に新しいところである。

通常の公共工事においては、一旦事業計画が承認されると、このように白紙撤回されるケースがまれである現状においては、個別の工事について事業計画と実績について大きな乖離が生じる場合には、事後的に当初の事業計画の策定が精緻なものであったか、責任究明が行われる仕組みを、より明確化していくことが望まれる。

(農業基盤課)

	工事名	着工日	当初 完成予定日	最終 完成予定日	当初 契約金額 (千円)	変更後 金額 (千円)	増減 (千円)	増減率	変更回数	【指摘】 ・ (意見)
1	芸北3期地区今田工区道路三期工事	H26.9.9	H27.3.13	H27.4.30	59,400	62,487	3,087	5.2%	2	
2	芸北3期地区道路工事(その3)	H25.7.2	H26.2.14	H26.9.12	98,160	127,729	29,569	30.1%	4	(意見)
3	芸北3期地区今田工区道路工事	H25.7.20	H26.3.14	H26.6.30	117,264	164,213	46,949	40.0%	6	
4	芸北3期地区今田工区道路2期工事	H26.6.19	H26.12.26	H27.1.30	93,312	151,582	58,270	62.4%	3	
5	芸北4期地区十文字工区道路工事	H25.9.3	H26.3.14	H26.11.28	140,962	248,663	107,700	76.4%	5	
6	羽佐竹地区 試験ほ場整備工事	H26.6.26	H26.8.14	H26.8.22	2,653	2,700	46	1.8%	1	
7	切串幸浦地区1工区堤防工事	H26.8.9	H27.2.9	H27.3.13	31,374	41,634	10,260	32.7%	2	【指摘】
8	切串幸浦地区2工区堤防工事	H25.9.18	H26.1.31	H26.8.29	40,871	69,340	28,468	69.7%	4	【指摘】
9	脇田地区1工区堤防工事	H26.4.10	H26.10.27	H26.10.27	23,976	30,000	6,024	25.1%	1	
10	脇田地区1工区堤防2期工事	H26.8.12	H27.2.9	H27.3.13	29,268	37,000	7,732	26.4%	2	
11	安芸灘地区豊浜大橋P1橋脚耐震補強工事	H26.5.22	H27.2.27	H27.3.13	66,744	70,449	3,705	5.6%	1	
12	沖美地区道路16期工事	H26.10.22	H27.3.13	H27.3.13	19,872	19,845	(27)	-0.1%	2	
13	沖美地区道路15期工事	H26.4.16	H26.10.14	H27.3.13	27,752	42,174	14,421	52.0%	3	(意見)
14	砥2期地区維持補修工事	H26.9.5	H26.12.26	H27.1.30	10,692	10,819	127	1.2%	2	
15	江田島地区維持補修工事呉農林事業所管内(単県)	H26.11.5	H27.3.13	H27.3.13	6,588	7,804	1,216	18.5%	1	
16	本倉井地区維持補修工事	H26.4.11	H26.8.29	H26.8.29	2,430	2,396	(33)	-1.4%	1	
17	梶ヶ浜地区 維持補修工事	H26.6.6	H26.7.18	H26.9.26	1,279	1,895	615	48.1%	1	(意見)
18	沖美地区道路12期工事	H25.7.26	H26.1.31	H26.8.26	41,036	66,244	25,208	61.4%	4	(意見)
19	沖美地区管路19期工事	H26.6.10	H26.11.13	H26.11.13	7,938	9,993	2,055	25.9%	1	
20	沖美地区管路20期工事	H26.6.10	H26.12.16	H26.12.16	9,288	8,753	(534)	-5.8%	1	
21	乃美地区暗渠排水2期工事	H26.7.19	H27.2.27	H27.3.19	11,232	13,561	2,329	20.7%	2	
22	六道池地区堤体工事	H25.11.6	H26.12.19	H27.3.13	84,488	109,188	24,699	29.2%	5	
23	原田池地区堤体工事	H24.8.23	H25.12.20	H26.12.19	50,400	74,888	24,488	48.6%	9	
24	大崎東地区農地整備付帯工事	H26.11.18	H27.3.13	H27.3.27	7,192	8,120	927	12.9%	1	
25	西田口地区 水路復旧工事	H26.11.6	H27.2.18	H27.3.19	1,620	1,999	379	23.4%	2	
26	轟池・瀬戸池地区轟池改修工事	H25.10.1	H26.6.27	H27.3.13	71,883	93,597	21,714	30.2%	6	
27	木割谷地区地すべり対策第2期工事	H25.9.27	H26.2.28	H26.7.31	40,845	67,423	26,578	65.1%	5	
28	木割谷地区地すべり対策工事	H26.10.1	H27.2.27	H27.3.25	52,164	58,466	6,302	12.1%	1	
29	草深地区樋門点検補修工事	H26.11.8	H27.2.10	H27.2.10	583	583	-	0.0%	0	
30	三河地区中野工区用水路4期工事	H25.7.19	H26.2.28	H26.7.31	80,850	141,533	60,683	75.1%	6	【指摘】
31	三河地区中野工区用水路5期工事	H26.8.5	H27.2.27	H27.3.23	65,880	90,891	25,011	38.0%	2	【指摘】
32	三河地区大草工区用水路4期工事	H26.8.5	H27.2.13	H27.3.23	75,816	81,352	5,536	7.3%	3	
33	三河地区大草工区用水路5期工事	H26.10.28	H27.2.27	H27.3.13	27,432	30,017	2,585	9.4%	2	
34	三河地区舗装1期工事	H26.12.16	H26.3.9	H26.3.9	19,440	20,358	918	4.7%	1	
35	三河地区大草工区用水路3期工事	H25.9.13	H26.2.28	H26.5.30	90,300	95,001	4,701	5.2%	3	
36	三河地区羽倉工区用水路工事	H25.9.13	H26.3.14	H26.6.13	73,187	73,187	-	0.0%	3	
37	泉北地区土木工事	H25.8.14	H26.3.14	H27.1.9	44,488	72,921	28,433	63.9%	5	
38	沼田西地区惣定工区区画整理2期工事	H25.9.25	H27.3.13	H27.3.13	135,324	198,288	62,964	46.5%	4	(意見)
39	峠池地区・堤体地区	H25.10.30	H27.3.13	H27.3.13	132,192	136,765	4,573	3.5%	4	
40	広島中部台地地区第5揚水機場電気通信設備工事	H26.9.6	H27.2.27	H27.2.27	6,426	9,170	2,744	42.7%	1	
41	重井2期地区用水路及び付帯工事	H25.10.8	H26.2.28	H26.8.6	15,819	35,629	19,809	125.2%	5	
42	重井2期地区水管橋緊急補修工事	H26.10.3	H26.12.19	H26.12.19	6,674	6,900	225	3.4%	1	
43	外浦地区等補修工事	H26.8.9	H27.2.27	H27.3.13	15,649	15,999	349	2.2%	1	
44	宗高池地区堤体工事	H25.7.23	H26.5.15	H26.7.15	55,597	54,527	(1,069)	-1.9%	3	
45	高茂金田2期地区橋梁下部工事	H24.7.14	H25.3.14	H26.6.27	75,180	162,733	87,553	116.5%	9	
46	高茂金田2期地区橋梁上部工事	H25.7.11	H27.2.13	H27.3.20	400,449	418,960	18,511	4.6%	6	
47	備北南部地区1-1工区道路工事	H25.7.31	H26.3.14	H26.4.30	94,605	129,494	34,889	36.9%	3	
48	備北南部地区1-1工区道路3期工事	H26.5.10	H26.12.26	H26.12.26	74,520	85,768	11,248	15.1%	1	
49	持丸地区(第2工区)農地整備工事	H26.10.8	H27.3.13	H27.1.20	18,468	16,600	(1,867)	-10.1%	2	

(森林保全課)

	工事名	着工日	当初 完成予定日	最終 完成予定日	当初 契約金額	変更後 金額 (千円)	増減 (千円)	変動率	変更回数	【指摘】 ・ (意見)
1	平成25年度 林地荒廃防止事業 溪間工事 No. 1 0	H25. 9. 21	H26. 3. 14	H26. 4. 30	53, 424	49, 801	(3, 622)	-6. 8%	3	
2	平成25年度 林地荒廃防止事業 溪間工事 No. 1 2	H25. 10. 4	H26. 3. 14	H26. 6. 27	39, 060	44, 152	5, 092	13. 0%	3	
3	平成25年度 林地荒廃防止事業 溪間工事 No. 1 1	H25. 10. 12	H26. 3. 14	H26. 4. 29	24, 148	25, 655	1, 506	6. 2%	4	
4	平成25年度 復旧治山事業 溪間工事 No. 1	H25. 10. 12	H26. 3. 14	H26. 4. 30	29, 158	30, 998	1, 839	6. 3%	4	
5	平成25年度 林地荒廃防止事業 溪間工事 No. 1 7	H25. 11. 20	H26. 3. 14	H26. 5. 30	27, 720	30, 019	2, 299	8. 3%	3	
6	平成25年度 復旧治山事業 溪間工事 No. 6	H26. 1. 24	H26. 9. 10	H26. 9. 10	65, 880	63, 474	(2, 405)	-3. 7%	1	
7	平成25年度 林地荒廃防止事業 溪間工事 No. 1 5	H26. 1. 24	H26. 9. 5	H26. 9. 19	32, 292	36, 650	4, 358	13. 5%	1	
8	平成25年度 復旧治山事業 溪間工事 No. 8	H26. 1. 28	H26. 9. 10	H26. 10. 31	60, 156	59, 484	(671)	-1. 1%	3	
9	平成25年度 林地荒廃防止事業 溪間工事 No. 1 3	H26. 1. 30	H26. 9. 5	H27. 1. 21	42, 498	52, 315	9, 817	23. 1%	3	
10	平成25年度 復旧治山事業 溪間工事 No. 1 6	H26. 3. 26	H26. 11. 19	H26. 11. 19	50, 112	56, 527	6, 415	12. 8%	1	
11	平成25年度 復旧治山事業 溪間工事 No. 2	H26. 3. 27	H26. 11. 19	H27. 1. 19	58, 536	66, 197	7, 661	13. 1%	3	
12	平成25年度 復旧治山事業 溪間工事 No. 7	H26. 3. 20	H26. 11. 14	H26. 11. 14	40, 003	40, 500	496	1. 2%	1	
13	平成25年度 復旧治山事業 溪間工事 No. 3	H26. 3. 20	H26. 10. 30	H26. 10. 30	40, 316	40, 138	(178)	-0. 4%	1	
14	平成25年度 (ゼロ国債) 復旧治山事業 山腹工事 No. 2	H26. 7. 12	H26. 11. 28	H27. 2. 16	14, 742	25, 345	10, 603	71. 9%	2	
15	平成26年度 治山施設機能強化事業 舗装補修工事 No. 1 0 1	H26. 6. 25	H26. 8. 29	H26. 8. 29	291	368	76	26. 3%	1	
16	平成25年度 (ゼロ国債) 復旧治山事業 溪間工事 No. 3	H26. 7. 12	H27. 1. 7	H27. 1. 7	21, 060	22, 609	1, 549	7. 4%	1	
17	平成26年度 予防治山事業 溪間工事 No. 1 2	H26. 8. 7	H27. 3. 13	H27. 3. 13	36, 288	38, 005	1, 717	4. 7%	2	
18	平成26年度 予防治山事業 溪間工事 No. 1 0	H26. 8. 23	H27. 3. 4	H27. 3. 20	24, 732	30, 026	5, 294	21. 4%	2	
19	平成26年度 治山施設機能強化事業 舗装補修工事 No. 1 0 5	H26. 8. 6	H26. 10. 31	H26. 11. 28	810	810	-	0. 0%	1	
20	平成26年度 復旧治山事業 溪間工事 No. 5	H26. 9. 17	H27. 3. 13	H27. 3. 20	27, 972	27, 972	-	0. 0%	2	
21	平成26年度 復旧治山事業 山地災害予知施設工事 No. 6	H26. 9. 13	H27. 3. 13	H27. 3. 13	11, 772	15, 310	3, 538	30. 1%	1	
22	平成26年度 治山施設機能強化事業 山地災害予知施設工事 No. 1	H26. 9. 6	H27. 1. 30	H27. 1. 30	6, 642	8, 155	1, 513	22. 8%	1	
23	平成26年度 林地荒廃防止事業 溪間工事 No. 1 4	H26. 10. 7	H27. 3. 13	H27. 3. 13	24, 408	28, 816	4, 408	18. 1%	1	
24	平成26年度 治山施設機能強化事業 災害応急対策工事 No. 1 0 6	H26. 9. 2	H26. 10. 31	H26. 11. 21	3, 996	42, 559	38, 563	965. 1%	4	
25	平成26年度 治山施設機能強化事業 災害応急対策工事 No. 1 0 7	H26. 8. 30	H26. 10. 15	H26. 10. 15	1, 058	2, 029	970	91. 7%	1	
26	平成26年度 治山施設機能強化事業 災害応急対策工事 No. 1 0 8	H26. 8. 30	H26. 10. 31	H26. 12. 12	1, 836	19, 945	18, 109	986. 4%	3	
27	平成26年度 治山施設機能強化事業 災害応急対策工事 No. 1 1 0	H26. 9. 6	H26. 10. 31	H26. 12. 12	2, 484	19, 391	16, 907	680. 7%	4	
28	平成26年度 治山施設機能強化事業 災害応急対策工事 No. 1 0 9	H26. 8. 30	H26. 10. 14	H26. 10. 14	486	1, 474	988	203. 3%	2	
29	平成25年度 復旧治山事業 山腹工事 No. 7	H26. 10. 10	H27. 3. 13	H27. 3. 13	29, 916	33, 000	3, 084	10. 3%	1	
30	平成26年度 治山施設機能強化事業 災害応急対策工事 No. 1 1 1	H26. 10. 21	H26. 12. 15	H26. 12. 15	4, 514	3, 396	(1, 117)	-24. 8%	1	
31	平成26年度 治山施設機能強化事業 災害応急対策工事 No. 1 1 5	H26. 12. 11	H27. 2. 27	H27. 3. 13	5, 292	9, 231	3, 939	74. 4%	2	
32	平成26年度 治山施設機能強化事業 災害応急対策工事 No. 1 1 6	H26. 10. 18	H26. 12. 12	H26. 12. 12	2, 376	2, 376	-	0. 0%	0	
33	平成26年度 治山施設機能強化事業 土砂撤去工事 No. 1 1 3 - 2	H27. 1. 22	H27. 3. 13	H27. 3. 13	3, 369	4, 949	1, 580	46. 9%	1	
34	林地荒廃防止事業 溪間工事 No. 6	H26. 1. 25	H26. 6. 17	H26. 7. 14	9, 932	10, 905	973	9. 8%	3	
35	林地荒廃防止事業 溪間工事 No. 7	H26. 1. 25	H26. 8. 21	H26. 9. 12	30, 209	32, 851	2, 641	8. 7%	3	
36	林地荒廃防止事業 溪間山腹工事 No. 5	H26. 1. 22	H26. 8. 22	H26. 8. 22	30, 802	33, 828	3, 026	9. 8%	2	
37	林地荒廃防止事業 山腹工事 No. 9	H26. 1. 29	H26. 9. 17	H26. 10. 31	39, 202	58, 347	19, 144	48. 8%	3	(意見)
38	林地荒廃防止事業 溪間工事 No. 1 1	H26. 3. 25	H26. 9. 17	H26. 10. 29	31, 633	31, 837	204	0. 6%	2	
39	復旧治山事業 溪間山腹工事 No. 1 0	H26. 3. 18	H26. 9. 17	H26. 11. 14	40, 171	45, 086	4, 915	12. 2%	3	
40	治山施設機能強化事業 溪間工事 No. 1 0 3	H26. 8. 28	H26. 10. 31	H26. 10. 31	799	889	90	11. 4%	1	
41	予防治山事業 溪間工事 No. 7	H26. 10. 3	H27. 2. 27	H27. 2. 27	14, 364	14, 824	460	3. 2%	1	
42	復旧治山事業 溪間工事 No. 7	H25. 10. 29	H26. 3. 14	H26. 7. 24	19, 974	42, 818	22, 844	114. 4%	3	【指摘】
43	予防治山事業 山腹工事 No. 1 2	H26. 1. 28	H26. 7. 22	H26. 7. 22	21, 556	21, 168	(388)	-1. 8%	1	
44	復旧治山事業 溪間工事 No. 1 3	H26. 1. 23	H26. 7. 22	H26. 7. 22	23, 220	21, 357	(1, 863)	-8. 0%	1	
45	復旧治山事業 溪間山腹工事 No. 9	H26. 3. 29	H26. 12. 19	H27. 1. 30	67, 500	74, 484	6, 984	10. 3%	3	
46	復旧治山事業 溪間工事 No. 8	H26. 7. 1	H27. 2. 26	H27. 3. 13	51, 678	55, 053	3, 375	6. 5%	1	
47	復旧治山事業 溪間工事 No. 2	H26. 6. 17	H26. 12. 19	H26. 12. 19	19, 811	23, 399	3, 587	18. 1%	1	
48	離島(予防) 治山事業 山腹工事 No. 5	H26. 9. 13	H27. 3. 4	H27. 3. 13	20, 412	25, 243	4, 831	23. 7%	2	
49	復旧治山事業 溪間工事 No. 7	H26. 10. 7	H27. 3. 13	H27. 3. 20	24, 138	26, 253	2, 115	8. 8%	1	
50	復旧治山事業 山腹工事 No. 1	H26. 10. 11	H27. 3. 13	H27. 3. 27	21, 060	21, 609	549	2. 6%	2	

	工事名	着工日	当初 完成予定日	最終 完成予定日	当初 契約金額	変更後 金額 (千円)	増減 (千円)	変動率	変更回数	【指摘】 ・ (意見)
51	治山施設機能強化事業 溪間工事 No.103	H26.11.6	H26.12.22	H26.12.22	879	1,056	177	20.1%	1	
52	治山施設機能強化事業 溪間工事 No.102	H26.12.25	H27.3.13	H27.3.13	1,371	1,377	5	0.4%	1	
53	復旧治山事業 山腹工事 No.1	H25.7.20	H26.2.28	H26.6.30	36,465	68,465	32,000	87.8%	4	(意見)
54	予防治山事業 溪間工事 No.10	H25.11.30	H26.3.14	H26.7.31	28,294	30,980	2,686	9.5%	3	
55	予防治山事業 溪間工事 No.13	H25.11.28	H26.3.14	H26.7.14	36,435	35,832	(602)	-1.7%	3	
56	予防治山事業 溪間工事 No.11	H26.4.3	H26.9.17	H27.1.23	26,366	28,561	2,195	8.3%	3	
57	予防治山事業 溪間工事 No.8	H26.6.13	H27.2.13	H27.2.13	27,864	26,305	(1,558)	-5.6%	2	
58	予防治山事業 山地災害予知施設工事 No.8-2	H26.9.25	H27.2.27	H27.2.27	12,679	14,358	1,679	13.2%	1	
59	治山施設機能強化事業 山腹工事 No.101	H26.12.23	H27.3.13	H27.3.13	6,156	6,320	164	2.7%	1	
60	復旧治山事業 山腹工事 No.4	H25.9.20	H26.3.14	H26.6.20	75,947	71,781	(4,166)	-5.5%	3	
61	治山施設機能強化事業 山腹工事 No.101	H26.5.16	H26.7.10	H26.7.31	831	2,412	1,581	190.1%	1	
62	復旧治山事業 山腹工事 No.6	H26.6.24	H26.11.20	H26.11.20	15,238	17,220	1,981	13.0%	1	
63	予防治山事業 山腹工事 No.3	H26.7.2	H27.2.13	H27.3.13	30,564	42,225	11,661	38.2%	2	
64	予防治山事業 山腹工事 No.5	H26.8.22	H27.3.13	H27.3.20	52,682	53,622	939	1.8%	1	
65	予防治山事業 山腹工事 No.4	H26.9.9	H27.3.13	H27.3.20	72,036	78,848	6,812	9.5%	1	
66	治山施設機能強化事業 溪間工事 No.103	H26.11.8	H27.2.27	H27.2.27	1,020	1,031	10	1.1%	1	
67	治山施設機能強化事業 山腹工事 No.102	H26.11.21	H27.3.13	H27.3.13	1,317	1,380	62	4.8%	1	
68	治山施設機能強化事業 山腹工事 No.104	H26.11.21	H27.2.27	H27.2.27	1,544	1,874	330	21.4%	1	
69	予防治山事業 溪間工事 No.14	H25.8.29	H26.2.28	H26.5.20	29,190	33,229	4,039	13.8%	4	
70	治山激甚災害対策特別緊急事業 溪間山腹工事 No.2	H25.10.4	H26.3.14	H26.6.30	45,045	56,974	11,929	26.5%	3	
71	復旧治山事業 山腹工事 No.17	H25.11.16	H26.3.14	H26.9.30	45,150	63,850	18,700	41.4%	4	【指摘】
72	復旧治山事業 山腹工事 No.6-2	H26.4.5	H26.11.7	H26.11.7	48,384	51,549	3,165	6.5%	2	
73	治山施設機能強化事業 溪間工事 No.101	H26.5.2	H26.7.31	H26.7.31	2,160	2,480	320	14.9%	1	
74	治山施設機能強化事業 山腹工事 No.102	H26.5.29	H26.8.29	H26.8.29	6,480	6,549	69	1.1%	1	
75	予防治山事業 溪間工事 No.10	H26.9.27	H27.3.13	H27.3.23	15,228	15,547	319	2.1%	2	
76	予防治山事業 溪間工事 No.8	H26.10.11	H27.3.13	H27.3.13	21,114	22,116	1,002	4.7%	1	
77	治山施設機能強化事業 山腹工事 No.103	H26.10.29	H27.3.13	H27.3.13	9,612	10,724	1,112	11.6%	2	

(林業課)

	工事名	着工日	当初 完成予定日	最終 完成予定日	当初 契約金額 (千円)	変更後 金額 (千円)	増減 (千円)	増減率	変更回数	【指摘】 ・ (意見)
1	林道細見大塚線(芸北4工区)開設工事No.12	H25.4.10	H25.10.31	H26.6.30	34,860	55,452	20,592	59.1%	4	【指摘】
2	林道細見大塚線(芸北1工区)開設工事No.2	H26.3.21	H26.9.26	H26.10.27	34,992	44,897	9,905	28.3%	2	
3	林道細見大塚線(大朝2工区)開設工事No.3	H26.4.15	H26.9.26	H26.9.26	11,253	12,218	964	8.6%	1	
4	林道細見大塚線(芸北3工区)開設工事No.1	H26.6.24	H26.12.12	H26.12.12	48,600	65,333	16,733	34.4%	1	
5	林道太田川林業地基幹線(吉和1工区)開設工事No.2	H26.6.5	H26.11.28	H26.11.28	43,200	45,117	1,917	4.4%	1	
6	林道太田川林業地基幹線(吉和2工区)開設工事No.3	H26.6.5	H26.11.28	H26.11.28	36,504	37,800	1,296	3.6%	1	
7	林道太田川林業地基幹線(大谷2工区)開設工事No.1	H26.3.20	H26.9.26	H26.10.10	35,640	37,233	1,593	4.5%	1	
8	林道河内高野線(高野工区)開設工事No.5	H26.7.8	H26.11.20	H26.11.20	15,336	13,359	(1,976)	-12.9%	1	
9	林道比和・新庄線(君田・布野区間茂田工区)開設工事No.2	H26.9.9	H27.2.27	H27.2.27	28,879	34,702	5,823	20.2%	2	
10	林道比和・新庄線(君田・布野区間明谷工区)開設工事No.4	H25.9.3	H26.3.14	H26.8.14	34,209	35,613	1,404	4.1%	6	
11	林道太田川林業地基幹線(大谷1工区)開設工事No.1	H26.6.6	H26.11.28	H26.11.28	36,828	37,125	297	0.8%	1	
12	林道河内高野線(河内工区)開設工事No.12	H25.4.20	H25.12.2	H26.4.30	64,890	92,085	27,195	41.9%	4	
13	林道東城中央線 開設工事No.3	H25.7.26	H26.3.14	H26.9.30	117,600	143,010	25,410	21.6%	4	
14	林道比和・新庄線(布野・作木区間7工区)開設工事No.1	H25.7.12	H26.3.14	H26.7.11	100,800	91,434	(9,366)	-9.3%	5	
15	林道比和・新庄線(布野・作木区間10工区)開設工事No.3	H25.7.13	H26.3.14	H27.2.27	134,925	190,272	55,347	41.0%	6	
16	林道三津仁賀線(安芸津1工区)舗装工事	H26.3.25	H26.7.11	H26.7.11	9,626	18,576	8,949	93.0%	2	
17	林道三津仁賀線(安芸津2工区)舗装工事	H26.4.8	H26.11.27	H27.1.23	65,826	67,053	1,227	1.9%	2	
18	林道下津小世良線開設工事No.5	H26.3.21	H26.9.30	H27.2.20	30,798	43,416	12,618	41.0%	3	(意見)
19	林道横谷高暮線(高暮工区)開設工事No.2	H26.2.8	H26.8.27	H26.8.27	24,408	24,408	-	0.0%	3	
20	林道界谷小峠その2線(小峠工区)開設工事No.9	H26.4.18	H26.12.11	H27.1.20	50,706	59,508	8,802	17.4%	3	
21	林道界谷小峠その2線(井西谷工区)開設工事No.10	H26.5.23	H26.12.8	H26.12.8	27,864	31,428	3,564	12.8%	3	

前頁の表は、農業基盤課、森林保全課、林業課において、基本的に平成 26 年度中に完成予定とされた工事をまとめたものである。これらの表の右から 2 列目には契約変更の回数を記載しているが、契約変更のない工事は、農業基盤課及び森林保全課でそれぞれわずか 1 件の工事があるのみである。このように、通常、何らかの契約変更が行われているのが実態であり、その回数についてみても多くは複数回の契約変更を行っている。

このうち、ガイドライン 1-1-3 または平成 10 年 2 月 13 日付「設計変更に伴う契約変更基準」で原則として別途の契約締結が求められている当初請負代金額に対して 30% を超えて契約金額が増加するにもかかわらず、別途の契約ではなく変更契約で対応している建設工事は、農業基盤課で 20 件、森林保全課で 15 件、林業課で 6 件が認められた。

これらの工事について、工事台帳等を査閲するとともに、工事内容の変更理由と別途契約原則に抵触しない理由につき担当者から得られた回答内容を検討したところ、複数の工事で別途契約の原則の例外として変更契約を締結することについて問題点が認められる案件が存在した。その詳細は以下のとおりである。

担当課	農業基盤課	執行機関	西部農林水産事務所	
事業	広域営農団地農道整備事業			
工事名	芸北 3 期地区道路工事（その 3）			
契約日	平成 25 年 7 月 1 日	着工日	平成 25 年 7 月 2 日	
当初完成予定日	平成 26 年 2 月 14 日	最終完成予定日	平成 26 年 9 月 12 日	
当初契約金額	変更後金額	増減額		変更回数
98,160 千円	127,729 千円	+29,569 千円（+30.1%）		4 回

（契約変更額が 30% を超えた理由に関する担当部署からの回答）

設計変更に伴う契約変更基準により、現に執行中の建設業務と分離して執行することが著しく不適当な建設業務であるため、設計変更で処理した。

（意見）

第 1 回の変更理由書を見ると主だった内容は掘削工（土砂掘削、軟岩掘削）の増加及び付随工事であるが、変更理由の記載は「低入札による入札残を活用して計画高（FH）まで掘削し、工事の円滑な推進を図る」とある。低入札による入札残の活用は変更理由には何ら関係ないと思われるが、この変更理由書をもって工事執行伺においては、第 1 回変更契約は農林水産事務所（事業所）長までの承認がなされている。

変更理由書には、ガイドラインに事例が示されている文言のように「設計図書に明示された土質が工事現場と一致しないため設計図書を変更する」など関係者以外が事後的に見てもわかるように記載すべきであり、承認者はそのように指導を行っていくべきである。

※本件については西部農林水産事務所公正入札調査委員会における審議の結果、当初契約日前の平成 25 年 6 月 20 日に（落札者を含む）低価格入札者は「契約内容に適合した適正な履行確保が行えるものと判断した」としている。

担当課	農業基盤課	執行機関	西部農林水産事務所 呉農林事業所	
事業	海岸保全施設整備事業			
工事名	切串幸浦地区 1 工区堤防工事			
契約日	平成 26 年 8 月 8 日	着工日	平成 26 年 8 月 9 日	
当初完成予定日	平成 27 年 2 月 9 日	最終完成予定日	平成 27 年 3 月 13 日	
当初契約金額	変更後金額	増減額		変更回数
31,374 千円	41,634 千円	+10,260 千円 (+32.7%)		2 回

(契約変更額が 30%を超えた理由に関する担当部署からの回答)

隣接する工区内の未施工区間を追加施工することにより、工区の全延長を完成させ高潮対策の早期効果発現を図った。

本工事施工区間を含む切串工区は全延長 430.8m で、平成 25 年度に両端（西側、東側）の 290.3m を施工しており、中央部の 140.5m を残すのみとなっていた。当初 105.0m の延長で発注したが、予算が確保できたことから 35.5m を追加し、工区全体の背後地並びに県道通行の安全を図る高潮対策を完了させた。

第 1 回変更（平成 26 年 9 月 16 日）でこの延長増を行い、増加額が 9,011 千円 (+28.7%) となった。

背後道路から海上へ降りる階段工が完成に近づく時点で、関係漁協から、階段を砂浜まで延長することや手すりの追加について要望があり、これらについて第 2 回変更（平成 27 年 1 月 8 日）で追加したため、30%を超える増加額 (+10,260 千円) となった。

【指摘】

工区延長及び追加建設工事であり、別途契約原則の追加建設工事（注－1）の【例－2】に挙げられている項目に該当するものと考えられる。別途契約としない理由として、「工事で使用する道路はカーブが多く見通しが悪く、分離発注で交通規制区間が増えると一般交通に支障をきたすため変更対応とした」としている。しかしながら、工期は 1 か月の延長を行っていて、規制期間の調整は十分に可能であり、加えて工事箇所は江田島の島しょ部における海岸線に面した道路であり、比較的交通量の少ないものと考えられる。

また、こういった理由は先に掲載した別途契約の原則の（3）が示す注－2 の例示項目には該当しない。設計変更に伴う契約変更基準に従うところでは、別途契約とすべきであったと考える。

担当課	農業基盤課	執行機関	西部農林水産事務所 呉農林事業所	
事業	海岸保全施設整備事業			
工事名	切串幸浦地区 2 工区堤防工事			
契約日	平成 25 年 9 月 17 日	着工日	平成 25 年 9 月 18 日	
当初完成予定日	平成 26 年 1 月 31 日	最終完成予定日	平成 26 年 8 月 29 日	
当初契約金額	変更後金額	増減額		変更回数
40,871 千円	69,340 千円	+28,468 千円 (+69.7%)		4 回

(契約変更額が 30%を超えた理由に関する担当部署からの回答)

高潮対策の早期効果発現のため延長増とした。

工事で使用する道路は幅員が狭いため、分離発注で工事関係車両が増えると一般交通に支障をきたすため変更対応とした。

背後地には幸浦集落があり、農地も存在し営農が行われている。また西側の犬須集落の農家は海岸背後の道路を通して東側エセキ地域の農地へ行って営農しており、その他の一般交通も含めて背後道路を利用している。

当初延長 125.2m で契約していたが、第 1 回変更 (平成 25 年 11 月 22 日) で 44.2m の延長増、7,124 千円の増額 (+17.4%) により 3 月 14 日まで工期を延長している。

追加予算があったため (平成 25 年 12 月 4 日)、第 3 回変更 (平成 26 年 3 月 20 日) で 103.5m の延長増、21,344 千円の増額 (+52.2%) により 8 月 29 日まで工期を延長している。工事車両の出入りが東側からのみで、複数業者での通行や交通規制は、農業車両のみならず、一般交通にも支障をきたす。更に、追加予算の早期効果発現のため、円滑かつ効率的に執行する必要がある。

以上のことから、平成 25 年 8 月 1 日通知の「公共事業の執行について」により当初契約額を超えない範囲内での増額で対応した。

【指摘】

工区延長であり、別途契約原則の追加建設工事 (注-1) の【例-2】に挙げられている項目に該当するものと考えられる。別途契約としない理由として、「工事で使用する道路は幅員が狭く、分離発注で工事関係車両が増えると一般交通に支障をきたすため変更対応とした」としている。工事期間を約 7 か月延長しての変更契約であることを考えると、一般交通への支障を抑えるべく工事期間を調整することは可能と考える。

また、工事現場は海岸沿いの道路のため、双方向からアクセスはできるものであり、平成 25 年 8 月 1 日通知の「基本的な考え方」が示す「現場が狭隘で進入路に限られる」というケースには該当するものとは考えにくい。本件は分離して執行することが不相当と認められるとは言い難く、通知に従うと別途契約とすべきであったと考えるべきものとなる。

担当課	農業基盤課	執行機関	西部農林水産事務所 呉農林事業所	
事業	畑地帯総合整備事業			
工事名	沖美地区道路15期工事			
契約日	平成26年4月15日	着工日	平成26年4月16日	
当初完成予定日	平成26年10月14日	最終完成予定日	平成27年3月13日	
当初契約金額	変更後金額	増減額		変更回数
27,752千円	42,174千円	+14,421千円 (+52.0%)		3回

(契約変更額が30%を超えた理由に関する担当部署からの回答)

買収困難区間について、側溝の改修と舗装を施工し取り付け通行の安全を図ることとした。また次年度の施工が円滑に行えるよう、進入路との取り付け区間を先行施工するため追加した。

現況幅員が3m程度で、利用できる進入路も限定されることから分離発注は不相当と判断した。

平成26年10月1日通知の「公共事業の執行について」により当初契約額を超えない範囲内での増額で対応した。

(意見)

第1回変更理由書及び第2回変更理由書を閲覧したところ事業量に変更前、変更後の双方について全ての項目に渡り、「一式」と記載されているのみとなっている。別途契約として入札を行わないとするのであれば、少なくとも変更前と変更後の事業量を記載することにより、変更金額の単価が異常でないことがわかるように記載して承認者が詳細に検証したことが、事後的に説明できるようにしておくことが望まれる(変更理由書のサンプルフォームは160頁に掲載)。

担当課	農業基盤課	執行機関	西部農林水産事務所 呉農林事業所	
事業	単独・海岸保全施設維持補修事業			
工事名	梶ヶ浜地区 維持補修工事			
契約日	平成26年6月5日	着工日	平成26年6月6日	
当初完成予定日	平成26年7月18日	最終完成予定日	平成26年9月26日	
当初契約金額	変更後金額	増減額		変更回数
1,279千円	1,895千円	+615千円 (+48.1%)		1回

(契約変更の理由に関する担当部署からの回答)

施工にあたって現地を精査したところ、新たに破損個所が確認され早急な補修が必要と判断し追加対応した。

本地区は海水浴場として整備し利用されており、シーズン前に施設点検を行ったところ、階段式護岸のブロックが波浪により破損していることが判明し、海水浴場オープンまでに補修を完了する必要があることから、緊急的に破損箇所を調査及び設計し、施工工期が確保できるよう入札手続きの準備に入った。その後の大潮干潮時の現地確認により、海中部のブロック破損や背面の空洞化が判明し、また損傷している木製歩道の補修についても追加施工することとし、

海水浴利用区域内を早期に完成させ、その他の部分を工期延長して施工することとした。

(意見)

ルール上、別途契約を要する金額には該当しないものとなるが、変更内容は当初契約における見積漏れといえるものであり、計画時において入念に現地を精査したうえで発注すべきである。

担当課	農業基盤課	執行機関	西部農林水産事務所 呉農林事業所	
事業	畑地帯総合整備事業			
工事名	沖美地区道路12期工事			
契約日	平成25年7月26日	着工日	平成25年7月27日	
当初完成予定日	平成26年1月31日	最終完成予定日	平成26年8月26日	
当初契約金額	変更後金額	増減額		変更回数
41,036千円	66,244千円	+25,208千円 (+61.4%)		4回

(契約変更額が30%を超えた理由に関する担当部署からの回答)

地元関係者から早期に工事着手するよう要望があった区間について追加施工した。

地元関係者から、晴天時の埃や降雨時の路面浸食により、営農や通行に支障があるとの苦情を受け、舗装工事を追加した。

道路工事同一区間の舗装であることや、営農への影響を考慮し分離発注は不相当と判断した。

平成25年8月1日通知の「公共事業の執行について」により当初契約額を超えない範囲内での増額で対応した。

(意見)

第3回変更については工区延長であり、別途契約原則の追加建設工事(注1)の【例-2】に挙げられている項目に該当するものと考えられる。また、理由書には「No.37付近工事を現工事と別件発注すると、両工事区間に挟まれた農地への進入が困難(迂回路なし)となり、農作業に支障をきたすため。」としているが、120日も工期延長しての工事であることを勘案すると、追加工事について、工事期間を調整することで回避可能と考えられる。

第1回変更理由書及び第3回変更理由書を閲覧したところ事業量に変更前、変更後の双方について全ての項目にわたり、「一式」と記載されているのみとなっている。別途契約として入札を行わないとするのであれば、少なくとも変更前と変更後の事業量を記載することにより、変更金額の単価が異常でないことがわかるように記載しておくべきである。

担当課	農業基盤課	執行機関	東部農林水産事務所尾道農林事業所	
事業	県営かんがい排水事業			
工事名	三河地区中野工区用水路4期工事			
契約日	平成25年7月18日	着工日	平成25年7月19日	
当初完成予定日	平成26年2月28日	最終完成予定日	平成26年7月31日	
当初契約金額	変更後金額	増減額		変更回数
80,850千円	141,533千円	+60,683千円(+75.1%)		6回

(契約変更額が30%を超えた理由に関する担当部署からの回答)

現在執行中の工事と分離して執行することが地域にとって著しく不適当な工事となるため、設計変更で処理した。

当初設計においては、早期の供用開始を求める地域のうち一部を優先して施工場所として決定した。その後地域内の他の集落においても早期の供用開始を強く望む声が出てきたため、これに対応する施工範囲とした。

なお、変更理由書は、諸経費(率分)の記載漏れがあり、各路線等の合計値とこの額は一致していないという誤謬があった。

【指摘】

別途契約としない理由として、「地域の地元住民の生活に多大な影響を与えてしまう恐れがあるため」とあるが、本来、そういった事情は契約前段階の事前調査・計画において十分に調整・把握しておくべきといえる。

第1回目の変更理由書を査閲するところ、工事対象の管水路はもともと工事対象となっていなかった管水路と大幅に入れ替えされている。具体的には、当初契約において管水路工事の工事対象とされていた中野西支線及び中野西枝線は対象から外され、(沖重宗支線のみ変更なし)沖重宗枝線、中野下幹線、中野下支線、中野東支線、土取支線、中野東枝線が追加されていて、契約の内容は大幅に変更されている。変更理由には「地元要望の特に大きい中野東を優先させるため、N1、N1-1、N1-3、N1-4、N1-5路線は次年度以降とする」と記載があるが、外された路線の管水路工事費は直接工事費のうち54%を占めており、これほどの入れ替えがあり、請負金額が80,000千円から127,000千円へと大幅に増額されていることを見ると、当初契約の入札は何の意味があったのかと思われる。

また、変更理由書を見ても請負代金に変更前と変更後ともに合計額が一致していない(変更理由書のサンプルフォームを160頁に掲載している)。加えて、変更理由書の事業量が変更前、変更後の双方について全ての項目にわたり、「一式」と記載されているのみとなっているなど記載内容が不十分なものになっている。

当該工事は当初の入札において、落札業者は低入札価格調査対象工事として東部農林水産事務所尾道農林事務所公正入札調査委員会における審議を受けている。こういった工事の内容が当事者間のみにおいて、事後的に大きく変更されていることは、取引の透明性の観点において不適切というべきものである。

担当課	農業基盤課	執行機関	東部農林水産事務所尾道農林事業所	
事業	県営かんがい排水事業			
工事名	三河地区中野工区用水路5期工事			
契約日	平成26年8月4日	着工日	平成26年8月5日	
当初完成予定日	平成27年2月27日	最終完成予定日	平成27年3月23日	
当初契約金額	変更後金額	増減額		変更回数
65,880千円	90,891千円	+25,011千円 (+38.0%)		2回

(契約変更額が30%を超えた理由に関する担当部署からの回答)

当初設計においては、早期の供用開始を求める地域の要望に応えるため、配管工事を優先して施工場所を決定した。その後、用地買収の整った末端配管部分の追加や、通行者の安全を確保するための舗装を望む声が出てきたため、これに対応する施工範囲を決定し、第2回変更対応とした。

付帯工事は、久井町の山中野・羽倉地域内の前年度までの工事で配管から仮舗装まで実施した路線について、通行者の安全を確保するため本舗装を施工するもので、発注後地域住民から特に強い要望が上がった路線を第1回変更で、それに次ぐ要望の路線を第2回変更で追加した。

【指摘】

用水路工事の工区延長であり、別途契約原則の追加建設工事(注-1)の【例-2】に挙げられている項目に該当するものと考えられる。

第1回変更はN1-6路線25.3m、O1-6路線110.8mを追加したもの、H-10路線を106.1mから178.1mに延長したものであり、全体では管水路工直径(Φ)75~直径(Φ)450mmが延長(L)=1,591mから延長(L)=1,799mに変更されたものである。変更前金額が65,880千円であり、変更後金額は84,702千円となっている。メートル当たりの単価でみると変更前は41千円、変更後で47千円となっている。

変更理由書を見ると単価アップの要因は付帯工として変更後に11,397千円が追加されたためであり、「本舗装を早期に施行し、通行車両等の安全な通行を確保する」と付帯工追加の変更理由の記載があるが、これは事後的に出てきた条件であり、契約変更として取扱い、入札によらないものとして11,397千円の支出の取り決めが当事者間のみで行われていることは、透明性、公正性に欠けるものとなっていると言わざるを得ない。

また、第2回の変更理由書のうち、主たる変更内容であるN1路線の事業量は1,017.5mから1,017.6mへのわずか10cmの変更であるにもかかわらず42,433千円から45,790千円へと3,357千円の増額としている。変更理由は「本舗装を早期に施行し、通行車両等の安全な通行を確保する」とあり、不自然な内容になっている。

担当部署からの事後的な説明では、変更事項の事業量に相対する工事費には事業量10cmとして記載している以外に、管路を敷設した全区間の舗装工事費も追加されて含まれているという説明であった。変更理由書の事業量などの記載を見る限りでは、そのように理解することは難しい。

そうであるならば、変更理由書において、2行に分けて舗装工事の事業量を明確にしたうえで別に記載すべきである。見方を変えれば、どれだけの事業量の舗装工事があったのか変更理由書においては不明確なまま、承認されたものとなっている。

また、上述の付帯工事とは以前に実施した別の工事において管路を埋設した後の仮復旧舗装を本舗装復旧工事として実施したものであるという回答であった。

両者ともに内容としては別途契約原則の注において示している追加建設工事に該当するものと判断されるが、上記のような不明瞭・不適切な記載が用いられると、承認者からの適切な指導の機会を奪うものとなってしまいうために、別途契約の原則の運用が適切にできないものとなってしまふ。

変更理由書の可否によって、追加の支出額の適否が決まるものであり、事後的に変更内容の適正性が容易に検証できるように、口頭並びに追加資料による補足説明がなくても理解できるよう明瞭に変更理由書を記載すべきである。

参考として、サンプルフォームを160頁に添付しているが、こちらの様式は本来、設計図面などの添付資料がなくとも、この変更理由書の様式のみで変更内容及び変更金額の妥当性が明瞭・容易に把握できるように工夫して作成されているものと見受けられる。あえて変更内容が不明確になるように、1行に複数の工事を含ませるような記載すること、また本来、別記すべき工事を付帯工事として不明瞭にして記載することは避けるべきである。言い換えると、内部統制の整備状況は適正であるのに、その運用方法によって、内部統制が適切に機能しなくなるような記載方法は行うべきではない。

承認者においては、変更理由書の様式内において、変更内容、変更理由が明瞭に記載されているか、この様式内のみにおいて契約変更に伴う増加金額の妥当性が理解できるような記載になっているに関して、厳格に検証していくべきである。

いずれにしても、設計変更に伴う契約変更基準に従うところでは、冒頭に記載したように別途契約とすべきであったと考える。

担当課	農業基盤課	執行機関	東部農林水産事務所尾道農林事業所	
事業	県営ほ場整備事業			
工事名	沼田西地区惣定工区区画整理2期工事			
契約日	平成25年9月24日	着工日	平成25年9月25日	
当初完成予定日	平成27年3月13日	最終完成予定日	平成27年3月13日	
当初契約金額	変更後金額	増減額		変更回数
135,324千円	198,288千円	+62,964千円(+46.5%)		4回

(契約変更額が30%を超えた理由に関する担当部署からの回答)

第1回及び第3回変更においては、整地工事を追加しているため、大幅な金額増となった。(理由：事業効果早期発現のため、暫定断面を完成断面とした。)

第1回：表土剥ぎ取り(T1) + 基盤切り盛り(T2) = 4.63ha

表土剥ぎ取り(T1) ~ 表土整地(T5) = 5.39ha

⇒表土剥ぎ取り(T1) ~ 表土整地(T5) = 10.32ha

第3回：表土剥ぎ取り(T1) ~ 表土整地(T5) = 10.32ha

⇒11.94ha

上記、整地工事追加に伴い、用水路工の延長も追加した。

別途契約としない理由

一定区域内で地権者及び改良区と工事調整するほ場整備事業は別途契約がそぐわないと判断したため。

別途契約としない根拠

平成 24 年度 2 月補正予算であるため、特例措置（10 割以内かつ 1 億円未満の変更契約）により第 1 回変更実施。

また、平成 25 年 8 月 1 日付け「公共事業の執行について（通知）」3 対象期間等（2）を適用し、第 3 回変更実施。

（上記補正予算工事であるため、対象期間終了後においても、第 1 回変更金額を当初請負金額と読み替える。）

（意見）

補正予算対応であっても、「基本的な考え方」として、「事業の執行に当たっては、追加建設工事は別途契約を原則とするが、工事箇所の制約により、現場が狭隘で進入路が限られるなど、現に執行中の建設工事と分離して執行することが不相当と認められる箇所については、次のとおりとする。」として、特例措置がある。

本件は整地工事を追加しているものであり、上記の通知に文字どおりに従えば、別途契約原則の追加建設工事に該当するであり、分離して執行することが不相当とはいえないと考えられる。

当該回答のように補正予算の取扱いはわかりにくいものとなっていることに加えて、別途契約の原則の運用を難しくしているものと思われる。

担当課	森林保全課	執行機関	西部農林水産事務所 呉農林事業所	
事業	山地治山事業費			
工事名	林地荒廃防止事業 山腹工事 No. 9			
契約日	平成 26 年 1 月 28 日	着工日	平成 26 年 1 月 29 日	
当初完成予定日	平成 26 年 9 月 17 日	最終完成予定日	平成 26 年 10 月 31 日	
当初契約金額	変更後金額	増減額		変更回数
39,202 千円	58,347 千円	+19,144 千円（+48.8%）		3 回

（契約変更額が 30% を超えた理由に関する担当部署からの回答）

当初設計段階において、事業計画が予定していた法枠工の施工区域を縮小し契約せざるを得ない状況となった。

法枠工未施工区域の表土が流出する恐れがあり、切土斜面の早期安定を図るため、施工区域を追加した。

現場が狭隘で進入路が限られており、現に執行中の工事と分離して執行することが不相当と認められたため、「公共事業の執行について」（平成 26 年 4 月 1 日農林水産局長通知）により対応。

（意見）

平成 26 年 4 月 1 日通知は、別途契約の原則の例外として、「工事箇所の制約により、現場が狭隘で進入路が限られるなど、現に執行中の建設工事と分離して執行することが不相当な箇所」について、追加工事を変更契約で処理できる旨定めている。

もっとも、決裁書類中の「現場が狭隘で進入路が限られる」という曖昧な説

明では、追加工事を分離して執行することについて、具体的にどのような物理的支障があるか判然としない。

従って、決裁書類の中で、別途契約の原則の例外にあたる具体的事実は明示すべきである。

担当課	森林保全課	執行機関	西部農林水産事務所東広島農林事業所	
事業	山地治山事業費			
工事名	復旧治山事業 溪間工事 No. 7			
契約日	平成 25 年 10 月 28 日	着工日	平成 25 年 10 月 29 日	
当初完成予定日	平成 26 年 3 月 14 日	最終完成予定日	平成 26 年 7 月 24 日	
当初契約金額	変更後金額	増減額		変更回数
19,974 千円	42,818 千円	+22,844 千円 (+114.4%)		3 回

(契約変更額が 30% を超えた理由に関する担当部署からの回答)

同一溪流内の工事であり、別発注とした場合、工事用ヤード等が取れず工事が競合するため、「公共事業の執行について」(平成 25 年 8 月 1 日農林水産局長 土木局長通知)及び「設計変更に伴う契約変更基準について」(平成 10 年 2 月 13 日 農政部長 林務部長通知)の 4 の (3) により対応。

床固工が 1 個⇒3 個、体積 (V) = 102⇒457 m³ と増えた理由について、工期の確保が困難なため、年度内完成を見込める谷止工 1 個、床固工 1 個を発注し、繰越の承認を得た後、床固工 2 個の追加を受注者と協議の上変更した。

【指摘】

本工事については、追加工事が当初契約金額を超えていることから、平成 25 年 8 月 1 日通知の例外規定は適用できない。

そのため、本工事においては、平成 10 年 2 月 13 日付「設計変更に伴う契約変更基準」が定める別途契約の原則の例外にあたるものとして、変更契約により対応している。

この点、同基準は、「現に執行中の建設業務と分離して執行することが著しく不適当な建設業務(注-2)」について契約変更で処理することができる旨を定めており、そのような建設業務とは、「執行条件の変更・他事業との調整・緊急を要する事案等の要因により、当初契約の建設業務区間内で契約数量が増減する場合をいう。」とされている。そして、その具体例が(注-2)で示されていることは上述のとおりである。

しかし、本工事の変更内容を見るに、床固工や谷止工の発注数が増えており、契約数量の増加と評価することはできるが、第 1 回変更において、当初契約金額の 2 倍以上の増額が行われていること、工期も当初の 137 日から 228 日に延長されていること、上記具体例を参考にすると、現場の状況等に変動がない中で、このような大幅な内容変更は予定されているとは考えられないことを考慮すると、別途契約を行うことが著しく不適当な建設業務と評価できる根拠は乏しい。

そして、このように変更要件の判断が難しい事情があるにもかかわらず、工事執行同等の決裁書類には、別途契約の原則に反しない理由が記載されていない。

従って、別途契約の原則に従えば、本工事は例外要件を満たすとは評価できないものであるので、原則どおり、追加工事は別契約とすべきと考える。

担当課	森林保全課	執行機関	東部農林水産事務所	
事業	山地治山事業費			
工事名	復旧治山事業 山腹工事 No. 1			
契約日	平成 25 年 7 月 19 日	着工日	平成 25 年 7 月 20 日	
当初完成予定日	平成 26 年 2 月 28 日	最終完成予定日	平成 26 年 6 月 30 日	
当初契約金額	変更後金額	増減額		変更回数
36,465 千円	68,465 千円	+ 32,000 千円 (+ 87.8%)		4 回

(契約変更額が 30%を超えた理由に関する担当部署からの回答)

当初設計は平成 24 年度(補正)分の計画であり、変更契約はこれに平成 25 年度計画分を追加したものである。当該箇所早期完成、事業効果の早期実現が望めること、また現場が狭隘で進入路・資材置き場が限られることから、「公共事業の執行について」(平成 25 年 8 月 1 日農林水産局長通知)により対応。

(意見)

上記回答によると、契約変更の内容は、平成 25 年度計画分を追加したものとすることであるが、予算の都合から早期実現が可能となった事情は理解できるものの、決裁書類に記載された変更後の工事が「分離して執行することが不相当」である理由として、現場が狭隘で進入路・資材置き場が限られる等という簡略な記載がなされているのみであり、分離執行にどのような支障があるのか具体的内容が不明である。この点は、別途契約の原則の例外が許容されるための重要な事実であるから、決裁権者の判断内容を明確にするためにも、分離の物理的な支障、制約内容、工期との関係等、具体的理由を決裁書類に明示すべきである。

担当課	森林保全課	執行機関	北部農林水産事務所	
事業	山地治山事業費			
工事名	復旧治山事業山腹工事 NO.17			
契約日	平成 25 年 11 月 15 日	着工日	平成 25 年 11 月 16 日	
当初完成予定日	平成 26 年 3 月 14 日	最終完成予定日	平成 26 年 9 月 30 日	
当初契約金額	変更後金額	増減額		変更回数
45,150 千円	63,850 円	+ 18,700 (+ 41.4%)		4 回

(契約変更額が 30%を超えた理由に関する担当部署からの回答)

当該地区は山腹斜面に亀裂が発達している岩塊が露出しており、転石落下による人家被害も発生している。予算確保できたので、複数年計画としていた治山施設の早期発現を図るため落石予防工を追加する。「公共事業の執行について」(平成 25 年 8 月 1 日農林水産局長通知)にて対応。

【指摘】

上記回答によると、契約変更の理由は、「予算確保できたので、複数年計画を前倒しして落石予防工を追加する」というものであり、もともと別年度で計画されていた工事である。

この点、平成 25 年 8 月 1 日通知は、別途契約の原則の例外として、「工事箇所
の制約により、現場が狭隘で進入路が限られるなど、現に執行中の建設工事
と分離して執行することが不適當な箇所」について、追加工事を変更契約で処
理できる旨定めている。

本工事の変更内容を見ると、落石予防工が追加されたことにより、追加工事
は執行中の工事と別工種であること、工事現場は山腹の上方と下方に分かれる
こと、工期が 136 日から 258 日と大きく延長されていることから、分離して執
行することが不適當な箇所と評価できるか疑問はある。他方で、本工事におい
ては、山腹の下方と上方で工事を施工することとなるので、落石予防工を執行
中の工事と並行して行うとすると、進入路が限られるほか、上下の現場を連携
した現場管理が困難であることは否定できないところである。このように、本
工事は、別途契約の原則の例外に該当するか、判断に困難を伴う事案であると
考えられる。

しかるに、本工事の決裁書類には、上記例外要件に該当する理由が全く記載
されておらず、手続的に、決裁者において、例外の可否が検討された形となっ
ていない。この点は、別途契約の原則という重要な契約手続の例外を許容する
理由に関わるものであるから、決裁書類に具体的理由は明示しなければならない。

担当課	林業課	執行機関	西部農林水産事務所	
事業	道整備交付金			
工事名	林道細見大塚線（芸北 4 工区）開設工事 No.12			
契約日	平成 25 年 4 月 9 日	着工日	平成 25 年 4 月 10 日	
当初完成予定日	平成 25 年 10 月 31 日	最終完成予定日	平成 26 年 6 月 30 日	
当初契約金額	変更後金額	増減額		変更回数
34,860 千円	55,452 千円	+ 20,592 千円（+ 59.1%）		4 回

（契約変更額が 30%を超えた理由に関する担当部署からの回答）

別途契約としない根拠について、現場が狭隘で進入路が限られ、現に執行中
の建設工事と分離して執行するのが困難なため、「公共事業の執行について」
（平成 25 年 8 月 1 日農林水産局長通知）により対応。

「舗装工」が契約変更により追加された理由について、工事を追加した区間
は、道路縦断勾配が急な盛土部であり、雨水による土の流出を防止する必要が
あったため、舗装工を追加した。

【指摘】

「公共事業の執行について」（平成 25 年 8 月 1 日農林水産局長通知）では、
別途契約原則を前提として、「工事箇所の制約により、現場が狭隘で進入路が

限られるなど、現に執行中の建設工事と分離して執行することが不相当と認められる箇所」について、契約変更を許容している。

この点、追加工事が必要になった理由として、工事箇所の下流に位置する養魚場に土砂が流入する恐れがあり、そのために、舗装工を追加したとのことである。林道の開設工事と舗装工事を別に発注することは、現場状況からは困難と認められることから、上記例外要件を満たすと判断される。

しかしながら、本工事についても、変更理由が決裁書類に明記されておらず、手続的に、決裁者において、例外の可否が検討された形となっていない。この点は、別途契約の原則という重要な契約手続の例外を許容する理由に関わるものであるから、決裁書類に具体的理由は明示しなければならない。

担当課	林業課	執行機関	東部農林水産事務所尾道農林事業所	
事業	農山漁村地域整備交付金			
工事名	林道下津小世良線開設工事 NO. 5			
契約日	平成 26 年 3 月 20 日	着工日	平成 26 年 3 月 21 日	
当初完成予定日	平成 26 年 9 月 30 日	最終完成予定日	平成 27 年 2 月 20 日	
当初契約金額	変更後金額	増減額		変更回数
30,798 千円	43,416 千円	+12,618 千円 (+41.0%)		3 回

(契約変更額が 30% を超えた理由に関する担当部署からの回答)

林道の新設工事を片押しで開設しており、工事進入路が既設部分からの 1 箇所のみと限られ、別契約の場合、当初工事完了後の工事着手等の工事調整が必要となってしまう、執行事務及び工事工期完了に相当期間を要し年度内の工事完了が困難となるため、先線延長(追加)工事(延長(L)=258.2m⇒315.2m 追加 57m)について、追加変更契約とした。

現に執行中の建設業務と分離して執行することが著しく不相当な建設業務である。

当初、工事発注後の一部地権者からの林道敷地縮小要望(敷地内有用木伐期延長希望)を受け、構造物変更(盛土工・土羽⇒補強土壁工)に伴い経費が増加した。

(意見)

平成 25 年 8 月 1 日通知では、別途契約の原則の例外として、「工事箇所の制約により、現場が狭隘で進入路が限られるなど、現に執行中の建設工事と分離して執行することが不相当と認められる箇所」について、契約変更を許容しているところ、本工事の契約変更については、決裁書類上も、工事進入路が限られているなど、分離して執行することが不相当な理由が示されている。

ただし、本工事の追加工事は、予算の都合のために同一の年度内に執行できることが可能となったために、執行中の工事と並行して施工する必要が生じたものであるから、分離執行が不相当と認められる主な根拠は、別契約とすると、同じ工事箇所における工事調整等のために、年度内の完成が困難になることにあると思われる。

そうであれば、決裁書類の中では、「執行事務及び工事工期完了に相当期間を要し年度内の工事完了が困難となる」と概括的な記載がされているが、この

点は、執行事務等によりどの程度の工期が必要になるかという点について、具体的な事情を詳しく示すべきと考える。

変更理由書

(変更理由書における問題点については同工事の指摘を参照されたい。)

変更理由書

1. 工事名:	[Redacted]						
2. 工事概要:	変更前	管水路工 φ75～φ200mm L=2,795m					
	変更後	管水路工 φ75～φ400mm L=4,453m					
3. 工事費:	変更設計額(税込)	¥ [Redacted]		¥ [Redacted]		¥ [Redacted]	
	請負代金額(税込)	¥80,850,000		¥127,111,950		¥46,261,950	
4. 工期:	変更前	自平成25年7月19日 至平成26年2月28日					
	変更後	自平成25年7月19日 至平成26年3月14日					
5. 変更事項	事業量			請負代金額(円)			変更理由
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	
管水路工事(■■■支線) N1	1式	-	△	[Redacted]	0	[Redacted]	地元要望の特に大きい■■■(■■■地区)を優先させるためN1, N1-1, N1-3, N1-4, N1-5路線は次年度以降とする。
管水路工事(■■■枝線) N1-1	1式	-	△	[Redacted]	0	[Redacted]	
管水路工事(■■■枝線) N1-3	1式	-	△	[Redacted]	0	[Redacted]	
管水路工事(■■■枝線) N1-4	1式	-	△	[Redacted]	0	[Redacted]	
管水路工事(■■■枝線) N1-5	1式	-	△	[Redacted]	0	[Redacted]	
管水路工事(■■■支線) 01	1式	1式	-	[Redacted]	[Redacted]	0	
管水路工事(■■■支線) 02	1式	1式	-	[Redacted]	[Redacted]	0	
管水路工事(■■■枝線) 01-1	-	1式	-	0	[Redacted]	[Redacted]	
管水路工事(■■■枝線) 01-2	-	1式	-	0	[Redacted]	[Redacted]	
管水路工事(■■■枝線) 01-3	-	1式	1式	0	[Redacted]	[Redacted]	
管水路工事(■■■枝線) 01-4	-	1式	1式	0	[Redacted]	[Redacted]	
管水路工事(■■■枝線) 01-5	-	1式	1式	0	[Redacted]	[Redacted]	
管水路工事(■■■幹線) NS	-	1式	1式	0	[Redacted]	[Redacted]	
管水路工事(■■■支線) NS-3	-	1式	1式	0	[Redacted]	[Redacted]	
管水路工事(■■■支線) φ350	-	1式	1式	0	[Redacted]	[Redacted]	
管水路工事(■■■支線) φ200	-	1式	1式	0	[Redacted]	[Redacted]	
管水路工事(■■■枝線) T-1	-	1式	1式	0	[Redacted]	[Redacted]	
管水路工事(■■■枝線) T-2	-	1式	1式	0	[Redacted]	[Redacted]	
管水路工事(■■■枝線) T-3	-	1式	1式	0	[Redacted]	[Redacted]	
管水路工事(■■■枝線) T-5	-	1式	1式	0	[Redacted]	[Redacted]	
管水路工事(■■■枝線) T-6	-	1式	1式	0	[Redacted]	[Redacted]	
管水路工事(■■■枝線) T-8	-	1式	1式	0	[Redacted]	[Redacted]	
管水路工事(■■■枝線) T-11	-	1式	1式	0	[Redacted]	[Redacted]	
管水路工事(■■■枝線) T-13	-	1式	1式	0	[Redacted]	[Redacted]	
管水路工事(■■■枝線) T-16	-	1式	1式	0	[Redacted]	[Redacted]	
管水路工事(■■■枝線) T-18	-	1式	1式	0	[Redacted]	[Redacted]	
管水路工事(■■■枝線) T-19	-	1式	1式	0	[Redacted]	[Redacted]	
				0	0	0	
共通仮設費(積上分)			-	835,000	1,900,000	1,065,000	
技術管理費			-	220,000	549,000	329,000	
通水試験	4.0日	6.0日	2.0日	220,000	549,000	329,000	管路延長増による事業量の増
運搬費			-	615,000	696,000	81,000	

仮設材運搬			-	615,000	696,000	81,000	使用量の増による事業費の増
安全費				0	655,000	655,000	
交通誘導員	0人	72人	72人	0	655,000	655,000	県道協議で交通整理員配置することになり事業費の増
諸経費対象外額							次年度供用開始(■■工区)に向けて■■■ ■揚水機の配電盤の改良工事を行い供用後の受電に耐える仕様に変更する。事業費の増(平成25年8月20日付け「工事内容変更通知書」とおり。)
揚水施設電源系統改良工事	-	1式	1式	0	2,174,000	2,174,000	
請負代金額(税込)							
工期	H25.2.28	H25.3.14	14日間				上記理由により、事業量が増加するため、工期を14日間延期する。

※上記における請負代金額として掲記している見積もり単価を含む直接工事費については、見積先から非公開での条件が付されているため、黒塗りとしている。

(6) 個別の工事の検証まとめ

以上、農業基盤課、森林保全課及び林業課の工事について個別に見たところ、農業基盤課では少なくとも4件、森林保全課でも2件、林業課では1件については、変更契約としてではなく、別途契約とすべきものと見受けられた。

【指摘】

ここで取り上げた工事は、発注部署（例えば農林水産事務所（事業所）長）の決裁により、別途契約とせず、契約変更として取り扱うことを認めているものである。個々の工事により、事情は異なるが、概して、前項の（4）で取り上げた工事請負契約に係る設計・契約変更に係るルールが適切に判断・運用されていない、ないし、その判断過程が内部書類において明確に示されていないものである。

以上のように、複数の例において、別途契約の原則等のルールの運用に関して、拡大解釈をしていると思われる現状では、変更請負代金額が例えば5,000万円又は当初請負代金額に対して30%を超えて増額する建設工事は、農林水産事務所（事業所）長の決裁に加えて、本庁における関係課による承認を必要とするなどの内部統制の整備を検討すべきである。

繰り返しにはなるが、別途契約とすべきものが、変更契約で済まされているということは、ルールに基づいて、財務処理がなされていないと見るのみでなく、一般競争入札において図られるべき、取引の透明性、競争性、公正性、経済性が適正に追及されていないということに立ち返って、考察していくべきである。

入札事務は時間と労力を要するものであるが、農林水産業においては、従事する事業者の生産所得が低く、「産業として自立できる農林水産業の確立」を最大の目標としている中で、多額の予算が配分、費消されている公共工事においては、より厳正な取扱いが行われるべきである。

(7) 2月補正予算を財源とした契約変更の取扱い

143頁の公共工事の一覧表において、変更契約額が当初請負代金額の30%を超える工事について、平成25年度2月補正を財源としたものがある。これらは設計変更に伴う契約変更基準における別途契約の原則とは、異なる取扱いができるものとしている。詳細は以下のとおり。

平成26年4月1日に農林水産局長及び土木局長から出された「公共事業の執行について(通知)」(以下、「通知」)により、「平成25年度2月補正予算を含む増額に限り、設計変更に伴う契約変更基準4の別途契約の原則にかかわらず、特例により、変更の増額が当初(原)契約額を超えない範囲内かつ1億円未満である追加建設工事については、変更契約によることができる」としている。

すなわち、(4)に示したルール以外に特定の財源を活用した公共工事に関する契約変更の取扱いについて、時限を置いて、特例の取扱いがなされているものである。

農林整備管理課にヒアリングしたところ、これは、平成25年度2月の大型補正予算に関して、経済効果早期発現を目的にして行われた措置であり、大型補正であった平成24年度2月補正についても同様の通知を発しているということである。

通知においては「基本的な考え方」として前提条件を下記のように定めている。

「事業の執行に当たっては、追加建設工事は別途契約を原則とするが、工事箇所の制約により、現場が狭隘で進入路が限られるなど、現に執行中の建設工事と分離して執行することが不適当と認められる箇所については、次の通り対応する。」

一方、ガイドライン1-1-3には別途の契約とするものは「現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、」とあり、「設計変更に伴う契約変更基準」にもほぼ同様の文言として「現に執行中の建設業務と分離して執行することが著しく不適当な建設業務」を例外としているが、通知の「基本的な考え方」の下線を付した2つの扱いについては、言葉としては前者に「著しく」とあるが、運用上の違いは明確に示されていない。通常的思考では、分離が困難ということに著しいか否かの線引きは非常に難解である。

農林整備管理課にヒアリングするところでは、通知は、「基本的な考え方」の記載にあるように、行き過ぎた変更契約は認められないが、経済効果早期発現を目的としたものであり、特例としての取扱いを優先して考えるべきものであるという説明であった。ただし、詳細の取扱いについては、現場担当部署の判断で運用されており、決裁権限としては、原則として各農林水産事務所(事業所)長により決裁されている。すなわち、平成26年度における公共工事においては、変更契約に関する取扱いの適否について、農林水産局内の本庁における事前ないし事後的な検証は行われていない。

(意見)

別途契約の原則(3)は例示をもって示されているが、通知による取扱いの「分離して執行することが不適当」がこの例示をもって判断すべきものであるか、不明瞭となっている。通知は大型補正予算があるごとに同じような文面が出されているので、契約の透明性・公正性を確保していくためには明確な整理を行っていくことが必要と考える。

こういった取扱いを明瞭にして、(6)と同様に、本庁の関係課における承認を必要とするなどの内部統制の整備を検討すべきである。

(8) 補正予算を財源とした工事の管理方法について

(5) で取り上げた工事には、平成 25 年 8 月 1 日通知によるという農林水産事務所からの回答があったものが複数あったが、ほとんどが平成 25 年度の年度末間近に変更契約がなされている。こちらの通知は平成 24 年度 2 月補正予算に関するものであり、変更契約の取扱いについては上記の平成 26 年 4 月 1 日通知で述べるものと同様である。ただ、平成 25 年 8 月 1 日通知を見ると平成 26 年 3 月 31 日までに変更契約を締結したものまでを特例が使えるものと記載している。この通知による取扱いは早期経済効果の発現を目的としての特例であり、2 月補正が決まってから 1 年経過した時点で変更契約される工事にこのような特例を適用することとしては、早期経済効果の発現に寄与するものとはいえない。

(意見)

2 月補正予算の目的を十分に認識のうえ、適切な期限まで執行した工事に関して対象とすべきであると考え。また、2 月補正予算を財源とした工事に関して、対象工事の一覧表を依頼したが、作成されていないということであり、2 月補正予算を財源とした工事は、こちらが提示した質問書に印を付して回答があったものを、今回の監査上は受け入れたところである。しかしながら、別途契約の原則に関する取扱いを異なるものにするという以上、補正予算財源の対象工事に関して、一覧表を適切な承認のもとに作成しておくべきである。その上で執行の時期を鑑みて、通知による特例を認めうるものか、組織的に管理していく（組織内の誰が見ても納得できるように情報共有しておく）方法を検討すべきである。

(9) 漁業経営構造改善事業

これまで取り上げた公共工事は広島県が土木建設工事業者に発注し、契約を行ってきたものであるが、当該事業では、国、広島県、江田島市が、広島県漁業協同組合連合会に対して補助金を交付して、広島県漁業協同組合連合会が土木建設工事業者と契約して実施された事業となる。従って、先に述べた(6)(7)は直接、本件工事には適用されないものとなる。

ただし、当該事業は規模も大きく、広島県が指導・監督責任を負う事業であり、これまで見てきた公共工事と同様の観点で取り上げたものである。

ア. 予算及び執行額

(単位：千円)

事業区分	当初予算額	補正後予算	執行額
大規模かき殻一時堆積場	67,125	130,625	67,125

(当初予算の節別内訳)

(単位：千円)

歳出		歳入(財源)	
旅費	272	国庫支出金	53,000
需用費	50	一般財源	14,125
役務費	3		
委託料	657		
使用料及び賃借料	18		
負担金、補助及び交付金	66,125		
合計	67,125	合計	67,175

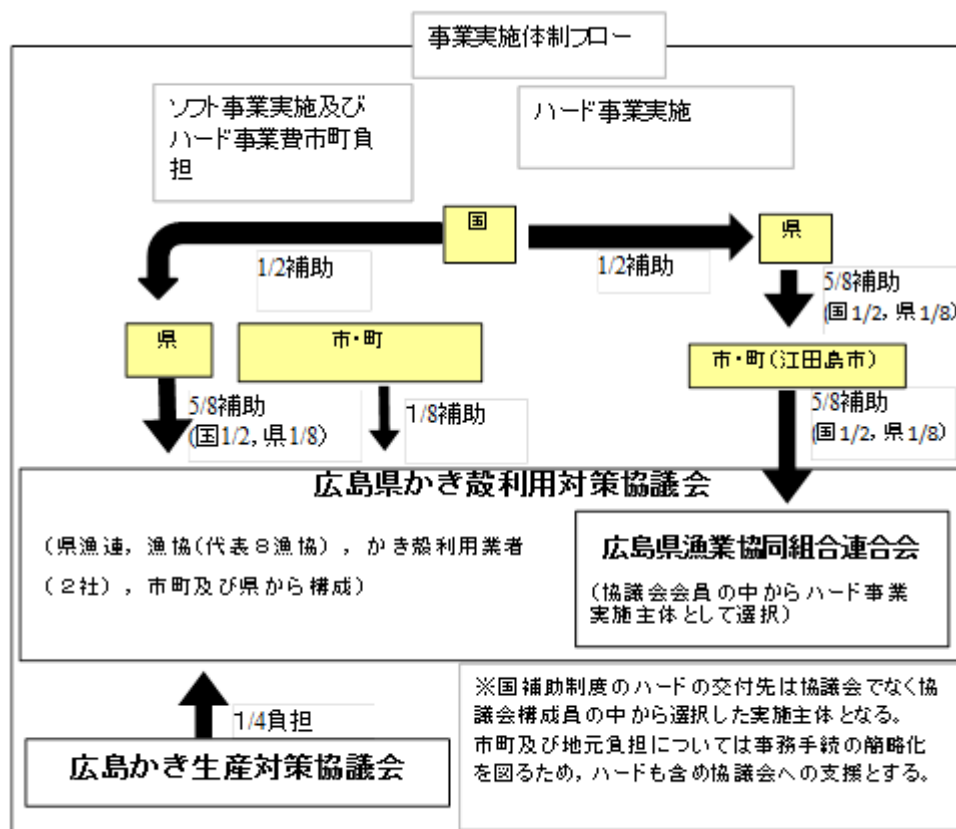
イ. 事業の概要

県内のかき養殖漁業に必要なかき殻等について、従前飼料や肥料として利用するリサイクルシステムが構築されていたが、近年かき殻を一時堆積させる施設が不足し、一部堆積場では近隣に対する悪臭等の環境問題が出ていた。このため、かき殻一時堆積場を増設するとともに、持続可能なかき殻リサイクルシステムの再構築を図るための取組を支援することを目的とした事業である。

具体的には、生産者、かき殻加工業者、市町、県で構成する広島県かき殻利用対策協議会を設置し、かき殻等の処理システムを再構築するための以下の取組に対して支援を行う。

区分	設置場所	事業主体
ハード事業 大規模かき殻一時堆積場 (収容量 12 万 m ³)	江田島市江田島町 字長浜地先	広島県漁業協同組合 連合会
ソフト事業 かき殻及びかき殻残渣利 用検討委託一式	全県	広島県かき殻利用対 策協議会

取引の流れ



(引用：広島県かき殻利用対策協議会での推進体制説明資料)

広島かきについてはブランド化による販売増産体制を敷いている一方で、廃棄されるかき殻については消費者や生産者に対する直接の費用負担はない。

特に今回の事業については、現状のかき殻堆積施設の飽和化（キャパシティ不足）により沖合に新たな堆積施設を設置することとして、設計会社に測量、地質調査及び設計業務を委託し、平成 26 年 10 月に調査報告を受けている。

それによれば、120,000 m³の収容能力を前提に、沖合に杭（鋼管）を打ち、それをフェンスで囲む仕様となっているが、上記設計会社からの調査報告では 29.5m～37.0m の杭が 47 本必要とされている。

しかし、広島県での平成 26 年度予算計上額は近隣類似施設を参考に概算によるものであったため、見積計上額は大幅に過少なものであった。この調査報告書の仕様で発注すると、年度予算を大きく上回ることとなるため、調査報告書で必要とされている杭の本数を削った設計図書をもって、入札を行い、応札した業者と平成 26 年 12 月 18 日に工事請負契約（契約金額 71,280 千円）を締結している。（広島県は入札以前に調査報告書の内容を把握しているが、広島県の予算の都合上、杭の本数が必要数に満たないもので入札・契約を進めている。）

その後、補正予算をもって平成 27 年 2 月 27 日に 87,165 千円（当初より 15,885 千円増額）の変更契約を行い、平成 27 年 3 月 26 日に再度 187,119 千円の変更契約（当初より 99,954 千円増額）を行うことで、最終的に杭の本数を当初の調査結果の 47 本に戻している。

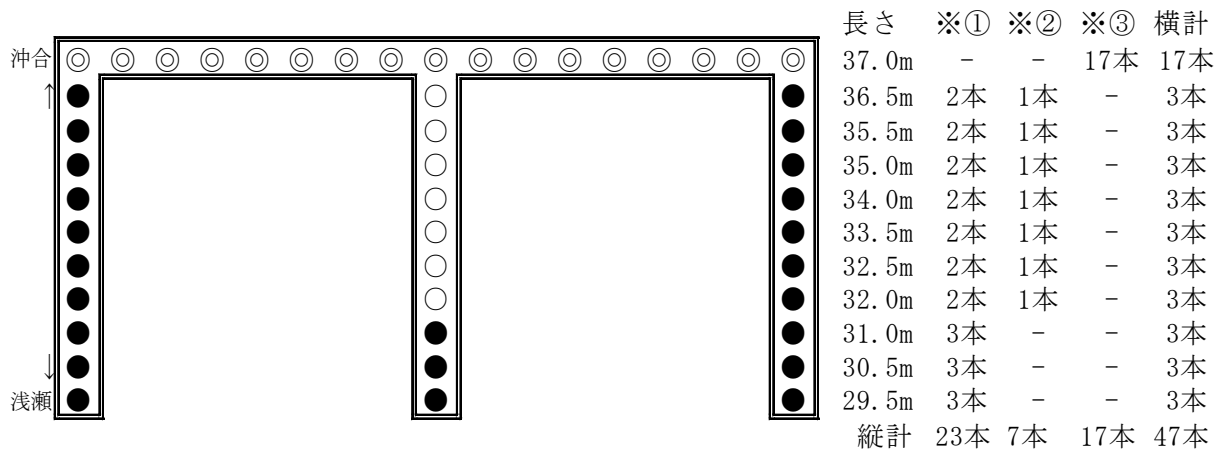
その間に、契約額の大幅な増額が行われたことについて、広島県かき殻利用対策協議会から関係者への説明が行われ、平成 27 年 2 月 3 日付で広島県を經由し、水産庁長官あてに平成 26 年度産地水産業強化支援事業の産地水産業強化計画の変更承認申請が行われている。

江田島地区漁業経営構造改善事業（広域かき殻利用対策）事業工事費の推移

(単位:千円)

工事内容	事業費負担率	平成26年度				平成27年度	総工事 予算 (②)	当初予算 よりの増加額 (②-①)
		当初予算 (①)	当初 契約金額	第1回 契約変更	第2回 契約変更	来年度 予算変更		
設計費	-	12,744	12,744	-	-	-	12,744	-
工事費(杭打ち)	-	86,256	71,280	87,165	187,119	-	187,119	100,863
工事費(フェンス囲み)	-	101,000	未実施	未実施	未実施	180,000	180,000	79,000
事業事務費	-	-	-	-	-	-	137	137
総事業費	-	200,000					380,000	180,000
国費	1/2	100,000					190,000	90,000
県費	1/8	25,000					47,500	22,500
市町費(8市町)	1/8	25,000					47,500	22,500
地元負担(かき生産者)	1/4	50,000					95,000	45,000

堆積施設を上から見た図



- ※① ●当初契約での杭数
- ※② ○第1回変更契約で追加された杭数
- ※③ ◎第2回変更契約で追加された杭数

契約締結、変更契約に関する時系列

平成 26 年 1 月 31 日	広島県かき殻利用対策協議会より事業提案
7 月 2 日	設計会社と業務委託契約締結(契約金額 12,744 千円)
10 月 2 日	設計会社による調査結果報告 この時点で杭は 47 本必要と報告
10 月 30 日	かき殻堆積場に係る関係市町検討会(市町への変更説明)
12 月 4 日	杭打ち建設工事の入札通知(予定価格 87,255 千円)
12 月 8 日	水産課長が県知事に事業費変更について説明
12 月 15 日	入札の結果、71,280 千円で落札
12 月 18 日	業者と工事請負契約締結(契約金額 71,280 千円) 杭 47 本中 23 本施工
平成 27 年 2 月 27 日	第 1 回変更契約 契約金額 71,280 千円から 87,165 千円に変更 杭打ち 7 本追加施工
3 月 26 日	第 2 回変更契約 契約金額 87,165 千円から 187,119 千円に変更 杭打ち 17 本追加施工
11 月 30 日	杭打工事完了

※数値はすべて税込

【指摘】

堆積施設を上から見た図から分かるように、堆積施設は当初の契約において、フェンス囲みを取り付けることができるものではなく、機能しうる構造物としての体裁をなしていなかった。この点に関し、広島県漁業協同組合連合会が工事業者と工事契約を行っていることに対して県が容認していることには問題がある。

また、直近の整備された施設を参考にして事業計画を立案しているが、平成 26 年 10 月の設計会社の調査報告により大幅な見直しが必要となることが分かっている前提で、同年 12 月 18 日に工事契約を締結している。この点に関し、事業計画の見積りの甘さも言うに及ばず、一度事業遂行を中断して、再度の予算上程や業者選定を行うべきであったと思われる。

これらの点について、広島県の担当者から意見聴取したところ、予算計上後の測量調査により鋼管(杭)の長さが当初より延長となり、事業費が年度予算を大きく上回ることが判明したため、予算の範囲内の執行となるよう杭の本数を本来必要となる 47 本より少なくして当初契約を行ったとの回答であった。

またその後、経済対策のための補正予算が付いたこともあり、早期執行を優先させる中で同一業者と変更契約を行うことが効率的との認識の上で執行手続を進めたとの回答であった。

しかし、調査報告後の業者選定及び工事契約において杭の本数を意図的に少なくし、その後帳尻を合わせることは、最終的には規格に沿った施設が完成するとはいえ、当初の予算設定の見積りの甘さのみならず、不完全な施工物をも

って、入札・契約を行っていること、また当初から完全な杭の本数で入札を行っていたら、違う業者が選定されていた可能性もあり、補助金を出す立場にある県の監督が十分に機能していなかったと考えられる。

本来であれば入札前に事業計画の変更を行い、全体のスケジュールを提示したうえで工期を区切って発注を分割するのが原則的な手法と考えられ、変更契約前提の入札は公正性、透明性を欠いているものである。

国であれ市町であれ税金が投じられて行われる事業であることには変わりなく、予算制度は税金を有効に活用していくための重要な内部統制（個々にこの金額までのものであれば支出を許容するという意味で）である。特に、予算を大幅に超える執行が発生した場合には原点に立ち返って、新たな予算を上程する手続を踏むべきであり、安易に変更契約という手段を用いるべきではないと考える。

その制度を欺くような扱いは厳しく管理・指導していくべきであり、本件は広島県が主導して行った取扱いであることから、反省すべき点は大きいといえる。

10. 貸付金

農林水産局における貸付金としては、以下のものがあげられる。

制度	残高（平成 26 年度末）
木材産業等高度化推進資金貸付金	360,000 千円
就農支援資金貸付金	33,179 千円
農業共済基金出資金貸付金	13,494 千円
沿岸漁業改善資金	4,040 千円
農業改良資金	8,733 千円

これらは、法律の改正、平成 21 年から 22 年にかけて行われた事業仕分けの取組の中で、継続すべき事業の見直しが行われ、平成 26 年度時点においては、新規貸付は行われておらず、回収管理業務のみが行われている状況にある。

回収管理業務については、回収方法、法的措置の方法、法的措置後の対応方法などを指導・助言する債権管理支援担当を税務課に設置し、各職員への継続的な研修を実施するとともに、債権の適正管理の確保、回収対策の促進等債権管理の高度化・効率化に向けた取組を総合的に推進するために、副知事及び各局長等で構成する広島県債権管理会議を平成 19 年度に設置し、全庁的な取組が行われているところである。

債権管理の回収方針については、農林水産局内で年 2 回（年度初めと年度終わり）の頻度で債権管理会議を行い方針を決定しており、その内容は広島県債権管理会議においても上程され、全庁的な取組として決定されている。

適正な徴収手続を行っていても回収に至らない債権については、広島県においては、税外債権の権利放棄に関する基準を以下のように定めており、安易に債権放棄を行うことを制限する一方で、回収管理業務の負担の軽減を図っている。

権利放棄に関する基準

(1) 時効期限が到来し、かつ債務者が時効を援用する見込みがあるもの
(2) 時効期限は到来していないが、債務者、連帯保証人、相続人のいずれも存在しないもの（個人～死亡、法人～登記閉鎖等）

(1) 木材産業等高度化推進資金事業

貸付先	金融機関
貸付金残高 (平成 26 年度末)	360,000 千円
貸付目的	木材の生産及び流通の合理化の促進による木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、木材関連業者に対し、その行う事業の合理化を推進するのに必要な資金及び林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金を融資し、林業・木材産業の健全な発展を図る。
貸付条件	無利子
償還期限	1 年間

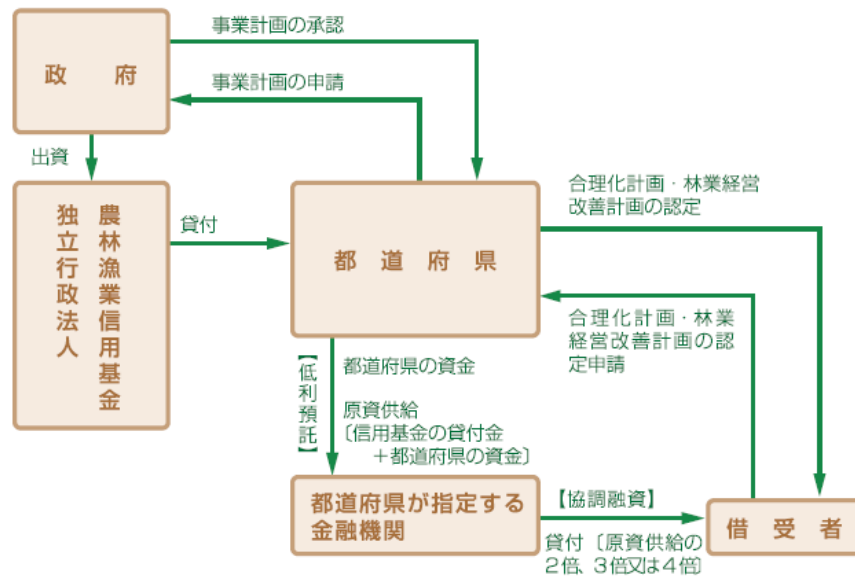
ア. 事業の概要

本事業は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年 6 月 28 日法律第 51 号）に基づき、国が独立行政法人農林漁

業信用基金を通じて広島県に資金を低利で貸付け、広島県は当該貸付金及びこれと同額の自己資金を広島県と資金供給契約を締結している指定金融機関に低利で供給し、指定金融機関がこれを原資の一部として事業者に対し当該供給資金の2倍～4倍の資金を低利で貸付けるという事業である。

この木材産業等高度化推進資金事業の仕組みは、次表のとおりである。

取引の流れ



(出典：農林水産省「木材産業等高度化推進資金利用案内」2頁)

融資の手順としては、金融機関からの融資を希望する借受者が、広島県に対し、自らの林業に関する合理化計画・林業経営改善計画の認定申請を行い、広島県がこれを認定した場合、金融機関から融資を受けることができるというものである。このような仕組みを見ても、本事業は、広島県において、融資の根拠となった事業計画等を確認することが求められている制度といえる。

この制度の直近年度における活用状況は、次のとおりである。

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
借受事業者数	17 経営体	14 経営体	7 経営体
広島県の金融機関への預託総額	360,000 千円	360,000 千円	360,000 千円
融資総額	234,750 千円	182,800 千円	95,000 千円

イ. 実績報告書の提出状況

金融機関から融資を受けた借受者は、合理化計画上の各年度終了後2か月以内に当該年度の資金の借受額及びこれに係る事業の実績報告を都道府知事に提出しなければならない(「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について」(54林野企第83号)第7第6項(2))。

また、都道府県知事は、本事業の運用にあたり、「当該資金が仮りにも投機的な木材取引に利用されることのないよう木材関連業者及び金融機関に対し、十分指導するものとする」ことが求められている(同第11第1項)。

しかし、実際に各借受者から提出された実績報告書を確認すると、提出期限から数か月程度も提出が遅延しているものや、そもそも実績報告書に日付が記

載されておらず、提出日が当該実績報告書からは確認できないものが散見され、上述の運用通知に違反する事例が認められた。

【指摘】

実績報告は、広島県が資金の用途を確認し、これが合理化計画の目的に使用されているか否かを確認するための重要書面であるから、実績報告書の期限は厳守するよう、各借受者に徹底させる必要がある。

また、日付の記載を欠く実績報告書については、その提出日を客観的に明確にしておくためにも、必ず記入するように各事業者に指導し、これを欠くものを受理しないなどの対応を取るべきである。

ウ. 実績報告の資料徴求状況

上述のとおり、借受者は、広島県に対し、合理化計画上の各年度が終了した際に当該年度の実績報告書を提出しなければならないところ、実際に提出された年度毎の実績報告書を見ると、借受者の資金用途を裏付ける資料（契約書、発注書、受注書等）は添付されていなかった。そのため、各年度における融資金の用途について、書類上、広島県が直接確認したことを裏付ける状態にはなっていないかった。

（意見）

上記の運用に関する通知等には、必ずしも上記資料を添付すべき旨を直接定める規定はないものの、上記資料は、貸付資金が事業目的に沿って使用されているか否かを確認するために必要なものと考え。そこで、各年度の実績報告書には、これらの資料の添付を求めるか、または、別途、広島県がこれらの資料を確認した旨の書面を作成するなど、広島県が資金用途を確認したことが明らかになるような手当をしておくべきと考える。

（2）就農支援資金貸付金

貸付先	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団 農業協同組合
貸付金残高 (平成26年度末)	(元金) 33,179千円
貸付目的	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づいて、広島県が広島県青年農業者等育成センター又は農業協同組合に対して行う就農支援資金の貸付制度を確立し、もって青年等の就農促進に資するため
貸付条件	無利子
償還期限	21年(10年の据置期間を含む)
延滞金・違約金	期日の翌日から支払の日までの日数に応じて償還すべき金額につき12.25%の延滞金が発生

ア. 制度の概要

就農支援資金は、新たに農業経営を開始する者や、就農希望者を新たに採用しようとする農業法人等の経営体を資金の面からサポートすることを目的とした制度で、具体的には、①自ら農業経営を目指す者、②農業法人等への就職を目指す者、③現在農業法人等の従業員で独立経営を開始する者は、就農計画を

作成し、都道府県知事の認定を受けられた場合には、無利子で資金の貸付を受けることができ、次の3種類の制度が設けられている。

区分		就農研修資金	就農準備資金	就農施設等資金
資金の種類		農業の技術又は経営の方法を実地に習得するための研修に必要な資金 授業料、教材費、視察研修費、パソコン等研修用機器等	住居の移転、資格の取得、就農先の調査等就農の準備に必要な資金 住居移転費（引越代、敷金礼金等）、資格取得費、就農先調査旅費、滞在費等	農業経営を開始するのに必要となる施設・機械等の購入に必要な資金 施設・機械購入費、種苗費、家畜購入費、各種修繕費、農地等の賃借料、農業機械等のリース料等 ※農地の取得経費は、貸付対象ではありません。
貸付主体		都道府県青年農業者等育成センター		・都道府県青年農業者等育成センター ・農協等の融資機関
貸付対象		認定就農者又は認定農業者		認定就農者
貸付限度額		農業大学校 → 5万円/月 先進農家等（国内外） → 15万円/月 指導研修（青年のみ） → 200万円	200万円	青年→3,700万円 （2,800万円を超える額については900万円又は必要な資金の額の1/2のいずれか低い額） 青年以外→2,700万円 （1,800万円を超える額については900万円又は必要な資金の額の1/2のいずれか低い額） 【経営開始後5年間を対象】
償還（据置）期間	青年	12（4）年以内 （条件不利地域 20（9）年以内）		12（5）年以内
	青年以外	7（2）年以内 （条件不利地域 12（5）年以内）		
その他				債務保証の対象

（出典：農林水産省「就農支援資金制度のパフレット」）

取引の流れとしては、都道府県が都道府県青年農業者等育成センター（以下、「センター」）又は農業協同組合が貸付業務を行うために必要な資金を貸付け、センター等が認定就農者又は認定農業者に対して貸付を行う。

広島県においては、平成19年度以降は新規の貸付取引は行っておらず、過年度に実施した貸付の残高についての回収管理のみが行われている状況である。

また、全国的にも平成26年度からは都道府県に代わって㈱日本政策金融公庫が貸付業務を行うこととなっている。

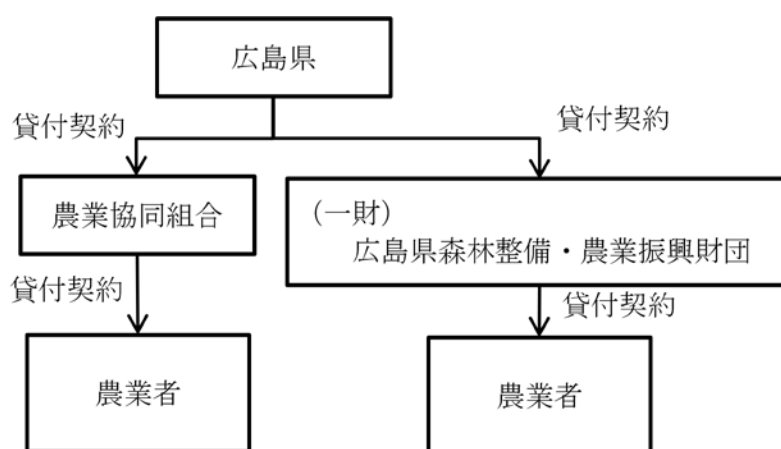
イ. 債権管理の状況

広島県の貸付先は個人の農業者ではなく、(一財)広島県森林整備・農業振興財団(以下、「財団」)及び農業協同組合であることから、基本的には延滞、不納欠損が発生する危険は低いが、平成12年2月に実施した財団との間の貸付契約分については、返済方法について調整が必要な状況にある。

具体的には、平成16年～17年において農業者と財団との間で、返済義務の有無について民事調停で争われ、結果的に農業者の債務を免除することで和解された案件が1件、自己破産した案件が2件あり、これらについては、農業者からの返済は行われなくなり、当該事案に該当する金額分については、財団から広島県に支払が行われなくなっている。

広島県としては、来年度までには財団と返済方法について協議を行い、解決を図る予定ではあるが、現時点においては未了の状況である。

取引の流れ



【指摘】

和解により債務の免除が確定して数年が経過した現時点においても、財団との協議が行われておらず、対応が先送りされている状況が見られる。早急な対応が必要であると考えます。

(3) 農業共済基金出資金貸付金

貸付先	広島県農業共済組合連合会(現「広島県農業共済組合」以下同じ)
貸付金残高 (平成26年度末)	13,494千円
貸付目的	農業共済組合の出資する農業共済基金拠出金の負担を軽減するため、広島県農業共済組合連合会の農業共済基金出資金に対して貸付を実施
貸付条件	無利息
償還期限	無期限

ア. 経緯

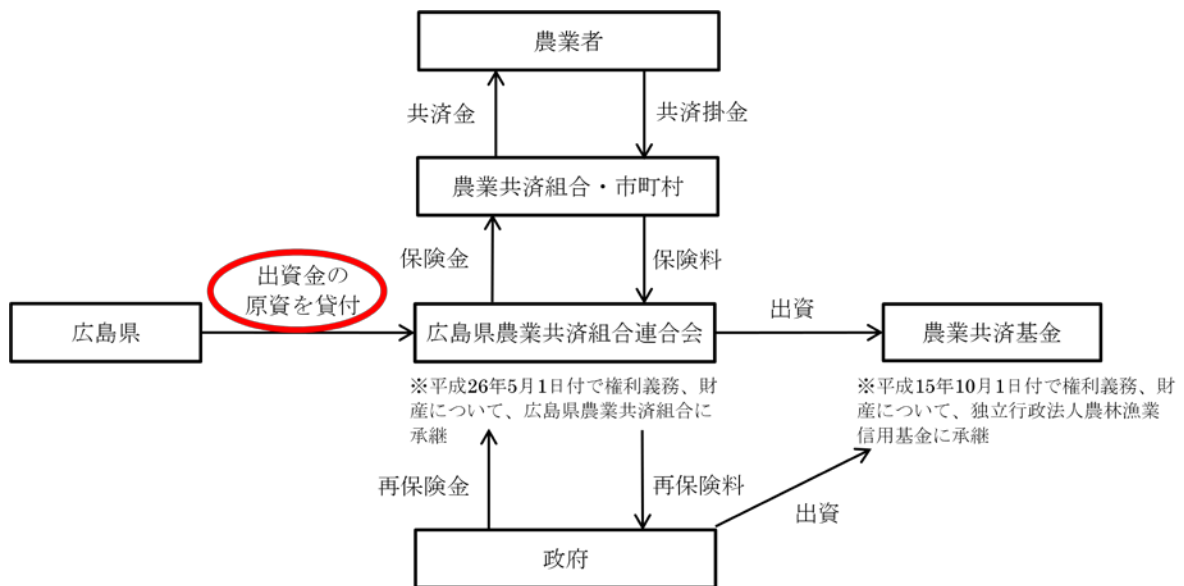
農業災害補償制度(NOSAI制度)は、昭和22年に制定された農業災害補償法に基づいて開始された制度で、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補填して農業経営の安定と農業生産能力の発展に資するために、農業者が予め掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその

共同準備財産から共済金を支払うという農業者の自主的な相互救済を基本としている。

当該制度は、①農業共済組合等（農業共済組合又は農業共済事業を行う市町村）、②都道府県を区域とする農業共済組合連合会、③政府の3段階で運営されており、大災害に備えて、農業共済組合等は、農業共済組合連合会の保険に付し、更に農業共済組合連合会は国の再保険を付すことにより、全国的な危険分散を図っている。

農業共済組合連合会は、農業共済基金（現、独立行政法人農林漁業信用基金）の設立にあたり出資が求められるが、昭和28年当時は、台風、水害災害が多発し、全国各地の農業共済組合連合会の資金繰りが厳しい状況となっていたことから、広島県においては、組合支援のために組合拠出金の一部を肩代わりすることとし、広島県農業共済連合会に対して、基金への出資を使用目的として貸付を行った。

取引の流れ



イ. 債権管理の状況

貸付実施以降は、権利義務関係は組織の改編等に伴い、平成12年4月1日付で農業共済基金から農林漁業信用基金に承継、更に平成15年10月1日付で独立行政法人農林漁業信用基金に承継され、一方、平成26年5月1日付で広島県農業共済組合連合会から広島県農業共済組合に承継されているが、新規貸付、回収取引は発生しておらず、残高は変動していない。

また、貸付金利子について、農業共済基金から出資金に関する配当があった場合には、広島県農業共済組合連合会は当該配当金を広島県に分配することを規定しているが、これまで配当金が支給されたことはない。

貸付契約の推移については、以下のとおりである。

回数	契約年月日	貸付金額（円）
第1回	昭和28年9月14日	2,153,000
第2回	昭和29年11月30日	2,153,000
第3回	昭和30年12月26日	1,500,000
第4回	昭和31年12月17日	1,000,000
第5回	昭和33年2月17日	1,500,000
第6回	昭和33年11月19日	2,153,000
第7回	昭和35年1月20日	305,000
第8回	昭和42年11月22日	2,730,000
	合計	13,494,000

【指摘】

当該貸付金について、償還期限は無期限となっており、農林水産局内においては、農業共済基金から出資金の返還を受けたときに、広島県に対して貸付金を返還するという事で整理されている。

昭和28年9月14日付で締結された貸付に関する「覚書」を確認したところでは、「農業共済基金から共済連に出資金の返還があつたときは、共済連は縣に貸付金を返還するものとする。」との記載はあるが、これは出資金が返還されるまでは貸付金を返済しないことを規定しているものではないと考えられる。

当初の貸付目的から遡って考えても、昭和28年当時には資金繰りが困難な状況にあった広島県農業共済組合連合会を支援する必要性はあったと思われるが、現在（平成27年3月31日時点）においては、総資産166億円、純資産119億円という十分な財産的基盤ができており、当該貸付の役割は終わっているといえる。

「覚書」に「貸付金に関する重要な事項で、この要綱に定めていない事項については、縣と共済連の協議によって協議する。」とあることから、返済方法について早急に協議を行う必要があると考える。

（参考）

貸付金残高は13,494千円であるが、消費者物価指数を基に現在の価値に置き換えた場合、73,787千円に相当しており、決して金額的重要性の低い取引ではないといえる。また、農業共済組合連合会の財産的基盤の構築に寄与したであろうことはうかがわれる。

回数	契約年月日	①貸付金額（円）	②平成26年 消費者物価指数	③契約当時の 消費者物価指数	④ (=②/③)	①×④
第1回	昭和28年9月14日	2,153,000	1,786.10	286.2	6.24 倍	13,436,315
第2回	昭和29年11月30日	2,153,000		301.8	5.92 倍	12,741,794
第3回	昭和30年12月26日	1,500,000		297.4	6.01 倍	9,008,574
第4回	昭和31年12月17日	1,000,000		300.2	5.95 倍	5,949,700
第5回	昭和33年2月17日	1,500,000		312.1	5.72 倍	8,584,268
第6回	昭和33年11月19日	2,153,000		312.1	5.72 倍	12,321,286
第7回	昭和35年1月20日	305,000		328.0	5.45 倍	1,660,855
第8回	昭和42年11月22日	2,730,000		483.5	3.69 倍	10,084,908
	合計	13,494,000				73,787,700

（消費者物価指数については、日本銀行「消費者物価指数（CPI）」より引用）

広島県農業共済組合の貸借対照表（平成 26 年度末）

（単位：千円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	2,214,818	流動負債	924,354
現金預金	1,956,104	未払債務	218,169
有価証券	50,050	責任準備金	668,707
未収債権	150,601	支払備金	7,386
貸倒引当金	△ 181	任意前受共済掛金	2,186
雑資産	41,388	雑負債	27,904
棚卸資産	16,856	固定負債	3,826,512
固定資産	14,450,669	長期借入金	13,494
有形固定資産	2,101,740	リース債務（長期）	24,529
無形固定資産	8,658	退職給付引当金	2,034,725
投資その他の資産	12,340,270	建設引当金	907,837
		修繕費引当金	396,905
		更新引当金	81,823
		業務引当金	70,500
		事務機械化準備金	96,697
		教育研修基金	200,000
		負債合計	4,750,867
		処分済剰余金	8,600,419
		未処分剰余金	303,686
		有価証券評価差額金	895,030
		固定資産見合純財産	2,115,484
		純財産合計	11,914,621
資産合計	16,665,488	負債及び純財産合計	16,665,488

（出典：広島県農業共済組合 HP「業務報告書」）

（４）沿岸漁業改善資金

貸付先	沿岸漁業従事者
貸付金残高 （平成 26 年度末）	（元金） 4,040 千円 （延滞金） 6,918 千円
貸付目的	沿岸漁業従事者等が、経営改善を目的として新しい漁具、漁ろう機器、養殖施設、住居施設等を購入する場合の資金を貸付
貸付条件	無利子
償還期限	10 年以内
延滞金・違約金	期日の翌日から支払の日までの日数に応じて償還すべき金額につき 12.25%の延滞金が発生

ア．制度の概要

沿岸漁業従事者等が、沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式若しくは漁ろうの安全確保のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することを助長するため、沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付を行うことを目的としたものである（沿岸漁業改善資金助成法第 1 条）。

広島県においては、平成 17 年度以降貸付がなかったこともあり、事業仕分け、社会情勢も勘案した結果、平成 22 年度で廃止された。平成 26 年度時点においては、新規の貸付取引は発生しておらず、過年度に実施した貸付の残高についての回収管理のみ行われている状況である。

イ. 債権管理の状況

回収事務は「広島県沿岸漁業改善資金債券回収事務処理要領」に準拠して行われており、支払期日までに入金がなかった場合には、電話等による督促、督促状の送付、連帯保証人に弁済請求を行う旨の予告などの手続を進めて回収に努めている。

平成 27 年 11 月時点において、元金残高が 3,440 千円（1 先）、違約金残高が 7,034 千円（4 先）という状況である。

違約金の発生している 4 先については、連絡の取れる状況は確保しており、3 先については支払の意思は確認できており入金はあるが、1 先滞納者が死去し配偶者が相続した案件については、元金返済後違約金部分についての入金は行われていない状況である。

（意見）

担当者が債権回収に向けて取組んでいることは確認できた。県民負担の公平性を確保する上でも、滞納者の状況の変化に注視しながら取組みを継続されたい。

（5）農業改良資金

貸付先	農業者
貸付金残高 （平成 26 年度末）	（元金） 8,733 千円 （延滞金） 32,321 千円
貸付目的	農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するために必要な資金を貸付け、農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とした制度
貸付条件	無利子
償還期限	10 年（据置期間 3 年以内）
延滞金・違約金	期日の翌日から支払の日までの日数に応じて償還すべき金額につき 12.25% の延滞金が発生

ア. 制度の概要

農業改良資金は、農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するために必要な資金を貸付け、農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とした制度である。

貸付の希望者は、農業改良措置に関する計画を作成し、県知事の認定を受けられた場合には、無利子、償還期間 10 年で貸付を受けることができる。

広島県においては、平成 18 年度以降は新規の貸付取引を行っておらず、過年

度に実施した貸付の残高についての回収管理のみが行われている状況である。また、全国的にも平成 22 年の法律改正により、都道府県に代わって(株)日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が貸付業務を行うこととなっている。

イ. 債権管理の状況

債権管理状況について業務担当者に質問を行った時点（平成 27 年 11 月末時点）において、元金残高が 7,325 千円（3 先）、違約金残高が 31,627 千円（10 先）という状況である。

違約金が発生している 10 先については、連絡は取れる状況は確保しており、9 先については支払の意思は確認できており、少額でも入金はあるが、1 先（元本 3,275 千円、違約金 11,709 千円）は、平成 20 年 4 月に強制執行により一部回収したのを最後に入金がなく、連帯保証人への連絡、現地確認という対応は行われているが、回収までには至っていない状況である。

（意見）

担当者が債権回収に向けて取組んでいることは確認できた。県民負担の公平性を確保する上でも、滞納者の状況の変化に注視しながら取組みを継続されたい。

第5 総括意見

我が国の農林水産業は従事者数や産出額等、年々減少を続けており、これから国際化が急速に推進される中、その産業としての環境は一層厳しくなることは周知の事実である。その我が国の農林水産業が抱える課題が広島県の抱える課題そのものであるといえる。

広島県の農業の厳しい現状は以下のデータから読み取れる。平成26年の生産農業所得は349億円（全国29位）で全国平均（595億円）を大きく下回っている。平成26年の耕地利用率は79.1%（全国44位）と全国平均（91.8%）よりかなり低く、農家1戸当たり平均耕地面積は0.98haと全国平均（2.08ha）の半分以下である。販売農家数は平成7年からの20年間で約53%減少し、同期間の農業就業人口の平均年齢は7歳増加して70.2歳となっている。

次に広島県の林業であるが、平成22年データで森林面積は全国10位、林家数は継続的に減少しているものの約45千戸（全国2位）であるが、その半数が保有山林3ha未満であるなど、小規模零細な林家が多い。また、木材加工業が盛んであり、平成26年の木材の県内需要量1,940千 m^3 は全国2位である。ところが外材（素材）入荷量が全国1位で、木材供給量の外材依存率は82.6%（全国平均22.2%）となっている。

一方、造林事業を目的としていた旧財団法人広島県造林公社（昭和40年設立）の流れをくむ一般財団法人広島県農林水産振興センターの負債整理が平成25年に実施され、県は約333億円の債権放棄と約129億円の損失補償を受け入れている。かくも多額の県民の血税が投入されたことを忘れてはならないわけだが、続いて平成26年度より、従前の県営林と同センターから引き継いだ造林を併せて県自身が管理経営を開始している。実態は一般財団法人に業務委託し、委託料と管理経費を県営林事業費特別会計として長期間に渡る造林事業に必要な支出を続けていくこととなっている。また平成19年度から開始された「ひろしまの森づくり県民税」は、当初平成23年までとなっていた課税期間を5年間延長し平成28年度まで継続されており、県民の負担により林業政策が実施されていることを肝に銘じておくべきである。

水産業も同様である。平成25年のデータでは、県内の漁業者等は約2,500経営体で、平成3年度から4割以上減少しており、その多くは零細な経営体である。最近の漁業生産額は横ばい傾向であるが、個々の漁業者の所得は小型底引き網では300万円程度、刺し網では250万円程度と労働条件と比して収入面において魅力のある職業とは言い難く、新規就業が進まず加えて高齢化問題も深刻化している。

これまで広島県では「2006～2010 広島県新農林水産業・農村漁村活性化行動計画」を実施し、永続的な生産構造の確立を目指し構造改革に取り組んだが、過疎化の急激な進行に加え、農林水産業者の減少と高齢化、耕作放棄地の増大など深刻な状況から脱することはできなかった。次に平成22（2010）年12月に「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」を策定、これまでの取組を見直し農林水産業の構造改革の早期実現を目指すとともに、県の将来像を県民と共有し、共に新たな時代を切り開く農林水産業づくりを推進するとした。その3年経過後の平成26（2014）年11月には「チャレンジプラン」の進捗状況を検証するとともに、目標をより着実に実現していくための具体的な取組を進める「アクションプログラム」を策定・公表した。

上記のような農林水産業振興プランは全国の多くの県で策定され取組まれているものであるが、広島県の「チャレンジプラン」のひとつの特徴は、「将来像を県民と共有」することを強調していることであろう。まずプラン策定の基本的な考え方において、「協働連携」を基本姿勢としている。そこでは「県民、農林水産業者、団体・事業者、市町、県のそれぞれが担う役割を明確にし、適切な役割分担と相互の連携により施策を推進する」と謳われている。

まず県民は食料などの消費者であり、県土の保全など農林水産業により与えられる幅広い効果・機能への理解を深め、本プランへの応援団となることが期待されている。一方で県は県民・関係者への情報提供と重点的・効果的な施策の展開を、関係団体・事業者や市町と協働連携のうえで推進し、プランの実行管理を行うことにより本プランのめざす姿実現のための総合プロデューサーとしての役割を担うとともに、経営や生産技術の開発・普及に努めるとある。

しかし本報告書においてこれまで指摘してきたように、県が総合プロデューサーの役割を果たしきれてはいないと思われる事象が、いくつかの場面で見られた。

農業経営負担軽減支援資金の延滞管理の事案では、債務者本人を交えた営農検討会を毎年開催せねばならないところを実施していなかったため、債務者である農業者等の経営状況資料が入手されず、県において検討すべき利子補給打ち切りの判断が先延ばしされている。中山間地域等直接支払事業では集落協定及び個別協定の実施状況の確認を市町が行い、県は市町からの報告内容を検討評価することとされている。ここで複数の市町からの実施報告書に不十分な記載があったにもかかわらず、県から特段の指導は行われていなかった。

更に、「協働連携」という基本姿勢を掲げていることから、監査人としては県が「チャレンジプラン」と「アクションプログラム」の進捗状況を適時適切に分析し、積極的に県民に公開（ディスクローズ）することで県の農林水産業が抱える課題を共有し、県全体を巻き込んだ議論を喚起していることを期待していた。しかし監査人には県が県民に対して積極的にディスクローズを行う意識は、さほど高くないと思われた。広島県産応援登録ホームページでは一部のコンテンツについては十分な情報を開示しているとは言えず、分かりやすい誘導もなく積極的に閲覧者を呼び込む仕組や取組が不十分であると感じられた。更に、コンテンツ更新作業を委託先業者が当初の提案書通りに実行していない状況への適切な対応がなされていなかった。

また「チャレンジプラン」の事業年度ごとの実績状況等は、県議会議員に報告し県民への閲覧という開示の仕組により対応しているとのことであるが、ITインフラの行き渡っている昨今、県のホームページ等をもっと活用すべきであり、県民一人ひとりに農林水産業が抱える課題をわかりやすく開示すべきである。例えば達成率の芳しくない事業等は積極的に公表することで、県以外の関係者からの意見が取り入れられ発展的な施策への見直しなど議論が巻き起こるものと考えられる。

「チャレンジプラン」は平成 32（2020）年度のめざす姿を描いているものであるが、「平成 23（2011）年度を初年度、平成 27（2015）年度を目標年度とする 5 か年計画として、社会情勢の変化、施策の効果に関する評価を踏まえ、情勢が変化した場合にはその時点で所要の見直しを行う」とされている。更に当初 3 年間の実績を踏まえ「アクションプログラム」が策定されているわけだが、プロジェクトによってはその初年度から数値目標に遠く及ばず、その後の見込みを担当者より聴取しても平成 27 年度あるいは平成 32 年度の目標に遠く及ばないと判断せざるを得ないものがあつた。これらの実績値の現状を踏まえ、今後、計画の実

現に向けての厳しい進行管理が必要となる。

更に監査では「チャレンジプラン」と「アクションプログラム」に掲げられている数値や指標の整合性を吟味したが、そもそも双方の数値指標、用語に関して連続性、整合性がわかりにくいものが散見された。これらは県民に公表しその議論を呼びかけるためのものであるから、厳格に取り扱うべきものである。

農林水産業は他の産業と比較して勤務時間が不規則であり、外的要因に影響を受ける場面の多い厳しい職業である。そのリスクの割に所得が高くないことが新規就労者数の増えない要因と考えられ、国の施策として就労支援のために多額の予算が準備されている。広島県においても、農林水産事業者への交付金、補助金や融資制度等は様々なものが用意されている。これらは第2次産業や第3次産業に属する企業者や労働者から見ると比較的簡単に金員が収受できる制度になっているように感じられるであろう。更に、これら補助金等のため市場競争原理が阻害され、退出・統合されるべき事業者が残っているとも考えられる。そのような状況で実施されている制度であるからこそ、県としては厳格なルールを遵守して実施すべきであり、債権回収作業は怠ってはならないと考える。

しかし農業共済基金出資金貸付金については、無期限という契約のため先方に資金的余裕が十分ある状況にもかかわらず、長年に渡り返済についての協議が行われていない状況である。また、就農支援資金貸付金は一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団が直接の貸付先であるが、平成16年及び17年における農業者に関する債権（債務免除分1件、自己破産案件2件）の返済方法の協議が先送りにされている。

監査では、農林水産局の支出の多数を占める公共工事にも着目した。多くは農道・林道の造成及び治山・圃場整備といったインフラ整備であり、食料供給の面だけではなく、県土の保全や水源かん養、環境保全など多面的な機能を有するもので、国の施策として実施されるものも少なくなく、よって県での取扱件数も多く多額の予算が投じられている。一方で農林水産局の予算でありながら、農林水産業事業者の所得に直接的に貢献するものではなく事業関係者等の便益向上のための支出となる面も持っている。そのような特徴もあり公共工事は、透明性、競争性、公正性、経済性の確保ができるよう一般競争入札が原則とされている。しかし、監査対象とした年度の農林水産局の公共工事の複数で、当初の入札で決定した契約価格の変更がなされていた。もちろん契約変更が適用できるルールが設けられているが、それを拡大解釈し結果的には逸脱していると疑われるような契約変更も見られた。

漁業経営構造改善事業は、県が直接の契約主体ではなく契約変更のルールは異なるが、県が補助金を交付し指導・監督責任を負う事業である。この事業は当初予算が甘く実際の工事費が大幅に増えることが初期の段階で判明したため、まず当初予算の範囲内の設計で入札・契約を行い、その後補正予算をもって同一の業者と変更契約が締結され最終的に当初予定の施設を完成させたものである。もし当初から全体の設計が示されていれば、別の業者が入札した可能性もあり、入札の公正性、透明性が阻害されていたと考えられ、県の監督責任が問われる事案である。なお大幅な契約額の変更となったため事業主体である広島県かき殻利用対策協議会が関係者への変更説明を行い、国費も入っていることから水産庁長官宛にも変更申請が行われた事業である。

そもそも別途契約とすべき工事を、ルールを拡大解釈し変更契約ですませてしまうことは事務執行上の内規違反であるのみならず、一般競争入札の透明性、競

争性、公正性、経済性の確保を追及していないことと考えられる。多額の税金が投入された事業において、予算制度は重要な統制手段であり当然遵守すべきものである。変更契約理由の中には、当初の調査で容易に把握できるような事柄を理由に掲げている事案も散見された。県の担当者は予算統制から逸脱するような行為を見逃さないために、定められた各種の報告書や添付資料を十分に吟味することはもちろんであるが、契約内容と現場の状況を十分に検討してその厳格な運用に努めるべきである。

全般的に、各担当者が定められた手続に従わず業務を行っているという指摘が多く出た印象がある。例えば、チェックリストを作成する指示が局全体に出されているのに担当者によりその使用状況が異なっている部署、補助金等申請のために必要な報告書や添付資料が不十分であるにもかかわらず承認されていた事例もあった。また補助金等に対してその後の効果を適切に検証していない事象もあった。更に本来は別途契約すべきところ、変更契約とするルールの逸脱が見られたことは既述のとおりである。

これらに関して各担当者においては、チェックリストを作成する指示が出された経緯や、報告書や資料の確認が必要とされている理由、そもそもなぜこのようなルールが設けられているのかの趣旨を十分理解、斟酌したうえで業務を遂行していただきたい。もしそれらが効率的な業務の妨げになっているのであれば、業務改善の提案をすべきであり、自身が担当するのは短期間だという意識で仕事をしているのでは公務員として県民への責任を果たしているとはいえないであろう。そして上席者は、担当者の手続漏れや不備等を発見、防止する統制機能を更に拡充すべきであろう。

更に交付金、補助金等に対しては効果の検証を適宜行うことで、実効性の疑わしい事業は次年度には見直しをかけるなど、県の将来を見据え、有効な事業の取捨選択をしっかりとやってもらいたい。これらは県民の付託にこたえるため、是非実施していただきたい事項である。

広島県の農林水産業が直面している問題の原因の多くは、今に始まったことではなく過去数十年に遡って起因しているものであり、短期間で結果の出ないもの、または永久解決することは困難なものもあると思われる。しかし広島県にはレモンやかきといった全国に誇れる産品があり、ひろしまフードフェスティバルといった集客面で成功しているイベントもある。「チャレンジプラン」では選択と集中もその基本姿勢に掲げられており、県はこれらの実績を県民に示すことで、なにをすべきか、なにができるのかの議論を更に踏み込んで喚起すべきであろう。これらが将来的に若者の農林水産業への積極的な参加を呼び込み、広島県の農林水産業の発展につながることを期待するものである。